

# 施策評価関連資料

(R2 分野別計画実績等)

## 【目次】

### <快適さを支える生活基盤の向上>

亀山市都市マスタープラン	都市整備課	1
亀山市景観計画	都市整備課	3
亀山市住生活基本計画	都市整備課	5
亀山市新水道ビジョン	上水道課	7
亀山市地域公共交通計画	産業振興課	11
第2次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務課	13
亀山市一般廃棄物処理基本計画	環境課	17
亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	環境課	19
亀山市歴史的風致維持向上計画	文化スポーツ課	23

### <健康で生きがいを持てる暮らしの充実>

第2次亀山市地域福祉計画	地域福祉課	25
亀山市健康・医療推進計画	長寿健康課	41
亀山市高齢者福祉計画	長寿健康課	45
第2次亀山市障がい者福祉計画	地域福祉課	65
亀山市生涯学習計画	生涯学習課	103
亀山市文化振興ビジョン	文化スポーツ課	105
第2次亀山市スポーツ推進計画	文化スポーツ課	125

### <子育てと子どもの成長を支える環境の充実>

亀山市学校教育ビジョン	学校教育課	133
第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画	子ども未来課	139

### <市民力・地域力の活性化>

第3次亀山市男女共同参画基本計画	文化スポーツ課	143
------------------	---------	-----

### <行政経営>

亀山市公共施設等総合管理計画	財務課	165
亀山市ICT利活用計画	総務課	167
第3次亀山市行財政改革大綱	財務課	191

# 亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和2年度)

( 産業建設部 都市整備課 )

## 計画の基本情報

計画期間	R 1 ~ R 9 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

## 計画の骨格



都市づくりの戦略方針（重点項目）	
エリアを対象にした都市づくり	亀山駅周辺まちづくり
	関宿周辺まちづくり
	井田川地域の住宅団地再生
適切な土地利用の誘導（土地利用制度の検討・運用）	

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>「都市施設整備の方針(交通施設整備の方針)」については、都市計画道路 和田太岡寺線の見直しを実施した。実施にあたっては、住民等の意見を反映させるため、住民説明会開催、パブリックコメント実施、関係機関(県)との協議、都市計画審議会での報告を行った。</p> <p>「都市づくりの戦略方針(適切な土地利用の誘導)」については、土地利用制度の検討を進めるため、庁内検討組織による検討を行った。</p> <p>また、「都市づくりの戦略方針(エリアを対象にした都市づくり)」については、エリアプラン策定を推進するため、「亀山市都市計画関係基本調査業務委託」を実施し、基礎調査、分析、他市町の事例収集等を行った。</p>
成果	<p>都市計画道路 和田太岡寺線の都市計画決定については、コロナ禍により延期となったが、概ねの手続きを年度内に進めることができた。</p> <p>また、土地利用制度の検討については、「亀山市土地利用制度検討業務委託」を実施し、庁内検討組織による検討を行った。</p> <p>エリアプラン策定に伴う調査については、必要な基礎調査、分析、他市町の事例収集等を行うことができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>1.快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 計画的な都市づくりの推進</p> <p>計画的な都市づくりを推進するため、都市計画道路の見直しを行うとともに、都市機能や居住の適切な誘導を行うための「適切な土地利用の誘導」に寄与できた。</p>

反省点・課題	<p>都市マスタープランに掲げた土地利用制度、エリアプラン策定を進めるにあたっては、地域住民の理解を十分得ていく必要があり、地域課題等に対応した制度、計画としていく必要がある。また、他課で実施している関連事業との連携を図り、調整のうえ事業推進を図る。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>地域懇談会等の実施により、住民との合意形成を図り検討を進めていく。また、庁内組織による検討も行い、関係部署との調整を図る。</p> <p>誘導区域の魅力向上による集約化を図れる制度、計画を策定し、これにより「都市の価値と魅力(都市力)の向上」につなげていく。</p>
--------	--

# 亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 産業建設部 都市整備課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R 年度																					
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。																					
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。																					
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>概要</th> <th>景観法の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 景観計画区域</td> <td>景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。</td> <td>第8条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td>第2章 景観形成の方向性</td> <td>本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td>第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</td> <td>一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。</td> <td>第8条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</td> <td>景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第4号</td> </tr> <tr> <td>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</td> <td>景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。</td> <td>第8条第2項第5号</td> </tr> <tr> <td>第6章 景観形成の推進方策</td> <td>本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	章	概要	景観法の条項	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	
	章	概要	景観法の条項																			
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号																			
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号																			
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号																			
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号																			
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号																			
第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。																					

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>景観法に基づき41件(建築物11件、工作物26件、開発行為等4件)の届出を受理し、その際、事前相談等を行い、良好な景観形成に努めた。</p> <p>「景観の日」に合わせて6月1日号の広報掲載とともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画に関するパンフレットを配布し、また関係機関(県、民間審査機関、三重県建設労働組合亀山支部等)へも配布を行った。</p> <p>太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインを策定した。</p>
成果	<p>景観法に基づく届出制度により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。</p> <p>景観計画のパンフレット配布等により、亀山市の景観計画についての周知を図った。</p> <p>太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの策定により、近年増加している太陽光発電施設の設置に関して、景観に配慮するよう指導を行う体制ができた。(令和2年度 届出1件)</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 魅力的な都市の形成</p> <p>魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。</p>



反省点・課題	<p>景観計画策定から期間が経過し、より進んだ景観形成基準の策定、新たな重点地区、推進地区の指定を検討していく必要がある。</p>
--------	---



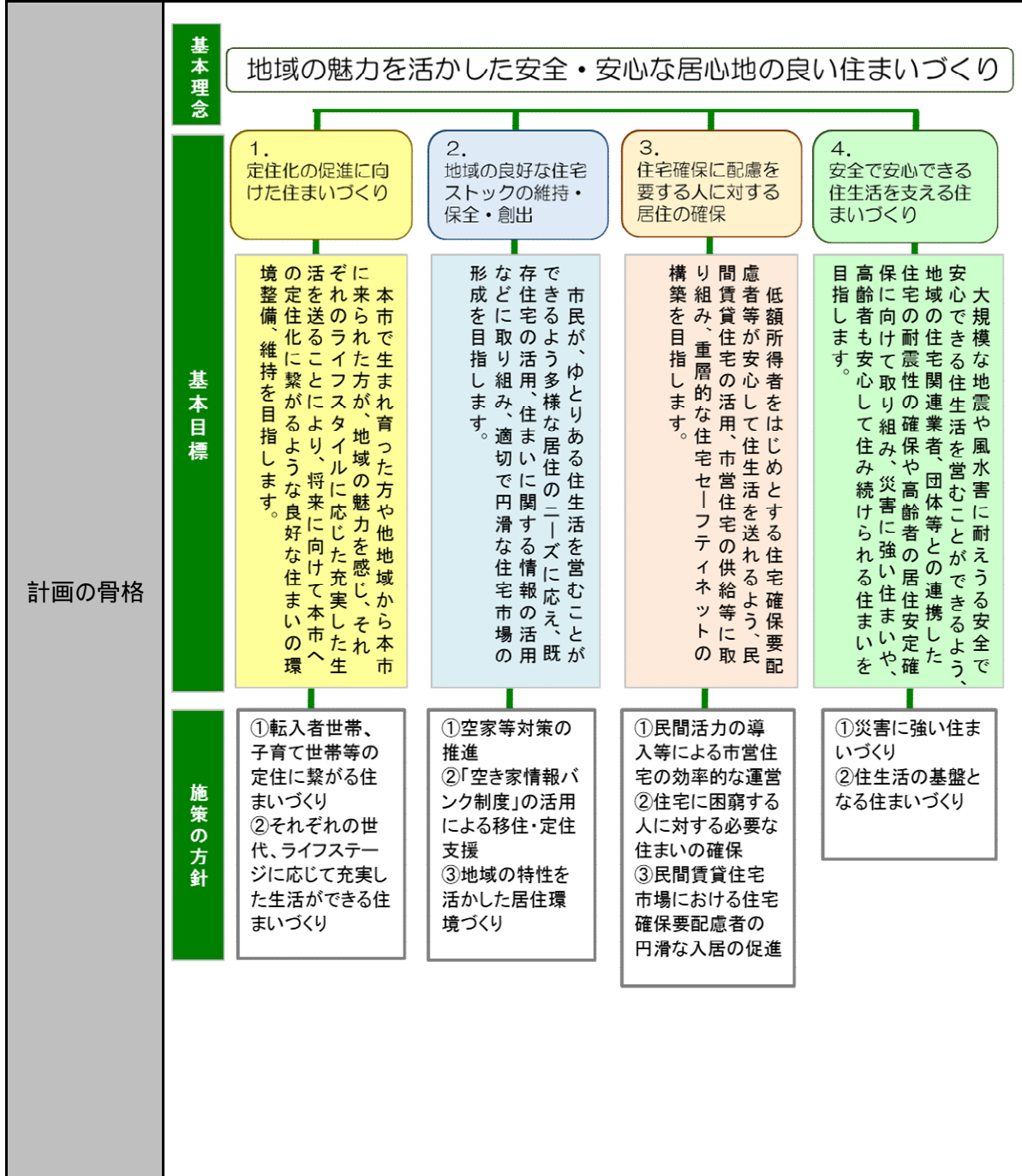
今後の方向性	<p>景観重要建造物の指定等を実施し、地域住民の景観についての意識向上を図り、合意形成により新たな地区指定を図っていく。</p> <p>また、「亀山市歴史的風致維持向上計画」と連携し、景観重要建造物等の維持・保全による良好な景観の創出に努める。</p>
--------	--

# 亀山市住生活基本計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 産業建設部 都市整備課 )

## 計画の基本情報

計画期間	R 1 ~ R 10 年度
位置付け	本計画は、住生活基本法第7条に規定される地方公共団体の責務として、住生活基本計画の全国計画(平成28年3月)及び三重県住生活基本計画(平成29年3月)に即し、第2次亀山市総合計画(平成29年3月)を上位計画として、市が策定している関連計画との整合を図り、策定するものである。
目的・概要	第2次亀山市総合計画の住環境の向上の中の「市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています」をめざす姿とし、本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちにするため、施策を効果的かつ持続的に進めるための方針を示すものである。



## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	移住・定住相談件数	件	110	147	500
2	移住・定住件数	件	8	19	50
3	特定空き家等の是正割合	%	50	100	100
4	民間活用市営住宅の確保戸数	戸	74	82	154
5	住宅耐震化率	%	88.1	90.3	95

## 計画の実績等

取組実績	<p>東京・大阪などの対面式の移住フェアが中止となるなか、オンラインの移住フェアに参加し、移住情報の提供や移住相談を行った。</p> <p>空き家等対策として、特定空家等及び管理不全状態の空家等の所有者に対し、改善指導を行った。また、固定資産税等納税通知書の中に空き家活用に関するチラシの同封や、空き家情報バンクの充実を行った。</p> <p>住生活基本計画(2019.3)において、今後10年間で確保する民間賃貸住宅を80戸と定めたことから、事業者へ周知を行い栄町地内で8戸の民間住宅を借り上げることができた。</p> <p>木造住宅の耐震診断、補強計画、補強工事、除去工事等について、各要綱に基づき補助金を交付した。</p>
成果	<p>年間37組の個別相談を行い移住への機運を高め、11世帯の移住に繋がった。首都圏在住で亀山にゆかりのある方を「亀山市移住・交流促進アドバイザー」として、公募し、3名を選定登録した。残り3件となった特定空家の解体が所有者によって行われ、市内の特定空家等8件すべてを解消することができた。空き家情報バンクの新規登録は5件で、年間成約が9件あった。</p> <p>木造住宅の耐震化率が昨年度の88.1%から90.3%へと増加した。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>民間住宅の活用による市営住宅の供給戸数の確保、空き家情報バンクによる空家の有効活用により住宅の確保ができた。住宅の耐震化の促進、狭い生活道路の改善により、災害時における安全性の向上と道路等の生活基盤の充実を進めることにより住環境の向上と移住・定住の促進が図られた。</p>

反省点・課題	<p>移住・定住に関して、オンラインのさらなる活用や移住者のフォローとネットワーク化を進めていく必要がある。特定空家等の指定に関して、市内の現状を把握するとともに、新たな指定を検討していくことが課題である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>新たな特定空家等の認定に向け取り組みを進める。民間住宅の活用により、借上げ型市営住宅の確保に努め、老朽化した市営住宅からの住替えを促進する。</p>
--------	---



# 亀山市新水道ビジョンに関する実績等報告書(令和2年度)

( 上下水道部 上水道課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 9 年度
位置付け	本ビジョンは、平成25年3月に公表された厚生労働省「新水道ビジョン」を勘案し、第2次亀山市総合計画との整合を図りつつ、平成23年3月に策定した「亀山市水道ビジョン」に代わるものとして、亀山市水道事業の施策をまとめ、今後10年間の方向性を示す計画として、平成30年3月に策定したものである。
目的・概要	現状と将来の見通しを「安全」「強靱」「持続」の観点から分析・評価し、亀山市水道事業が抱える諸課題の解消と、人口減少問題や大規模地震対策など今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、健全な事業運営を継続し、安全でおいしい水を安定供給するための施策をまとめたものである。
計画の骨格	<p>(基本理念) 次世代への使命 安全でおいしい水の安定供給</p> <p>(目標・重点施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全な水道 すべての市民が、いつでもどこでも安全でおいしい水が飲める水道             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水質管理体制の強化 持続的な安全性の強化 水質監視体制の強化</li> <li>(2) 安全で快適な配水システムの構築 水道施設の集中監視 快適な給水サービスの提供</li> <li>(3) 環境への貢献 地球温暖化防止への貢献 環境教育の推進</li> </ol> </li> <li>2. 強靱な水道 自然災害による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震対策の実施 計画的な耐震化の実施 災害時における飲用水等の確保</li> <li>(2) 風水害対策の実施 風水害発生時の浸水対策</li> <li>(3) 危機管理体制の強化 応急給水体制の強化 応急復旧体制の強化</li> </ol> </li> <li>3. 持続可能な水道 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 老朽施設等の計画的更新 施設等の計画的な更新 施設等台帳の継続的な整備</li> <li>(2) 水道サービスの充実 水道利用者への情報サービスの向上 水道利用者への対応の迅速化</li> <li>(3) 健全経営の強化 有収率の向上 適切な財源確保 事業経営の効率化</li> </ol> </li> </ol> <p>(事業計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道整備年次計画</li> <li>2. 財政計画</li> </ol>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	【別紙のとおり】				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>水道法第20条第1項に基づき水質検査計画を定め、水質検査を実施した。水量・水圧の適正化や省電力型ポンプ設備の導入を図るため、住山加圧ポンプ室の建設工事を開始した。</p> <p>緊急時に迅速な対応ができるよう辺法寺加圧ポンプ室に警報装置を設置した。老朽施設等の計画的な更新として、取水ポンプ取替工事等を実施した。また、老朽化による配水管改良工事及び水源から配水池を經由する地区の主要部までの経路である基幹管路の耐震化整備を実施した。</p> <p>水道施設を適切に管理するため、水道施設台帳の作成業務を開始した。有収率向上のため、第1水源区域の漏水調査をおこない修繕工事を実施した。財源確保等のため、クレジット・スマートフォンアプリ収納の普及に努めた。</p>
成果	<p>給水栓における水質が、省令に定められた基準に適合することを確認した。水量・水圧不足が解消されるよう、令和3年度の完成を目指し工事を進めている。警報装置の設置により、施設の異常時における緊急体制の構築が進められた。取水ポンプ取替等により、施設の安定稼働が維持でき、また、管路の改良工事等で、漏水箇所の改善と基幹管路等の耐震化が図れ、有収率が前年度を上回った。水道施設の適切な管理や計画的な施設の更新が図れるよう令和3年度の完了を目指し業務を進めている。</p> <p>漏水箇所を早期に修繕することで、有収率が前年度を上回った。クレジット収納等の収納件数は増加しており、使用者の利便性の向上と財源確保が図れ、収納率が向上し、経常収支比率は目標値を上回った。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>総合計画の施策の大綱1「快適さを支える生活基盤の向上」基本施策(3)上下水道の充実における施策の方向として、住山加圧ポンプ室の整備、基幹管路の耐震化整備、水道施設台帳の作成、工業用水道の整備を実施したことで、総合計画の推進に寄与できた。</p>

反省点・課題	<p>配水管や施設の老朽化が当初予定していた時期よりも早く進み管路や施設の追加工事及び修繕工事の実施により、水道整備年次計画の工程を見直す必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>施策の計画的な推進を図るため、おおむね3年ごとの進捗状況評価と点検により、財政計画と水道整備年次計画の妥当性を検証し、計画期間内に生じた新たな課題に、柔軟に対応していくこととする。</p>
--------	---

『亀山市新水道ビジョン』成果指標等一覧表

成果指標名		単位	現状値 (H28年度)	実績値 (H30年度)	実績値 (R1年度)	実績値 (R2年度)	目標値 (R9年度)
1	加圧ポンプの整備施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設		1	2	2	3
2	設備更新時の省エネルギー機器の導入施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設		1	2	2	3
3	基幹管路の耐震化率 (P31「2 強靱な水道」)	%	20.3	20.3	20.8	21.5	38.0
4	主要配水池への緊急遮断弁の設置施設数 (P31「2 強靱な水道」)	施設	5	7	7	7	9
5	有収率(北中勢水道を除く) (P33「3 持続可能な水道」)	%	90.0	91.2	88.8	90.0	93.9
6	経常収支比率 (P33「3 持続可能な水道」)	%	110.1	120.39	122.92	120.67	111.3

・計画期間 平成30年度から平成39年(令和9年)度までの10年間



# 亀山市地域公共交通計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 産業建設部 産業振興課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度	
位置付け	第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、亀山市都市マスタープラン、亀山市立地適正化計画等を関連計画とする「亀山市の総合的な公共交通政策の方向性等を定める基本計画」	
目的・概要	公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る。	
計画の骨格	<p>亀山市地域公共交通計画(亀山市地域公共交通網形成計画) (平成29年度～令和3年度)</p> <p>基本方針 亀山市が目指すべき交通体系の目標像の共有化</p> <p>基本方針 まちづくりと連携した市内全域で活用できる合理的な公共交通ネットワークの形成</p> <p>基本方針 地域の利用者ニーズを踏まえた効果的運行方式の導入と財政負担の軽減</p> <p>基本方針 サービス水準の確保と利用促進を誘導する戦略的行政支援策の展開</p> <p>基本方針 地域の主体的取り組みの支援と利用促進策の展開</p>	
	<p>本計画の目標 (地域公共交通体系の目標像)</p> <p>『市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまち』</p>	<p>数値目標 [目標年次:令和3年度]</p> <p>市内バス路線等の利用者総数 (乗合タクシー含む) 310,478人(H28) 317,000人以上</p> <p>コミュニティバス路線等の利用者総数 (乗合タクシー含む) 95,115人(H28) 102,000人以上</p> <p>コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数 各路線別の1便あたりの平均乗車人員数(人/便・日)(H28) 現状以上</p> <p>市内の鉄道駅の乗車人員数 (1日平均) 3,405人(H27) 3,400人以上</p> <p>移動環境に対する不満割合(%) 17%[H23] 15%以下</p>
	<p>目標を達成するための施策・事業</p>	<p>評価・検証</p>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	市内バス路線等の利用者総数	人	310,478	235,740	317,000 以上
2	コミュニティバス路線等の利用者総数	人	95,115	74,246	102,000 以上
3	コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数	人/便・ 日	4.5	3.4	現状以上
4	市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均)	人	3,405	3,439	3,400 以上
5	移動環境に対する不満割合	%	17	-	15以下

## 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀山市地域公共交通計画に基づき、既存バス路線については、運行事業を継続し、移動困難者の日常生活における移動性の確保に努めることができた。</li> <li>・コミュニティバスについては、地域公共交通計画に基づき、運賃体系の見直しを行うとともに、野登・白川地区自主運行バスの再編を行った。</li> <li>・乗合タクシーについては、当日予約、運行の2時間延長、公民館等の特定目的地停留所化(地域間移動)など利便性の向上を図るとともに、3,000円分の無料体験乗車券を配布し、利用者の増加に努めた。また、AI配車システムによる実証実験を実施し、その効果を検証した。</li> <li>・地域主体のバス活用イベントやバス乗り方教室開催、広域路線関係市町との共同PR等により、利用促進啓発および情報発信に努めた。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスについては、利用促進活動を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の一斉休校や外出自粛などにより、利用者数74,246人と目標を大きく下回り、また昨年の89,563人から約15,000人の減少となった。</li> <li>・乗合タクシーについては、制度の見直しを行った結果、見直し前の令和2年6月の利用者194人から、令和3年3月の利用者504人へと約2.6倍増えるなど、利用者の利便性の向上が図られた。</li> <li>・市内鉄道駅の総乗車人員数は、3,439人であった。平成30年度:3,490人と比較すると、51人減少しているが、目標値は超えている。</li> </ul>
総合計画 推進への 寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (5) 公共交通網の充実</p> <p>既存のバス等による効率的・効果的な運行継続の実施や乗合タクシーの利便性の向上など、市内の地域公共交通網を充実させることで、市民がそれらを利用して安全で快適な生活を送ることに寄与している。</p>

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画に基づいて計画的に取組を進める一方で、バス利用者が減少傾向であり、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した。引き続き利便性の向上に向けた取組を行うとともに、前計画からも継続となっている地域が主体となって運行する関南部地区自主運行バスへの支援を行う必要がある。</li> <li>・DXを活用した新たな技術を活用した公共交通ネットワークの構築も求められている。</li> <li>・バス利用者数が減少傾向にあるため、計画の数値目標の達成に向けて、継続して利用促進啓発活動を展開するとともに、ルート再編や運賃体系の見直しなど、利便性の向上に向けて取り組んでいく必要がある。</li> </ul>
--------	--

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり協議会や近隣自治体との情報共有や連携により利用促進活動に努めるとともに、利用促進に向けた取組を行う。</li> <li>・関南部地区自主運行バスへの支援など現計画に掲げる取組を進めるとともに、計画の最終年度であることから、これまでの検証と課題の整理を行い、次期計画の策定に着手していく。その中で、新たな技術を活用した取組の調査・研究や、ニーズとサービス、コストを考慮した鉄道・バス・乗合タクシーの最適な組み合わせによる効率的・効果的な運行に向けて検討を行う。</li> <li>・鉄道については、近隣自治体等と連携し、引き続き要望活動を行うとともに、JR加太駅舎の活用を含め、亀山駅前再開発など、鉄道との連携を図り、より効率的で効果的な地域公共交通ネットワークの形成を構築していく。</li> </ul>
--------	---

# 第2次亀山市消防力充実強化プランに関する実績等報告書(令和2年度)

( 消防本部 消防総務課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度						
位置付け	本プランは、消防組織法第4条第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「安全・安心なまちづくりの推進」と深く関わり、消防力の充実強化の部分を補完するものである。						
目的・概要	本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、亀山市消防本部の方向性を明らかにするものとして策定したものである。						
計画の骨格	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>体系図</b></p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 25%;">【基本理念】</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">【基本方針】</th> <th style="text-align: right; width: 50%;">【基本施策】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">市民の安心を支える消防力の充実強化</div> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 1】 消防体制の充実強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 2】 予防体制の充実強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 3】 救急体制の充実強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 4】 消防団の充実強化</div> </td> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_消防施設・設備の整備                      2_職員の人材育成                      3_消防職員の適正配置                      4_災害対応力の強化                      5_他市消防本部等との連携強化                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_地域消防力の強化                      2_防火思想の普及啓発                      3_住宅防火対策の推進                      4_事業所等の安全対策の推進                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_増加する救急事案への対応                      2_市民による救命率の向上                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_消防団の活性化                      2_消防団の再編                      3_消防団の教育訓練                 </div> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	【基本理念】	【基本方針】	【基本施策】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">市民の安心を支える消防力の充実強化</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 1】 消防体制の充実強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 2】 予防体制の充実強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 3】 救急体制の充実強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 4】 消防団の充実強化</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_消防施設・設備の整備                      2_職員の人材育成                      3_消防職員の適正配置                      4_災害対応力の強化                      5_他市消防本部等との連携強化                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_地域消防力の強化                      2_防火思想の普及啓発                      3_住宅防火対策の推進                      4_事業所等の安全対策の推進                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_増加する救急事案への対応                      2_市民による救命率の向上                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_消防団の活性化                      2_消防団の再編                      3_消防団の教育訓練                 </div>
【基本理念】	【基本方針】	【基本施策】					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">市民の安心を支える消防力の充実強化</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 1】 消防体制の充実強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 2】 予防体制の充実強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 3】 救急体制の充実強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;">【基本方針 4】 消防団の充実強化</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_消防施設・設備の整備                      2_職員の人材育成                      3_消防職員の適正配置                      4_災害対応力の強化                      5_他市消防本部等との連携強化                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_地域消防力の強化                      2_防火思想の普及啓発                      3_住宅防火対策の推進                      4_事業所等の安全対策の推進                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_増加する救急事案への対応                      2_市民による救命率の向上                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">                     1_消防団の活性化                      2_消防団の再編                      3_消防団の教育訓練                 </div>					

## 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	「別紙のとおり」				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>県消防学校での教育課程や県メディカルコントロール協議会が主催する教育研修に職員を派遣し、職員の人材育成を行った。鈴鹿市とはしご自動車の共同運用を開始するとともに、津市、鈴鹿市と通信指令業務の共同運用について、調査研究を行った。また、鈴鹿亀山地域における「119番通報時緊急度判定プロトコル」の運用準備を行った。防火思想啓発のため、広報媒体を用いて住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理を促進した。地域防災の要である消防団の充実強化を図るため、広報媒体を活用して消防団活動をPRし、入団しやすい環境を整えた。より安全に災害対応等を行うため、雨衣の予算化を行った。</p>												
成果	<p>様々な教育課程等へ職員を派遣し、職員の技能を向上させることができた。鈴鹿市とはしご自動車を共同で整備したことにより、より装備が充実した車両を導入することができた。津市、鈴鹿市と通信指令業務の共同運用について、調査研究を進めることができた。また、鈴鹿亀山地域における「119番通報時緊急度判定プロトコル」の令和3年度からの正式運用に向けて、準備を進めることができた。防火思想の普及啓発のため、広報媒体を用いて住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理を促進することができた。地域防災の要である消防団の充実強化を図るため、広報媒体を活用して活動をPRし、消防団員が活動しやすい体制や新たに入団しやすい環境を整えることができた。雨衣更新の予算化により、より安全に災害対応等ができる体制を整備することができた。</p>												
総合計画 推進への 寄与度	<p>第2次亀山市総合計画前期基本計画 1.快適さを支える生活基盤の向上 (6)安全・安心なまちづくりの推進 【成果指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災出動に関する平均所要時間</td> <td>12分53秒</td> <td>12分00秒</td> <td>14分51秒</td> </tr> <tr> <td>・救急出動に関する平均所要時間</td> <td>39分55秒</td> <td>37分00秒</td> <td>41分06秒</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	目標値	R2年度	・火災出動に関する平均所要時間	12分53秒	12分00秒	14分51秒	・救急出動に関する平均所要時間	39分55秒	37分00秒	41分06秒
	現状値	目標値	R2年度										
・火災出動に関する平均所要時間	12分53秒	12分00秒	14分51秒										
・救急出動に関する平均所要時間	39分55秒	37分00秒	41分06秒										

反省点・課題	<p>本プランの目的を達成するために掲げた基本施策の取組を推進したが、前期基本計画の成果指標として設定した火災・救急出動に関する平均所要時間を、昨年度実績から短縮することができなかった。今後は、さらに個々の取り組み内容を精査し、成果指標の達成を目指す。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>本プランは令和3年度末までとなることから、個々の取り組みを着実に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等社会情勢の変化に応じて必要な取り組みを検討していく必要がある。</p>
--------	--



## 成果指標一覽表

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	防火水槽設置数	基	440	440	440
2	救急救命士搭乗率	%	100	99.9	100
3	中型免許取得率	%	82	79	93
4	消防用設備設置率	%	51.8	52	53
5	防火診断実施世帯数	世帯	220	0	800
6	住宅用火災警報器設置率	%	80.0	79.0	100
7	被搬送者軽症率	%	51.2	53.2	48
8	特定行為評価適切率	%	100	100	100
9	バイスタンダー心肺蘇生法実施率	%	55.8	47.6	50
10	消防団員充足率	%	94.5	95.9	100
11	消防団協力事業所認定数	事業所	11	11	16
12	防火衣配備率	%	100	100	100



# 一般廃棄物処理基本計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 生活文化部環境課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 2 年度
位置付け	本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するものであり、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「低炭素・循環型社会の構築」に関わるものである。
目的・概要	法や条例の目的である「生活環境の保全や公衆衛生の向上」を確保するため、一般廃棄物の適正な処理と減量化、再生利用の推進を図ることを目的とし、今後の本市の一般廃棄物処理に関する基本的事項を示すものである。
計画の骨格	<p>The diagram illustrates the structure of the plans. On the left, a vertical box labeled 'ごみ処理基本計画' (Waste Management Basic Plan) has two arrows pointing to boxes: '清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題' (Current status and issues surrounding cleaning and recycling activities) and '基本的な考え方と目標' (Basic concepts and objectives). To the right of these are two large boxes containing lists of key points. The top box lists: '人口及び産業の動向' (Trends in population and industry), 'ごみ処理の現状' (Current status of waste management), '現計画の総括' (Summary of the current plan), and '将来予測と主な課題' (Future forecasts and main issues). The bottom box lists: '基本理念' (Basic philosophy), '基本方針' (Basic policy), '計画目標' (Plan objectives), '目標達成に必要となるごみ減量化、資源化の原単位' (Original unit of waste reduction and resource recovery required for goal achievement), 'ごみ排出抑制等のための方策' (Policies for waste emission reduction), '分別収集するごみの区分と種類' (Classification and types of separately collected waste), '排出抑制及び資源化施策後のごみ排出量と資源化量' (Waste emission and resource recovery after emission reduction and resource recovery measures), '排出抑制及び資源化施策後のごみ排出原単位と資源化率' (Original unit and resource recovery rate of waste after measures), 'ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項' (Basic items regarding proper waste management and those implementing it), and 'ごみ処理施設の整備に関する基本的事項' (Basic items regarding waste management facility improvement). Below this, a vertical box labeled '生活排水処理基本計画' (Wastewater Treatment Basic Plan) has two arrows pointing to boxes: '生活排水処理事業を取り巻く現状と課題' (Current status and issues surrounding domestic wastewater treatment activities) and '基本的な考え方と将来予測' (Basic concepts and future forecasts). To the right are two boxes containing lists of key points. The top box lists: '生活排水処理の現状' (Current status of domestic wastewater treatment), '収集・運搬の現状' (Current status of collection and transport), and '処理の現状' (Current status of treatment). The bottom box lists: '基本方針' (Basic policy), '処理の主体及び体制' (Main body and system of treatment), and '今後の予測' (Future forecasts).</p>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	1人1日あたりのごみ排出量(家庭系ごみ)	g/ 人・日	722	773	685
2	1人1日あたりのごみ排出量(事業系ごみ)	g/ 人・日	243	177	207
3	資源化率	%	37.0	29.3	42.0
4	生活排水処理率	%	78.2	82.7	84.0
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>本市は、ごみピット内の組成分析では、一般廃棄物に占める紙類及び厨芥類の割合が高い結果が続いている。このことから、令和2年10月に雑がみ及びその他色びんの分別収集を試行的に開始し、紙類等の資源化推進に取り組んだ。</p> <p>家庭系ごみは、家庭系食品廃棄物組成分析調査の実施により本市における食品ロスの実態把握に努め、ごみダイエットサポーターと協働して3Rによるごみの減量とリサイクルに取り組んだ。事業系ごみは、収集運搬許可業者に対して搬入検査を実施するなど、分別・搬入指導によるごみの減量とリサイクルに取り組んだ。</p> <p>公共下水道事業については、井田川・能褒野処理分区他2処理分区の供用開始区域の拡大を図るため、事業計画に基づいた生活排水処理施設の整備を行った。</p>
成果	<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛が影響してか、家庭系ごみの1人1日あたりの排出量は773g(前年度比36g増)と増加し、目標値を達成することができなかった。一方、事業系ごみは同様の理由から177g(前年度比6g減)と減少し、目標値を達成することができた。</p> <p>資源化率は、雑がみの分別収集に試行的に取り組んだものの、ペーパレス化や店頭回収等の活発化により総合環境センターでの紙類の資源化量が著しく減少し、さらに活動団体数の減少による集団回収量の減少等もあり29.3%(前年度比1.5ポイント減)と低下し、目標値を達成することができなかった。</p> <p>生活排水処理率については、井田川・能褒野処理分区他2処理分区の供用開始により、生活排水処理率の向上が図れた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>新たな資源ごみとして、雑がみ及びその他色びんの分別収集を試行的に開始したこと、家庭系食品廃棄物組成分析調査により本市における食品ロスの実態把握に努めたことで、今後の市民1人1日あたりのごみ排出量の低減や資源化率の向上に寄与できるものと考えられる。</p> <p>公共下水道事業や農業集落排水事業の供用開始区域内の市民に接続を促したことで、生活排水処理対策の推進に寄与できた。</p>
反省点・課題	<p>紙類の一般廃棄物に占める割合は、雑がみ等の分別収集開始前が49.3%に対し、開始後は29.4%と低下したが、依然として3割程度と高い割合を占めている。</p> <p>生活排水処理については、経済的、効率的な処理方式を選択し、生活排水処理施設の整備を進める必要がある。</p>
今後の方向性	<p>家庭系ごみにおける食品ロス削減及び雑がみ等の分別収集を着実に進め、ごみの減量化とリサイクルの推進を図る。</p> <p>生活排水処理施設整備を計画的、効率的に進め、整備された地域において、下水道への接続率の向上を目指す。</p>

# 亀山市地球温暖化防止対策実行計画〔区域施策編〕に関する実績等報告書

(令和2年度)

(生活文化部 環境課)

## 計画の基本情報

計画期間	H 26 ~ R 2 年度																		
位置付け	本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域の自然的社会的条件に応じて、市域の温室効果ガスを削減するために定めるものであり、また、亀山市第2次総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「1.快適さを支える生活基盤の向上(7)低炭素・循環型社会の構築」と深くかかわり、市民・事業者・行政等がそれぞれの立場で低炭素社会の形成に向け、省エネルギー・省資源などの取り組みを通じ、また、再生可能エネルギーの有効活用の啓発を行い、地球温暖化防止対策を推進するためのものである。																		
目的・概要	計画の目的は、地域の自然的社会的条件に応じ、各主体(市民・事業者・行政)における施策を推進し、市域から排出する二酸化炭素を削減させるものである。 計画の概要は、環境基本計画の理念の下、地球温暖化防止対策に関する各主体の具体的な行動を示し、「二酸化炭素排出抑制」「新エネルギー・再生可能エネルギーの導入」「森林整備・緑化の推進」「環境教育の推進」を推進するものである。																		
計画の骨格	<table border="1"> <tr> <td>1 二酸化炭素排出抑制</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>市民:省エネ行動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動定着の仕組みをつくります</li> <li>省エネ行動促進の支援を行います</li> <li>市民参加の取り組みを企画し実施します</li> <li>省エネ行動取り組みの情報提供をします</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民:省資源活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>リフューズ(Refuse) でごみを減量します</li> <li>リデュース(Reduce) でごみを減量します</li> <li>リユース(Reuse) でごみを減量します</li> <li>リサイクル(Recycle) でごみを減量します</li> <li>省資源活動の支援、情報提供を行います</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業者:省エネ行動 省資源活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動の取り組みを支援します</li> <li>省エネ行動の取り組みの情報提供をします</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>公共交通機関等の利用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>JRの利用を推進します</li> <li>バスの効率的・効果的な運行を行います</li> <li>クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します</li> <li>自動車等の使用を抑制します</li> </ul> </td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 新エネルギー・再生可能エネルギーの導入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電の導入を促進します</li> <li>地域資源として存在する再生可能エネルギーに関して調査・研究し、利用に向けて検討します</li> <li>クリーンエネルギー自動車の普及率を高めます</li> <li>新エネルギー・再生可能エネルギーの情報提供及び支援を行います</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>3 森林整備・緑化の推進 (吸収源対策)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>亀山市森林整備計画に基づき、森林整備を計画的に推進します</li> <li>緑あふれる美しいまちづくりを推進します</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>4 環境教育の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>講座や講演会等の開催により、誰もが環境や温暖化防止について学べる機会を提供します</li> <li>身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などを促進します</li> <li>環境に関する学習、啓発、奉仕体験活動を実施します</li> <li>地球規模の環境問題に対する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります</li> </ul> </td> </tr> </table>	1 二酸化炭素排出抑制		<table border="1"> <tr> <td>市民:省エネ行動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動定着の仕組みをつくります</li> <li>省エネ行動促進の支援を行います</li> <li>市民参加の取り組みを企画し実施します</li> <li>省エネ行動取り組みの情報提供をします</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民:省資源活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>リフューズ(Refuse) でごみを減量します</li> <li>リデュース(Reduce) でごみを減量します</li> <li>リユース(Reuse) でごみを減量します</li> <li>リサイクル(Recycle) でごみを減量します</li> <li>省資源活動の支援、情報提供を行います</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業者:省エネ行動 省資源活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動の取り組みを支援します</li> <li>省エネ行動の取り組みの情報提供をします</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>公共交通機関等の利用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>JRの利用を推進します</li> <li>バスの効率的・効果的な運行を行います</li> <li>クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します</li> <li>自動車等の使用を抑制します</li> </ul> </td> </tr> </table>	市民:省エネ行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動定着の仕組みをつくります</li> <li>省エネ行動促進の支援を行います</li> <li>市民参加の取り組みを企画し実施します</li> <li>省エネ行動取り組みの情報提供をします</li> </ul>	市民:省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>リフューズ(Refuse) でごみを減量します</li> <li>リデュース(Reduce) でごみを減量します</li> <li>リユース(Reuse) でごみを減量します</li> <li>リサイクル(Recycle) でごみを減量します</li> <li>省資源活動の支援、情報提供を行います</li> </ul>	事業者:省エネ行動 省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動の取り組みを支援します</li> <li>省エネ行動の取り組みの情報提供をします</li> </ul>	公共交通機関等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>JRの利用を推進します</li> <li>バスの効率的・効果的な運行を行います</li> <li>クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します</li> <li>自動車等の使用を抑制します</li> </ul>		2 新エネルギー・再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電の導入を促進します</li> <li>地域資源として存在する再生可能エネルギーに関して調査・研究し、利用に向けて検討します</li> <li>クリーンエネルギー自動車の普及率を高めます</li> <li>新エネルギー・再生可能エネルギーの情報提供及び支援を行います</li> </ul>	3 森林整備・緑化の推進 (吸収源対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀山市森林整備計画に基づき、森林整備を計画的に推進します</li> <li>緑あふれる美しいまちづくりを推進します</li> </ul>	4 環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座や講演会等の開催により、誰もが環境や温暖化防止について学べる機会を提供します</li> <li>身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などを促進します</li> <li>環境に関する学習、啓発、奉仕体験活動を実施します</li> <li>地球規模の環境問題に対する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります</li> </ul>
1 二酸化炭素排出抑制																			
<table border="1"> <tr> <td>市民:省エネ行動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動定着の仕組みをつくります</li> <li>省エネ行動促進の支援を行います</li> <li>市民参加の取り組みを企画し実施します</li> <li>省エネ行動取り組みの情報提供をします</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民:省資源活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>リフューズ(Refuse) でごみを減量します</li> <li>リデュース(Reduce) でごみを減量します</li> <li>リユース(Reuse) でごみを減量します</li> <li>リサイクル(Recycle) でごみを減量します</li> <li>省資源活動の支援、情報提供を行います</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業者:省エネ行動 省資源活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動の取り組みを支援します</li> <li>省エネ行動の取り組みの情報提供をします</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>公共交通機関等の利用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>JRの利用を推進します</li> <li>バスの効率的・効果的な運行を行います</li> <li>クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します</li> <li>自動車等の使用を抑制します</li> </ul> </td> </tr> </table>	市民:省エネ行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動定着の仕組みをつくります</li> <li>省エネ行動促進の支援を行います</li> <li>市民参加の取り組みを企画し実施します</li> <li>省エネ行動取り組みの情報提供をします</li> </ul>	市民:省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>リフューズ(Refuse) でごみを減量します</li> <li>リデュース(Reduce) でごみを減量します</li> <li>リユース(Reuse) でごみを減量します</li> <li>リサイクル(Recycle) でごみを減量します</li> <li>省資源活動の支援、情報提供を行います</li> </ul>	事業者:省エネ行動 省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動の取り組みを支援します</li> <li>省エネ行動の取り組みの情報提供をします</li> </ul>	公共交通機関等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>JRの利用を推進します</li> <li>バスの効率的・効果的な運行を行います</li> <li>クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します</li> <li>自動車等の使用を抑制します</li> </ul>											
市民:省エネ行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動定着の仕組みをつくります</li> <li>省エネ行動促進の支援を行います</li> <li>市民参加の取り組みを企画し実施します</li> <li>省エネ行動取り組みの情報提供をします</li> </ul>																		
市民:省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>リフューズ(Refuse) でごみを減量します</li> <li>リデュース(Reduce) でごみを減量します</li> <li>リユース(Reuse) でごみを減量します</li> <li>リサイクル(Recycle) でごみを減量します</li> <li>省資源活動の支援、情報提供を行います</li> </ul>																		
事業者:省エネ行動 省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動の取り組みを支援します</li> <li>省エネ行動の取り組みの情報提供をします</li> </ul>																		
公共交通機関等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>JRの利用を推進します</li> <li>バスの効率的・効果的な運行を行います</li> <li>クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します</li> <li>自動車等の使用を抑制します</li> </ul>																		
2 新エネルギー・再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電の導入を促進します</li> <li>地域資源として存在する再生可能エネルギーに関して調査・研究し、利用に向けて検討します</li> <li>クリーンエネルギー自動車の普及率を高めます</li> <li>新エネルギー・再生可能エネルギーの情報提供及び支援を行います</li> </ul>																		
3 森林整備・緑化の推進 (吸収源対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀山市森林整備計画に基づき、森林整備を計画的に推進します</li> <li>緑あふれる美しいまちづくりを推進します</li> </ul>																		
4 環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座や講演会等の開催により、誰もが環境や温暖化防止について学べる機会を提供します</li> <li>身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などを促進します</li> <li>環境に関する学習、啓発、奉仕体験活動を実施します</li> <li>地球規模の環境問題に対する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります</li> </ul>																		

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種イベントが中止となり、イベントでの地球温暖化防止対策の周知・啓発はできなかったが、市ホームページ及び市広報、中学校での環境教育、ZTV行政番組、安心メール、市Facebookにおいて、二酸化炭素の排出を抑制する省エネ行動やライトダウン、グリーン購入などの啓発等を行った。</p> <p>事業者に対しては、引き続き、市ホームページで省エネに関する情報や再生可能エネルギーに関する補助金等のメニュー紹介を行った。</p> <p>加えて、第2次亀山市環境基本計画に亀山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を内包させ、脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築についての計画策定に向けて取り組んだ。</p>
成果	<p>地球温暖化防止活動の必要性を幅広い世代にPRすることにより、一定程度の「二酸化炭素排出抑制」及び「新エネルギー・再生可能エネルギーの導入」、「環境教育の推進」を推進することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市民・行政がそれぞれの立場で、低炭素社会の形成に向け省エネルギー・省資源行動などの取り組みを行うことにより、地球温暖化防止対策を推進することができ、環境負荷の少ない社会の形成に寄与することが出来た。</p>

反省点・課題	<p>脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築に向けて、まだまだ市民及び事業者の二酸化炭素の排出削減や再生可能エネルギーの活用等の意識が高いとは言えない状況であり、更なる意識醸成の必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築に向けて、再生可能エネルギーの更なる活用を図るため、公共施設での再エネの活用割合を増やすこと及び防災拠点・避難所等における太陽光発電及び蓄電池等の整備、再エネ適正導入のための制度検討等を進め、効果的な実施に繋げる。</p>
--------	---

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値	
二酸化炭素総排出量(基準年H20年度)		千t- CO <sub>2</sub>	2,011	-	1,755	
各削減項目に基づく目標値						
	項目	単位	現状値		削減行動目標 値(R2年度)	
1	事業者:国及び県の施策実施による削減	%	-	-	産業部門: 1% 民生業務: 0.14%	
2	市民:省エネ行動による削減実施率	%	56	-	71	
3	市民:省資源活動による削減実施率	%	97.5	-	100	
4	市民:省エネ機器買換えによる削減買換え率	%	34	-	76	
5	市民: 新エ ネル ギー 削減 導入 に	太陽熱温水器導入率	%	5.8	-	12.7
		太陽光発電導入率	%	6.7	-	17.5
		コージェネレーション導入率	%	1.0	-	7.2
		ヒートポンプ式給湯器導入率	%	7.9	-	13.6
		潜熱回収型給湯器導入率	%	1.0	-	5.5
		クリーンエネルギー自動車導入率	%	25.2	-	53.4
6	国施策による自動車燃費改善による削減	%	-	-	乗用車13% 貨物車6%	
7	ごみ処理量減量(発生量)	千t/年	17.8	17.8	16.8以下	
8	間伐面積(森林吸収)	ha/年	150	165.4	282	





# 亀山市歴史的風致維持向上計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 生活文化部 文化スポーツ課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 20 ~ R 2 年度
位置付け	本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律(所謂、歴史まちづくり法)第4条の規程に基づき同法第5条第2 項に規程する内容をまとめたものである。本計画は、同法による国の第1号認定を受けたものである。
目的・概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 亀山市の歴史的背景             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 亀山市の自然及び社会的環境</li> <li>(2) 歴史的背景</li> </ol> </li> <li>2. 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針(5 - 2 - 1)             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定等文化財の分布状況</li> <li>(2) 指定等以外の文化財の分布状況</li> <li>(3) 把握できる関連文化財群</li> <li>(4) 亀山市の維持向上すべき歴史的風致</li> <li>(5) 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み</li> <li>(6) 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題</li> <li>(7) 上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け</li> <li>(8) 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針</li> <li>(9) 計画実現のための体制</li> </ol> </li> <li>3. 重点区域の位置及び区域(5 - 2 - 2)             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 重点区域設定の考え方</li> <li>(2) 重点区域の位置及び区域</li> <li>(3) 重点区域の景観形成に関する施策による保護</li> </ol> </li> <li>4. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項(5 - 2 - 3)             <ol style="list-style-type: none"> <li>イ. 文化財の保存及び活用に関する事項                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針</li> <li>(2) 文化財の保存及び活用に関する体制</li> <li>(3) 重点区域における具体的な計画</li> </ol> </li> <li>ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 歴史的風致維持向上施設となりうる施設の整備又は管理に関する基本的な考え方</li> <li>(2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</li> <li>(3) 歴史的風致の維持向上に資するソフト事業</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方</li> <li>(2) 歴史的風致形成建造物の指定の方針</li> </ol> </li> <li>6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</li> </ol>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度が亀山市歴史的風致維持向上計画(第1期)の最終年度となるため、第2期計画の策定を行った。</li> <li>・整備を終えた歴史的建造物を活用して、町並みスケッチ画の展示や雛飾りの展示等を行い、歴史的建造物の公開を進めた。</li> <li>・旧田中家住宅土蔵及び文庫蔵の修理工事を行った。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)を策定した。</li> <li>・旧田中家住宅土蔵及び文庫蔵の修理工事を完成させた。</li> <li>・関の山車会館の令和2年度の見学者は、コロナ禍により減少し14,814人であった。</li> <li>・令和2年度における、亀山城周辺の年間見学者数は、コロナ禍により減少し4,585人であった。</li> <li>・文化財説明看板や説明標柱を計画に基づき設置した。</li> </ul>
総合計画推進への寄与度	<p>旧田中家住宅土蔵及び文庫蔵の修理工事など歴史的風致を醸し出す文化財等の整備を進めたことにより、第2次総合計画前期基本計画、1.快適さを支える生活基盤の向上、(9)歴史的風致を生かしたまちづくりの推進について進めることができた。</p>



反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間の終盤を迎え、拠点となる文化財等の面的な整備が、比較的進んだ一方で、これらをつなぐ集落間の整備等が残されており、これらの予定事業を実施していくために、新たに策定した亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき事業を進める必要がある。</li> <li>・文化財説明看板未設置の地区がまだ多いことから、引き続き設置を行っていく必要がある。</li> </ul>
--------	--



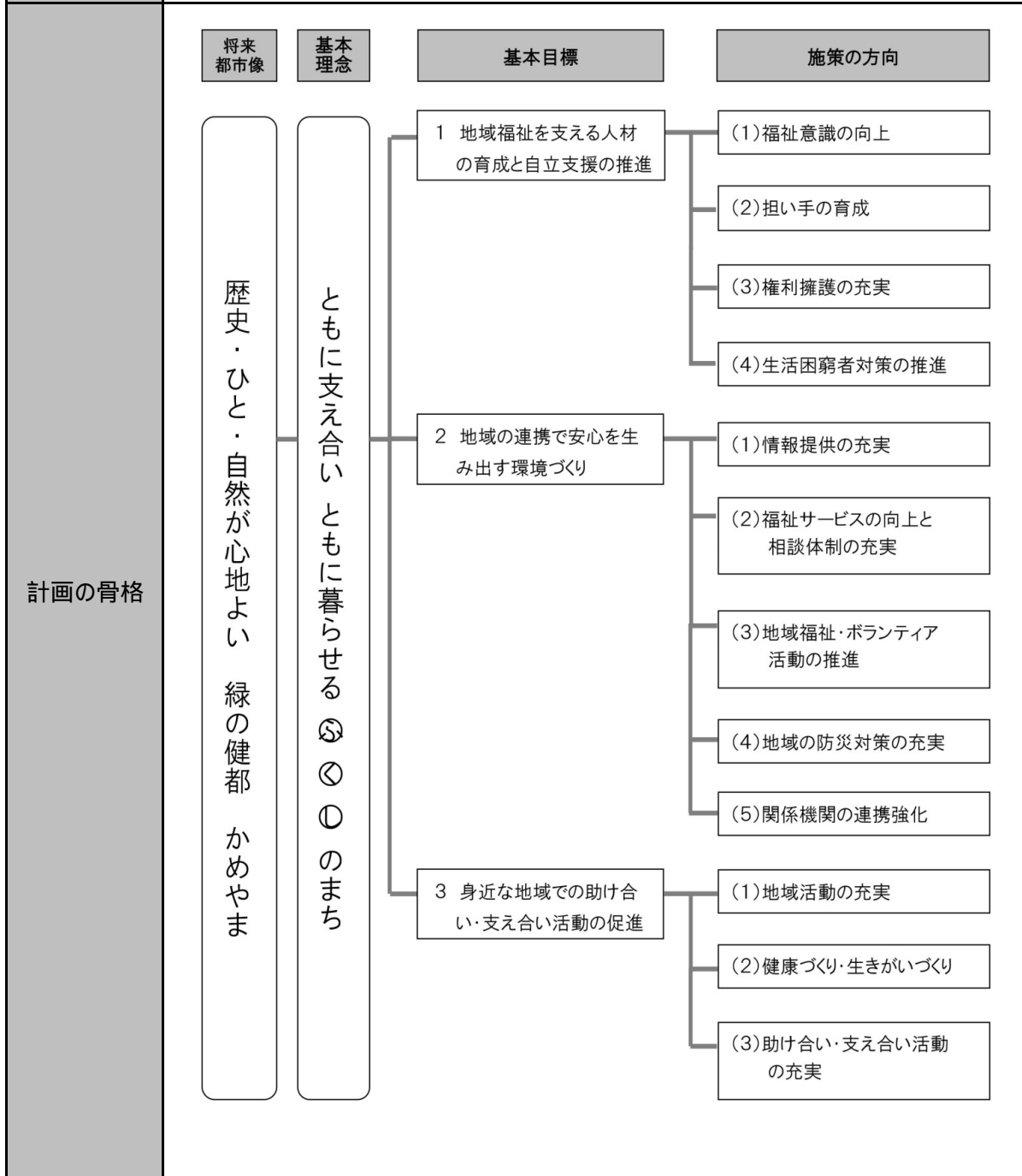
今後の方向性	<p>新たに策定し、令和3年5月に国により認定された亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づいて事業を進める。</p>
--------	---

# 第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 健康福祉部 地域福祉課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、地域福祉法107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画に即したものである。あわせて、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携しながら福祉施策を総合的に推進するもの
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「共生」の地域社会を構築し、「ふだんの、くらしの、しあわせ」のまち「かめやま」の実現を目指すものである。



## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	市ボランティアセンター登録数及びボランティア数 (地域の担い手含む)	人	751	719	900
2	ふれあいいきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	団体	60	112	110
3	ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	箇所	-	2	10
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	地域における助け合い・支え合いのしくみづくりとして、ちょっとした困りごとに住民同士が対応する「ちょこボラ(有償ボランティア)」の立ち上がりに向け、CSWや生活支援コーディネーターが中心となり、全22地区の地域まちづくり協議会を対象としたボランティア講座(12月)を開催した。また、子どもの貧困対策の取組として、幼稚園・保育所などはもとより、小中学校など複雑化・複合化した福祉課題を抱える世帯について、必要に応じてCSWにつなげる「つながるシート」を導入し、教育と福祉の連携強化を進めた。さらに、令和2年度から体制を強化した地域福祉力強化推進事業における個別支援では、相談支援包括化推進員が中心となり、相談支援包括化サポート会議を立ち上げるとともに、しくみづくりでは、坂下地区で、「ええやんよろずや縁」が組織化された。
成果	地域福祉力強化推進事業では、地域まちづくり協議会に対し、第2次地域福祉計画はもとより、当該事業やちょこボラの概要について、市と社協(CSW)が訪れ、説明を行うなど、地域福祉を支える人材の育成等を推進した。また、個別ケースの支援では、世帯における複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約する「つながるシート」を導入し、必要に応じて世帯全体のトータルケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議を開催するなど、地域の連携で安心を生み出す環境づくりを進めた。さらに、全地区を対象としたボランティア講座等を開催し、地域における支援者の意識啓発を図りつつ、CSWや生活支援コーディネーターが継続的に会議等に参加することにより、新たに坂下地区において、ちょこボラの組織が立ち上がるなど、身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進を図った。
総合計画推進への寄与度	CSW等がちょこボラの組織立ち上げに継続的に関わることで、地域福祉を支える人と組織の育成や、地域での助け合い・支え合いのしくみづくりを進めた。また、地域まちづくり協議会(11地区)を市・社協の担当者が訪れ、地域福祉計画や地域福祉力強化推進事業(包括的な支援体制の構築)の概要を説明することにより、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりに取り組んだ。さらに、低所得者への支援と自立支援に向け、子どもの貧困対策として、教福連携の取組を進めた。

反省点・課題	つながるシートを活用した有機的な連携体制について、各相談窓口で把握した福祉課題の集約に向けた展開が必要である。また、福祉分野におけるあらゆる課題の初期相談や連絡調整などに対応する総合的な窓口の明確化や、属性・世代を問わない全対象型の相談支援や地域づくりの支援を重層的に進める必要がある。
--------	---

今後の方向性	市のあらゆる相談窓口で把握した複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約できるよう全庁展開を進める。また、包括的な支援体制の構築に向け、地域福祉(成年後見、再犯防止、ひきこもりなど)に関するアンケート調査や関係機関等へのヒアリングを実施し、亀山版の重層的支援体制整備に向けた検討を進める。
--------	---

## 数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	目標値 (R3年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	17.2%	-	-	-	25.2%	35%	平成27年度_第2次総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	47.6%	-	-	-	54.1%	55%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数(地域の担い手含む)	751人	714人	747人	755人	719人	900人	

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	目標値 (R3年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	46.1%	-	-	-	52.8%	50%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	39.7%	-	-	-	52.1%	45%	
ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	60団体	96団体	113団体	123団体	112団体	110団体	
ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	-	0	1	2	2	10箇所	地域まちづくり協議会

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	目標値 (R3年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	69.1%	-	-	-	67.4%	90%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	6.1%	-	-	-	10.0%	5%	
地域活動に参加しない人の割合	30.6%	-	-	-	36.9%	25%	

# 1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

## (1) 福祉意識の向上

5年後のあるべき姿	「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。
行政と社協の役割	高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。
取組内容	「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
	地域における福祉講演会、小中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
	地域の一員として果たすべき「コミュニティサービス」の考え方について、普及を図ります。
	障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を提供します。
実績 (令和2年度)	<p>市・社会福祉協議会が、地域福祉計画の基本理念や、計画の主要な取組の一つであるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を社協に配置した地域福祉力強化推進事業の概要について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により全地域まちづくり協議会(福祉委員会)での開催はできなかったものの、開催地区(11地区)では、スライドや資料を使いつつ、わかりやすく伝わりやすい情報提供に努めました。</p> <p>また、映像通訳(タブレット端末)・電話通訳システムによる、12言語(ポルトガル語、スペイン語、英語など)に対応した外国人生活相談窓口を開設し、年354件の相談(ポルトガル語229人、スペイン語71人、英語41人など)に対応しました。外国人の方の福祉、子育て、教育など、生活に係る相談に対して、迅速に対応できる環境を整え、共生社会の実現につながる環境づくりを進めるなど、相互に理解し合って暮らせる共生社会の実現に向けた普及・啓発を行いました。</p>
	<p>社協が主体となり、学校等と連携した福祉教育推進事業について、保育所(12)・幼稚園(5)・認定こども園(2)、小学校(11)、中学校(3)、高等学校(2)において継続して実施し、福祉の心を育みました。</p> <p>市内の社会福祉施設において、中学生を対象とした福祉体験教室(中止)</p>
	<p>ちょっとした困りごとに対応する「ちょこボラ」による地域の助け合い・支え合いのしくみづくりを進めるため、市内で先駆的に取り組む井田川北ささえ愛たい(井田川北まちづくり協議会)や隠(なばり)おたがいさん(名張地区まちづくり協議会)の代表を迎え、主にまち協(福祉委員)を対象としたボランティア講座を開催(12月)し、地域の一員として地域に貢献する必要性に関する意識の向上につなげました。</p>
今後の方向性	<p>地域の福祉課題を他人事ではなく、我が事として認識できるよう、全22地区のまち協に市と社協が訪れ、地域福祉の理念や計画の概要・主要な取組を周知しつつ、社協による福祉教育推進事業を継続します。</p> <p>また、学校等における学習を通じた福祉意識の向上や継続的な市民交流等の機会を提供することにより、共生社会の実現を目指します。</p>

( 2 ) 担い手の育成

5年後のあるべき姿	「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築できるよう促し、支援を行います。
取組内容	民生委員・児童委員や、福祉委員をはじめとする、地区レベルでの地域福祉の中核を担う人材の確保・育成と、スキルアップのための研修の充実を図ります。
	ボランティア講座の開催とともに、亀山高等学校や徳風高等学校、近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を实践する人材の育成を進めます。
	市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。
実績 (令和2年度)	全4地区の民生委員児童委員協議会や11地区の福祉委員会などに出向き、地域の中で複雑化・複合化した福祉課題を抱えた世帯を発見した場合は、CSWに有機的に集約し、市と社協が連携して相談支援を展開できる体制づくりを整えたことについて、地域の支援者に直接伝えました。 また、市民用と支援者用に分けたチラシを作成し、地域福祉の中核を担う人材の育成を図りました。
	地域における助け合い・支え合いの活動について知っていただくため、市内で先駆的に組織化された井田川北地区まちづくり協議会の井田川北ささえ愛たい代表の田中氏を講師に迎えたボランティア講座を開催(12月)しました。 また、社協が主体となり、亀山・徳風高等学校において、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを行いました。さらに、亀山高等学校をモデル校として指定し、学校と社協が協働しながら、高齢者施設(3施設)への手作りマスクの寄贈やふれあい・いきいきサロン(3団体)への生徒が作成したクリスマスキットを届けるなどを実施するため、年間を通じた福祉教育プログラムを作成し、将来の地域福祉を担う人材の育成に努めました。
	社協と長寿健康課とが連携し、高齢者の情報交換や交流を深める場として、「ふれあい・いきいきサロン(94箇所)」を開催し、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響があったものの、延べ15,869人が参加しました。当該サロンは、令和元年度に比べ、新たに2箇所立ち上がり、地域住民が主体となった介護予防活動の輪が広がりました。
今後の方向性	地域の支援者を対象としたスキルアップのための研修を開催するとともに、社協が主体となった福祉教育推進事業やサロン活動推進事業などを展開します。 また、令和3年4月に社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業が創設されることを受け、本市においても、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備などの検討を進めます。

(3) 権利擁護の充実

5年後のあるべき姿	判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実しています。
行政と社協の役割	人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。
取組内容	判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
	判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
	国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、亀山市高齢者福祉計画（平成30～32年度）及び第2次亀山市障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
	児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、弁護士等の法曹をはじめ、障がい者団体や相談支援事業者など、地域のさまざまな団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。
実績 (令和2年度)	<p>広報かめやまや人権啓発チラシの各世帯の配布などによる人権を守る啓発活動に加え、人権相談事業(よろず人権相談：年36回)をはじめ、人権擁護委員の日(6月)や人権週間(12月)にあわせ特設人権相談を実施し、地域での啓発活動や人権相談等の支援体制を継続し、市民の人権が守られる環境づくりを進めました。</p> <p>高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議（中止）</p>
	<p>社協が主体となり実施する日常生活自立支援事業(県社協受託)は、認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりサービスなど、利用者に寄り添った支援により、地域の中で生活ができる環境の保持に努めました。【契約者数：37件、支援回数：883回】</p>
	<p>成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、成年後見制度利用促進市町支援事業(県)として、専門職(弁護士、司法書士会、社会福祉士会など)によるアドバイザー派遣(5回)を利用し、中核機関や法人後見について、本市に必要な機能に対する意見交換を行いました。</p> <p>また、当該事業を活用し、成年後見制度利用促進に向けた求められる中核機関のあり方と題し、三重県社会福祉士会の柴田氏を迎えた講演会を、福祉分野の職員(長寿健康課、地域福祉課、社協)を対象に開催しました。</p>
	<p>児童虐待やDVの発生予防や早期発見・早期対応のため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会のネットワークを活用するとともに、子ども分野を越えた親の複雑化・複合的な福祉課題をCSWに集約する「つながるシート」を導入し、市と社協が連携して案件に応じて必要な関係機関と連携できる会議を設置しました。</p>
	<p>障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、地域自立支援協議会に必要な構成員を加えつつ、その機能を付加することを目的に要綱の改正を進めました。</p>
今後の方向性	<p>判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業における必要な市補助を引き続き行います。</p> <p>中核機関(成年後見制度)の設置に向け、成年後見制度利用促進市町支援事業(県)を踏まえ、令和3年度に成年後見に係る関係機関へのヒアリング調査を実施します。</p> <p>また、子育て家庭支援の中核的役割を担う「子ども家庭総合支援拠点」を軸とし、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会や、支援会議・相談支援包括化サポート会議などを活用し、つながるシートを活用した多機関協働による包括的な支援体制を継続します。</p> <p>障害者差別解消地域支援協議会は、当該協議会を設置したうえで、案件を関係機関で情報共有し、支援のアプローチにつながる体制づくりを進めます。</p>



(4) 生活困窮者対策の推進

5年後のあるべき姿	公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者が支えられています。
行政と社協の役割	社会福祉法人・事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。
取組内容	貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
	生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。
	生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
	自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチによる相談支援を実施します。
	生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。
実績 (令和2年度)	<p>経済的な側面に限定せず、家庭における親子の関わりや地域における人間関係なども含めた広い観点(文化的な貧困)から調査を行った子どもの貧困に関する実態調査を踏まえ、その結果を第2期子ども・子育て支援事業計画の中で施策として位置付け、取り組みました。</p>
	<p>生活困窮者自立支援事業におけるひきこもり対策推進事業を事業化し、ひきこもり支援員を配置しました。本市において顕在化しつつあるひきこもりの実態の把握に向け、令和3年度にひきこもりに関する実態調査を実施できるよう予算化しました。</p>
	<p>11地区のまち協(福祉委員等)や全4地区の民生委員児童委員協議会に対して、地域福祉計画の概要や主要な取組の一つである地域福祉力強化推進事業を直接説明し、地域住民の中で複雑化・複合的な福祉課題を抱える世帯を発見した場合は、つながるシートによりCSWに集約できる体制をスタイドやチラシなどを用いて啓発しました。</p>
	<p>生活困窮者自立支援事業において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が大きく、新規相談595件、延べ相談件数2,488件と前年度(新規116件、延べ598件)に比べ大幅に増加しました。コロナの影響による雇止め等により生活困窮に陥る相談者が増加したものの、窓口での来所相談はもとより、継続的な訪問も並行して行いながら相談支援を行いました。また、アウトリーチによる相談支援は、自立相談支援事業と並行し、社協に配置したCSWが中心となり展開しており、自立相談支援事業における相談支援員と連携のもと、組織内で連携を図りながら対応しました。さらに、生活困窮者に対するアプローチの支援として、本人同意の有無に関係なく情報共有ができ、アウトリーチによる相談支援が可能となる支援会議(生活困窮者自立支援法)を月例で開催(11回)し、相談者に対する支援プランの進捗管理等を行うことにより、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な支援ができる体制づくりを進めました。</p>
今後の方向性	<p>子どもの貧困対策は、「第2期子ども・子育て支援事業計画(令和元年度策定)」に位置付けた主要な取組の一つとして、多様化・複合化した課題を抱える世帯への相談体制の充実や家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくりを進めます。</p> <p>また、本市においても、顕在化しているひきこもりの実態を把握するため、ヒアリングやアンケート調査を実施します。</p> <p>さらに、生活困窮者等に対する相談支援の強化策として、社協のCSWの体制の充実・強化を検討しつつ、多機関協働による包括的な支援体制の全庁展開を図ります。</p>

## 2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

### (1) 情報提供の充実

5年後のあるべき姿	「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。
行政と社協の役割	必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。
取組内容	地域福祉・福祉サービスに関する情報を一元化するとともに、「この人に聞けば分かる」「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法を確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
	民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
	潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。
実績 (令和2年度)	地域の福祉課題に関することは、社協につないでいただくよう、まち協(11地区)や民生委員児童委員協議会(4地区)に市と社協が出向き、相談先(窓口)の周知を行いました。その中で、複雑化・複合化した福祉課題を抱える世帯を発見・把握した場合は、CSWにつないでいただけるよう、つながるシートを導入し、情報の一元化に向けた集約する体制づくりを進めました。 また、地域との関わりが稀薄な人には、地域における支援者を経由した情報提供を行うとともに、市ホームページやチラシ・しおりを作成するなどによる情報発信に努めつつ、生活困窮者自立相談支援機関やCSWによる個別支援を通じて、個別の状況に応じた福祉サービスを案内するなどにより、アウトリーチによる情報提供に努めました。
	まち協(11地区)に市と社協が出向き、地域福祉計画の理念や主要な取組であるCSWによる地域福祉力強化推進事業の概要について、スライドやチラシなどを活用しながら、詳細な情報提供に努め、地域の支援者の理解を深めました。
	民生委員・児童委員や福祉委員はもとより、各分野(高齢・障がい・子ども・生活困窮など)につながった複雑化・複合化した福祉課題を抱える世帯を地域で発見した場合は、つながるシートによりCSWに集約できる体制を整え、掘り起こし機能の強化を図りました。CSW等を介した情報提供を行うことにより、支援が必要な人にアウトリーチによる情報が届く体制づくりを進めました。
今後の方向性	地域の支援者からの情報を包括的に受けられる窓口機能のあり方について検討を行うとともに、CSW等の個別支援を継続することにより、福祉情報が届きにくい人への情報提供を行います。 また、本市が実施する多機関の協働による包括的支援体制の構築についてわかりやすく情報提供に努めるとともに、令和3年度から社会福祉法の改正により創設される重層的支援体制整備事業(任意)の実施に向けて、社協と協議を重ねながら、事業実施に向けた検討を進めます。

( 2 ) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

5年後のあるべき姿	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。
行政と社協の役割	地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。
取組内容	社会福祉法人による地域における公益的な取組を促し、これらを通じた社会福祉の充実を図ります。
	地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。
	地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくるとともに、必要な場合に必要な機関につながるしくみづくりを進めます。
	地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とした地域福祉課題検討会議が開催できるよう支援します。
実績 (令和2年度)	社協が主体となり、市内に事業所がある社会福祉法人間の連携・情報交換の場として、亀山市社会福祉法人連絡会設立に向けた準備会(3回)で各法人間の公益的な取組の情報共有や意見交換を重ね、亀山市社会福祉法人連絡会(令和3年3月)を立ち上げました。
	生活困窮者自立支援事業における福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を引き続き開設し、福祉に関するあらゆる相談を受けつけました。また、各分野における複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約する体制づくりについて、市健康福祉部職員向けの研修を開催するなど、包括的な相談窓口機能のあり方を検討しつつ、他分野の窓口機能との棲み分けを図りました。
	民生児童・児童委員の見守り活動等において、福祉課題を抱えた人を発見した場合、社協のCSWにつなぐよう依頼を継続するとともに、その中で複雑化・複合化した福祉課題は、CSWに有機的につながる体制づくりを進めました。
	CSWの個別支援により浮かび上がった地域のニーズに対し、ちょっとした困りごとは地域で対応するちょこボラのしくみについて、立ち上げ等にSCやCSWが関わり、フレンドサービス(昼生地区)に加え、「井田川北ささえ愛たい(井田川地区北)」が活動をはじめました。また、坂下地区で「ええやんよろずや縁」が組織化されました。
今後の方向性	社会福祉法人連絡会の公益的な活動(拠点等を活用した地域支援、災害時における相互連携に向けた取組)について、社協が主体となり、市と連携しながら、活動の促進を図ります。 また、地域における福祉課題について、高齢、障がい、子どもなどの単独の相談窓口に加え、全庁展開に向けた取組を展開するとともに、窓口機能の検討や、地域づくりをも含めた体制づくりに向けた検討を進めます。

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

5年後のあるべき姿	住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。
行政と社協の役割	さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。
取組内容	「支える側」として、世代を越えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
	日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながるしくみづくりを進めます。
	福祉サービス・イベント時における資材の貸出等、地域福祉活動を下支えるサポート体制づくりを進めます。
	地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。
	認知症高齢者や要保護児童などを、家族だけでなく、地域全体で支える支え合いのしくみを構築します。
実績 (令和2年度)	市と社協がまち協(22地区)に出向き、地域における支え合いのしくみづくりの概要を伝えることにより、地域の支援者を含めた住民の理解を深めました。また、有償ボランティアを先駆的に取り組む井田川北ささえ愛たい(井田川北地区まちづくり協議会)の代表を招いたボランティア講座を開催し、ちょこボラの組織化を軸としたしくみづくりに取り組みました。
	生活支援コーディネーターやCSWが中心となり、草刈りやごみ出しなど、日常生活のちょっとした困りごとに対応するしくみづくりについて、昼生地区に加え、井田川北地区において、「井田川北ささえ愛たい」の活動が開始されたとともに、坂下地区においても、「ええやんよろずや縁」が組織化されました。また、当該事業に対して、組織立ち上げの準備経費や運営経費の一部を補助する制度(2地区)により、ボランティア活動の促進を図りました。
	社協により、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、歩行器(1件)や車椅子(169件)の介護機器を貸し出すとともに、歩行困難・寝たきり状態の人を対象とした福祉移送サービス(登録者数51人、延べ運行回数1,306回)を社協に委託し実施することにより、身体等が不自由な方の社会参加の促進につなげました。
	介護予防事業における高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン(94箇所)」や、社協が主体となり、子育てサロン(5箇所)、地域住民が参加するコミュニティサロン(13箇所)の各種サロン活動推進事業を実施し、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、全体として令和元年度に比べ11箇所助成が減ったものの、新たに4箇所(ふれあい2、子育て1、コミュニティ1)活動が始まり、住民の身近な場所での憩いの場づくりを進めました。
	社協が、鈴鹿亀山地区広域連合からの委託により、地域包括支援センターを運営し、認知症サポーター養成講座(3回、延べ140人)や認知症カフェ(延べ100人)の開催とともに、認知症初期集中支援チーム(相談件数146件、実相談者数24人)や認知症関係会議(3回)により、認知症状態にある人やその家族に早期から関わりました。 また、在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット(登録者130人)」を推進し、介護・医療が必要となった人の在宅暮らしを支える体制を継続するなど、家族のみならず、地域全体で支える支え合いのしくみづくりを進めました。
今後の方向性	有償ボランティアのしくみづくりについてまち協を単位として、事業の概要の説明や先駆的な取組事例の紹介しつつ、他地区にも広げられるよう、介護保険サービスの活用なども検討しながら、活動を支援するしくみづくりを進めます。また、地域福祉活動を下支えるサポート体制や各種サロン活動を継続します。 さらに、認知症高齢者や要保護児童など、支援が必要な人に対して、家族だけでなく地域全体で支えられる体制づくりに向け、各分野の関係機関から必要に応じてCSWにつながるしくみを導入し、地域で生活できるよう、体制の強化を図ります。

( 4 ) 地域の防災対策の充実

5年後のあるべき姿	地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起こっても地域で住民の安全が確認されています。
行政と社協の役割	密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。
取組内容	大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、支援者名簿を再構築するとともに、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの避難支援者の協力を得ながら、その活用と見直しを図っていきます。
	地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の策定に努めます。
	大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力」を高めます。
実績 (令和2年度)	災害が起こっても地域で住民の安全確保につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新作業を進めるとともに、当該名簿の避難支援者向けの取扱いの内容について、名簿の運用や利活用など、記載内容を見直し、自治会連合会から意見を伺うこととしました。
	社協と市が連携し、平時からの民生委員による必要に応じた住民の生活状態の把握や、全22地区福祉委員会における75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした安心見守り訪問事業(947件)を実施しました。 また、8050や自治会未加入世帯など、福祉課題を抱えた地域から孤立気味の世帯を発見した場合は、CSWにつながる体制を強化したことにより、日頃からの安否確認体制の構築を進めました。 さらに、避難行動要支援者名簿のさらなる活用(避難支援プラン)に向け、避難支援に係る関係機関の役割、名簿の作成・利活用など、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するための考え方を示した名簿の取扱いについてを作成しました。
	社協が主体となり、スコップ、土嚢袋、高圧洗浄機など、災害時に必要となる用品を災害ボランティアセンターに備蓄しました。 また、災害時における災害ボランティアセンターに係る費用について、従事する人件費等が国庫補助の対象(委託契約が必須)となることから、災害時に即応できるよう、委託仕様書・委託契約書を社協と協議のうえ、作成しました。 さらに、災害ボランティアセンター設置運営等支援事業(国1/2)を活用し、研修に係る報償費や備品購入費の予算措置を行いました。 災害ボランティアセンター設置・運営訓練(中止)
今後の方向性	亀山市避難行動要支援者名簿の取扱いの冊子について、自治会連合会の意見を踏まえ完成させるとともに、これに即した名簿の更新作業や全世界帯に各戸配布するわたしの防災マップを活用した、地域の共助による避難支援プランについて、かめやま出前トーク等の活用などにより、作成の促進を図ります。 また、地域における受援機能の強化に向け、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を開催するなど、有事を想定した効果的な研修会等を関係機関・部署と連携しながら開催します。

( 5 ) 関係機関の連携強化

5年後のあるべき姿	多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、地域の福祉課題の解決に努めます。
取組内容	地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワーク <sup>1</sup> が全市で行える体制づくりに努めます。
	地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
	地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。
実績 (令和2年度)	社協に委託している地域福祉力強化推進事業では、CSWによる個別支援の相談実績が、平成30年度は449件(延べ件数)であったものが、令和元年度は733件(延べ件数)と大幅に増加しています。これに対応するため、地域福祉力強化推進事業の体制を強化(正規・非常勤 正規2名)し、福祉分野の複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約するしくみづくりや世帯全体のトータルケアプランの作成・管理を行える会議体の設置など、多機関協働による包括的な支援体制づくりに取り組みました。
	地域包括支援センターに配置した第1層の生活支援コーディネーターが中心となり、地域まちづくり協議会(22地区)単位の人口・世帯・高齢化率などに加え、福祉・医療・教育などに関する社会資源やインフォーマルな活動を見える化した「地域福祉カルテ」を作成し、地域の強みや弱みの情報共有化を図りました。また、CSWの体制を強化し、個別支援・地域支援・しくみづくりについて、生活支援コーディネーターとの役割の棲み分けをしながら、一体的に取組を展開できる体制づくりに向けた検討を進めました。
	市に配置した相談支援包括化推進員と社協のCSWとが共同し、つながるシートにより集約された困難な案件について、有期のトータルケアプランを作成・管理できるよう、相談支援包括化サポート会議を設置し、課題の解決を図る体制を整えました。
今後の方向性	福祉分野以外の税・水道・住宅などで把握した複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約できるよう、市内部の全庁展開を図ります。 また、国が令和3年度から創設する重層的支援体制整備事業(法定任意事業)に移行できるよう、要件の相談支援・参加支援・地域づくりの機能の検討に向け、本市の実情を把握しつつ、事業実施に取り組みます。 さらに、生活支援コーディネーターとCSWが相互に補完し合いながら、個別支援・地域支援・しくみづくりを一体的に展開できるよう、分野を越えた事業展開を進めます。

### 3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

#### (1) 地域活動の充実

5年後のあるべき姿	地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。
行政と社協の役割	住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。
取組内容	小地域における福祉活動等を促進するため、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
	地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
	教育委員会と連携して、コミュニティスクール(学校運営協議会)や青少年育成市民会議の「愛の運動(登下校時の見守り活動)」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を展開します。
	地域の課題を解決するコミュニティビジネスのしくみづくりを検討します。
実績 (令和2年度)	井田川地区北コミュニティセンターの調理室のエアコン設置や鈴鹿馬子国会館の雨漏り修繕など、必要な工事を実施することにより、地域まちづくり協議会の活動拠点の整備・充実を図りました。
	社協による小地域ネットワーク活動により、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、まち協(22地区)において福祉委員(343人)を委嘱しました。また、各地区において、三世代ふれあい交流や高齢者訪問、サロンなど地域の特性に応じた内容で福祉活動が行われたことにより、地域における住民同士の相互理解や連帯感を醸成を図りました。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に配慮しながら、地域活動を行えるよう、新しい生活様式に対応した地域活動のてびきを市と社協で作成し、市・社協のホームページへの掲載とともに、地域の支援者(全22地区まち協、ボランティアセンター登録団体など)に配布しました。
	学校と保護者、地域が協働するコミュニティスクールの全小中学校の設置に向け、協議(亀山東小学校、亀山中学校)を進めた。 また、青少年育成市民会議による愛の運動(40団体、1,250人)の一環として声かけ活動を実施することにより、身近な地域での住民相互のつながりづくりに取り組みました。
	まち協への支援策の一つとして、コミュニティビジネスの専門家を派遣できる地域まちづくりアドバイザー派遣制度の活用を促すとともに、生活支援コーディネーターやCSWによる地域支援・しくみづくりと並行し、地域の課題を解決につなげる、しくみづくりを進めました。 また、学びの成果を活かして地域で活躍する場を創出する「かめやま人キャンパス」として、コミュニティビジネスや副業をテーマとしたまちの起業人養成講座(参加人数65人(延べ)、第2期講座5回)を開催し、副業・税金などの手続きやクラウドファンディングなどについて、そのノウハウを学べる機会を提供しました。
今後の方向性	引き続き、コミュニティセンター等の活動拠点を整備するとともに、地域行事の開催やあいさつ運動など、新しい生活様式を意識し、活動に当たっての必要な支援を行いながら、身近な地域での住民相互のつながりづくりを進めます。 また、地域の課題を解決するしくみづくりに向け、市と社協はもとより、関係機関とが、地域の個別課題の情報共有を図りつつ、必要な資源創設につなげる会議体の設置や地域づくりに向けた支援強化に向けた検討を進めます。

(2) 健康づくり・生きがいづくり

5年後のあるべき姿	<p>生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。</p>
行政と社協の役割	<p>住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることでできる活動を支援します。</p>
取組内容	<p>健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式となるよう支援します。</p>
	<p>地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。</p>
	<p>高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。</p>
	<p>子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」を推進します。</p>
実績 (令和2年度)	<p>市民が自ら目標を決めて実践する健康づくりの取組に対してマイレージ(ポイント)を付与する健康マイレージ事業(令和2年6月~令和3年2月)を実施(908人)し、健康に対する意識を高めるとともに、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげました。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症に関する内容等を掲載した市民活動ニュース(年12回)や亀山市民ネット(Web)などで市民活動に関する情報や活動内容を発信しました。また、市民活動団体と市が協働で行う協働事業(1団体)や、市民活動団体の育成を目的とした市民参画協働事業推進補助金(1団体)の交付のほか、津市NPOサポートセンター相談員による市民活動なんでも相談所(年6日)の開設などにより、住民の主体的な活動を促す環境づくりを進めました。</p>
	<p>健康寿命を延伸できるよう市民の健康づくりのきっかけづくりを促すため、市民が自ら目標を決めて健康づくりを実践する健康マイレージ事業を実施(908人)し、健康に対する意識を高めるとともに、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげました。 また、介護予防事業における高齢者のふれあい・いきいきサロンの開催(94箇所)や住民の誰もが参加できるコミュニティサロンを開催(13箇所)するとともに、中央公民館の出前教室として、運動や健康に関する講座(14地区、延べ22回、登録者244人)を実施することにより、健康に暮らせる環境づくりに取り組みました。</p>
今後の方向性	<p>健康マイレージ事業を引き続き実施するとともに、住民の主体的な活動を支援するため、中央公民館講座を活用した運動・スポーツをテーマとした講座を引き続き実施します。 新図書館において地域間交流や多世代間の交流につながる場となるよう、多機能型図書館として市民交流が図れるよう、教育と福祉の協議を進めます。</p>



(3) 助け合い・支え合い活動の充実

5年後のあるべき姿	隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。
行政と社協の役割	支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成します。
取組内容	ボランティアやサロン活動を活発化し、居場所づくりにつなげられるよう、社会福祉協議会と連携しながら、従来の活動に音楽療法等を取り入れるなど、活動のノウハウの普及に努めます。
	買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみの構築に向けて支援します。
	支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
実績 (令和2年度)	社協が主体となり、高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロン(介護予防普及啓発事業：94箇所)や子育てサロン(5箇所)に加え、住民の誰もが参加できるコミュニティサロン(13箇所)におけるサロン活動を促進するため、活動に係る助成を継続的に行うことにより、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響があったものの、地域における憩いの場づくりを進めました。
	フレンドサービス(昼生地区まちづくり協議会)や井田川北ささえ愛たい(井田川地区北まちづくり協議会)において、地域における草刈り等のちょっとした困りごとに対応する活動が行われました。また、生活支援コーディネーター(SC)が中心となり、地域支援・しくみづくりに関わり、「ええやんよろずや縁(坂下地区)」が組織化され、活動を開始することとなりました。 また、ちょこボラの活動を知っていただくことを目的に、井田川北ささえ愛たいの代表を講師に迎えたボランティア講座(12月)を開催し、地域における助け合い・支え合いの風土の醸成につなげました。
	民生委員・児童委員、福祉委員などの見守り活動や声かけ活動をサポートするため、地域の支援者が複雑化・複合化した課題を発見・把握した場合、CSWに集約するつながるシートを導入し、平時からの活動の活発化を図りました。 また、ひきこもりやニート傾向の青年が属する世帯に対し、青少年総合支援センター支援員により、面接・電話相談(116件)を実施するとともに、同センター補導員による愛の声かけ運動(40団体、1,250人)として、地域や登下校の子どもたちに声かけ活動を行いました。
今後の方向性	社協と連携しながら、引き続き、各種サロン活動の活発化に取り組むとともに、活動を広げるためのノウハウの普及を進めます。 SCが中心となり、CSWや市などと連携のもと、介護保険サービスの活用等も検討しながら地域における共助のしくみづくりを進めます。 また、民生委員・児童委員、福祉委員などの活動を下支えできるよう市内の有機的な連携強化を図りながら、地域における助け合い・支え合いの風土の醸成を高めます。



# 亀山市健康・医療推進計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 健康福祉部 長寿健康課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度																			
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画、食育基本法第18条第1項に基づく食育推進計画、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画及び地域医療再構築プラン(医療介護総合確保促進法第5条第1項に基づく市町村計画含)の4計画を統合し、策定している。																			
目的・概要	市民が住み慣れた地域で、豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けることができる健康文化のまちであるとともに、安心して医療を受けることができるまちを目指すものである。																			
計画の骨格	<div style="text-align: center; background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 生涯にわたり健康に暮らすことができ、 安心して医療を受けられるまち             </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">基本理念</th> <th style="width: 40%;">施策大綱(基本戦略)</th> <th style="width: 50%;">施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち</td> <td rowspan="3">1 健康な暮らしの支援</td> <td>健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現</td> </tr> <tr> <td>歯と口腔の健康づくりの推進</td> </tr> <tr> <td>感染症の予防、予防接種の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 疾病予防と早期発見・治療の推進</td> <td>健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進</td> </tr> <tr> <td>こころの健康づくり(自殺対策)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3 地域医療提供体制の整備</td> <td>多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実</td> </tr> <tr> <td>救急医療提供体制の充実</td> </tr> <tr> <td>地域医療の確保と医療センターの経営健全化</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4 食育の推進</td> <td>栄養・食生活の改善</td> </tr> <tr> <td>次世代に伝える食文化</td> </tr> <tr> <td>共食の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">計画の施策大綱(基本戦略)及び施策の方向のうち、1- ~、2-、2- 及び 4- の一部は健康増進計画、2- は自殺対策計画の内容に該当します。また、3 は地域医療再構築プランの内容に該当し、4 は食育推進計画の内容に該当します。</p>	基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向	生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現	歯と口腔の健康づくりの推進	感染症の予防、予防接種の推進	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進	こころの健康づくり(自殺対策)	3 地域医療提供体制の整備	多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実	救急医療提供体制の充実	地域医療の確保と医療センターの経営健全化	4 食育の推進	栄養・食生活の改善	次世代に伝える食文化	共食の推進
基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向																		
生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現																		
		歯と口腔の健康づくりの推進																		
		感染症の予防、予防接種の推進																		
	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進																		
		こころの健康づくり(自殺対策)																		
	3 地域医療提供体制の整備	多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実																		
		救急医療提供体制の充実																		
		地域医療の確保と医療センターの経営健全化																		
	4 食育の推進	栄養・食生活の改善																		
		次世代に伝える食文化																		
		共食の推進																		

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦の健康管理のため、亀山歯科医師会の母子健康手帳交付を行った360人に対し、令和2年度から開始する妊婦歯科健康診査の受診勧奨を行った。</li> <li>・歯周病検診については、広報やホームページ、健康づくりのてびきでの周知啓発と対象者に対し無料券を発送、また未受診者には受診勧奨を行った。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されたため、インフルエンザ費用助成の自己負担を全額公費負担とした。</li> <li>・かめやまホームケアネットについては、活用しやすい仕組みの検討を行った。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦歯科健康診査については96名の受診者数があった。引き続き妊娠中の予防歯科の重要性について周知啓発を行う。</li> <li>・歯周病検診については、30歳～40歳までの若い年齢層での受診率が50歳以上の年齢層に比べ高く、歯の健康への意識が高くなっているものと思われる。</li> <li>・インフルエンザ費用助成の公費負担を行うことで特に65歳以上のインフルエンザ定期予防接種率については例年に比べ約15%高い接種率となり、地域でのインフルエンザ流行や重症化を予防し、市民の健康保持・増進を図った。</li> <li>・医療センターは経営改善が進み医業収支比率が向上した。</li> <li>・かめやまホームケアネットについては、令和2年7月から市内に在宅医療専門医が開業し、新規利用者の増加につながった。</li> </ul>
総合計画推進への寄与度	第2次亀山市総合計画、前期基本計画、2.健康で生きがいを持てる暮らしの充実、(2)健康づくり・地域医療の充実などの施策の推進に寄与した。



反省点・課題	健康づくり応援隊については、目指す形である地域のリーダーとして主体的な健康づくり活動を実践している地域は一部であり、地域ごとに格差が生じていることが課題である。
--------	--



今後の方向性	健康づくり応援隊の今後のあり方について検討するとともに、現行計画の最終年度として、過去4年間の保健・医療に関する施策の評価を行い、新たな健康増進、食育推進、自殺対策、地域医療再構築プランの4つの計画を合わせ「健康都市かめやま」にふさわしい次期計画の策定を進める。
--------	---

健康・医療推進計画成果指標及び実績

項目(単位)	担当課名	年度						参考
		現状値 27	実績値 29	実績値 30	実績値 R1	実績値 R2	目標値 33	
健康づくり応援隊養成講座修了者数(延人)	長寿健康課	99	121	158	158	255	250	
医療カフェ開催回数(回)	病院総務課	1	4	12	6	0	12	
歯周病検診受診率(30・40歳)(%)	長寿健康課	12	10.9	8.7	10.3	12.4	15	平成29年度より5歳刻みの年齢へ変更
MR(麻しん・風しん混合ワクチン)期(%)	長寿健康課	97.4	97.4	99.4	99.8	99.2	現状維持	
がん検診の受診率(%)	長寿健康課	肺がん						総合計画に同じ
		33.2	32.4	31.5	31.0	29.6	35	
		胃がん						
		21.8	22.0	20.9	21.1	16.6	25	
特定健診の受診率(%)	市民課	大腸がん						総合計画に同じ
		32.9	30.2	29.6	29.0	27.7	35	
		37.1	37.9	37.5	37.1	34.7	65	
		20.4	16.8	16.7	23.7	17.0	60	
特定保健指導の実施率(%)	市民課	5	5	7	5	5	6	
訪問看護ステーション数(施設)	地域医療課	9	10	9	7	6	15	目標値は、内科標榜医療機関×0.8設定
かめやまホームケアネットにおける在宅医療を実施する市内医療機関数(機関数)	地域医療課	19	13	11	7	47	25	
かめやまホームケアネット新規利用者(人)	地域医療課	50.2	47.26	43.33	39.01	41.79	50以上	総合計画に同じ
救急搬送の市内医療機関受入率(%)	消防総務課	77.6	82.4	83.9	86.5	87.1	99.8	総合計画に同じ
医療センター(財務)医療収支比率(%) (医療収益/医療費用)	病院総務課	31.2	29.3	27.9	28.7	26.2	38	目標値は、第3次三重県食育推進計画
学校給食における地場産品を使用する割合(%) (三重県産+市内産の食材使用割合、食材数ベース)	産業振興課							



# 亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 健康福祉部 長寿健康課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 2 年度
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画との一体性及び市の総合計画、地域福祉計画その他の法定計画等との調和の保持を図りながら、市における高齢者の総合的・基本的計画として策定している。
目的・概要	地域ケアシステムを深化・推進するため、介護予防・日常生活支援事業を適切に実施し、在宅医療・介護連携体制や認知症総合支援体制など高齢者の多様な生活を適切に支えることを目的とする。

計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">基本理念</div>						
	<b>高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち</b>						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標1</td> <td>地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発	施策の方向性	亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。
	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実					
	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発					
	施策の方向性	亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標2</td> <td>福祉と医療の連携強化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。</td> </tr> </table>	基本目標2	福祉と医療の連携強化	基本施策	在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)	施策の方向性	加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。
基本目標2	福祉と医療の連携強化						
基本施策	在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)						
施策の方向性	加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標3</td> <td>高齢者の尊厳と権利を守る支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいある生活が送れることをめざします。</td> </tr> </table>	基本目標3	高齢者の尊厳と権利を守る支援	基本施策	(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)	施策の方向性	認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいある生活が送れることをめざします。	
基本目標3	高齢者の尊厳と権利を守る支援						
基本施策	(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)						
施策の方向性	認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいある生活が送れることをめざします。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標4</td> <td>介護予防・生活支援サービスの提供</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標4	介護予防・生活支援サービスの提供	基本施策	(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)	施策の方向性	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。	
基本目標4	介護予防・生活支援サービスの提供						
基本施策	(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)						
施策の方向性	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標5</td> <td>高齢者の住まいと暮らしの環境整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。</td> </tr> </table>	基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備	基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保	施策の方向性	高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。	
基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備						
基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保						
施策の方向性	高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標6</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の目標と方策</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)	基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策	施策の方向性	重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。	
基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)						
基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策						
施策の方向性	重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。						

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	介護老人福祉施設 * 目標値: 増床の場合は、4施設(230人)	施設 (人)	4施設 (200)	4施設 (230)	5施設 (230)
2	地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問看護	箇所	0	0	2
3	地域密着型サービス 看護小規模多機能型居宅介護	施設	0	0	2

## 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援体制整備については、第1層生活支援コーディネーターが第2層生活支援コーディネーターやCSWと連携して地域の相談や支援を行いながら地域資源の把握を行い、「地域福祉カルテ」を作成した。また、地域課題を把握・分析した資料をもとに、地域ケア推進会議を開催して協議を行った。</li> <li>「かめやまホームケアネット」の登録者は増加し、多職種連携情報共有システムが有効活用でき、多職種連携につながった。</li> <li>介護予防教室や認知症予防教室については、新型コロナウイルス感染症の影響によりほぼ中止となったが、新たに「在宅高齢者フレイル予防支援事業」を実施し、高齢者の困りごとや健康状況を確認することができた。また、地域住民が主体となって行う介護予防や生活支援活動「ちょこボラ」に対して、経費の一部を補助した。</li> <li>認知症施策については、アルツハイマー月間を利用した講演会の開催や図書館での特設コーナーの設置、市民から集めたメッセージをツリーにして展示するなど普及啓発活動に努めた。また、ボランティアとして地域での認知症に関する支援を行うため、認知症サポーター養成講座、認知症ステップアップ講座及び実践研修を受講した人で「チームかめやま」を立ち上げた。</li> <li>災害に対する備えとして、亀山市福祉避難所マニュアル(ひな形)を作成し、7か所の福祉避難所協定事業所も各々の施設に適応したマニュアルを整備した。</li> </ul>
成果	<p>本計画により、地域包括支援センターの体制強化、研修会や情報共有システムの活用を通じた多職種連携の推進など、地域包括ケアシステムの整備に努めることができた。新型コロナウイルス感染症の影響により介護予防教室やサロンの開催回数は減少したが、新たに高齢者フレイル予防支援事業を実施したことにより、フレイル予防に役立った。また、地域住民が主体となって行う介護予防や生活支援活動「ちょこボラ」の体制づくりや支援を行うことで、地域の高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域づくりに寄与できた。認知症施策は、アルツハイマー月間を利用した取り組みや認知症初期集中チーム(カナリアチーム)の普及啓発に努めた結果、相談件数は年々増え、認知症に対する市民の関心は高まりつつある。福祉避難所マニュアルを整備したことにより、災害時の運営に備えることができる。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>医療と介護の連携強化や地域包括支援センターの機能強化と拡大、介護予防の充実と推進、高齢者の自立生活を支えるための生活支援サービスの充実、老人クラブ活動などの地域での生きがいづくり、認知症初期支援体制の整備を含めた認知症施策の推進等、総合計画に掲げた施策の推進に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>高齢者の増加や事例の多様化・複雑化により地域包括支援センターの業務量が増加しており、組織の見直しや強化を図る必要がある。また、感染症の影響も考慮し、地域における見守り体制、免疫力維持や高齢者のフレイル対策、地域特性に応じた介護予防活動の推進、高齢者の自立生活を支えるサービスの推進に努める。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>反省点や課題を踏まえ、次期亀山市高齢者福祉計画に掲げた目標に取り組む。</p>
--------	--



## 高齢者福祉計画の推進状況について

- 1 地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実  
 (1) 地域包括支援センターの体制強化

30 元	2	担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
		高齢者支援G	常勤の第1層の生活支援コーディネーター(専門職)を継続配置し、住民主体の活動に努めるとともに、地域資源の把握を行い、「地域福祉カルテ」を作成した。 第2層の生活支援コーディネーターとして、在介3名を配置(支援件数282件)。認知症初期集中支援チームの支援対象者は6件であった。	高齢者の増加、相談件数の増加及び事例の多様化により、地域包括支援センターの組織の見直しや強化を図る必要がある。 地域まちづくり協議会や民生委員・児童委員、福祉委員等との連携を図りながら、高齢者の支援に努める。
		高齢者支援G	社会福祉協議会に生活支援コーディネーター(社会福祉士・精神保健福祉士)及び認知症初期集中支援チーム員(介護福祉士)を継続配置し、総合相談に努めた。 個別事例については、社会福祉協議会や庁内関係部署と連携し、対応した。	社会福祉協議会が進める総合相談窓口機能との連携を図るとともに、市全体での包括的な相談体制の構築に向け、重層的支援体制整備の検討を必要がある。
		高齢者支援G 地域医療・地域連携G	広報やフェイスブックなどを通じ、サービスの内容や会議の状況などを紹介した。 鈴鹿山地区広域連合など他機関と連携し、広報で在宅医療に関する啓発を行った。 多職種においては多職種連携システム等を通じて啓発を行った。	日常生活圏域の再編に伴い、地域包括支援センターの体制が変わるため、今まで以上に広報やフェイスブック、講演会や出前講座などで、地域包括支援センターの紹介や事業等について市民へ啓発する。 ITなども活用し、各関係者への啓発も行き、広報活動をすすめる。
		高齢者支援G 地域医療・地域連携G	地域包括支援センターが主催で居宅介護支援事業所研修会(4回)、介護保険サービス事業所研修会(4回)を開催し、課題における多職種との共通理解を図った。 在宅医療・介護連携強化のため多職種で研修会を実施したが、新型コロナウイルスの影響により、オンラインでの研修会2回のみの開催となった。	オンラインでの研修や会議等を開催し、今までとおり多職種との連携を強化していく。

- (2) 地域ケア会議の充実

30 元	2	担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
		高齢者支援G	包括支援センターにおいて地域ケア会議(個別レベル)を開催し、圏域内の問題を共有して困難事例への対応に努めた。 これまでの会議のケースから地域課題を集約・分析し、まとめることができた。	地域課題の分析・解決に向けて新たな体制づくりを構築する。

在宅医療介護連携推進協議会など各種連携・連絡会議を開催し、同職種、多職種の連携強化を図るとともに、個別ケースの検討を通じて解決すべき地域課題を明らかにします。	高齢者支援G	かめやま地域ケアネットワーク会議（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会、行政）の開催（11回）、在宅医療連携推進協議会ワーキング（1回）等を開催し、個別ケースを検討した。	日常生活圏域の再編に伴い地域包括支援センターの体制が変わるため、各種会議の在り方、各関係機関との連携体制について再構築を図る。
地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげるため、介護保険事業への反映方法について、広域連合、鈴鹿市と協議しながら、調整していきます。	高齢者支援G	生活支援コーディネーターが中心となり、地域課題を把握・分析した資料をもとに、地域ケア推進会議を1回開催し協議を行った。介護保険事業計画策定の中で、広域連合や鈴鹿市と課題を共有し、協議した。	次期計画への提案につなげるため、困難事例への対応、関係機関との連携体制について協議する各レベル（個別、圏域、市）の会議を構築する。

(3) 地域資源の活用と開発

取り組み	30 元	2	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
民間事業者、地域まちづくり協議会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンなどの住民組織やボランティア団体等によって提供される生活支援サービスによって要支援者を徐々につなぐとともに、それら協議体への参加を徐々に増やすとともに、それらの事業者主体による生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。	30	担当G	R2年度までの実績・成果 地域まちづくり協議会が行う、地域住民が互いに支え合う生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させ、地域の高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進する事業「ちよこボラ」に対して市が準備経費や運営経費の一部を補助した。協議体の設置に至っていない。	他の地域まちづくり協議会に広げていけるよう、住民主体の支えあいの支援に努める。 地域住民が主体となった支え合いを推進するため、話し合う場づくりである協議会の設置・運営について、福祉協議会とともに検討していく。
ボランティアポインント制度の構築を支援するなどして高齢者のボランティア活動への参加を促進するとともに、生活支援コーディネーターと社会福祉協議会に配置されるコミュニティソーシャルワーカーでの包括的な支援体制の構築を図ります。	30	高齢者支援G	第1層、第2層の生活支援コーディネーターがコミュニティソーシャルワーカーと連携して地域の相談や支援を行い、地域資源の把握に努め、「地域福祉カルテ」を作成した。	生活支援コーディネーターは、コミュニティソーシャルワーカーと連携して地域の支援に努める。 地域資源の開発及び活動主体間のネットワーク構築及びニーズと取組とのマッチングを行い、「地域福祉カルテ」の更新及び有効活用を図る。

2 福祉と医療の連携強化  
在宅医療の推進（ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など）

取組み	30 元	2 担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
<p>エンディングノートを作成を検討するとともに、リビング・ウィル（終末期の医療・ケアについての意思表明書）及びその解説書等を併せて活用し、市民への普及啓発活動を進めます。</p>		<p>高齢者支援G 地域医療・地域連携G</p>	<p>リビング・ウィル（パワレフト一体）においてはホームケアネット利用者に説明し、個別での活用に利用した。また、関係者にも利用者への活用について周知を行った。エンディングノートの作成については協議をすすめたが、どのような媒体がふさわしいのか結論に至っていない。</p>	<p>引き続き、市民と共に関係者にもリビング・ウィルの普及啓発活動を進めていく。 エンディングノートについては、多種が人生会議ができるようなツールを検討し、支援体制を整える。</p>
<p>在宅医療連携推進協議会を継続して開催するとともに、市民及び関係者への亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」の普及啓発を行い、利用拡大を進めます。</p>		<p>高齢者支援G 地域医療・地域連携G</p>	<p>亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用について、在宅医療に特化した医療機関が1医院開業したことにより、登録者については増加した。 R2新規登録者 47名 情報共有システム利用者も増加し、多職種医療・介護の連携強化をすすめた。 在宅医療講演会については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。</p>	<p>市民対象の講演会等を行い、また地域での啓発の機会を増やすなどの普及啓発をすすめていく。また、ホームケアネットの周知についても、周知を図り、利用促進に努める。</p>
<p>訪問看護ステーションや医師会の主治医、副主治医、在宅医療支援診療所や市立医療センターのバックアップにより、24時間365日の在宅医療・介護サービスを提供するとともに、近隣市町及び関係医療機関との連携を図ります。</p>		<p>高齢者支援G 地域医療・地域連携G</p>	<p>亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用。近隣市の主治医ともホームケアネットでの連携を図った。鈴鹿市在宅医療介護連携支援センター等と情報共有を行い、研修会の開催など連携して実施した。</p>	<p>ICT活用や連携強化のための「かめやまホームケアネット」の体制の見直し、連携のためのルールづくり等により病診連携や医療介護の連携強化に努め切れ目ないサービス提供体制強化を図っていく。 多職種連携情報共有システムを活用し、多職種での情報共有を強化し、多職種連携をすすめていく。 今後も鈴鹿市在宅医療介護連携支援センター等と情報共有を行い、連携を図る。</p>

3 高齢者の尊厳と権利を守る支援  
 (1) 認知症高齢者への支援の充実

取組み	30 元	2	担当	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
<p>認知症に対する地域での理解を促すため、キッズサポーターの養成を拡充するとともに、認知症キヤラバン・メイト（講師役）の活動や認知症サポーターによる認知症理解のための地域での活動を支援します。</p>	高年齢者支援G	高年齢者支援G	R2年度までの実績・成果 認知症サポーター養成講座は5回開催し、キッズサポーターや職域を含めた140人が受講された。（延べ3,354人） 認知症ステッパップ講座、キヤラバン・メイト研修は、新型コロナウイルスの影響により中止。	<p>認知症サポーター養成講座は5回開催し、キッズサポーターや職域を含めた140人が受講された。（延べ3,354人）            認知症ステッパップ講座、キヤラバン・メイト研修は、新型コロナウイルスの影響により中止。</p>	<p>認知症サポーター講座については、職域などで進めるとともに、次世代を担う人材の育成として、学校と連携し、キッズサポーターの養成に努める。</p>
<p>認知症ケアパスの内容の充実を図ることにより、認知症理解と認知症予防、認知症高齢者の支援のための取り組みへの活用を促進します。</p>	高年齢者支援G	高年齢者支援G	<p>認知症ケアパスを含んだ「認知症あんしんブック」は、市民への認知症に対する理解の促進や医療・介護関係者の情報ツールとして活用した。</p>	<p>認知症サポーター養成講座やサロン活動の場にも「認知症あんしんブック」の啓発を行い、地域住民への認知症への理解と認知症高齢者の支援を図る。</p>	<p>認知症サポーター養成講座やサロン活動の場にも「認知症あんしんブック」の啓発を行い、地域住民への認知症への理解と認知症高齢者の支援を図る。</p>
<p>新しい総合事業のサービスの中で、認知症予防の利便性を増強するとともに、認知症カフェの利便性を促進しながら、地域での設置や類似する地域活動と認知症地域支援推進員との連携の場づくりを進めます。</p>	高年齢者支援G	高年齢者支援G	<p>認知症予防教室（コグニサイズ）は新型コロナウイルスの影響により中止。            認知症カフェは1か所増設され5カ所となったが、3か所は新型コロナウイルスの影響により年間を通して中止。認知症地域支援推進員が地域でのカフェの相談員と連携を取り、認知症の人や家族が安心して来れる場づくりに努めた。</p>	<p>認知症予防の場を強化するとともに、地域の人が集まる身近な場所に認知症地域支援推進員が「出張カフェ」として出向き、介護に関する悩みや相談に努める。            認知症の人とその家族の人のための「認知症カフェ」とは何なのか、当事者の声を聴き、ニーズ調査に努める。</p>	<p>認知症予防の場を強化するとともに、地域の人が集まる身近な場所に認知症地域支援推進員が「出張カフェ」として出向き、介護に関する悩みや相談に努める。            認知症の人とその家族の人のための「認知症カフェ」とは何なのか、当事者の声を聴き、ニーズ調査に努める。</p>
<p>認知症地域支援推進員による、認知症高齢者への訪問、アセスメント及び家族支援を行うとともに、認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、専門医、認知症患者医療センターなどの連携により、認知症高齢者を適切に医療や介護サービスにつなげていきます。</p>	高年齢者支援G	高年齢者支援G	<p>認知症カフェ、窓口対応等で必要に応じ、認知症地域支援推進員が認知症初期集中支援チームにつなげることができた。            認知症初期集中支援チームの支援体制をマニュアル化した「活動の手引き」を作成し、サポート医、市職員、チーム員がより連携できるよう努めた。また、市民が分かりやすい相談窓口となるよう「カナリアチーム」と名付け、広報やチラシなどで周知した。</p>	<p>認知症地域支援推進員は地域での認知症の早期発見に努めるとともに、認知症初期集中支援チームにつなぐなど適切な対応に努める。</p>	<p>認知症地域支援推進員は地域での認知症の早期発見に努めるとともに、認知症初期集中支援チームにつなぐなど適切な対応に努める。</p>
<p>高齢者の見守りに関する協定等により地域の協力関係の拡充を図りながら、民間事業者が提供する徘徊探索サービス等を利用促進することにより、徘徊者の早期発見に努めます。</p>	高年齢者支援G	高年齢者支援G	<p>高齢者見守りシール交付事業については継続して市民やケアマネ、警察署等へ周知した結果、申請者は4名であった。            高齢者の見守りに関する協定を締結している協力機関や民生委員、児童委員、福祉委員など、地域の見守りの結果、ひとり歩きの高齢者の早期発見に繋げることができた。</p>	<p>引き続き、ひとり歩きの高齢者の早期発見に結びつくよう、事業の啓発を行う。            民生委員、児童委員、福祉委員、高齢者の見守りに関する協定を締結している協力機関、警察署との連携を図る。</p>	<p>引き続き、ひとり歩きの高齢者の早期発見に結びつくよう、事業の啓発を行う。            民生委員、児童委員、福祉委員、高齢者の見守りに関する協定を締結している協力機関、警察署との連携を図る。</p>

(2) 高齢者の権利擁護推進（虐待対応、成年後見制度の利用促進）

取組み	30.元	2.担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
<p>亀山地域包括支援センター、民生委員・児童委員等関係者の虐待防止に関するネットワークを強化し、地域ぐるみで未然防止、早期発見・介入ができる体制を整備していきます。</p>		高年齢者支援G	<p>亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議はコロナ禍で開催することはできなかつたが、高齢者等の虐待に関する状況を関係機関との情報共有を行った。</p>	<p>地域包括支援センターを2カ所に増設することにより、虐待に対する窓口機能を強化し、各関係部署・機関等との連携を図っていく。</p>
<p>虐待が発生した際は、高齢者・障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアルに従い、亀山地域包括支援センターが窓口となって、関係機関と共に保護・支援にあたります。</p>		高年齢者支援G	<p>マニュアルに従い、適切に対応した。(虐待事例6件、非該当5件、継続事例1件)</p>	<p>地域包括支援センターの体制が変わったことに伴い、関係機関と連携し、マニュアルの更新に努める。</p>
<p>家族介護者へ虐待に関する啓発を行い、早めの相談を呼びかけるとともに、介護者のつどい等を開催する際は、場所・時間設定等を工夫するなど参加者に配慮していきます。</p>		高年齢者支援G	<p>健康電話相談での24時間相談対応を図った。認知症カフェ（2箇所20回、延べ100人）における相談を実施した。介護者のつどいは新型コロナウイルスの影響により開催できなかったが、アルツハイマー月間に「介護者のための認知症講座」を開催した。</p>	<p>コロナ渦の中、今後も地域包括支援センターや民生委員等と連携し、複数の見守りによる虐待の早期発見に努める。介護者の日頃の悩みや不安を情報交換できる「介護者のつどい」を実施し、リフレッシュにつながる取組を継続する。</p>
<p>社会福祉協議会（日常生活自立支援センター）、鈴鹿亀山消費生活センターなどの関連機関と連携しながら成年後見制度の利用を促進することにも、権利擁護支援に係る中核機関の整備、地域連携ネットワークづくりや法人後見、市民後見のしくみづくりを進めていきます。</p>		高年齢者支援G	<p>社会福祉協議会と連携して成年後見制度の利用の促進に取り組んだ結果、相談件数は年々増加している。市民後見のしくみづくりには至っていない。</p>	<p>地域福祉課と連携し、弁護士会や社会福祉士会、鈴鹿亀山消費生活センターなどと意見交換をし、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向け、中核機関の整備をめざす。</p>
<p>三重県行政書士会等の専門職から、成年後見制度の市長申立に係る親族調査等の業務に関して、支援が受けられるような体制整備を検討します。</p>		高年齢者支援G	<p>成年後見制度利用支援は市長申立が1件、利用助成は1件の申請があった。</p>	<p>成年後見制度の市長申立に係る親族調査などで、複雑化した業務に関して支援が受けられるような体制整備を検討する。</p>

4 介護予防・生活支援サービスの提供  
 (1) 住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進

30 元	2	担当	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
30 元	2	担当G 高齢者支援G	R2年度までの実績・成果 介護予防教室（延べ32回、387人）、出張介護予防教室（延べ15回、203人）養成講座終了団体6団体のうち、3地区のまちづくり協議会の健康づくり応援隊を支援。新規では97人登録。 老人クラブ健康教室（13クラブ、延べ24回）、サロン活動（93団体、延べ1,605回）	地域における通いの場がない地域（空白地域）に介護予防教室などの提供を図る。 亀山QOL事業を活用した介護予防の利用促進を図る。 免疫力維持や高齢者の生活不活発によるフレイル対策として、行政情報番号組等を活用した取り組みを図る。
		高齢者支援G	地域まちづくり協議会が行う、地域住民が互いに支え合う生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させ、地域の高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進する事業「ちよこボラ」に対して市が準備経費や運営経費の一部を補助した。	地域まちづくり協議会が行う事業「ちよこボラ」について、生活支援コーディネーターと協働して推進し、総合事業の介護予防・生活支援サービスの拡充につなげる。

(2) 多様な生活支援サービスの提供促進（見守り、配食など）

30 元	2	担当	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
30 元	2	担当G 高齢者支援G	R2年度までの実績・成果 高齢者の見守りについては、民生委員・児童委員による高齢者世帯の実態把握や地域での見守り活動、民間事業者等による見守り活動などを通し、情報確保に努めることができた。 サロン団体（93団体）の支援に努めた。	民生委員・児童委員、福祉委員と連携するとともに、民間事業者等の見守り活動の拡大を図る。 サロン活動の充実のため、助成事業を継続するとともに、専門職の講師派遣により介護予防に努める。
		高齢者支援G	介護用品を登録者503人に支給し、本人及び家族の負担を軽減した。 国の地域支援事業（任意事業）における介護用品支給の通知に伴い、本人非課税を対象者とすなど制度を見直した。 配食サービスの利用者（40人）に栄養バランスの取れた食事を提供し、安否確認を行うことができた。	必要な人に適切にサービスが提供できるよう各種福祉サービスの情報発信に努めるとともに、ケアマネジャーや家族と連絡を密に取りながら在宅支援に努める。
		高齢者支援G	緊急通報システムは、登録者本人やその家族に安心できるサービスとして活用できた。 （登録者178人） 亀山QOL支援モデル事業を活用しながら、介護予防の啓発や相談業務に努めた。	継続して、高齢者を見守る緊急通報システムを啓発する。 地域で亀山QOL支援モデル事業の普及啓発活動を展開し、更なる利用者の増加に努める。

<p>高齢者の社会参加の支援として実施しているタクシードライバー料金の助成については、免許返納に対応し、介護予防のための通いや買い物等生活支援に必要な日常の交通手段として利用できる乗合タクシー制度の運用状況を検証しながら移行していきま</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>ご本人やご家族及びその支援者から心身等 の状況をお聞きし、乗合タクシーに乗り ない方にタクシー券を交付した。(交付者 207人)</p>	<p>高齢者の外出支援については、乗合 タクシー制度を含めた公共交通施策を 基本とし、心身等の事情により乗合タ クシーに乗りできない人にタクシー料 金助成事業を継続実施する。</p>
---	---------------	---	---

5 高齢者の住まいと暮らしの環境整備  
 (1) 高齢者に配慮した住まいの整備

30.元	2	担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
<p>取組み            介護保険給付による在宅介護のための住宅改修に            加えて、親族等から援助が受けられないひとり暮            らし高齢者等の住宅改修を支援できるよう、建設            労働組合等と協働して高齢者の居住環境の改善に            努めます。</p>		<p>高齢者支援G</p>	<p>三重県建設労働組合亀山支部と協働して毎            年住宅改修を行っているが、実績はなかつ            た。</p>	<p>親族等から援助が受けられないひと            り暮らし高齢者の支援として、事業を            継続する。</p>
<p>市内に存する木造住宅で耐震改修が必要な家屋を            補強するための支援を行うと同時に、バリアア            ー化を含めた住宅リフォーム工事を支援しま            す。</p>		<p>住まい推進G</p>	<p>亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付            要綱に基づく木造住宅耐震改修実施(4件)</p>	<p>継続(亀山市耐震改修促進計画に基            づき、木造住宅の耐震化を推進)</p>
<p>市営住宅への優先入居とともに、住宅セーフティ            ネット等国や民間の団体等のしくみや空家バンク            を活用し、住まいの供給や民間賃貸住宅への入居            を支援します。</p>		<p>住まい推進G</p>	<p>市営住宅への優先入居4名</p>	<p>亀山市住生活基本計画に基づき、事            業継続と空家情報バンク制度の活用の            促進</p>
<p>消防本部、警察署等の関係機関と協働で防火指導            や防犯活動、交通安全啓発等を行うほか、火災警            報器等防火のための日常生活用具を給付し、ひと            り暮らし高齢者の住まい方を支援します。</p>		<p>消防本部予防G            高齢者支援G</p>	<p>新型コロナウイルス完成拡大対策により実            施なし。</p>	<p>継続 高齢者宅への訪問指導を実施            非接触型の効率効果的な高齢者への            防火指導のあり方を検討する必要があ            る。</p>
<p>引き続き交通バリアフリー構想に基づく取り組み            を進めていくほか、「おもいやり駐車場」の適正            利用等優しさと思いやりのある行動を促してい            きます。</p>		<p>障がい者支援            G            福祉総務G</p>	<p>12月の障害者週間(3~9日)に合わせ、            ルプマークに関連した記事を広報かめやま            (12月1日号)に掲載し、市民に周知した。            おもいやり駐車場利用証の発行：新規380            件、更新48件            ヘルプマークの配布：120個            ヘルプカードの配布：16枚</p>	<p>「おもいやり駐車場」「ヘルプマー            ク」についての周知に努め、UDアドバ            イザー等関係機関と連携し優しさと思            いやりのある行動を促していく。</p>
<p>高齢者等災害弱者に対しての避難訓練、災害時の            安否確認などにおいて、自治会等地域の支援組織            や災害ボランティアなどの活動により、地域での            自主的な支援体制が構築されるよう、働きか            けていきます。</p>		<p>高齢者支援G            障がい者支援G            防災安全G            福祉総務G</p>	<p>避難行動要支援者名簿のさらなる活用に向            け、避難支援に係る関係機関の役割、名簿の            作成・利活用など、避難行動要支援者への支            援を適切かつ円滑に実施するための考え方を            示した名簿の取扱いについてを作成した。            出前講座等において、高齢者を対象とした            避難訓練等により地域での自主的な支援体制            が構築されるよう働きかけた。</p>	<p>名簿の取扱いに基づいた名簿の更新            作業や全世帯に各戸配布するわたしの            防災マップを活用した、地域の共助に            よる避難支援プランについて、かめや            ま出前トーク等の活用などにより、作            成の促進を図る。            引き続き、出前講座等様々な機会を            通じて高齢者を対象とした避難訓練等            により地域での自主的な支援体制が構            築されるよう働きかける。</p>



グループホーム等障がい者施設を含めて福祉避難所協定を締結していくとともに、協定を締結した施設の職員及び関係者との連携を図りながら、福祉避難所マニュアル等を整備します。				高齢者支援G 障がい者支援G 防災安全G	三重県主催の研修に職員が参加して知識取得及び他市との情報交換を行ったうえで、亀山市福祉避難所マニュアル(ひな形)を作成した。このマニュアルをもとに、7か所の福祉避難所協定事業所が各々に適応したマニュアルを整備し、災害時の運営に備えた。	災害時に福祉避難所の開設・運営が円滑に行えるよう、引き続き、協定を締結した施設及び関係者との連携強化に努める。
---	--	--	--	----------------------------	---	---

(2) 高齢者の安心な住まいの確保

取組み		30 元	2	担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
「養護老人ホーム清和の里」については、三重県と事業者で建替え整備が進められるため、必要に応じて事務調整を行います。				高齢者支援G	平成31年4月竣工、令和元年5月供用開始	事業計画なし
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの運営やサービス及び関連する計画との整合が担保されるよう、広域連合や県等と連携しながら、事業者に働きかけていきます。				高齢者支援G	市への計画提示事業者なし	計画提示があった場合、県・広域連合と協議しつつ、計画のスムーズな進捗に協力する。

6 高齢者（老人）福祉事業の供給体制の確保（介護サービスの充実強化）

取組み		30 元	2	担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
次の施設について、広域連合と調整し、整備を図ります。				高齢者支援G		
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 4施設（200人） 5施設（230人） * 増床の場合は、4施設（230人）					特別養護老人ホーム安全の里が30床増床。	令和2年4月供用開始
地域密着型サービス 居宅サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0箇所 2箇所					広域連合で公募するも応募なし	第7期介護保険事業計画による
看護小規模多機能型居宅介護 0施設(0人) 2施設(58人)					広域連合で公募するも応募なし	第7期介護保険事業計画による

注) 広域連合…鈴鹿亀山地区広域連合  
広域7期…第7期介護保険事業計画

## 高齢者福祉計画の推進状況について

- 1 地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実  
 (1) 地域包括支援センターの体制強化

30 元	2	担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
		高齢者支援G	常勤の第1層の生活支援コーディネーター(専門職)を継続配置し、住民主体の活動に努めるとともに、地域資源の把握を行い、「地域福祉カルテ」を作成した。 第2層の生活支援コーディネーターとして、在介3名を配置(支援件数282件)。認知症初期集中支援チームの支援対象者は6件であった。	高齢者の増加、相談件数の増加及び事例の多様化により、地域包括支援センターの組織の見直しや強化を図る必要がある。 地域まちづくり協議会や民生委員・児童委員、福祉委員等との連携を図りながら、高齢者の支援に努める。
		高齢者支援G	社会福祉協議会に生活支援コーディネーター(社会福祉士・精神保健福祉士)及び認知症初期集中支援チーム員(介護福祉士)を継続配置し、総合相談に努めた。 個別事例については、社会福祉協議会や庁内関係部署と連携し、対応した。	社会福祉協議会が進める総合相談窓口機能との連携を図るとともに、市全体での包括的な相談体制の構築に向け、重層的支援体制整備の検討を必要がある。
		高齢者支援G 地域医療・地域連携G	広報やフェイスブックなどを通じ、サービスの内容や会議の状況などを紹介した。 鈴鹿山地区広域連合など他機関と連携し、広報で在宅医療に関する啓発を行った。 多職種においては多職種連携システム等を通じて啓発を行った。	日常生活圏域の再編に伴い、地域包括支援センターの体制が変わるため、今まで以上に広報やフェイスブック、講演会や出前講座などで、地域包括支援センターの紹介や事業等について市民へ啓発する。 ITなども活用し、各関係者への啓発も行き、広報活動をすすめる。
		高齢者支援G 地域医療・地域連携G	地域包括支援センターが主催で居宅介護支援事業所研修会(4回)、介護保険サービス事業所研修会(4回)を開催し、課題における多職種との共通理解を図った。 在宅医療・介護連携強化のため多職種で研修会を実施したが、新型コロナウイルスの影響により、オンラインでの研修会2回のみの開催となった。	オンラインでの研修や会議等を開催し、今までとおり多職種との連携を強化していく。

- (2) 地域ケア会議の充実

30 元	2	担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
		高齢者支援G	生活支援等サービスの充実に関する協議体の活用や、「我が事・丸ごと」の視点から、社会福祉協議会などとの地域福祉における地域ケア会議との連携・統合を検討します。	地域課題の分析・解決に向けて新たな体制づくりを構築する。

在宅医療介護連携推進協議会など各種連携・連絡会議を開催し、同職種、多職種の連携強化を図るとともに、個別ケースの検討を通じて解決すべき地域課題を明らかにします。	高齢者支援G	かめやま地域ケアネットワーク会議（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会、行政）の開催（11回）、在宅医療連携推進協議会ワーキング（1回）等を開催し、個別ケースを検討した。	日常生活圏域の再編に伴い地域包括支援センターの体制が変わるため、各種会議の在り方、各関係機関との連携体制について再構築を図る。
地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげるため、介護保険事業への反映方法について、広域連合、鈴鹿市と協議しながら、調整していきます。	高齢者支援G	生活支援コーディネーターが中心となり、地域課題を把握・分析した資料をもとに、地域ケア推進会議を1回開催し協議を行った。介護保険事業計画策定の中で、広域連合や鈴鹿市と課題を共有し、協議した。	次期計画への提案につなげるため、困難事例への対応、関係機関との連携体制について協議する各レベル（個別、圏域、市）の会議を構築する。

(3) 地域資源の活用と開発

取り組み	30 元	2	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
民間事業者、地域まちづくり協議会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンなどの住民組織やボランティア団体等によって提供される生活支援サービスによって要支援者を徐々につなぐとともに、それら協議体への参加を徐々に増やすとともに、それらの事業者主体による生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。	高齢者支援G	担当G	R2年度までの実績・成果 地域まちづくり協議会が行う、地域住民が互いに支え合う生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させ、地域の高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進する事業「ちよこボラ」に対して市が準備経費や運営経費の一部を補助した。協議体の設置に至っていない。	他の地域まちづくり協議会に広げていく。住民主体の支えあいの支援に努める。 地域住民が主体となった支え合いを推進するため、話し合う場づくりである協議会の設置・運営について、福祉協議会とともに検討していく。
ボランティアポインント制度の構築を支援するなどして高齢者のボランティア活動への参加を促進するとともに、生活支援コーディネーターと社会福祉協議会に配置されるコミュニティソーシャルワーカーでの包括的な支援体制の構築を図ります。	高齢者支援G	担当G	第1層、第2層の生活支援コーディネーターがコミュニティソーシャルワーカーと連携して地域の相談や支援を行い、地域資源の把握に努め、「地域福祉カルテ」を作成した。	生活支援コーディネーターは、コミュニティソーシャルワーカーと連携して地域の支援に努める。 地域資源の開発及び活動主体間のネットワーク構築及びニーズと取組とのマッチングを行い、「地域福祉カルテ」の更新及び有効活用を図る。

2 福祉と医療の連携強化  
在宅医療の推進（ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など）

取組み	30 元	2 担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
<p>エンディングノートを作成を検討するとともに、リビング・ウィル（終末期の医療・ケアについての意思表明書）及びその解説書等を併せて活用し、市民への普及啓発活動を進めます。</p>		<p>高齢者支援G 地域医療・地域連携G</p>	<p>リビング・ウィル（パワレフレット一体）においてはおもてはホームケアネット利用者に説明し、個別での活用に利用した。また、関係者にも利用者への活用について周知を行った。エンディングノートの作成については協議をすすめたが、どのような媒体がふさわしいのか結論に至っていない。</p>	<p>引き続き、市民と共に関係者にもリビングウィルの普及啓発活動を進めていく。 エンディングノートについては、多職種が人生会議ができるようなツールを検討し、支援体制を整える。</p>
<p>在宅医療連携推進協議会を継続して開催するとともに、市民及び関係者への亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」の普及啓発を行い、利用拡大を進めます。</p>		<p>高齢者支援G 地域医療・地域連携G</p>	<p>亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用について、在宅医療に特化した医療機関が1医院開業したことにより、登録者については増加した。 R2新規登録者 47名 情報共有システム利用者も増加し、多職種の医療・介護の連携強化をすすめた。 在宅医療講演会については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。</p>	<p>市民対象の講演会等を行い、また地域での啓発の機会を増やすなどの普及啓発をすすめていく。また、ホームケアネットの周知についても、周知を図り、利用促進に努める。</p>
<p>訪問看護ステーションや医師会の主治医、副主治医、在宅医療支援診療所や市立医療センターのバックアップにより、24時間365日の在宅医療・介護サービスを提供するのと同時に、近隣市町及び関係医療機関との連携を図ります。</p>		<p>高齢者支援G 地域医療・地域連携G</p>	<p>亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用。近隣市の主治医ともホームケアネットでの連携を図った。鈴鹿市在宅医療介護連携支援センター等と情報共有を行い、研修会の開催など連携して実施した。</p>	<p>ICT活用や連携強化のための「かめやまホームケアネット」の体制の見直し、連携のためのルールづくり等により病診連携や医療介護の連携強化に努め切れ目ないサービス提供体制強化を図っていく。 多職種連携情報共有システムを活用し、多職種での情報共有を強化し、多職種連携をすすめていく。 今後も鈴鹿市在宅医療介護連携支援センター等と情報共有を行い、連携を図る。</p>

3 高齢者の尊厳と権利を守る支援  
 (1) 認知症高齢者への支援の充実

30 元	2	担当	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
<p>取組み            認知症に対する地域での理解を促すため、キッズサポーターの養成を拡充するとともに、認知症キヤラバン・メイト（講師役）の活動や認知症サポーターによる認知症理解のための地域での活動を支援します。</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>R2年度までの実績・成果            認知症サポーター養成講座は5回開催し、キッズサポーターや職域を含めた140人が受講された。（延べ3,354人）            認知症ステッパップ講座、キヤラバン・メイト研修は、新型コロナウイルスの影響により中止。</p>	<p>認知症サポーター講座については、職域などで進めるとともに、次世代を担う人材の育成として、学校と連携し、キッズサポーターの養成に努める。</p>
<p>認知症ケアパスの内容の充実を図ることにより、認知症理解と認知症予防、認知症高齢者の支援のための取り組みへの活用を促進します。</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>認知症ケアパスを含んだ「認知症あんしんブック」は、市民への認知症に対する理解の促進や医療・介護関係者の情報ツールとして活用した。</p>	<p>認知症サポーター養成講座やサロン活動の場にも「認知症あんしんブック」の啓発を行い、地域住民への認知症への理解と認知症高齢者の支援を図る。</p>
<p>新しい総合事業のサービスの中で、認知症予防の利便性を増強するとともに、認知症カフェの地域活動を促進しながら、地域での設置や類似する地域活動と認知症地域支援推進員との連携の場づくりを進めます。</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>認知症予防教室（コグニサイズ）は新型コロナウイルスの影響により中止。            認知症カフェは1か所増設され5カ所となったが、3か所は新型コロナウイルスの影響により年間を通して中止。認知症地域支援推進員が地域でのカフェの相談員と連携を取り、認知症の人や家族が安心して来れる場づくりに努めた。</p>	<p>認知症予防の場を強化するとともに、地域の人が集まる身近な場所に認知症地域支援推進員が「出張カフェ」として出向き、介護に関する悩みや相談に努める。            認知症の人とその家族の人のための「認知症カフェ」とは何なのか、当事者の声を聴き、ニーズ調査に努める。</p>
<p>認知症地域支援推進員による、認知症高齢者への訪問、アセスメント及び家族支援を行うとともに、認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、専門医、認知症疾患医療センターなどの連携により、認知症高齢者を適切に医療や介護サービスにつなげていきます。</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>認知症カフェ、窓口対応等で必要に応じ、認知症地域支援推進員が認知症初期集中支援チームにつなげることができた。            認知症初期集中支援チームの支援体制をマニュアル化した「活動の手引き」を作成し、サポート医、市職員、チーム員がより連携できるよう努めた。また、市民が分かりやすい相談窓口となるよう「カナリアチーム」と名付け、広報やチラシなどで周知した。</p>	<p>認知症地域支援推進員は地域での認知症の早期発見に努めるとともに、認知症初期集中支援チームにつなぐなど適切な対応に努める。</p>
<p>高齢者の見守りに関する協定等により地域の協力関係の拡充を図りながら、民間事業者が提供する徘徊探索サービス等を利用促進することにより、徘徊者の早期発見に努めます。</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>高年齢者支援G</p>	<p>高齢者見守りシール交付事業については継続して市民やケアマネ、警察署等へ周知した結果、申請者は4名であった。            高齢者の見守りに関する協定を締結している協力機関や民生委員、児童委員、福祉委員など、地域の見守りの結果、ひとり歩きの高齢者の早期発見に繋げることができた。</p>	<p>引き続き、ひとり歩きの高齢者の早期発見に結びつくよう、事業の啓発を行う。            民生委員、児童委員、福祉委員、高齢者の見守りに関する協定を締結している協力機関、警察署との連携を図る。</p>

(2) 高齢者の権利擁護推進（虐待対応、成年後見制度の利用促進）

取組み	30.元	2.担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
<p>亀山地域包括支援センター、民生委員・児童委員等関係者の虐待防止に関するネットワークを強化し、地域ぐるみで未然防止、早期発見・介入ができる体制を整備していきます。</p>		高年齢者支援G	<p>亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議はコロナ禍で開催することはできなかつたが、高齢者等の虐待に関する状況を関係機関との情報共有を行った。</p>	<p>地域包括支援センターを2カ所に増設することにより、虐待に対する窓口機能を強化し、各関係部署・機関等との連携を図っていく。</p>
<p>虐待が発生した際は、高齢者・障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアルに従い、亀山地域包括支援センターが窓口となつて、関係機関と共に保護・支援にあたります。</p>		高年齢者支援G	<p>マニュアルに従い、適切に対応した。(虐待事例6件、非該当5件、継続事例1件)</p>	<p>地域包括支援センターの体制が変わったことに伴い、関係機関と連携し、マニュアルの更新に努める。</p>
<p>家族介護者へ虐待に関する啓発を行い、早めの相談を呼びかけるとともに、介護者のつどい等を開催する際は、場所・時間設定等を工夫するなど参加者に配慮していきます。</p>		高年齢者支援G	<p>健康電話相談での24時間相談対応を図つた。 認知症カフェ（2箇所20回、延べ100人）における相談を実施した。 介護者のつどいは新型コロナウイルスの影響により開催できなかったが、アルツハイマー月間に「介護者のための認知症講座」を開催した。</p>	<p>コロナ渦の中、今後も地域包括支援センターや民生委員等と連携し、複数の見守りによる虐待の早期発見に努める。 介護者の日頃の悩みや不安を情報交換できる「介護者のつどい」を実施し、リフレッシュにつながる取組を継続する。</p>
<p>社会福祉協議会（日常生活自立支援センター）、鈴鹿亀山消費生活センターなどから成年後見制度の利用を促進することにも、権利擁護支援に係る中核機関の整備、地域連携ネットワークづくりや法人後見、市民後見のしくみづくりを進めていきます。</p>		高年齢者支援G	<p>社会福祉協議会と連携して成年後見制度の利用の促進に取り組んだ結果、相談件数は年々増加している。 市民後見のしくみづくりには至っていない。</p>	<p>地域福祉課と連携し、弁護士会や社会福祉士会、鈴鹿亀山消費生活センターなど意見交換をし、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向け、中核機関の整備をめざす。</p>
<p>三重県行政書士会等の専門職から、成年後見制度の市長申立に係る親族調査等に関する業務に關して、支援が受けられるような体制整備を検討します。</p>		高年齢者支援G	<p>成年後見制度利用支援は市長申立が1件、利用助成は1件の申請があった。</p>	<p>成年後見制度の市長申立に係る親族調査などで、複雑化した業務に關して支援が受けられるような体制整備を検討する。</p>

4 介護予防・生活支援サービスの提供

(1) 住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進

30 元	2 担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
身近な運動習慣やスポーツなどの機会を通じて、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加でき、地域での活動の輪を広げながら手軽に健康づくりが行え、かつ介護予防にもつながるような取り組みを検討していきます。	高齢者支援G	R2年度までの実績・成果 介護予防教室（延べ32回、387人）、出張介護予防教室（延べ15回、203人） 養成講座終了団体6団体のうち、3地区のまちづくり協議会の健康づくり応援隊を支援。新規では97人登録。 老人クラブ健康教室（13クラブ、延べ24回）、サロン活動（93団体、延べ1,605回）	地域における通いの場がない地域（空白地域）に介護予防教室などの提供を図る。 亀山QOL事業を活用した介護予防の利用促進を図る。 免疫力維持や高齢者の生活不活発によるフレイル対策として、行政情報番号組等を活用した取り組みを図る。
新しい総合事業の内容は、生活支援コーディネーター等が発掘、創出した地域の事業者やボランティアなどが提供する新たなサービスの事業化を進めながら、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で継続的に協議して見直し、サービスの拡充につなげます。	高齢者支援G	地域まちづくり協議会が行う、地域住民が互いに支え合う生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させ、地域の高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進する事業「ちよこボラ」に対して市が準備経費や運営経費の一部を補助した。	地域まちづくり協議会が行う事業「ちよこボラ」について、生活支援コーディネーターと協働して推進し、総合事業の介護予防・生活支援サービスの拡充につなげる。

(2) 多様な生活支援サービスの提供促進（見守り、配食など）

30 元	2 担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
民間事業者等による見守り活動の拡大を支援していくほか、自治会、地域まちづくり協議会、福祉委員会、サロン等の自主的な訪問活動を社会福祉協議会等と共に支援していきます。	高齢者支援G	R2年度までの実績・成果 高齢者の見守りについては、民生委員・児童委員による高齢者世帯の実態把握や地域での見守り活動、民間事業者等による見守り活動などを通し、情報確保に努めることができた。サロン団体（93団体）の支援に努めた。	民生委員・児童委員、福祉委員と連携するとともに、民間事業者等の見守り活動の拡大を図る。 サロン活動の充実のため、助成事業を継続するとともに、専門職の講師派遣により介護予防に努める。
高齢者の自立生活を支えるため、介護用品支給事業等のサービスについて、地域支援事業の中で、従来の事業を見直しつつ継続して実施します。	高齢者支援G	介護用品を登録者503人に支給し、本人及び家族の負担を軽減した。 国の地域支援事業（任意事業）における介護用品支給の通知に伴い、本人非課税を対象者とすなど制度を見直した。 配食サービスの利用者（40人）に栄養バランスの取れた食事を提供し、安否確認を行うことができた。	必要な人に適切にサービスが提供できるよう各種福祉サービスの情報発信に努めるとともに、ケアマネジャーや家族と連絡を密に取りながら在宅支援に努める。
孤立死防止のための緊急時の連絡や御用聞きサービス等について、民間事業者が提供するICTによる包括的に高齢者を支援するシステムの活用を進めます。	高齢者支援G	緊急通報システムは、登録者本人やその家族に安心できるサービスとして活用できた。 （登録者178人） 亀山QOL支援モデル事業を活用しながら、介護予防の啓発や相談業務に努めた。	継続して、高齢者を見守る緊急通報システムを啓発する。 地域で亀山QOL支援モデル事業の普及啓発活動を展開し、更なる利用者の増加に努める。

<p>高齢者の社会参加の支援として実施しているタクシードライバー料金の助成については、免許返納に対応し、介護予防のための通いや買い物等生活支援に必要な日常の交通手段として利用できる乗合タクシー制度の運用状況を検証しながら移行していきま</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>ご本人やご家族及びその支援者から心身等 の状況をお聞きし、乗合タクシーに乗り ない方にタクシー券を交付した。(交付者 207人)</p>	<p>高齢者の外出支援については、乗合 タクシー制度を含めた公共交通施策を 基本とし、心身等の事情により乗合タ クシーに乗りできない人にタクシー料 金助成事業を継続実施する。</p>
---	---------------	---	---



5 高齢者の住まいと暮らしの環境整備  
 (1) 高齢者に配慮した住まいの整備

30.元	2	担当G	R2年度までの実績・成果	次計画への方向性
<p>介護保険給付による在宅介護のための住宅改修に          加えて、親族等から援助が受けられないひとり暮らし          高齢者等の住宅改修を支援できるよう、建設          労働組合等と協働して高齢者の居住環境の改善に          努めます。</p>		<p>高齢者支援G</p>	<p>三重県建設労働組合亀山支部と協働して毎          年住宅改修を行っているが、実績はなかつ          た。</p>	<p>親族等から援助が受けられないひと          り暮らし高齢者の支援として、事業を          継続する。</p>
<p>市内に存する木造住宅で耐震改修が必要な家屋を          補強するための支援を行うと同時に、バリアア          ー化を含めた住宅リフォーム工事を支援しま          す。</p>		<p>住まい推進G</p>	<p>亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付          要綱に基づく木造住宅耐震改修実施(4件)</p>	<p>継続(亀山市耐震改修促進計画に基          づき、木造住宅の耐震化を推進)</p>
<p>市営住宅への優先入居とともに、住宅セーフティ          ネット等国や民間の団体等のしくみや空家バンク          を活用し、住まいの供給や民間賃貸住宅への入居          を支援します。</p>		<p>住まい推進G</p>	<p>市営住宅への優先入居4名</p>	<p>亀山市住生活基本計画に基づき、事          業継続と空家情報バンク制度の活用の          促進</p>
<p>消防本部、警察署等の関係機関と協働で防火指導          や防犯活動、交通安全啓発等を行うほか、火災警          報器等防火のための日常生活用具を給付し、ひと          り暮らし高齢者の住まい方を支援します。</p>		<p>消防本部予防G          高齢者支援G</p>	<p>新型コロナウイルス完成拡大対策により実          施なし。</p>	<p>継続 高齢者宅への訪問指導を実施          非接触型の効率効果的な高齢者への          防火指導のあり方を検討する必要があ          る。</p>
<p>引き続き交通バリアフリー構想に基づく取り組み          を進めていくほか、「おもいやり駐車場」の適正          利用等優しさと思いやりのある行動を促してい          きます。</p>		<p>障がい者支援          G          福祉総務G</p>	<p>12月の障害者週間(3~9日)に合わせ、          ヘルプマークに関連した記事を広報かめやま          (12月1日号)に掲載し、市民に周知した。          おもいやり駐車場利用証の発行：新規380          件、更新48件          ヘルプマークの配布：120個          ヘルプカードの配布：16枚</p>	<p>「おもいやり駐車場」「ヘルプマー          ク」についての周知に努め、UDアドバ          イザー等関係機関と連携し優しさと思          いやりのある行動を促していく。</p>
<p>高齢者等災害弱者に対しての避難訓練、災害時の          安否確認などにおいて、自治会等地域の支援組織          や災害ボランティアなどの活動により、地域での          自主的な支援体制が構築されるよう、働きか          けていきます。</p>		<p>高齢者支援G          障がい者支援G          防災安全G          福祉総務G</p>	<p>避難行動要支援者名簿のさらなる活用に向          け、避難支援に係る関係機関の役割、名簿の          作成・利活用など、避難行動要支援者への支          援を適切かつ円滑に実施するための考え方を          示した名簿の取扱いについてを作成した。          出前講座等において、高齢者を対象とした          避難訓練等により地域での自主的な支援体制          が構築されるよう働きかけた。</p>	<p>名簿の取扱いに基づいた名簿の更新          作業や全世帯に各戸配布するわたしの          防災マップを活用した、地域の共助に          よる避難支援プランについて、かめや          ま出前トーク等の活用などにより、作          成の促進を図る。          引き続き、出前講座等様々な機会を          通じて高齢者を対象とした避難訓練等          により地域での自主的な支援体制が構          築されるよう働きかける。</p>

<p>グループホーム等障がい者施設を含めて福祉避難所協定を締結していくとともに、協定を締結した施設の職員及び関係者との連携を図りながら、福祉避難所マニュアル等を整備します。</p>	<p>高齢者支援G 障がい者支援G 防災安全G</p>	<p>三重県主催の研修に職員が参加して知識取得及び他市との情報交換を行ったうえで、亀山市福祉避難所マニュアル(ひな形)を作成した。このマニュアルをもとに、7か所の福祉避難所協定事業所が各々に適応したマニュアルを整備し、災害時の運営に備えた。</p>	<p>災害時に福祉避難所の開設・運営が円滑に行えるよう、引き続き、協定を締結した施設及び関係者との連携強化に努める。</p>
--	-------------------------------------	--	--

(2) 高齢者の安心な住まいの確保

<p>「養護老人ホーム清和の里」については、三重県と事業者で建替え整備が進められるため、必要に応じて事務調整を行います。</p>	<p>30 元 2 担当G 高齢者支援G</p>	<p>R2年度までの実績・成果 平成31年4月竣工、令和元年5月供用開始</p>	<p>次計画への方向性 事業計画なし</p>
<p>有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの運営やサービス及び関連する計画との整合が担保されるよう、広域連合や県等と連携しながら、事業者に働きかけていきます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>市への計画提示事業者なし</p>	<p>計画提示があった場合、県・広域連合と協議しつつ、計画のスムーズな進捗に協力する。</p>

6 高齢者（老人）福祉事業の供給体制の確保（介護サービスの充実強化）

<p>高齢者（老人）福祉事業の目標と方策 取組み</p>	<p>30 元 2 担当G 高齢者支援G</p>	<p>R2年度までの実績・成果</p>	<p>次計画への方向性</p>
<p>次の施設について、広域連合と調整し、整備を図ります。</p> <p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 4 施設（200人） 5 施設（230人） * 増床の場合は、4 施設（230人）</p> <p>地域密着型サービス 居宅サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0 箇所 2 箇所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護 0 施設（0人） 2 施設（58人）</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>特別養護老人ホーム安全の里が30床増床。</p> <p>広域連合で公募するも応募なし</p> <p>広域連合で公募するも応募なし</p>	<p>令和2年4月供用開始</p> <p>第7期介護保険事業計画による</p> <p>第7期介護保険事業計画による</p>

注) 広域連合…鈴鹿亀山地区広域連合  
広域7期…第7期介護保険事業計画

# 第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 健康福祉部地域福祉課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。
計画の骨格	<p>(3) 計画の体系</p> <pre> graph LR     A[基本理念 生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち] --&gt; B1[1 地域で安心して暮らせるまちづくり]     A --&gt; B2[2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり]     A --&gt; B3[3 自立した生活のできる体制づくり]          B1 --&gt; C1["(1) 地域で支え合う共生社会の実現"]     B1 --&gt; C2["(2) 相互理解と交流の促進"]          B2 --&gt; C3["(3) 包括的相談支援体制の構築"]          B3 --&gt; C4["(4) 障がい児支援体制の確保"]     B3 --&gt; C5["(5) 雇用・就業機会の確保と拡大"]     B3 --&gt; C6["(6) 自立生活のための環境整備"]          C1 --&gt; D1["① 障がいと障がいのある人への理解の促進 ② ボランティア活動の推進 ③ 精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④ 虐待防止の啓発"]          C2 --&gt; D2["① 障がい者差別解消に向けた取組の推進 ② 交流イベント等の開催 ③ 福祉教育の推進"]          C3 --&gt; D3["① 早期発見・早期治療の推進 ② 総合相談窓口の設置 ③ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④ 障がいのある人の家族支援"]          C4 --&gt; D4["① 療育体制の充実 ② 医療的ケア児の支援の充実 ③ 子育てを支援する受入体制の整備 ④ 特別支援教育の充実"]          C5 --&gt; D5["① 就労準備支援の充実 ② 雇用の場の確保 ③ 就労定着に向けた支援"]          C6 --&gt; D6["① 障がい福祉サービスの充実 ② ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③ 防災・安全対策の充実 ④ 権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)"]     </pre>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1					
2	別紙参照				
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>・ヒューマンフェスタin亀山では、講演会等の開催により、共生社会の理念普及や福祉意識向上につながった。また、まちづくり協議会福祉委員を対象とした亀山市社会福祉協議会主催の研修会では、市担当と障害者総合相談支援センターあい相談員が講師として参加し、障がい者への理解を深めることができた。地域自立支援協議会においては、差別解消に関する相談実績の報告等の協議を行った。他、障害者就業生活支援センターやハローワーク等と連携し、就労支援を行った。</p> <p>・「にじいるネット研究会」における医療的ケア児(者)にかかるスーパーバイズチームの結成や新たに小山田記念温泉病院との「KUKS」の協定により、障がい児(者)の支援体制が充実した。障害福祉サービスの利用について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生じた課題に随時対応し、災害の備えとして亀山市福祉避難所マニュアル(ひな形)を作成した。</p>
成果	<p>・地域における支援体制の構築に向けた活動を推進し、「ボランティアの育成、ひきこもりの実態調査検討、地域自立支援協議会での差別解消に向けた協議」等、地域で安心して暮らせるまちづくりにつなげることができた。支援により、福祉施設から5人が一般就労することができた。</p> <p>・子どもの療育事業、専門機関と連携した巡回相談に加え、多機関連携による医療的ケア児支援や小児リハビリテーション支援等、子育て支援の充実に繋がった。</p> <p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場を設置し、顔の見える環境づくりを進めた。</p> <p>・コロナ禍のニーズに対応したサービスを提供や市内7か所の福祉避難所協定事業所マニュアル整備等、障がいのある人の自立した生活のできる体制づくりを進めた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>障がいのある人の自立生活に向け、障害者総合相談支援センターあいや計画相談支援事業所による相談支援や、就労移行支援事業等の就労に向けた福祉サービスの提供、ハローワークによる就職面接会など就労に向け継続した支援を行った。</p> <p>また、通所入浴サービスを自粛し入浴が十分にできていない重度障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供する等、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉サービスの充実につながった。</p>

反省点・課題	<p>障がい者が安心して地域で暮らせるよう、地域における支援者の理解を深める啓発活動が必要である。また、障がい者を取り巻く相談は、個人だけでなく世帯全体の支援が必要なケースが顕在化しており、総合的・専門的な支援体制の構築に向け、基幹相談支援センター機能の強化や地域生活支援拠点等の整備が必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>地域における支援者に対する障がい者への理解を深める取組みや、基幹相談支援センターの必要な機能を補完できるよう、地域活動支援事業を活用し相談支援体制の見直しなどを進め、障がい者の地域における生活を支援する拠点づくりにつなげていく。</p>
--------	---

## 第5期 障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【進捗管理】

### 1 第5期亀山市障がい福祉計画の概要

第5期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

### 2 計画期間における目標値

#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成28年度末時点における施設入所者数の9%以上を令和2年度末までに地域生活へ移行することとし、また、令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本目標としています。

項目	数値	進捗					
28年度末時点の入所者数(A)	31人						
目標年度入所者数(B)	30人						
【目標値】 削減見込(A-B)	1人減 (3%)	平成 30 年度	0	令和 元 年度	0	令和 2 年度	0
【目標値】 地域生活移行者数(施設入所から 地域生活へ移行した人の数)	3人 (9%)	平成 30 年度	1	令和 元 年度	0	令和 2 年度	0

#### 【令和2年度 成果・課題】

平成30年度に1人がグループホームに移行されたが、令和元年度、令和2年度においては地域移行した人はいなかったことから目標は達成できなかった。今後、地域移行ができそうな人に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

#### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和2年度末までに市町村ごと、あるいは複数の市町村共同で、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを成果目標としています。

項目	数値	進捗					
【目標値】 2年度末の保健・医療・福祉関係 者による協議の場の設置	1か所 鈴鹿・亀山圏域	平成 30 年度	0	令和 元 年度	0	令和 2 年度	1

#### 【令和2年度 成果・課題】

鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキング(11回開催)を設置し、当該ワーキングを協議の場に位置付け目標は達成できた。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和2年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを成果目標としています。

項目	数 値	進 捗					
		平成 30 年度	0 か所	令和 元 年度	0 か所	令和 2 年度	0 か所
【目標値】 2年度末の地域生活支援拠点の 整備数・場所	1 か所 鈴鹿・亀山圏域						

#### 【令和2年度 成果・課題】

面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、事業所等との意見交換を行ったが、基幹相談の体制が十分でないこともあり整備することができなかった。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### 福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、令和2年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本目標としています。

項目	数 値	進 捗					
		平成 30 年度	7 人	令和 元 年度	5 人	令和 2 年度	5 人
28年度の 年間一般就労移行者数	4 人						
【目標値】 2年度の年間一般就労移行者数	6 人 (1.5倍)						

#### 【令和2年度 成果・課題】

就労継続支援A型事業所から4人、就労移行支援事業から1人が一般就労につながったが、目標達成には至らなかった。障害者就業・生活支援センターや福祉施設などと情報共有や連携を図りながら、一般就労に移行できるよう継続的な支援を行う。

#### 就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを成果目標としています。

項目	数 値	進 捗					
		平成 30 年度	3 1 人	令和 元 年度	2 6 人	令和 2 年度	2 9 人
28年度末の 就労移行支援事業の利用者数	1 4 人						
【目標値】 2年度末の 就労移行支援事業の利用者数	1 7 人 (121%)						

#### 【令和2年度 成果・課題】

令和2年度末の就労移行支援事業の利用者は29人(207%)となり、目標達成できた。特別支援学校在学生のアセスメント(就労面の評価)の利用など、当該事業は継続的に利用ニーズがある。アセスメントを参考とした本人の適正に応じた就労や、当該事業利用者の意向に沿った就労につなげつつ、利用者の確保に努めていく。

## 就労移行支援事業所の就労移行率

国の指針では、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の5割以上とすることを成果目標としていますが、市内では事業所が1か所であり、令和2年度末までに就労移行率が3割以上となるよう支援を行います。

項目	数値	説明
【目標値】 2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。	1か所	2年度における就労移行支援事業所の数
	0か所	2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数
	0%	2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

### 【令和2年度 成果・課題】

平成30年度に市内の事業所が1か所になり、鈴鹿・亀山圏域において、令和元年度では6事業所となった。就労移行支援事業の利用者は安定して多い傾向にあるものの、就労につながるケースは少ないため、事業所の参入を図りつつ、事業所と連携した就労につながる支援が必要である。

## 就労定着支援事業による職場定着率

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを成果目標としています。

項目	数値	説明
【目標値】 元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を7割以上とする。	2人	平成30年度中に新規で就労定着支援事業を利用した者の数(A)
	1人	Aのうち令和元年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B)
	50%	元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B/A)

### 【令和2年度 成果・課題】

平成30年度の就労定着支援事業の利用者は2人であり、令和元年度末において1名は職場に定着している。1名は休職中したため就労定着支援事業は休止し、就労継続支援B型を利用して職場復帰を目指している。令和元年度中に新規で就労定着支援事業を利用したのは3人で、令和2年度末まで事業を継続し一般就労を継続しており、職場定着率は目標を達成した。今後も、本事業の利用を継続しつつ、職場定着率の向上を図っていく。

項目	数値	説明
【目標値】 2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。	3人	令和元年度中に新規で就労定着支援事業を利用した者の数(A')
	3人	A'のうち令和2年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B')
	100%	2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B'/A')

### 3 障がい福祉サービスの目標とその確保のための方策

#### (1) 訪問系サービス

##### 居宅介護（ホームヘルプ）

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	627	706	785	750	800	850
	利用者数（人/月）	57	61	65	50	53	55
実績値	給付時間（時間/月）	637	763	698	738	788	728
	利用者数（人/月）	49	51	52	58	60	54

##### 重度訪問介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	260	260	260	250	500	750
	利用者数（人/月）	1	1	1	1	2	3
実績値	給付時間（時間/月）	28	3	223	328	350	350
	利用者数（人/月）	0.2	0.1	1	1	1	1

##### 同行援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	40	60	84	50	55	60
	利用者数（人/月）	4	5	6	5	6	7
実績値	給付時間（時間/月）	43	50	55	58	80	42
	利用者数（人/月）	4	4	3	3	5	4

##### 行動援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	20	40	60	10	20	30
	利用者数（人/月）	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間（時間/月）	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
	利用者数（人/月）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3

##### 重度障害者等包括支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	0	0	260	0	0	250
	利用者数（人/月）	0	0	1	0	0	1
実績値	給付時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0



## サービスを確保するための方策

ホームヘルパーの人材不足により、サービスを必要とする人が必要な量のサービスを受けられない現状を改善し、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

事業所の新規参入を働きかけ、夜間や早朝にも対応できる事業所の確保やホームヘルパー等の人材確保に努めます。また、障がい特性に配慮した対応ができるよう、県が実施する研修等の情報提供を行い、支援者のスキルアップにつなげます。

### 【令和2年度 成果・課題】

#### 【居宅介護】

給付時間・利用者数は年々増加傾向にあったが、令和2年度は介護保険への移行、施設入所、死亡等の理由により、給付時間・利用者数とも減少となった。今後は、自宅での介護ニーズの高まりにより、利用者数の増加が見込まれ、併せて給付時間も伸びると思われる。

#### 【重度訪問介護】

平成29年2月から継続的に1名の利用があり、状況に応じて給付時間が増加となっている。令和2年度は、利用者数、給付時間ともに増加すると見込んだが、実績は横ばいであった。今後も必要とされる人に対し、サービスの利用案内や情報提供を行い、適切な支給量になるよう努める。

#### 【同行援護】

給付時間は年々増加傾向にあったが、令和2年度実績においては新型コロナウイルス感染拡大防止による影響で給付時間が減少している。今後も視覚障がい者の社会参加や地域生活を支援できるよう、計画相談事業所等と連携を図っていく。

#### 【行動援護】

市内には事業者がなく、鈴鹿・亀山圏域においても、2箇所しかないのが現状である。本市の利用者は少ないものの、市内で対応できるよう、事業所の参入を促していく。

#### 【重度障害者等包括支援】

県内には対応できる事業者がないのが現状である。現状本市において、利用希望はないものの利用ニーズの把握に努める。

## (2)日中活動系サービス

### 生活介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	1,834	2,067	2,328	1,800	1,900	2,000
	利用者数(人/月)	96	106	117	95	100	105
実績値	給付時間(人日/月)	1,622	1,649	1,752	1,869	1,902	1878
	利用者数(人/月)	88	89	92	98	100	99

### 自立訓練

#### 【機能訓練】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	46	46	46	60	70	90
	利用者数(人/月)	2	2	2	3	3	4
実績値	給付時間(人日/月)	5	9	39	20	9	3
	利用者数(人/月)	0.8	0.9	2	1	0.9	0.2

#### 【生活訓練(宿泊型自立訓練含む)】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	69	69	69	70	90	110
	利用者数(人/月)	3	3	3	3	4	5
実績値	給付時間(人日/月)	39	19	39	27	6	32
	利用者数(人/月)	2	1	2	1	0.3	1

### 就労移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	138	138	138	250	270	290
	利用者数(人/月)	6	6	6	15	16	17
実績値	給付時間(人日/月)	144	197	254	168	158	264
	利用者数(人/月)	9	13	15	10	9	14

### 就労継続支援

#### 【A型：雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	394	430	465	670	700	730
	利用者数(人/月)	22	24	26	32	33	34
実績値	給付時間(人日/月)	591	671	632	693	641	728
	利用者数(人/月)	32	34	32	35	32	36

【B型：非雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	1,372	1,504	1,654	1,600	1,700	1,800
	利用者数（人／月）	73	80	88	85	90	95
実績値	給付時間（人日／月）	1,280	1,430	1,437	1,523	1,656	1839
	利用者数（人／月）	69	77	81	89	94	103

就労定着支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）				4	5	6
実績値	利用者数（人／月）				0.5	3	3

療養介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）	8	8	8	11	11	12
実績値	利用者数（人／月）	10	10	11	10	10	9

短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	78	86	94	190	225	260
	利用者数（人／月）	10	11	12	19	22	25
実績値	給付時間（人日／月）	128	134	179	215	249	221
	利用者数（人／月）	12	12	19	25	29	27

【医療型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	39	60	87	5	5	10
	利用者数（人／月）	5	6	7	1	1	2
実績値	給付時間（人日／月）	6	2	5	6	7	5
	利用者数（人／月）	1.4	0.6	1	1	2	1

## サービスを確保するための方策

日中活動系のサービスについては、「生活介護」「就労継続支援B型」の利用が多くなっています。福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労継続支援事業所に継続して通所できている利用者に対しては、計画相談支援事業所等とも連携しながら、一般就労につながるよう取り組んでいきます。

また、「短期入所（福祉型）」についても、利用者が多く、需要の高さがうかがえます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

### 【令和2年度 成果・課題】

#### 【生活介護】

給付時間・利用者数ともに概ね横ばい傾向で、令和2年度の給付時間・利用者数の実績値は見込値に及ばなかった。今後も利用者の増加は見込まれ、あわせて給付時間も増加していくと思われる。

#### 【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

機能・生活訓練ともに見込値には達していないものの、利用者のサービス利用が定着している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響で新規の受入れができない事業所もあった。利用を希望される方に対してサービスの利用案内や支給決定・支給量に繋がるよう努める。

#### 【就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、就労定着支援】

就労継続支援（A型）からは、令和元年度に2名、令和2年度は4名一般就労に繋がった。令和2年度の給付時間、利用人数の実績は、概ね見込値に近く、一般就労への訓練を行う就労継続サービスとしてなくてはならないものとして定着している。

就労継続支援（B型）は、平成27年度から年々増加しており、令和2年度は給付時間・利用者数ともに見込値を超える結果となった。

就労移行支援は利用者数、給付時間ともに見込値には達していないものの、令和2年度に1名が一般就労に繋がるなど成果をあげている。

就労定着支援は、利用者数は令和元年度から令和2年度にかけ横ばいとなっており、見込値に達していないものの、今後も、就労定着に向けて利用者の促進に繋げていくことから給付時間も増加していくと思われる。

#### 【療養介護】

平成27年度から継続的な利用者があり、引き続き利用が見込まれる。今後もサービスの利用が見込まれる方に案内を行い、サービス利用の必要な方の支援につながるよう努める。

#### 【短期入所（福祉・医療型）】

福祉型は、利用者数の増加に伴って、給付時間も年々増加していたが、令和2年度においては減少となった。しかし、介護者の高齢化を背景として今後も福祉型の利用は増加していくこと予想され、ニーズに対応できるよう、事業との調整を図っていく。

医療型は、サービスの利用者・給付時間も増加し、今後も継続的な利用が見込まれる。

### (3)居住系サービス

#### 自立生活援助

【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)				0	0	1
実績値	利用者数(人/月)				0	0	0

#### 共同生活援助(グループホーム)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	25	29	33	30	32	34
実績値	利用者数(人/月)	29	29	27	27	31	36

#### 施設入所支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	27	26	25	30	29	28
実績値	利用者数(人/月)	32	30	30	29	29	30

#### サービスを確保するための方策

令和元年度末において、共同生活援助利用者31人のうち、市内の5つのグループホームで10人が生活しています。福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者の地域移行を推進していくため、障がい者が安心して自立した生活がおくれるように、県や圏域の市と連携しながら居住場所を確保していきます。

また、施設入所支援は、地域移行できそうな人に積極的に働きかけ、関係機関と連携しながら、地域移行していけるよう取り組んでいきます。

#### 【令和2年度 成果・課題】

##### 【共同生活援助・施設入所支援】

市内のグループホームは平成24年に1箇所が立ち上がり、令和元年度末では5箇所増加している。市内のグループホームの他、近隣の鈴鹿市、津市等のグループホームでの利用もみられる。今後もグループホーム利用者のニーズに応えられるよう、居住確保に努めていく。

また、施設入所支援は平成30年度に1人がグループホームに移行したが、令和元年度、令和2年度ともに移行した者はいなかった。今後も事業所等、関係機関と連携し、地域移行につながるよう継続的な働きかけを行う。

#### (4)相談支援

##### 計画相談支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	22	23	24	50	60	70
実績値	利用者数(人/月)	43	40	50	49	50	63

##### 地域移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	31	62	93			
	利用者数(人/月)	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間(人日/月)	0	0	0			
	利用者数(人/月)	0	0	0	1	0.3	0

##### 地域定着支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	1	2	3	1	2	3
実績値	利用者数(人/月)	1	0	0	0	0	0

#### サービスを確保するための方策

計画相談支援の需要に応えるため、特定相談支援事業所の新規参入の働きかけや、相談支援専門員のスキルアップのため、県が実施する研修等の情報提供を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援、地域定着支援の周知に努め、障がい者が地域で安心して自立した生活をおくるため、重層的な相談支援体制を構築し、切れ目のない支援をめざします。

#### 【令和2年度成果・課題】

##### 【計画相談・地域移行・地域定着支援】

計画相談は、計画相談利用のニーズに対応できるよう、相談事業所に適宜依頼している。一月当たり63人の利用があり、見込値70には達していないものの増加傾向にある。今後も障がい者本人が希望するサービスが提供できるよう、事業所につないでいく。

地域移行支援・地域定着支援は、市内に事業所がなく、これまでも利用実績が少なかったが、令和2年度においても地域移行支援・地域定着支援共に利用実績がなかった。今後、まず事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が、地域定着支援へとつながるよう努める。

## 4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

### 必須事業

#### (1) 相談支援事業

##### 【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
障害者 相談支援事業	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
実績値	障害者相談支 援事業				1	1	1
	基幹相談支援 センター				有	有	有

##### 【見込量の確保の方策】

障害者総合相談支援センター「あい」による「障害者相談支援」は、平成27年度2,208件、平成28年度2,539件の相談実績がありました。件数と合わせて、相談内容も複雑化した困難なケースが多くなってきています。基幹相談支援センターの機能を強化し、各相談機関との連携や関係機関とのネットワークの構築など、相談支援体制の充実に努めます。

##### 【令和2年度 成果・課題】

障害者相談支援(鈴鹿市・亀山市委託)は、平成27年度に2,208件であったものが、令和2年度は3,243件と年々増加傾向にある。その内容も複雑化しており、相談者世帯全体の課題や複合的な課題を抱えるケースが増えている。今後、基幹相談支援機能の見直し強化が必要で、社協等の関係機関との連携の強化に向け、協議の場づくりを進めていく。

#### (2) 成年後見制度利用支援事業

##### 【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	3	1	2	2	2
実績値	成年後見制度 利用支援事業				0	0	0

##### 【見込量の確保の方策】

平成28年度に身寄りのない知的障がい者等の成年後見の市長申し立てを2件行いました。また、成年後見の審判の請求をした家族の方に、審判の請求に要する費用の助成を1件行いました。今後、成年後見制度を必要とされる方が増えてくると考えられるため、

制度の積極的な情報提供を行い、利用促進に取り組んでいきます。

【令和2年度 成果・課題】

令和2年度は成年後見制度利用支援事業の実績がなかったものの、総合相談支援センターあいでの権利擁護に関する相談は6件であった。

また、成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、三重県委託事業「成年後見制度促進市町支援事業」による健康福祉部内職員研修に職員が参加した。

### (3) 意思疎通支援事業

#### 【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数(件)	2	1	4	5	10	15
要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	1	2	2	5	10	15
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	0	1	1	1	1	1
実績値	手話通訳者派遣事業				1	11	1
	要約筆記者派遣事業				1	0	0
	手話通訳者設置事業				1	1	1

#### 【見込量の確保の方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣を一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行うとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいあいの窓口配置しています。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように、設置日を増やす等、充実に努めます。

【令和2年度 成果・課題】

令和2年度の手話通訳者派遣事業は1件、要約筆記者派遣事業は0件であった。今後も窓口における制度利用の周知を行いつつ、遠隔による手話通訳の利用も始まることから、利用の増加につながるよう周知し取り組んでいく。

窓口配置した手話通訳(1人)には、令和2年度は延べ8件(実利用者4人)の利用があった。手話通訳者を配置した曜日が、市民に定着してきており、今後も継続して配置していく。



(4)日常生活用具給付等事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
介護・訓練支援用具	給付等 件数(件)	13	1	2	5	7	9
自立生活支援用具		10	3	2	7	9	11
在宅療養等支援用具		12	13	4	12	14	16
情報・意思疎通支援用具		5	5	8	7	9	11
排泄管理支援用具		871	858	918	860	870	880
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		6	1	2	3	4	5
実績値	介護・訓練支援用具				4	5	4
	自立生活支援用具				3	6	7
	在宅療養等支援用具				15	15	8
	情報・意思疎通支援用具				8	10	4
	排泄管理支援用具				977	1,076	1067
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)				4	1	3

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者が増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

【令和2年度 成果・課題】

目標値 932 件(全体)に対し、令和2年度は全体として前年度実績 1,113 件と比較し 1,093 件と減少したが、排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれており、支援が必要な人に必要な用具が給付できるよう、支援に努めていく。

## (5) 移動支援事業

### 【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	16	18	18	22	24	25
	延べ利用時間数 (時間)	558	769	944	850	930	970
実績値	移動支援事業				21	26	20
	実利用者数 (人)				1,426	1,981	1652
	延べ利用時間数 (時間)						

### 【見込量の確保の方策】

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

#### 【令和2年度 成果・課題】

屋外における移動は新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年度の利用者数、利用時間ともに前年度実績より減少となった。利用ニーズは高いため、今後、利用時間の増加は見込まれる。

### 任意事業

#### (1) 訪問入浴サービス【新規事業】

### 【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)				0	5	7
実績値	訪問入浴サービス				事業化	3	6
	実利用者数 (人)						

### 【見込量の確保の方策】

平成31年4月から、在宅の身体障がい者のうち在宅で入浴することが困難な方を対象として自宅に訪問入浴車が訪問して看護師または准看護師1名及び介護職員2名が入浴の介助を行う事業を開始しました。

#### 【令和2年度 成果・課題】

平成31年4月からのサービス提供を開始し、令和2年度中に障がい児3名、障がい者3名の利用があった。今後もサービスを必要としている方に提供を行っていきたい

## (2)生活訓練等

### 【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
生活訓練等		実利用者数 (人)	8	9	10	11	12	13
実績値	生活訓練等	実利用者数 (人)				10	11	11

### 【見込量の確保の方策】

視覚障がい者を対象に、視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

【令和2年度 成果・課題】

利用者は、平成27年度8人から令和元年度以降11人に増加している。利用者は毎年継続して利用されており、今後も利用者は増加していく傾向にある。

## (3)日中一時支援

### 【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
日中一時支援事業		実利用者数 (人)	59	75	92	90	95	100
		延べ利用時間数 (時間)	2,930	3,724	4,652	4,600	4,900	5,200
実績値	日中一時支援事業	実利用者数 (人)				107	138	138
		延べ利用時間数 (時間)				5,856	5,946	8,808

### 【見込量の確保の方策】

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

【令和2年度 成果・課題】

実利用者は、平成27年度に59人であったものが、年々増加しており、令和元年以降は138人と2.3倍に増え、これにあわせ利用時間数も大幅に増加している。ともに見込値を超えており、利用ニーズが高いことから、今後も増加していくと思われる。

## 5 第1期亀山市障がい児福祉計画の概要

第1期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

## 6 計画期間における目標値

### 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、令和2年度末までに市町村において児童発達支援センターを1ヶ所以上設置することや、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを成果目標としています。また、令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることを成果目標としています。

項目	数値	実績	説明
【目標値】 2年度末の児童発達支援センターの設置	1か所	0か所	児童発達支援センターの新たな建設を視野に入れ、センター機能としてのソフト面の充実を図ります。
【目標値】 2年度末の保育所訪問等支援を利用できる体制の構築	1か所	0か所	
【目標値】 2年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	児童発達支援事業所数
	2か所	1か所	放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 30年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所 広圏域	1か所 広圏域	近隣市も含めた広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置をめざします。

### 【令和2年度 成果・課題】

児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。

重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所のみであり、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重大学小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市（津・鈴鹿・亀山・伊賀・名張）が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討・情報共有などができる広圏域の協議の場を設置した。広域圏にて困難事例ケースの問題解決を図るため三重大学小児トータルケアセンターが中心となり、スーパーバイズチームが結成され、本市職員が参加した。

## 7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

### 障がい児支援

障がい児福祉サービスは、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。平成 30 年 4 月からは、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されました。

#### 児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	10	15	20	83	100	120
	利用者数（人／月）	2	3	4	10	12	14
実績値	給付時間（人日／月）	21	50	81	157	196	242
	利用者数（人／月）	4	6	11	19	23	27

#### 医療型児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	10
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0

#### 放課後等デイサービス

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	184	240	312	690	760	830
	利用者数（人／月）	23	30	39	55	60	65
実績値	給付時間（人日／月）	444	503	630	584	1,150	1315
	利用者数（人／月）	34	39	50	61	74	86

#### 【令和 2 年度 成果・課題】

##### 【児童発達支援】

市内では、利用者のニーズが高く、平成 27 年度から年々増加し、令和 2 年度も、目標値に対し、ともに給付時間、利用者数ともに達成している。今後も、児童発達支援のニーズは高いことから、増加していくと思われる。

##### 【放課後等デイサービス】

●利用者は、平成 27 年度に 34 人であったものが令和 2 年度は 86 人となり、給付時間についても平成 27 年度には 444 時間であったものが 1,350 時間となり、利用は大幅に超えている。小学校への入学等に際し新規の利用登録が多くなっている。今後も継続的な利用に伴い、給付時間は増加していくと思われるため適切に対応できるよう、事業所と連携を図っていく。

### 保育所等訪問支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	0	0	0	0	0	5
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

### 居宅訪問型児童発達支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)				0	0	10
	利用者数(人/月)				0	0	1
実績値	給付時間(人日/月)				0	0	3
	利用者数(人/月)				0	0	2

### 障害児相談支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	4	6	8	15	17	20
実績値	利用者数(人/月)	8	8	12	14	18	29

### 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)				0	0	1
実績値	利用者数(人/月)				0	0	2

### サービスを確保するための方策

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とともに需要が高く、利用者が大幅に増えてきています。「児童発達支援」については平成29年度に市内に初めて事業所が開設されました。今後更なる需要に応えるため、事業所の新規参入を促すとともに、児童発達支援センターの設置をめざします。

【令和2年度 成果・課題】

#### 【障害児相談支援】

●計画相談を利用される児は、児に係るサービスの増加にあわせ年々増加しており、今後もその傾向は続くと思われる。児の相談支援を希望される利用者が支援を受けられるよう、事業所と連携を図りながら対応していく。また、保育所等訪問支援(鈴鹿市2か所)や居宅訪問型児童発達支援(鈴鹿市1か所)の事業所は市内にはなく、利用者のニーズを把握しつつ、事業所の参入を促していく。

## 8 鈴鹿・亀山障がい保健福祉圏域プラン

(か所)

施策項目	現状値 (H28)	目標値 (R2)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	34	36	34	32	36
重度訪問介護	23	25	24	24	28
同行援護	9	9	6	6	7
行動援護	3	3	2	2	2
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	14	16	15	17	17
療養介護	1	1	1	1	1
短期入所	9	10	9	10	13
共同生活援助	15	18	16	24	20
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	2	32	2	2	2
就労移行支援	5	8	6	6	7
就労継続支援(A型)	12	14	12	12	11
就労継続支援(B型)	30	32	35	35	36
就労定着支援		5	1	1	1
総合相談支援	1	1	1	1	1
地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	3	5	3	2	3
計画相談支援	15	17	16	15	15
児童発達支援	10	12	13	13	20
放課後等デイサービス	20	23	30	30	38
保育所等訪問支援	1	2	2	2	6

第2次亀山市障がい者福祉計画事業管理シート

実施 策 基 本	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
<p>1 地域で安心して暮らせるまちづくり (1) 地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P29～34)</p>	<p>障がいと障がいのある人への理解の促進</p> <p>1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。</p> <p>2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。</p>	<p>・4月の広報かめやまに「発達障害啓発週間」の記事を掲載し図書館では発達障害をテーマとした特集コーナーを設置した。障がい者週間に合わせ12月の広報かめやまでは、障がいや障がいのある人への関心と理解を深めることを目的として、啓発を行った。</p> <p>・「ヒューマンフエスタイン亀山」において、「生きづらさを抱える子どもたち」をテーマに講演会・交流会を行った。身の回りにおける発達障害を持つ方の現状、課題について考え、話し合うことで、共生社会の理念や福祉意識の向上につなげた。</p> <p>参加者：約140名(リポート含む)</p>	<p>・住民の福祉意識向上のため、あいあいまつり等のイベントを活用し、障がいや障がいのある人への関心や理解についての啓発を行ってきた。</p> <p>・広く市民に啓発していくというフェスタの趣旨に則り、より幅広い地域・年齢層の方に参加していただける開催方法を検討していく必要がある。加えて、withコロナ社会において、イベント開催以外の方法によっても、障がいや障がいのある人への関心と理解が深まるよう方法を検討する必要がある。</p>	<p>・障がいや障がいのある人への関心と理解が深まるよう啓発活動を工夫しながら啓発を行っている。</p> <p>・「ヒューマンフエスタイン亀山」を継続して開催するとともに人権研修等により、より多くの方へ普及啓発できるように取り組んでいく。また、地域の支援者等に対しても、共生社会の理念や福祉意識の向上に向け、地域訪問など、重層的に情報提供を行う。</p>
<p>ボランティア活動の推進</p>	<p>1 ボランティアの育成と活動の支援 社会福祉協議会が行うボランティア講座等によるボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティアが活発になるよう支援します。</p> <p>2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていただけるよう、ピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。</p>	<p>・CSW等が中心となり、ちよこボラをテーマとしたボランティア講座を企画し、先進地である名張市や市内の「井田川北ささえ愛たい」の実践報告を行うなど、くみづくりの強化に向けた住民意識の啓発に取り組んだ。また、坂下地区において、ちよこボラ組織の立ち上げに関わり、令和3年度から「坂下よろずや縁」が組織されることとなった。</p>	<p>・ボランティアの担い手の高齢化が進む一方で、住民の支援ニーズが多様化する傾向がある中、地域ニーズに応じた活動や担い手の養成に継続的に関わることが必要である。</p>	<p>・地域における支え合う関係性の構築が求められるなか、個々の状況に応じたきめ細かなボランティア活動を展開するため、全対象の地域づくりの検討を進めていく。</p>



基本	実施	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
		<p><b>3 地域における見守り・支援体制の構築</b></p> <p>支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。</p>	<p>・地域の支援者・関係団体等に対し、見守り活動等で、支援が必要な人の情報をつかんだ場合は、社会福祉協議会のCSWにつないでもらうよう、継続的に周知を行った。</p> <p>・まちづくり協議会福祉委員対象の福祉研修会（主催：社会福祉協議会）に地域福祉課障がい者支援G職員と障害者総合相談支援センターあいの基幹相談員が講師として参加し、障がいについての理解を深めてもらう機会とすることができた。</p> <p>・青少年総合支援センターには、青色パトロール単による見回り、声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置している。福祉課題を抱える相談者を関係課より紹介される際は、相談を受ける前に当人の現状等を情報共有により把握し、長期的展望のもとで寄り添う相談支援に取り組んだ。</p>	<p>・地域でのつながりが希薄になるなか、地域における関係性をつなぎ戻せるよう、継続的な参加支援が必要である。</p> <p>・民生委員・児童委員、福祉委員等の地域福祉の担い手の方々にとって、障がいについての知識や情報を得る機会が少ないため、障がい者支援活動に十分につなげていない。</p> <p>・福祉課題を抱える相談者の自立支援等は、青少年総合支援センター単体で完結できるものではないことから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。</p>	<p>・今後も引き続き周知活動に取り組みむとともに、地域全体で支える支援づくりに向け、地域において多様なつながりを育てる地域づくりの検討を進める。</p> <p>・民生委員・児童委員、福祉委員等の地域福祉の担い手の方々へ障がい者への対応について情報発信を積極的に行っていく。</p> <p>・地域全体で支える支援体制の構築に向け、青少年総合支援センターの補導員による見回り、声かけ活動及び支援員による相談対応を引き続き実施していく。</p>
		<p><b>精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発</b></p> <p>1 <b>精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発</b></p> <p>精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすため、精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。</p> <p>2 <b>ひきこもりへの理解を深める取組の推進</b></p> <p>不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりをいかした見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。</p>	<p>・ひきこもりに関する実態調査（アンケート）やヒアリング調査にあたる団体等の洗い出しやアンケート項目・ヒアリング内容の検討をおこなった。</p> <p>・相談者が在籍している学校や関係課より、事前に情報共有を受けたうえで、本人もしくはその家族とのコミュニケーションの中で不登校やひきこもりの実態把握に努め、寄り添う相談支援に取り組んだ。</p>	<p>・精神障がいをはじめとした障がいについて、地域の支援者に正しく知識を深めてもらえるよう、普及・啓発活動が十分とは言えない。</p> <p>・8050問題など、ひきこもりへの理解を深める取組みや本市における必要な支援体制を検討していく必要がある。</p> <p>ひきこもりの就労支援（自立支援）の問題は、経済状況・生活環境などとの関係が深く、青少年総合支援センター単体では解決できないものであることから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。</p>	<p>・民生委員・児童委員、福祉委員等の地域福祉の担い手の方々に対して、障がい者への対応について理解を深めてもらえるよう普及・啓発活動に取り組みんでいく。</p> <p>・ひきこもり支援に関わる機関・団体に対し、ひきこもりの実情の把握、支援の状況、支援提供の課題についてヒアリングを実施し、取り組むべき課題の分析や施策の立案に向けた検討に取り組み。</p> <p>・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、相談窓口である「青少年総合支援センター」の活動周知のため、情報発信に引き続き取り組んでいく。</p>

基本実施	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
	<p>虐待防止の啓発</p> <p>1 虐待防止に向けた啓発活動 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口のあることを周知します。</p> <p>2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスティバルや街頭啓発など、あらゆる場を通して人権啓発を行います。</p>	<p>・高齢者・障がい者の虐待の防止については各種イベントでの啓発物品の配布など、周知に努めた。また虐待に関する通報や情報提供があった場合は、関係機関と連携を取りながら速やかにケース会議を開催し、対応にあたっている。</p> <p>・児童虐待は、11月の児童虐待防止推進月間において、オレンジリボンキャンペーンにより児童虐待の防止への関心や、窓口(あいあい)があることを知っていただいただけのよう啓発を行った。</p>	<p>・高齢者人口の増加や虐待に至る課題も複雑化している中で多機関が連携することで虐待通報件数も増えていくことが予想される。相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発を強化する必要がある。</p> <p>・広く市民に啓発していくというフェスタの趣旨に則り、より幅広い地域・年齢層の方に参加していただける開催方法を検討していく必要がある。</p>	<p>・引き続き相談窓口の周知及び虐待防止に向けた啓発を行っていく。高齢者においては、地域包括支援センターを2カ所増設し、早期相談、発見介入に向けて啓発を行う。</p> <p>・ヒューマンフェスティバルにおいて、多くの団体に参画してもらえよう働きかけていく。また、様々な機会、様々な手段を活用し、引き続き人権啓発に取り組むとともに、人権相談をしたい人が相談できるように相談日や相談機関等の周知に努める。</p>
	<p>(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P35～39)</p> <p>障がい者差別解消に向けた取組の推進</p> <p>1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。</p> <p>2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整えます。</p> <p>3 職員対応要領の研修 窓口等において職員が障がい者に適切に対応できるよう、障がい者を理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。</p>	<p>・広報かめやまの人権啓発のコラムにおいて、障がい者の権利について合理的配慮をテーマに掲載し、共生社会の実現に向けた啓発を行った。また人権週間の特集記事や人権啓発のチラシを各世帯に配布したりするなど、障がい者も含めたすべての人の人権を守るため、市民に広く啓発を行った。</p> <p>・亀山市地域自立支援協議会の所掌事務に障害者差別解消法地域協議会の機能を付加し、具体的事案の対応例の共有・協議を行った。</p> <p>・障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。</p>	<p>・障害者差別解消法をはじめとした差別解消三法や亀山市人権条例の周知、及び障がい者理解を深めるなどについて、より市民啓発を進める必要がある。</p> <p>・亀山市地域自立支援協議会で、地域の実情に応じた障害者差別解消に向けた取組等を協議し庁内の関係部署と連携し取り組んでいく必要がある。</p> <p>・現在、新規採用職員にのみ研修を実施しており、職員全体への啓発不足である。</p>	<p>【文化共生G】 市民や地域の支援者など、対象者に応じた周知・啓発に努めるとともに、既存の周知方法や媒体の内容について、より分かりやすく、関心と理解を深めていたいただけるよう、工夫を行っていく。</p> <p>・地域自立支援協議会での協議を踏まえ、庁内の各関係部署で差別解消のための取組みを強化していく。</p> <p>・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を行うなど、職員全体に対する研修、啓発を継続的に実施していく。</p>

基本 実施 施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
交流イベント等の開催	<p>1 交流イベントの開催 障がい者への理解を深める機会として、あいあいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。</p> <p>2 障がい者のスポーツ参加の推進 障がい者が、スポーツイベントに参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。</p>	<p>・10月のあいあいまつりは、新型コロナウイルス感染症拡大により中止。 ・12月の人権週間開催した「ヒューマンフエスタin亀山」において、ソーシャルディスタンスを保持しながら参加者の小グループ交流などを行い、約140名の方が参加し、子どもの権利について社会情勢や亀山市の現状について交流を深めた。</p> <p>・大会の参加支援を行う為、スポーツ競技の全国大会等へ出場する人に奨励金支給を広報した。(申請、0件)。障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベント(ポッチャ)の開催計画を支援した。</p>	<p>・参加する団体間交流や新型コロナウイルス感染症拡大の影響に左右されないなど、開催手法の見直しが必要である。 ・「ヒューマンフエスタin亀山」をより市民啓発につなげるため、講演会の開催とあわせて、市民が交流できる場となるよう工夫していく必要がある。</p> <p>・全国大会等へ出場する人以外は、市内障がい者スポーツ競技者の実態についての把握は困難であり、全体的な要望等がつかみにくい。 ・スポーツ競技の全国大会等に出場する人に奨励金支給の制度について、障がいのない人に対して周知が十分でない。 ・障がいの有無にかかわらず、参加できるスポーツイベントの情報発信が十分なされていない。 ・県が主催するスポーツイベント等について情報提供が亀山市内において十分なされていない。</p>	<p>・あいあいまつりを継続的に開催していく一方で、今後のあり方を検討していく。 ・「ヒューマンフエスタin亀山」を継続して開催し、より多くの方へ普及・啓発できるよう取り組んでいく。</p> <p>・引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に奨励金制度の啓発や奨励金の支給をするとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。 ・市のHP等を活用し、県主催のスポーツイベント等、情報提供を進めていく。</p>
福祉教育の推進	<p>1 福祉教育推進助成事業の推進 より多くの児童・生徒が福祉教育を受けられるように社会福祉協議会による助成事業を行い、学校における地域交流や体験学習などを通して障がい者理解を深めます。</p> <p>2 生涯学習講座の充実 「学び」を通して個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。</p> <p>3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりや心、助け合いの心を育みながら成長できるように、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。</p>	<p>・総合的な学習の時間や道徳の授業を中心として障がい者理解についての学習を進めた。</p> <p>・「リンパケア講座」や「腸から始める健康生活講座」「音楽療法」など、介護予防に活用できる講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。</p> <p>・各学校において、特別支援学級の児童生徒との交流を行うとともに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流する機会を設けた。</p>	<p>・関係機関との連携を強化する。</p> <p>・介護予防など間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。</p> <p>・居住地交流は、交流の実施時期や内容について、毎年検討を行っていく必要がある。</p>	<p>・福祉体験等での体験活動を継続するとともに、学習が実生活に生きるような取組をすすめる。</p> <p>・今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。</p> <p>・各学校において、特別支援学級の児童生徒との交流を行うとともに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流する機会を設けていく。</p>

基本	実施	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
2	多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(3) 包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P40～45)	早期発見・早期治療の推進		
		<p>1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な児童には、関係部署と連携したフォローを行います。</p> <p>2 発達に気になる子どもへの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭・地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。</p>	<p>・乳幼児健康診査の未受診者について健康づくりGが実態把握を行った。また、支援が必要な児童については、関係部署と連携し、フォローを行った。</p> <p>・家族や子ども自身、学校や園など関係機関からの相談について連絡調整を行い、子どもの悩みや障がいなど、子どもが地域で健やかに成長できるよう支援を行った。児童虐待等の対応については、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の場を活用し、関係機関と連携し支援体制の強化を図った。</p>	<p>・乳幼児健康診査が未受診であるケースがある。</p> <p>・子どもが健やかに成長できるよう、配慮が必要な子どもの早期発見・支援や児童虐待の未然防止が行えるよう取り組む。</p>	<p>・引き続き、乳幼児健康診査等の未受診者及び居住実態が把握できないケースの把握や、支援が必要な児童へのフォローについて、関係部署が連携して支援を行う。</p> <p>・相談者のニーズを的確に捉え、早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。</p>
		<p>総合相談窓口の設置</p> <p>1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の再構築を行います。</p> <p>2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。</p> <p>3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を、地域生活支援拠点の面的整備として整備します。</p>	<p>・引き続き、生活困窮者自立支援事業における「福祉なんでも相談窓口」の相談機能の充実を図りつつ、福祉に関するあらゆる相談を受けられる環境を整えた。</p> <p>・高齢者においては、基幹相談機能の見直しと強化に向け、市、社会福祉協議会と相談機能に係る協議の場を設置し、相談内容の分析をする等検討を進めている。</p> <p>・障がい者やその家族からの相談について、障害者総合相談支援センターあいの相談支援員により電話や訪問等による支援を行い、ケースによっては社会福祉協議会や地域包括支援センター等に繋げる等、関係機関と連携し相談支援を進めた。</p> <p>市の窓口において各種サービスに関する情報を提供しつつ、必要に応じて計画相談支援員や障害者総合相談支援センターあいの相談支援員と連携することで、個々に応じたサービス利用に繋がった。</p> <p>面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各支部において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。</p>	<p>・相談者の利便性の向上を図ることを目的に、相談窓口の一本化を進める必要がある。</p> <p>・国が求める包括的な相談窓口機能のあり方について、他分野の窓口機能との役割を分担を図りつつ、令和4年度から実施予定の重層的な支援体制づくりの検討を進めていく。</p> <p>・地域包括支援センターを2カ所増設し、総合相談窓口として機能していくよう、体制を支援する。</p> <p>今後も障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやすく案内する体制を整えていく。</p> <p>広くわかりやすい情報提供のためHPの内容を充実していく必要がある。</p> <p>地域生活支援拠点の整備のために、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。</p> <p>地域生活支援拠点の整備要綱を作成し自立支援協議会に諮ったうえで整備を進める。整備後は1か所以上の拠点を確保し、機能充実のため年1回以上の運用状況を検証、検討していく。</p>	

基本 実施	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
	<p>精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者や関係機関が連携し、支援するための協議の場を設けます。</p> <p>2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。</p>	<p>高齢者においては、医療センター連絡会議や在宅介護支援センターとの定例会でケース検討を行い、関係機関が連携しながら支援した。</p> <p>・鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキングの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に位置付け、障害者支援G及び地域包括支援センターの職員が参加し、事例検討を通じての情報共有や現状・課題について検討を行った。</p> <p>・地域において、精神疾患等の患者が安心して暮らされ続けるよう、鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用し、支援体制の構築を図った。</p> <p>・地域包括支援センターの相談員が専門職種から学ばりワーキングに参加するなどし、多職種で連携して対応した。</p>	<p>市内には精神の医療機関が少なく、現状は精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場としては鈴鹿・亀山圏域での設置となっている。将来的には、高齢者の地域包括ケアシステムとの関係性を踏まえ、市域での設置については今後の方向性を検討する必要がある。</p> <p>・精神疾患等の患者が地域で安心して生活していくには、多職種での連携により有効な医療や支援を行うことが必要である。鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援などを活用し、周知するなど組織間の連携も深めていく必要がある。</p>	<p>・鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通じて地域の課題を共有しながら、地域包括的ケアシステムの構築を進める。</p> <p>・高齢者の地域包括ケアシステムは進化・推進に取組む。</p> <p>・地域において、精神疾患等の患者が安心して暮らされ続けるよう、障害者総合相談支援事業による相談支援や鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用しながら支援体制の強化を進めていく。</p> <p>・個に対する支援体制が脆弱なため、支援体制の強化を進める。</p>
	<p>障がいのある人の家族支援</p> <p>1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がい者本人だけでなく、家族も孤立しないように支援します。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、通所サービスの自粛に伴い、利用者の家族の負担が増加したことを課題と捉え、訪問サービスにつなげることで負担を減らすよう努めた。(自宅での訪問入浴サービスの利用等)</p>	<p>・コロナ禍において、利用者が障がい福祉サービス事業所への通所や外出の機会を自粛する中で、これまでとは違った支援が必要である。</p>	<p>・第2次障がい者福祉計画に伴うアンケート調査を実施し、障がいのある人やその家族のニーズを把握した上で、必要とされる福祉サービスが固くようにわかりやすい情報発信・広報活動を行っていく。</p>
<p>(4) 障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開 P46～52)</p>	<p>療育体制の充実</p> <p>1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がいのある子どもを支援するため、個別・集団による療育事業や保育所・幼稚園・認定こども園との連携による巡回相談の充実を図るとともに、療育など多様な機能を合わせ持つ拠点となる認定こども園の整備を進めます。地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの整備に向けた検討を行います。</p>	<p>・子どもの発達に合わせ、訓練的な要素を取り入れた個別・集団の療育を行った(個別療育相談:17回、2人 集団療育相談:60回、30人)。</p> <p>・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:7回 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導4回、CLM巡回指導:4園 28回)。</p> <p>・支援体制の充実を図るため、小田田記念温泉病院と「子育て支援の連携・協力に関する協定」(略称KUKS)の締結を行った。</p>	<p>・就学前のすべての配慮が必要な子どもの相談・支援体制の充実を図る。</p>	<p>・子どもの発達に合わせ、療育事業や保育所・幼稚園・認定こども園との連携による巡回相談やCLMの実践や計画的なアドバイザー研修への派遣を行う。</p> <p>・児童発達支援センターの整備に向け、方針の策定を進めるとともに、その整備に取り組み。</p> <p>・令和2年度に締結した「子育て支援の連携・協力に関する協定(KUKS)」に基づき、具体的な運用等の協議を進める。</p>

基本					
実施					
施策					
取組内容	2 切れ目のない支援体制づくり 障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。	令和2年度実績・成果 ・心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していただけるよう支援を行った(相談件数:654件)。	これまでの課題 ・障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。	令和3年度以降の方向性 ・今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。	

基本	実施	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
	医療的ケア児の支援の充実 1 医療的ケア児を含む重症心身障害児等への支援の充実 医療的ケア児及び関係部署及び関係機関が情報共有し、協議ができる場の設置に向けて取り組めます。	1 医療的ケア児の問題解決を図るため、「にじいろネット研究会」では三重県小児トータルケアセンター三重病院が中心となり、スパーバイズチームが結成され、メンバーとなる市職員が研修会に参加した。 ・市内の計画相談事業所の医療的ケア児に対するコーディネーターが1名増加し2名となった。	・医療的ケア児の支援について、ケアプランを考え、サービスを提供していく総合的な制度、法令が無く、また社会的資源や専門的な人材も少ないため、ノウハウが蓄積されていない。 ・市における医療的ケア児の実態について、関係部署との情報共有が十分でない。	・本市における医療的ケア児の実態を把握し、「にじいろネット研究会」等に参加しつつ、必要な施策を検討していく。 ・「にじいろネット研究会」のスパーバイズチームによる問題解決に向けた支援を活用し医療的ケア児の支援を進める。	
	子育てを支援する受入体制の整備 1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育を受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。	・公立保育所・幼稚園・認定こども園において障がい児を適切に受け入れられるよう、専門的な視点による判定に基づき、必要な加配職員(保育士・看護師・介助員)の配置を行った。また、私立保育園所に対し、障がい児保育のための加配職員の配置に要する費用の補助を行い、保育環境の充実を図った。 ・医療的ケア児の入園までの手続マニュアルを作成し、園における円滑な受入体制を整備した。	・公立保育所・幼稚園・認定こども園において障がい児の受入に伴って必要となる加配職員(保育士・看護師・介助員)の人材が十分でないため、人材の確保が必要である。 ・加配保育士や介助員の知識・力量の向上につながるような研修の実施や情報提供が必要である。	・非常勤職員の登録を積極的に行い、必要な時期に必要な人材を確保できるような準備体制を整える。また、加配保育士や介助員の知識・力量向上につながる研修を教育委員会と連携して実施する。さらに、私立保育所での障がい児の受入がしやすいよう、県の補助金制度や市単独の加配保育士人件費補助金制度の周知を図る。 ・「医療的ケア実施ガイドライン」及び「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」の周知徹底を図るとともに、加配保育士等への必要な情報提供等を行う。	・保育所、幼稚園、認定こども園との連携による巡回相談やCLMを実施する。
	3 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず充実した園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。	・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談：7回 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導4回、CLM巡回指導：4園 28回)。	・障がい児が障がいがない児との集団生活を送れることができるよう支援体制の充実を図る。	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。	・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた、適切な学びの場を構築していく。
	2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場とともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組みます。	・発達障がい等、特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」の作成を促進した。特に、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒は、同計画を全員作成できた。	・様式の統一を図る必要がある。	・研修と啓発の継続を図る必要がある。	

基本	実施	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
	<p>3 進路選択と自立の支援</p> <p>一人ひとりの子どもに能力や適性に応じられるよう、卒業後の進学や就労に関して、関係機関と連携した支援を行います。</p>	<p>切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろ」の作成や活用を進め、関係機関との連携を図った。</p> <p>相談者一人一人の実態に沿った支援実施のため、相談に来ていただくまでの就学・進学・就労に関する支援の経過について担当部署から事前に情報共有を受け、相談対応の円滑化に取り組んだ。</p> <p>特別支援学校の進路懇談会に市の担当者や障害者総合相談支援センターあひ、計画相談支援員が出席し、卒業後の就労に向けた実習のアセスメントや障害手帳の申請・更新、障害年金等、卒業後の手続きも見据えた説明などを行った。</p>	<p>継続した取組が必要である。</p> <p>基本的に相談者とのコミュニケーションの中でより詳細な実態把握に努めているが、本人・家族からこれまでの経緯を伺うことができず、家族からこれまでの経緯を伺うことができない状況が生じた場合、関係機関からの情報共有が必要になる。</p> <p>障がい児から障がい者へ切れ目のない支援ができてきたよう各関係機関との連携が必要である。</p>	<p>引き続き、「にじいろ」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先や就労先との連携を図っていく。</p> <p>切れ目のない、且つ相談者一人一人の実態に沿った支援実現のため、今後も継続して各関係機関との連携を図っていく。</p>	
3 自立した生活のできる体制づくり (5) 雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉がい者福祉に関する取組の展開 P53～58) 就労準備支援の充実	<p>1 職場実習事業の活用促進</p> <p>障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用を図ります。</p> <p>2 ハローワーク等との連携による就労の促進</p> <p>ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、出勤職員の人数削減が行われたため、市の庁舎内での職場体験実習については中止することとなった。</p> <p>事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において相談窓口の周知を行った。</p> <p>総合相談支援センターあひにおいて、就労に関する内容として年間98件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつながるなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行っている。</p>	<p>市の庁舎内で実施している職場実習事業について、職場体験の受入れ部署について毎年同じ部署のみとなっている。また、健康福祉部以外の部署での実習を検討する場、受入れの担当職員への事前研修や実習生を見守る支援員が必要である。</p> <p>これまで総合相談支援センターあひや三重県障害者職業センターなどの相談や支援を行う機関の周知に努めてきたが、事業者の障がい者雇用を進める取組が活発になる一方で、実際に雇用するにあたっての対応に悩む企業担当者も多い。</p> <p>事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の連携が必要である。</p>	<p>市内の職場実習事業の実施体制について改善点等検討していく。</p> <p>事業者には、引き続きリーフレットにより周知するとともに、亀山市雇用対策協議会等においても相談窓口の周知を行うよう努めていく。</p> <p>障害者総合相談支援センターあひや、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど相談窓口の周知を継続的にを行い、関係機関につなげるよう努める。</p>	
	雇用の確保	<p>1 障がい者就労施設等への支援</p> <p>就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。</p>	<p>亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市の全組織での物品等の調達に適用し、障がい者が就労する施設等の仕事の確保につながった。</p> <p>障害者就労施設の新型コロナウイルス感染拡大の影響による受注の大幅減に対応するため、障害者就労施設等からの物品調達の推進を市内の各部署に呼びかけた。</p>	<p>例年、同様の物品等調達内容が続いており、障がい者の社会参加につながるためには、より広い品目・分類での調達となる必要である。</p>	<p>障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図れるよう毎年度、調達方針を作成し、調達実績の公表を行っていく。庁内の各課に呼びかけ、啓発を行うことで物品等の調達に取り組む。</p>



基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
		<p><b>2 企業における障がい者雇用の促進</b></p> <p>企業における障がい者雇用の促進に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。</p>	<p>事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において総合相談支援センターあいや三重県障害者職業センターなどの相談や支援を行う機関の周知に努めた。</p> <p>・ハローワーク主催で地元企業の就職面接会が総合保健福祉センターあいやあいで開催され、面接会の参加について広報により周知を行った。</p>	<p>・障がい者雇用の取組が更に進むよう、それぞれのニーズに合わせた体系的な支援が必要である。また、障害者雇用促進法では、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えられるっており、雇用に当たって精神・発達障がい者の正しい知識と理解を深める必要がある。</p> <p>・障がい者の就職説明会等の障がい者雇用への促進につながる機会や場が、身近な地域で開催されることが必要である。</p>	<p>・ハローワークや三重県障がい者雇用推進企業ネットワークなど関係機関や事業者と連携して障害者の就労の促進に努めていく。また、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の受講を促す等により、精神・発達障がいについて正しい知識と理解を深め、支援者の増加につなげていく。</p> <p>・ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携し企業と障がい者のマッチングの場が身近な地域で設定できるよう調整をしていく。</p>	
		<p><b>3 社会的事業所への支援</b></p> <p>一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに対応した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。</p>	<p>・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報等はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。</p>	<p>・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が令和2年10月28日に廃止され、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。</p>	<p>・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。</p>	
		<p><b>4 農福連携による新たな雇用機会の創出</b></p> <p>農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。</p>	<p>・産業振興課農業G職員が障がい者施設を経営する農場（水耕栽培）を訪問見学を行った。障がい者の実際の作業見学や施設運営者の説明を受け、今後の施策の参考とすることができた。</p>	<p>・地域における公益的な取組の一つとして、関係機関と連携を図り、農福連携事業の可能性について検討を進めていく。</p>	<p>・障がい者支援G、農業Gが農福連携関係の研修等には積極的に参加し、地域における公益的な取組の一つとして、関係機関と連携を図り、農福連携事業の可能性について検討を進めていく。</p>	
		<p><b>5 市職員の障がい者雇用</b></p> <p>市役所における障がい者雇用は、公的な役割や障害者雇用促進法を踏まえ、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。</p>	<p>・新たに障がい者を雇用することにより、市長部局における法定雇用障害者数を達成するために採用しなればならない障がい者数、いわゆる「不足障がい者数」はない。</p>	<p>・障がい者の働き方によっては、対象障害者として算定できないこともあり、計画的な障がい者雇用に取り組む必要がある。</p>	<p>・国・地方公共団体等の障害者の法定雇用率が、令和3年3月1日に2.6%に引き上げられたが、今後も不足障がい者数が無いよう計画的な採用に取り組む。</p>	

基本	実施	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
	<p>就労定着に向けた支援</p>	<p>就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対処するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービスを活用し、障がい者が仕事を継続できるよう支援します。</p> <p>2. 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組めます。</p>	<p>・一般就労に繋がった障がいのある人に、就労定着支援事業の説明を行い利用促進に向け取り組んだ。令和2年度中の就労定着支援事業の利用者は4人であった。就労を定着させるために継続的に必要な支援を受けている。</p> <p>・障がい者週間に合わせて、障がいのある人の雇用や就労に関する相談支援を行う機関として障害者総合相談支援センターあいの周知を行った。亀山市雇用対策協議会で事業者向けハローワークが主催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の活用を促していたが、今年度は協議会での周知の機会がなかった。</p>	<p>・就労定着支援事業の利用促進に向けては、対象者向け就労定着支援事業の内容や利用申請の方法等について周知し、同時に、亀山市域における就労定着支援事業者を増やしていく必要がある。</p> <p>・就職説明会などの開催について、障がいのある人にとって身近な地域で参加しやすい説明会になるよう関係機関と連携しながら、就労に向けた情報提供に取り組む必要がある。</p> <p>・事業者に向けて、ハローワークが主催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の活用を促していく。</p>	<p>・一般就労の対象者に就労定着支援事業のサービスの案内を行ったため、就労移行支援事業所等から提出される契約解除の報告を徹底するよう各事業所に案内し、必要な人に就労定着支援事業のサービス利用を繋げ就労が継続できるよう支援していく。</p> <p>・本人が悩みを抱えこみ離職に至らないよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援に努める。</p> <p>・亀山市雇用対策協議会等において、障がいのある人の雇用や就労に関する相談・支援を行う機関として総合相談支援センターあいの相談窓口等について引き続き周知していく。</p>
(6) 自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P59～66)	障がい福祉サービスの充実	<p>1. 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、訪問入浴等の新たなサービスの検討を行い、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。</p> <p>2. 情報提供・コミュニケーション支援の充実 障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。</p>	<p>・障害支援区分の審査会を開催し、個々の状況・特性に応じた区分認定を適正に行い、各種サービスの支給決定に繋げた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、通所入浴サービスを自粛し入浴が十分にできていない重度障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供する等、コロナ対策により生じた課題について随時対応を行った。</p> <p>・窓口で配置した手話通訳(1人)は、令和2年度で延べ8件(実利用者4人)の利用があった。外部への派遣については、意思疎通支援事業により手話通訳者派遣を1件派遣した。</p>	<p>・障がい者の自立に資する福祉サービスの提供を行うためには、ニーズの把握、社会資源の開発、相談体制の構築をさらに進める必要がある。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から今後遠隔での手話通訳の検討も必要である。</p>	<p>・第2次障がい者福祉計画に伴うアンケート調査を実施し、障がいのある人やその家族のニーズを把握し、必要な施策検討及び体制の構築を進めていく。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応も視野に入れ、障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を引き続き検討・実施していく。</p> <p>・意思疎通支援を必要とされる人支援が広がるよう、窓口における意思疎通支援事業の利用案内等、周知を行っていく。</p>

実施	<p><b>取組内容</b></p> <p>3 居住環境の整備        グループホームや短期入所施設などの基盤整備を進めるとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後の備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組めます。</p>	<p><b>令和2年度実績・成果</b></p> <p>面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。</p>	<p><b>これまでの課題</b></p> <p>・地域生活支援拠点の整備のために、特に課題である緊急時の受け入れ対応先、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。</p>	<p><b>令和3年度以降の方向性</b></p> <p>・地域生活支援拠点の整備のために体制の制度化、受け入れ対応先の調整、人材の確保について具体的に検討、整備していく。</p>
実施				
基本				

基本 実施 施設	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
	<p>ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</p> <p>1 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進            亀山駅周辺の整備において、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。</p> <p>2 公共施設等のバリアフリー化の推進            施設等の建設において、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもいやり駐車場の適正利用等、優しさと思いやりのある行動を促します。</p> <p>3 道路等の安全確保の整備            道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。</p> <p>4 障がい者に配慮した市営住宅の整備            障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。</p>	<p>市街地再開発事業により整備する施設建築物及び公共施設(道路・駅前広場)について、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めた。</p> <p>西野公園便所建替工事南側1棟の実施に当たり、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいたバリアフリー対応便所を完成することができた。また、おもいやり駐車場も併せて整備することができた。</p> <p>市の施設に、県作成のおもいやり駐車場の適正利用のポスターを掲示・周知に努めた。</p> <p>南鹿島線における歩道新設整備で、歩車道が分離され、交通安全性が向上したとともに、移動しやすい横断勾配で整備することができた。</p> <p>令和2年10月に栄町北住宅8戸を借上げ、UDに配慮した市営住宅を提供することができた。</p>	<p>現在、工事の実施に伴い、交通規制や迂回路等の設定により、交通規制が発生していることから、早期の供用に向け工事を進める必要がある。</p> <p>現状施設の老朽化が著しくなっているため、公園施設の利便性に配慮した整備を計画的に行う必要がある。また、交付金事業の内示率が年々減少傾向にあるため、事業採択可能な改修施設を選定し、国の補正または、制度改正等の情報をいち早く収集し財源確保に努めていく必要がある。</p> <p>おもいやり駐車場の利用が適正でないという情報がある。</p> <p>交付金事業の内示率が年々減少傾向にあるため、交付金事業においては、事業採択可能な改修施設を選定し、国の補正または、制度改正等の情報をいち早く収集し財源確保に努めていく必要がある。</p> <p>民間賃貸住宅を市営住宅に転用して欲しいという事業提案者が少ない。</p>	<p>令和2年度に着手した施設建築物及び公共施設について、組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施する。            &lt;今後の予定&gt;            施設建築物工事:R2~R4            公共施設工事:R2~R4</p> <p>施設等の建設においては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもいやり駐車場などの整備に努めていく。            ・おもいやり駐車場の適正利用について窓口での申請の際に丁寧な説明をするとともに、広く広報等での適正利用の啓発に努める。</p> <p>三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、設計時において勾配や段差の解消・点字ブロックや縁石の設置等に配慮した整備に努める。既存の道路については、定期的な点検を実施し、破損個所の早期発見と修繕に努めていく。</p> <p>障がいがある人が安全で快適に暮らせる環境づくりのため、R3年度さらに別の地区に民間住宅(8戸)を公営住宅として確保する予定である。</p>

基本					
実施	<p><b>取組内容</b></p> <p>5 有効な情報提供手段の導入 障がいのある人に確実な情報を届くよう、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応等、情報提供の充実を図ります。</p>	<p><b>令和2年度実績・成果</b></p> <p>・個々のページ更新時に、対応が不十分な箇所があった場合はその都度改善を行い、必要な情報提供に対応した。なお、職員研修については、令和2年度末にホームページリニューアルを行ったことから、広報研修(3月から翌年度4月に動画配信により実施)では説明を行わず、次年度に行うこととした。</p>	<p><b>これまでの課題</b></p> <p>・CMSを操作する全職員を対象に研修を行うことが難しいことや担当職員の異動等により、ページの作成者間で、ウェブアクセシビリティへの理解や対応のばらつきが見られる。</p>		<p><b>令和3年度以降の方向性</b></p> <p>引き続き、職員研修を行うほか、具体的なページ作成マニュアルを作成しグループウェアに掲載するなど、ウェブアクセシビリティの向上を図る。</p>
施策					

基本	実施	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
	防災、安全対策の充実	<p><b>1 防災知識に関する情報提供の充実</b>            災害時における障がい者の援助に関する知識の普及、啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。</p> <p><b>2 災害時の要支援者対策の推進</b>            大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を再構築するとともに、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう努めます。</p> <p><b>3 福祉避難所の確保、備蓄品の充実</b>            災害時に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が避難できる福祉避難所を確保するとともに、障がい者に配慮した日常生活用具等の備蓄を充実します。</p>	<p>総合防災訓練において周知する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。            ・地域が実施する防災訓練等で、災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図った。</p> <p>・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災訓練等について周知啓発を行った。            ・避難行動要支援者名簿に係る避難支援者向けの取扱いの内容について、名簿の運用や利活用など、記載内容を見直し、自治会連合会に提案し意見を伺った。</p> <p>・備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について検討を行う。            ・災害に対する備えとして、市内の7か所の福祉避難所協定事業所に福祉避難所マニュアル(ひな形)を提供し、各事業所では施設に応じたマニュアルが整備された。</p>	<p>・災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を実施しているものの、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。</p> <p>・さまざまな機会を通じて啓発を行っているものの、地域における避難行動要支援者支援体制の確立には至っていない。            ・避難行動要支援者名簿に基づいた避難支援プラン(個別支援計画)の作成を進めていく必要がある。</p> <p>・市が公助の範囲で準備するべき備蓄品及び数量等の整理がなされていない。            ・備蓄品なども含めて、福祉避難所協定事業所との協議の場が年1回程度必要である。</p>	<p>・総合防災訓練や地域が実施する防災訓練時について、障がいのある方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を引き続き行っていく。</p> <p>・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域における避難行動要支援者支援に関する普及啓発を引き続き行うとともに、亀山市総合防災マップを活用した普及啓発を行う。            ・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、名簿の更新作業を進めつつ、全世帯に各戸配布するわたしの防災マップを活用した、地域の共助による防災マップの作成の促進に取り組んでいく。            ・引き続き備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行う。            ・福祉避難所協定事業所と市の関係部署との協議の機会を設定し災害時の福祉避難所として準備をしていく。</p>

実施 基 本	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
	<p>権利擁護対策の充実</p> <p>1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるように、広報、相談、利用促進などの機能を備えた機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを検討します。</p> <p>2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議します。</p> <p>3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。</p> <p>4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各室、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などとの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。</p>	<p>県の成年後見制度利用促進市町支援事業に手上げし、県弁護士会・県司法書士会・リーガルサポート三重支部・県社会福祉士会との意見交換や、健康福祉部職員・社会福祉協議会の職員を対象として、「求められる中核機関のあり方」と題した研修会を開催した。</p> <p>・弁護士等の専門職後見人等は周知が必要である。 ・障害者総合相談センターあいでは、随時後見制度の情報が必要としている方に情報提供を行った。(6件)</p> <p>知的・精神的障がいがある人が、地域において自立した生活ができるよう、日常生活自立支援事業における生活支援員がサポートをし、日常生活における福祉課題があれば、CSWIにつなぎ支援する等を行った。</p> <p>・R3.3高齢者・障がい者虐待防止代表者会議を書面で開催。市内で発生する虐待案件の状況や情報共有し、連携強化した。 ・県主催の障がい者虐待防止・権利擁護研修に市職員が参加し、虐待ケース対応についての講義や演習を行い、支援方法について意見交換などを行った。</p>	<p>・成年後見制度利用助成事業実施要綱の対象者が市長申立てに限られているため、国の通知に即して、早急に是正する必要がある。</p> <p>・弁護士等の専門職後見人は助成制度が浸透しつつあるが、親族後見人等には周知が必要である。 ・成年後見制度に係る窓口は、今後高齢者障がい者の部署が連携を図った情報提供を行っていく必要がある。</p> <p>利用者とその家族が本事業について十分に理解できていないケース、もしくは、本事業のみでは解決に至らない課題を抱えるケースも多いため、部署間・組織間の連携によりサポートする必要がある。</p> <p>・高齢者人口の増加により虐待事案も増え、生活自立支援事業の制度の活用や地域関係者との見守りなどの連携により、高齢者の自立した生活を支える体制を充実させる必要がある。 ・虐待ケースは様々な問題が複雑化している中で発生しており、関係機関が情報を共有しそれぞれの役割で連携し支援をする必要がある。</p>	<p>・中核機関の設置に向け、関係機関・関係団体のとアライング調査を進めていく。また、成年後見制度利用助成事業実施要綱の見直しや法人後見実施の検討を進めていく。</p> <p>・成年後見制度に係る窓口は、今後高齢者障がい者の部署が連携を図った情報提供を行っていく必要がある。また、法人後見制度は、中核機関の設置にあわせ、一体的に整理していく必要がある。</p> <p>自立支援において、金融管理は重要かつ困難が生じやすい課題であるため、周知・啓発活動を行い、本人や支援者の理解を高める。</p> <p>・地域包括支援センターを2カ所増設し、虐待についてもより身近に支援・相談を行えるよう取り組む。 ・虐待通報が、速やかに相談窓口につながるよう、市の虐待相談窓口の周知を継続し行う。 ・今後も高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催し、関係機関との情報共有を継続的に行っていく</p>





# 亀山市生涯学習計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 教育委員会事務局 生涯学習課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「学びによる生きがいの創出」と深く関わり、地域へ生かせる学びの展開などを補完するものである。
目的・概要	学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安心安全、高齢者の見守り等の地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものである。
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p><b>基本理念</b></p> <p>豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流</p> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p><b>基本目標</b></p> <p>「学び」の成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;"> <p><b>めざす姿</b></p> <p>1 まちの魅力を 知り、まちの 魅力を磨く 「学び」</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>1 まちの魅力を共有する「学び」の推進 2 まちの魅力を磨く「学び」の推進 3 まちの魅力を共有する情報ツールの構築</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;"> <p>2 子育てを楽しみ、 子育てを支える 「学び」</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>1 発達段階に応じた地域・家庭の学びの展開 2 地域で支える子育ての学びの展開 3 子育てに関連した学びの情報の一元化 4 「『亀山っ子』市民宣言」の具現化</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;"> <p>3 地域に根差し た人材を育む 「学び」</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>1 市民大学キラリの再構築 2 学びの成果を生かした人材づくり 3 地域ブランドの創出に参画する人材育成 4 高等教育機関との連携</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;"> <p>4 地域を愛し、 亀山を誇れる 「学び」</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>1 多様な地域活動を伸ばす「学び」 2 自然・歴史文化を伝える「学び」 3 「健康都市」の実現に向けた「学び」 4 「地域の学び」の担い手支援制度の構築</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;"> <p>5 自らを高め、 ともに高めあ う 「学び」</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>1 「教育のまち」亀山の創生 2 市民読書環境の整備 3 「学び」により自らを高めるしくみづくり 4 「個」が生かされる地域社会づくり</p> </div> </div> </div> </div>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	地域における歴史文化の学びの機会への参加者総数	人	3,461	656	4,700
2	年度ごとの家庭教育出前講座受講人数	人	941	120	1,270
3	中央公民館出前教室における地域の魅力や課題をテーマとした講座等の開催地数	地区	12	20	22
4	市民大学における自然との共生を軸とした持続的発展のための講座数	講座	未実施	4	2
5	市民大学や公民館による地域課題解決のために講座を契機に結成された地域活動団体数	団体	未実施	2	3

## 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かめやま人キャンパスにおいて、2年目のカリキュラムを実施するとともに、Zoomを使ったオンライン講座の体験講座を開催した。起業人講座はオンラインか会場参加を選択できるハイブリッド型で実施した。</li> <li>・中央公民館において、地域課題や地域資源を生かした出前講座を開催し、地域との連携を意識した講座を開催した。</li> <li>・市内幼稚園、保育所において、家庭教育出前講座を開催した。また子育て応援メッセージである「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化週間に取り組んだ。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かめやま人キャンパスをきっかけとして、市民活動を行う団体が2団体結成された。</li> <li>・感染症対策を万全にして公民館講座を開催したことで、地区コミュニティと連携した学びの場の提供を行うことができた。</li> <li>・コロナ禍により家庭での時間が増える中、「お茶の間10選(実践)」の強化週間に取り組むことで、改めて家族の大切さを考えるきっかけとすることができた。</li> </ul>
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策やICTを活用しながら、様々な講座を実施することで、可能な限りの学習機会を市民に提供することができ、学びによる生きがいの創出につながった。</li> </ul>

反省点・課題	かめやま人キャンパス受講者の修了後の実践活動を見据え、行政関連部署や市内外の団体とさらに連携する必要がある。また、コロナ禍の中であっても学びの場を提供するため、ICTを活用した講座の実施を検討する必要がある。
--------	--

今後の方向性	学びの情報の一元化や、かめやま人キャンパスの充実、お茶の間10選(実践)の普及啓発に努め、学びによる生きがいの創出を推進するとともに、ICTの活用やSDGsなど新たな視点を盛り込んだ生涯学習計画の改定を行う。
--------	--

# 亀山市文化振興ビジョンに関する実績等報告書(令和2年度)

( 生活文化部 文化スポーツ課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R 3 年度
位置付け	本ビジョンは、文化芸術基本法に基づき、地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化施策の方向性を体系化して示した文化施策分野にかかる計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「文化芸術の振興と文化交流の促進」と深く関わるものである。
目的・概要	すべての人が文化によって心豊かな生活を営むことができ、幸福を実感することができるまちづくりが求められている。本ビジョンは、これまで培われてきた伝統の文化を継承・発展させ、さらに磨きをかけることにより、それらの輝きが個性を持ちながらも、調和し、高め合い、魅力ある文化を創造していくよう取組を進めるものである。
計画の骨格	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>文化振興 によりめざ すまちの姿</p> <p>文化振興の 基本方針</p> </div> <div style="flex: 2; text-align: center;"> <p>文化振興のための施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)文化芸術の振興と市民文化活動の活性化</li> <li>(2)文化交流の促進と知の拠点の整備充実</li> <li>(3)歴史文化遺産の保存と活用</li> <li>(4)伝統芸能の継承と活用</li> <li>(5)文化的な景観の保全</li> <li>(6)次世代を担う人づくり</li> <li>(7)生活文化の充実</li> <li>(8)データベース化と情報発信</li> <li>(9)文化と産業経済の融合</li> </ol> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p>文化の みえる化 プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「かめやま文化年」プロジェクト</li> <li>「歴史的風致のまちづくり」プロジェクト</li> <li>「未来に羽ばたく人づくり」プロジェクト</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>「伝統の文化」と「創造の文化」の調和・発展 いせのくに亀山・文化創造都市</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: center; margin: 0 10px;"> <p>だれもが輝くクオリティオブライフ</p> <p>文化による創造と交流のまち</p> <p>個性を生かした魅力あふれるまち</p> <p>次世代を育み継承するまち</p> </div> </div>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	なし				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の中、かめやま文化年プロジェクトにおける「かめやま文化年2020」を感染症対策を講じ、計画していた44事業中、18事業を実施した。さらに、市民俳句会や公募による5部門の市美術展などを実施した。市美術展では、名誉市民の中村晋也氏の作品展示を行った。</p> <p>また、知の拠点機能を有する文化会館について、長寿命化と利便性の向上を図るため、大ホールの冷却塔設計単価見直し業務及び改修工事監理業務並びに改修工事を実施した。</p>
成果	<p>「かめやま文化年2020」では、多くの事業が中止又は延期となったものの、実施した18事業を通じて、コロナ禍で活動する機会が減少した団体及び個人の発表の機会の提供や市内の歴史文化に触れる機会の提供を行うことが出来た。また、事業の一環として実施した文化年応援動画での文化大使の出演を通じて、かめやま文化年の機運を高めるとともに、高梁市との文化交流動画の制作を通じて、団体との文化交流の促進が図られた。</p> <p>また、市美術展や俳句会など市民が日ごろの活動の成果を発表できる機会や、優れた芸術作品を鑑賞できる機会を設けることで、活動意欲が高まり、創作活動につながった。</p> <p>文化会館の施設整備においては、施設の利用状況等も考慮しながら、指定管理者と連携し計画的に実施したことで、施設の長寿命化や利便性が向上した。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市、文化会館、文化関係団体等が協力して文化活動の成果発表の機会や文化に触れる機会を設けることで、文化の振興と団体間や地域間、世代間の交流が図られ、文化芸術活動の活性化に繋がった。また、文化会館との連携によるアウトリーチ活動や参加・育成型の文化芸術事業を通じて、将来、文化芸術を支える人材の育成・確保と文化芸術活動の活性化につながった。また、文化拠点として文化会館を計画的に整備し、市民の施設利用を促進した。</p>
反省点・課題	<p>文化会館の指定管理者や文化関係団体と連携を図り、文化に触れる機会を充実し、文化芸術活動を担う人材の育成や交流の促進が必要である。また、積極的に文化に関する情報を収集し、発信する必要がある。</p>
今後の方向性	<p>市の文化政策を推進していくため、条例の制定を目指すとともに、令和3年度で、文化振興ビジョンが期間満了となるため、新たに策定する地方文化芸術推進基本計画において、かめやま文化年プロジェクトをはじめとする今後の文化施策について検討する必要がある。</p>

( 1 ) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画 ( 具体的な取り組み内容 )	( 1 ) 令和2年度の実績	( 2 ) 今後の課題	( 3 ) 令和3年度の計画 ( 具体的な取り組み内容 )
文化芸術の振興	文化芸術に関する広報啓発活動の充実	文化共生G		令和2年度は3年に1度の文化年の年であるため、市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、国・県からの情報を広く周知する。今後も引き続き、文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会を開催していく。	令和2年度は3年に1度の文化年の年であるため、市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、関係団体の情報を広く周知した。亀山市美術展の最終日に、美術に関する講演を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	市のホームページ等を有効活用し、文化に関する行事やイベント等の情報発信を積極的に行う必要がある。	市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、国・県からの情報を広く周知する。
	文化芸術に関する講演会などの開催	文化共生G		【中央公民館講座における芸術文化講座】 楽しい風景スケッチ、初めてのオカリナ、ワールドソング、コスプレ、水引・伝統とアート、新しい切り絵、彫紙アート、伊勢紙付づくり、モザイクタイルアート、押し花アート、俳句入門 等 【中央公民館講座における地域の歴史に関する講座】 サンデーヒストリー-かめやま- 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】	中央公民館において、サンデーヒストリーや教養講座、各地域での出前文化講座などで、文化芸術や地域の歴史に関する講座を実施した。また、かめやま人キャンパスでは、地域の歴史に関する講座として「まちの歴史人養成講座」を実施した。	中央公民館とかがめやま人キャンパスの役割を明確にしながら、文化芸術や地域の歴史に関する講座を継続的に実施していく必要がある。	【中央公民館講座における芸術文化講座】 水引・伝統とアート、デジタル一眼レフカメラ、はじめてのワクレ、オカリナの第一歩、音楽散歩、モザイクタイルアート、新しい切り絵 等 【中央公民館講座における地域の歴史に関する講座】 サンデーヒストリー 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】
	文化芸術に関する講演会などの充実	文化共生G	亀山市立中央公民館		【中央公民館講座における地域の歴史に関する講座】 サンデーヒストリー-かめやま- 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】	文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会等を開催していく必要がある。	文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会等を開催していく必要がある。
	参加体験型の文化芸術事業の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会		文化芸術の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援する。	文化芸術の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援した。	文化芸術の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援する。
	さまざまな年齢層に配慮した、多様なジャンルの文化芸術事業の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会		文化芸術の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう指示・支援する。 【クラシック音楽、演劇、子ども向け催し物、コンサート、映画など】	文化芸術の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう指示・支援した。 【クラシック音楽、演劇、子ども向け催し物、コンサート、映画など】	文化芸術の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう実施する。
	文化芸術公演などにおける手話、字幕などの整備促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会		今後文化芸術の自主文化事業の実施に応じ、手話や字幕などの実施の指示を行う。	文化芸術の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援した。	文化芸術の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう実施する。
	学校や福祉施設などにおけるアウトリーチ活動の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会		文化芸術の自主文化事業として、小中学校における発表会、合唱指導などのアウトリーチ活動を継続するよう指示・支援する。	文化芸術の自主文化事業として、小中学校における発表会、合唱指導などのアウトリーチ活動を継続するよう指示・支援した。	文化芸術の自主文化事業として、小中学校における発表会、合唱指導などのアウトリーチ活動を継続するよう指示・支援する。
	県や周辺市町の文化施設などとの連携による文化芸術鑑賞機会の提供	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会		文化芸術の自主文化事業として、伊賀市、甲賀市、亀山市間の「いかに連携プロジェクト」は中止とした。	文化芸術の自主文化事業として、伊賀市、甲賀市、亀山市間の「いかに連携プロジェクト」は中止とした。	文化芸術の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施する。
	市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進	文化共生G	亀山市芸術文化協会・亀山市地域社会振興会		市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進を図る。	市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進を図る。	市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進を図る。
	亀山市美術展などの充実	文化共生G	亀山市立中央公民館		日頃の活動の成果を発表できる機会として、市美術展を開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、審査は非公開で行った。	日頃の活動の成果を発表できる機会として、市美術展を開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、審査は非公開で行った。	今後毎日頃の活動の成果を発表できる機会として、市美術展を開催していく。また、審査・展示等については段階的に改善に取り組み。
亀山市芸術文化協会との連携強化と活動への支援	文化共生G	亀山市立中央公民館		市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進を図る。	市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進を図る。	市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進を図る。	
市民の自主企画による展覧会や音楽会、文学などの発表活動への支援	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会		市民の自主企画による展覧会や音楽会、文学などの発表活動への支援を行う。	市民の自主企画による展覧会や音楽会、文学などの発表活動への支援を行う。	市民の自主企画による展覧会や音楽会、文学などの発表活動への支援を行う必要がある。	
文化芸術活動の成果を発表する機会の提供	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会		文化芸術活動の成果を発表する機会として、市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進を図る。	文化芸術活動の成果を発表する機会として、市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進を図る。	文化芸術活動の成果を発表する機会として、市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進を図る。	

(1) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)
文化芸術を担う人材の育成	文化芸術事業の企画運営や市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアの育成と活用	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その育成と活動支援を行う。	かめやま文化年2020事業では、ボランティアを依頼する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動してもらえなかった。	文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その育成と活動支援を行う必要がある。	今後も文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その育成と活動支援を行う。
	文化芸術活動に功績のあった人材を顕彰する制度の創設	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化振興条例の制定のための準備を進めるとともに、顕彰制度の創設に向けて、引き続き検討を行う。	条例・計画を検討する中で、県の顕彰制度の活用も検討した。三重県文化賞(文化奨励賞)に亀山トリエンナーレを推薦した。	引き続き顕彰制度の創設から、県の制度活用への検討へ協議が必要である。	今後も文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう継続支援していく。
文化芸術を担う人材の育成	文化芸術活動を支える人材の育成	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術活動を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう継続支援していく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった事業があったが、オカリナとクラリネットの地域がわかれあいコンサートを開催し地域の方に参加してもらったことかできた。また亀山ミュージカルやさいほつコンサートを通じて人材育成の場を提供できた。	今後も文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう継続支援していく。	今後も文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう継続支援していく。
	芸術家に市内に滞在してもらい、創作活動の場を提供するアーティスト・イン・レジデンスの検討	文化共生G		他市の事例を情報収集するとともにアーティスト・イン・レジデンスを実践している亀山トリエンナーレ2020実行委員会への支援を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止により亀山トリエンナーレ2020は翌年に延期となった。	アーティスト・イン・レジデンスを実践する亀山トリエンナーレの開催に向けた支援を行う。	本年に延期となった亀山トリエンナーレ2021実行委員会の支援をする。
スポーツ文化の振興	生涯学習人材バンクの普及と活用	社会教育G	亀山市立中央公民館	公民館講座の受講者の作品を展示する「公民館講座成果展示会」を実施する。	講師謝金の一部を補助する形で、市内保育園・幼稚園・認定こども園の活用を促進している。新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、感染症対策徹底のうえ、令和2年度は9園が講座を実施した。	市内保育園・幼稚園・認定こども園に留まらなく、市内各種団体等の利用促進のための情報発信に取り組みが必要がある。	市内保育園・幼稚園・認定こども園への人材バンク活用支援を継続するとともに、市内社会教育団体等への普及を図っていく。
	スポーツ文化に関する情報提供の充実	スポーツ推進G		スポーツの重要性を市民に認識してもらえよう、イベントや各種教室、スポーツ関係団体の紹介など、様々なスポーツ情報を提供する。	イベントや各種教室の開催について、市広報やホームページ等で情報提供を行った。	スポーツの重要性を市民に認識してもらえよう、引き続き、情報提供を行う必要がある。	スポーツの重要性を市民に認識してもらえよう、イベントや各種教室、スポーツ関係団体の紹介など、様々なスポーツ情報を提供する。
スポーツ文化の振興	総合型地域スポーツクラブへの支援	スポーツ推進G		たれもが、いつでも、気軽にスポーツに取り組みることのできる総合型地域スポーツクラブの活動が活性化されるよう助言を行う。	事業の後方支援や会員募集等を行った。コロナ禍での活動に対する助成金の情報提供を行った。	地域でのスポーツ環境を整備するため、引き続き、総合型地域スポーツクラブに対する支援が必要である。	たれもが、いつでも、気軽にスポーツに取り組みることのできる総合型地域スポーツクラブの活動が活性化されるよう助言を行う。
	スポーツ事業と文化事業のコラボレーションの検討	スポーツ推進G		スポーツ事業と文化事業が融合できる機会を検討する。	オリンピック聖火リレーにおいて開の山車会館で地元文化を披露する応援イベントが開催出来るよう、関係団体等と協議した。	スポーツと文化が融合可能な事業を検討する必要がある。	スポーツ事業と文化事業が融合できる機会を検討する。

(2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)
世代間交流の促進	地域の伝統行事や学校行事などを活用した、文化交流の促進	文化共生G	亀山市芸術文化協会	伝統芸能を通して、子供から大人までが楽しみながら世代間交流できる「かめやま新能」を開催するとともに、かめやま文化年2020の事業の中でも世代間交流できるイベントを開催していく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「かめやま新能」や芸文祭、アワードリーチ活動は中止となり、世代間交流につながるイベントの多くは実施できなかった。	地域や学校を巻き込みながら世代間交流の促進が必要である。	亀山市文化会館のアワードリーチ事業等で地域や学校を巻き込んだ世代間交流を目指す。
	文化施設や公民館等における世代間交流の促進	教育支援G	地区コミュニティ	各学校において学校行事や地域交流等の機会を利活用し、地域人材を活用した地域の伝統芸能や技術等を学びながら、地域のひととの交流を図る。	コロナ禍において、中止となった行事や交流が多くなかったが、紙すきなどの地域の技術を学ぶなど交流を図ることができた。	感染症拡大防止に努めながら、今後も引き続き世代間交流の場の場として、地域交流を行なう必要がある。	各学校において学校行事や地域交流等の機会を利活用し、地域人材を活用した地域の伝統芸能や技術等を学びながら、地域のひととの交流を図る。
地域間交流の促進	文化施設や公民館等における世代間交流の促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会協会の会	文化交流と協力し、子どもから高齢者まで参加できて世代間交流が図れる事業を継続して展開していく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった事業も多かったが、市民参加型亀山ミュージカルでは、幅広い年代の方が参加し、世代間交流の機会となった。	文化交流と協力し、子どもから高齢者まで参加できて世代間交流が図れる事業を継続して展開していく必要がある。	引き続き文化会館と協力し、子どもから高齢者まで参加できて世代間交流が図れる事業を継続して展開していく。
	周辺市町及び関連市町との連携による、市民レベルの文化交流機会の充実	政策調整G	亀山市立中央公民館	サマーカーンプにおいて、世代間の交流を行うことのできる体験を実施する。	新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、中止となった。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。	実施可否については、情勢を鑑み判断するもの内容の見直し、新規企画の検討を進める。	実施可否については、情勢を鑑み判断するもの内容の見直し、新規企画の検討を進める。
文化団体同士の交流機会の充実	文化団体同士の交流機会の充実	文化共生G	亀山市芸術文化協会	令和2年度日本武尊・白鳥伝説三市交流事業を開催し、市民同士の交流促進を図る。 【開催日】令和2年11月15日(日) 予定 【場所】亀山市内 【内容】日本武尊御墓(能楽野御墓)見学、日本武尊に関するミュージカルの鑑賞等	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、三市協議のうえ令和2年度の開催は見送り、2年間延期することとした。(次回開催は令和4年度)	市民同士の交流促進を図るため、令和4年度の日本武尊・白鳥伝説三市交流事業の開催に向け三市での協議を行う。 【開催日】詳細未定(令和4年度開催) 【場所】亀山市内 【内容】詳細未定	市民同士の交流促進を図るため、令和4年度の日本武尊・白鳥伝説三市交流事業の開催に向け三市での協議を行う。 【開催日】詳細未定(令和4年度開催) 【場所】亀山市内 【内容】詳細未定
	外国人住民が日本語を習得できる機会を確保し、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及	市民協働G	はじめのいっぽ	外国人住民が日本語を習得できるよう日本語教室を開催するとともに、日本語ボランティアスタッフの増員と能力向上のための講座を開催する。また、多言語への対応策として、やさしい日本語と外国人生活相談窓口の普及に努める。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、芸文祭の作成を支援したこと、団体間の交流のきっかけづくりとなった。	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の芸文祭などの取組みを支援していく必要がある。	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の芸文祭などの取組みを支援していく必要がある。
国際交流の促進	外国人住民に対する情報提供の充実と、まちづくりに積極的な参加の促進	市民協働G	市民協働G	外国人生活相談窓口が開設され、多くの言語に対応できるようになったが、やさしい日本語の普及は必要であり、職員研修等により職員に周知する機会を設けていく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、日本語教室を開催するため、関係団体と綿密に話し合いの上、10月～12月に日本語教室を開催したこと、今後の日本語学習の提供方法に関するノウハウの蓄積ができた。また、多言語への対応策として、引き続きやさしい日本語の普及に努めるとともに、12言語に対応した外国人相談窓口の周知を行い普及に努めた。	亀山市の外国人人口は増加し、多国籍化が進んでいるため、日本語学習機会を確保する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらないうちから、亀山日本語教室の開催が継続しており授業方法などを検討する必要がある。やさしい日本語の普及や多言語対応体制が整いつつあるが、それらをさらに活用していただくよう、在住外国人への周知、啓発が必要である。	今回の経験を活かしながら、日本語教室開室団体と連携し、日本語学習ツールを活用する等、日本語学習の機会を提供方法を検討する。12言語に対応した外国人相談窓口を、市民活動団体と協力し市民に周知して緊急時などにも情報が滞りなく伝わるよう努める。
	文化施設の計画的な整備とそれぞれのコンセプトに応じた機能の充実	図書館	図書館	かめやまニュースへの図書紹介を継続実施する。また、外国語書籍も意識して購入する。	毎年開催していた研修や養成講座に替えて、多文化共生担当職員を中心にやさしい日本語に関するweb講座を受講し、やさしい日本語を普及するための方法を学び、担当職員のスキルアップに努めた。	市内の外国人人口は増加しており、日常窓口や非常時等で外国人と接する機会も増えていることから、やさしい日本語の普及が求められる。	研修・講座の開催方法等を検討し、やさしい日本語の学習機会の充実にも努めていく。
知の拠点の整備充実	文化施設におけるバリアフリー化の推進	文化共生G	文化共生G	文化会館ホール冷却塔改修工事を実施した。	現時点では、バリアフリー化に関する具体的な取り組みは実施していない。	文化会館改修工事を実施する。	文化会館ホール冷却塔改修工事を実施した。
	文化施設におけるバリアフリー化の推進	文化共生G	文化共生G	亀山市都市マスタープランに基づき、文化会館・亀山市中央コミュニケーションセンターのバリアフリー化を進める。		亀山市都市マスタープランに基づき、文化会館・亀山市中央コミュニケーションセンターのバリアフリー化について検討する必要がある。	亀山市都市マスタープランに基づき、文化会館・亀山市中央コミュニケーションセンターのバリアフリー化について検討する。

(2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)
	文化施設の事業運営への市民参加の促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館が設置する運営委員会への市民参加を促進する。	文化団体の代表者や芸術文化協会の役員が参加し、事業運営に対する意見を聞くことができた。	文化会館が設置する運営委員会への市民参加を促進する必要がある。	引き続き文化会館が設置する運営委員会への市民参加を促進する。
	コミュニケーションをはじめる、文化芸術の場の拡大	文化共生G		文化会館を活動の場として有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら、引き続き市民や文化団体にPRする。	ホームページを通じて公共施設の利用をPRしたが、コロナ禍であることから、利用を求める直接的な声掛けはできなかった。	文化会館を活動の場として有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら、引き続き市民や文化団体にPRする必要がある。	引き続き文化会館を活動の場として有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら、引き続き市民や文化団体にPRする。
身近な文化芸術活動の場の提供	学校施設の開放や空き家などの活用の検討	文化共生G		身近な文化芸術活動の場として、空き家などの活用について引き続き検討する。	「かめやまトリエンナーレ」事業では、空き家を活用したアート活動が予定されていたが2021年に延期となった。	身近な文化芸術活動の場として、空き家などの活用について引き続き検討する必要がある。	身近な文化芸術活動の場として、空き家などの活用について引き続き検討する。今年開催予定の「かめやまトリエンナーレ」事業を支援する。
	公共施設におけるアートの提供	文化共生G		公共施設におけるアートリリース活動が実施できるよう、継続して周知を図る。	ホームページ等を通じて公共施設の利用をPRしたが、コロナ禍であることから、利用を求める直接的な声掛けはできなかった。	公共施設におけるアートリリース活動が実施できるよう、継続して周知を図る。	公共施設におけるアートリリース活動が実施できるよう、継続して周知を図る。
	文化施設間における情報の共有と事業連携の促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	市内の文化施設がより多くの市民に利用してもらえるよう、相互の施設間の情報共有及び連携を促進する。	それぞれの施設での事業の広報物を配置するなど、施設間での事業の情報共有に努めた。	引き続き市内の文化施設がより多くの市民に利用してもらえるよう、相互の施設間の情報共有及び連携を促進する必要がある。	市内の文化施設がより多くの市民に利用してもらえるよう、相互の施設間の情報共有及び連携を促進する。
知の拠点のネットワークづくり	県や近隣市町の文化施設との広域連携や機能分担の促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館と県や周辺市町の文化施設などが連携して、自主文化事業の内容の充実を図るとともに、広域的な情報交換を進める。	各施設との情報共有に努めたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「いこか連携」が中止になったこともあり、広域的な情報交換が十分に出来なかった。	自主文化事業の内容の充実を図るとともに、広域的な情報交換を進める必要がある。	引き続き文化会館と県や周辺市町の文化施設などが連携して、自主文化事業の内容の充実を図るとともに、広域的な情報交換を進める。



( 3 ) 歴史文化遺産の保存と活用

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画 ( 具体的な取り組み内容 )	( 1 ) 令和2年度の実績	( 2 ) 今後の課題	( 3 ) 令和3年度の計画 ( 具体的な取り組み内容 )
文化財などの保存・継承に携わる専門職員の育成	文化財などの保存・継承に携わる専門職員の育成	まちなみ文化財G	歴史博物館	引き続き文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。	文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会へ参加した。	引き続き文化庁へ職員を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。派遣した職員を関係部署に配属し、研修成果を現場へ還元する。	引き続き文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。
	文化財などの保存状況の定期的な点検の実施など、必要に応じて修復を行なうなど保存の推進	まちなみ文化財G		適宜文化財パトロールを実施するとともに、所有者等の相談に応じる。	警察発令後に、職員による文化財パトロールを実施した。所有者等の求めに応じ、修復工事等に対する支援を行った。	文化財所有者等への支援を拡充するため、さまざまな文化財分類に応じた職員の専門的知識の習得が必要である。	適宜文化財パトロールを実施するとともに、所有者等の相談に応じる。
歴史文化遺産保全活用推進員(ヘリテージマネージャー)の育成	歴史文化遺産保全活用推進員(ヘリテージマネージャー)の育成	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化遺産研究会	研修会へ講師を派遣するとともに、協働して事業を行う。	求めに応じて研修会等へ市職員を派遣した。関係団体地区内で共協働して修理現場公開事業を行った。	活動支援を行うとともに、引き続き活動の場を提供することが必要である。	研修会へ講師を派遣するとともに、協働して事業を行う。
	東海道閉鎖の重要伝統的建造物群保存地区における適切な保存修理・修景の推進	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化遺産研究会	事業を実施するとともに、安定した財源の確保に努める。	伝統的建造物保存修景事業を実施した。	計画的な事業の推進、継続が必要。	事業を実施するとともに、安定した財源の確保に努める。
亀山宿、坂下宿、坂本棚田など歴史的なまちなみ、文化的な景観の保存・整備の推進	亀山宿、坂下宿、坂本棚田など歴史的なまちなみ、文化的な景観の保存・整備の推進	まちなみ文化財G	都市計画G	引き続き整備した旧佐野家住宅の公開活用について、地元まちづくり協議会等と活用内容等について協議する。	整備した旧佐野家住宅の公開活用を行い、地元まちづくり協議会等と活用内容等について協議した。	整備した歴史の建造物をつなぐ街道の整備等について、引き続き関係部署との協議を行う。	引き続き整備した旧佐野家住宅の公開活用について、地元まちづくり協議会等と活用内容等について協議する。
	まちなみ保存につながる活動及びまちなみ内の歴史的施設を利用したイベントの支援	職業G	坂本営農組合	5期の集落協定を締結するため、集落への支援を行い、保全活動について話し合いを進めていく。	5期の集落協定を締結できるよう、協定書の作成や、必要書類の整理など集落への支援を行った。	協定書構成員が高齢化しているが、中山間地における農地の保全のため、引き続き集落協定に基づいた取組を進める必要がある。	集落協定に基づき、取組を進められるよう、集落への支援を行う。
歴史文化遺産への理解を深めるための事業の推進	歴史文化遺産の展示・公開、歴史文化遺産情報の発信	まちなみ文化財G	NPO東海道閉鎖関係案内ボラントニアの会 亀山宿語り部の会	引き続き亀山宿語り部の会の会学習会を実施した。	一般市民向けの亀山宿語り部の会学習会を実施した。	会員の増など、担い手の積極的な育成を図る必要がある。	引き続き亀山宿語り部の会の会学習会に向けて支援を行う。
	歴史文化遺産の展示・公開、歴史文化遺産情報の発信	職業G	三重県自治会三重大学など	第34回から第35回までの企画展と亀博自由研究のひろばの展示図録を配信する。	令和2年度開催の企画展及び亀博自由研究のひろばの展示図録の配信を行った。	一部配信ができていない部分があるため、配信を行う必要がある。	令和3年度開催の企画展及び亀博自由研究のひろばの展示図録の配信を行う。
歴史文化遺産への理解を深めるための事業の推進	歴史文化遺産を活用した郷土学習の充実	歴史博物館	歴史博物館	5月15日に歴史博物館 IN 昼生小学校を開催する	緊急事態宣言下に当たったこと、年度中の延期も難しかったため、中止とした。	再度昼生小学校を会場にできるかどうかを検討する必要がある	実施環境が整えば、年度内に開催する
	語り部、保存会、地区コミュニティなど地域住民が主体となつて地域の歴史文化遺産を保存、活用する取り組みの促進と活動への支援	まちなみ文化財G	自治会 地区コミュニティ	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。	市内各地での歴史文化遺産を核とした諸活動を支援した。	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。
デジタル市史を活用し、地域と連携した歴史博物館(虚像のない博物館)の創出	デジタル市史を活用し、地域と連携した歴史博物館(虚像のない博物館)の創出	歴史博物館	歴史博物館	テーマを変えて一年目のため令和2年度も引き続き同じテーマで地域の歴史を伝える	「あなたのためまちの歴史散歩」をテーマに3箇所実施した。	引き続き「あなたのためまちの歴史散歩」の下、新しく収集した資料を活用していくことが必要。	地域に関係深い資料や、亀山市の歴史を伝えるうえで著名な資料、展示した資料の見どころなどを紹介していく。

歴史文化遺産から文化を発信する	歴史文化遺産を活用したまちづくり観光の推進	観光交流G	関宿・周辺地域にぎわいづくり推進連絡会議	引き続き、観光関連団体への広報活動を展開する。	関宿にて観光に携わる活動団体への活動支援実施ハード事業に対する補助金対象拡大を行った	補助金対象となる施設等の範囲の検討整備が必要である。	引続き観光に携わる団体への支援のほか、伝統的建造物等の保全活用などハード事業に対しても支援を行う。
	歴史文化遺産を活用した文化イベントの開催	まちなみ文化財G	関宿スケッチコンクール実行委員会 関宿町並み町屋茶会実行委員会	「文化財建造物公開活用事業」を進める。	関宿伝建地区内にある旧落合家住宅において、関宿まちなみ保存会や関宿案内ボランティアの会と連携し、公開活用事業を進めた。 また、第12回関宿スケッチコンクールを新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に施したうえで実施した。	市民団体等との連携を深め、文化財建造物の公開をより進める必要がある。	「文化財建造物公開活用事業」を進める。



<p>伝統芸能の公開</p>	<p>地域の高齢者が子どもや若者に伝統文化を伝える仕組みづくりの推進</p>	<p>社会教育G</p>	<p>【放課後子ども教室】 和太鼓・茶道・生け花教室・着付け教室 等</p>	<p>放課後子ども教室において地域の学習アドバイザーの指導により文化祭、伊勢型紙、茶道、生け花などの体験教室を行った。</p>	<p>放課後子ども教室において地域の学習アドバイザーの指導により文化祭、伊勢型紙、茶道、生け花などの体験教室を行った。</p>	<p>【放課後子ども教室】 文化祭・茶道・生け花・伊勢型紙 等</p>
<p>市民文化祭のほか、国民文化祭、国民文化祭などの機会をとりあげて、龜山市の伝統芸能を披露する公演の実施</p>	<p>市民文化祭のほか、国民文化祭、国民文化祭などの機会をとりあげて、龜山市の伝統芸能を披露する公演の実施</p>	<p>文化共生G</p>	<p>【放課後子ども教室】 和太鼓・茶道・生け花教室・着付け教室 等</p>	<p>放課後子ども教室において地域の学習アドバイザーの指導により文化祭、伊勢型紙、茶道、生け花などの体験教室を行った。</p>	<p>放課後子ども教室において地域の学習アドバイザーの指導により文化祭、伊勢型紙、茶道、生け花などの体験教室を行った。</p>	<p>【放課後子ども教室】 文化祭・茶道・生け花・伊勢型紙 等</p>

( 5 ) 文化的な景観の保全

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・関連団体	令和2年度の計画（具体的な取組み内容） 届出の事前相談の中で、景観への配慮事項等の確認等を行い、スムーズな手続を進める。	( 1 ) 令和2年度の実績 景観法の届出に際し、40件の事前相談を行った。	( 2 ) 今後の課題 今後も、届出の事前相談の中で、景観への配慮事項の確認等を行い、計画途中での手戻りを生じさせないスムーズな手続を進め、亀山市景観条例及び景観計画の効果的な運用を進める必要がある。	( 3 ) 令和3年度の計画（具体的な取組み内容） 届出の事前相談の中で、景観への配慮事項等の確認等を行い、スムーズな手続を進める。
景観の保全、整備の推進	亀山市景観条例及び景観計画の効果的な運用による魅力ある景観の保全と形成	都市計画G		亀山山下町景観形成推進地区における町屋等の歴史的建造物の調査結果を分析し、景観重要建造物等の指定や重点地区の指定について検討する。	景観形成推進地区内における景観重要建造物の指定について、景観審議会を開催し、協議を行った。令和2年度中に4件の景観重要建造物の指定を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、景観審議会の開催を延期したため、指定を行うことはできなかった。	景観形成推進地区内における景観重要建造物候補について、指定を行う。また、引き続き景観重要建造物等の指定や重点地区の指定について検討する。	
	景観形成推進地区及び景観重点地区の指定と保全、整備の推進	都市計画G		景観届出の際に、チェックシートに行方地の近隣に主要な視対象・視点場リストに差がっているものがないか確認を行い、また、ある場合は眺望保全に配慮するよう指導を行う。	景観届出の際に、チェックシートに行方地の近隣に主要な視対象・視点場リストに差がっているものがないか確認を行った。庁内のGISに視点場のレイヤーを作成し、視点場の確認に漏れがないよう努めた。	景観届出の際に、チェックシートに行方地の近隣に主要な視対象・視点場リストに差がっているものがないか確認を行い、また、ある場合は眺望保全に配慮するよう指導を行う。	
	亀山市の景観の大きな特徴となっている自然景観、歴史・文化景観のうち、主要な視対象について、眺望景観として景観、保全の推進	農業G		農業経営の安定化を支援しつつ、フェイスタップック等を通して農村景観の向上や耕作放棄地の発生防止に理解を得て、持続的な運営を支援する。	農地を保全し、持続的な田園景観の維持を図るため、市内で1,194 aの取組があった。フェイスタップックの活用や、新聞などに掲載されるなど、市内外に広くPRすることできた。	農業者や農業組合の抱い手が高齢化していること、取組者の確保が難しい、また、市の補助金だけでは、必要経費を一部しか補えないため、取組面積の拡大につなげにくい。	
	景観計画の周知のための啓発や情報提供の充実	都市計画G		地域や関係機関に対して、景観に関する定期的なPRや回覧、また、良好な景観に関する事業についての情報発信を進める。	景観の日に合わせて、市広報を通して景観計画についての周知を行うとともに、関係機関（指定確認検査機関や三重県建設労働組合亀山支部等）にPRチラシの配布を依頼した。また、用地管理課の足場申請の際に周知を行うよう依頼した。	景観計画及び届出制度の更なる周知が必要である。	
里山公園や森林公園などを環境学習の場として活用	5月に春のイベント、8月にザリガニ祭り大会、12月にクリスマスリースづくり体験を実施し、亀山市の自然の大切さを学ぶ機会を充実するとともに、亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会主体のフォトコンテスト、里山塾において、環境教育の充実を図っていく予定だが、新型コロナウイルスの状況により、イベントの開催ができない場合も出てくると思われるので、インターネットの活用等、開催方法・内容等を検討する。	環境創造G		新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため春のイベント及びザリガニ祭り大会は中止となったが、クリスマスリースづくり体験などを実施する。2年度約50名参加 市民団体と行政で構成する亀山里山公園みちくさ管理運営協議会において、フォトコンテスト、里山塾（年5回）を実施。また、本協議会において、運営方法について検討を行った。（R2年度7回開催）	イベント参加者に、環境に関する目新しい情報や里山の機能・重要性をわかりやすく発信できるようにイベント内容の改善を図っていく必要がある。また、イベントの参加者数が増加していることから、イベント内容の見直しも含め、改善を図る必要がある。	8月にザリガニ祭り大会、12月にクリスマスリースづくり体験、また新たに秋にイベントを実施し、自然の大切さを学ぶ機会を提供するとともに、亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会主体のフォトコンテスト、里山塾において、環境教育の充実を図っていく予定である。しかしながら、新型コロナウイルスの状況により、イベントの開催ができない場合も出てくると思われるので、インターネットの活用等、開催方法・内容等を検討する。	
	「鈴鹿川等源流の森林づくり協議会」を中心に、亀山森林公園において、引き続きイベントを通して市民に森林や木材に触れ合う機会を提供する。また、自然公園の更なる有効活用のために、地元まちづくり協議会や市民団体が主体となったイベントの開催を働きかける。	森林林業G		令和2年総会、役員会で承認された事業計画に基づきイベント等を行った。 イベント（参加者：約200名） 11月22日 東海自然歩道散策 12月6日 シイタケ園団体体験 12月12日 クリスマスリースづくり 12月20日 しめ縄づくり 1月23日 森のスポーツ（カップ）体験 3月27日 実のはる木植樹	多くの会員・市民に源流域が育む地域資源を感じ、次世代へ継承していく意識を醸成できるようにイベントを開催し、情報発信を行っていく必要がある。	鈴鹿川源流の森林づくり協議会活動の支援と市が主催する森林関係イベントを通じ、多くの企業、市民への情報発信に努める。 鈴鹿川等源流の森林づくり協議会主催のイベントへの参加者の中で、森林、環境に強い関心を持っている方による、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会イベントの企画などに取り組む。	

地域における環境意識を高める取り組みの推進

( 5 ) 文化的な景観の保全

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画（具体的な取り組み内容）	( 1 ) 令和2年度の実績	( 2 ) 今後の課題	( 3 ) 令和3年度の計画（具体的な取り組み内容）
地球環境に配慮した文化活動の推進	協賛企業や地元住民の協働による、森林づくりのための実践活動の促進	森林林業G	商工業・地域交通G 鈴鹿川等源流の森林づくり協議会	令和2年度総会にて承認いただいた事業計画に基づき、事務局として、より多くの方の参加、より多くの方への情報発信を目標として事業展開を行っていく。	亀山木材産業協同組合と協働して市内幼稚園・保育園3園で木工教室を実施した。また、林業総合センターで木工教室（2回）を実施するなど木と触れ合う機会を提供した。 市イベント、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会イベントで使用するワークキットは、市域産材を使用した。イベント参加者に市域産材のPRを行った。	市民に広く木の良さや木材利用を伝えるための取り組みを検討する必要がある。	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化が図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進する。 また、森林・木材関係団体と連携し、木の良さや木材利用を促進するため、市民に森林と木材と触れ合う機会を提供するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発活動をさらに普及するよう新たな増刊による啓発活動をさらに検討する。鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の取り組みを通じて、より多くの市民・事業者への啓発活動を検討する。
	学校における環境学習の充実	教育支援G	環境創造G	社会に開かれた教育課程を意識し、生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組む。	生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組んだ。	学校環境デーを中心に年間を通じて、地域や保護者と協働した活動を取り入れながら、環境学習の充実を図る。	社会に開かれた教育課程を意識し、生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組む。
	かみやま環境市民大学を継承した「かみやま市民大学・千里」の開設	環境創造G	総合環境研究センター	同センターを廃止したことから、企業との連携による環境出前講座の継続等について検討する。	市内3中学校において、企業との連携による環境出前講座を開催した。	コロナ禍における適切な開催方法を検討し、実施に繋げることが必要である。	適切な開催方法を検討のうえ、引き続き企業との連携による環境出前講座を実施する。
	既存の組織を活用した、市民、事業者、行政のネットワークによる地球温暖化対策の推進	環境創造G	環境創造G	引き続き、三重県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員と協力し、温暖化防止を推進させる啓発、周知を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、様々なイベントが中止されたため、三重県地球温暖化防止活動推進員と共に啓発活動を行うことができなかった。	三重県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員と連携しながら、相対的に温暖化防止を推進させる啓発等が必要がある。	引き続き、三重県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員と協力し、温暖化防止を推進させる啓発、周知を行う。
	情報発信をはじめとする、環境保全の意識を高める取り組みの推進	環境創造G	亀山市地区衛生組織連合会	市民団体と連携し、引き続き環境美化等に関する情報発信等を実施していく。	亀山市地区衛生組織連合会と連携して、市内一斉清掃を令和2年11月8日実施し、環境美化に取り組んだ。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となったが、地衛連たよりの発行や環境ハートロール等の実施により、環境美化等に関する情報発信を行った。	環境保全や環境美化への意識高揚を図るため、今後も継続的・効果的な啓発方法の検討を行い事業を実施していく必要がある。	市民団体と連携し、引き続き環境美化等に関する情報発信等を実施していく。

(6) 次世代を担う人づくり

実施項目	施策の内容	担当	関連団体	令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)
学校における文化芸術鑑賞機会の充実	子どもたちが本物の文化芸術に直接に触れることのできる機会の提供	担当G 教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会	成長期にある児童生徒に優れた音楽、地域と関わりのある音楽、伝統文化を鑑賞させる機会を持つため、関係部局との連携を図りつつ、児童生徒の実態に合った演奏者の選定等を行っていく。	感染症拡大防止のため、市内小中学校で、1校授業を鑑賞することができた。	感染症拡大防止に努めながら、児童生徒の発達段階に合わせた音楽、芸術的な活動、芸術活動等を行っている方々を活かした取組をすすめていく必要がある。	成長期にある児童生徒に優れた音楽、地域と関わりのある音楽、伝統文化を鑑賞させる機会を持つため、関係部局との連携を図りつつ、児童生徒の実態に合った演奏者の選定等を行っていく。
	学校と文化会館などとの連携によるアウトリーチ活動の拡充	担当G 教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館との連携により、小中学校に音楽の外部講師を派遣し、児童生徒の歌唱力、表現力の向上を図るようとする。	文化会館と、市内小中学校に、外部講師による動画歌唱指導を実施した。	外部講師の指導を受けることで歌唱に対する児童生徒の意識も高まっている。児童生徒の歌唱力、表現力を高めるために、今後も継続していく必要がある。	文化会館との連携により、小中学校に音楽の外部講師を派遣し、児童生徒の歌唱力、表現力の向上を図るようとする。
創作・鑑賞活動の充実	地域で活動する芸術家や団体の大学、専門学校などの協力による、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実	担当G 教育支援G	社会教育G	地域の方々には伝統芸能を教えていただいたり、地域の方々から制作された作品を鑑賞したりすることができた。	地域の方々には伝統芸能を教えていただいたり、地域の方々から制作された作品を鑑賞したりすることができた。	社会に開かれた教育課程を推進し、それぞれの活動のねらいを明らかにしていく必要がある。	地域の方々との協力のもと、児童が直接鑑賞できる機会の設定にさらに努めていく。
	学校における音楽や書写、図画工作、美術などの学習の充実	担当G 教育支援G	社会教育G	教職員への指導力向上、児童生徒理解のため等の研修講座を実施した。また、合唱指導等のための外部講師を派遣した。	教職員への指導力向上、児童生徒理解のため等の研修講座を実施した。また、合唱指導等のための外部講師を派遣した。	各教科における資質能力を高めるため、授業改善に取り組み、校内研修の充実を図る。また、外部講師を招き、校外研修の充実を図る。	教職員の指導力向上を図るため、授業改善に取り組み、校内研修の充実を図る。また、外部講師を招き、校外研修の充実を図る。
郷土学習の充実	子どもたちが日頃の創作活動の成果を発表し、鑑賞し合う機会の提供	担当G 教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会 自治会	「亀山市小中学校音楽会」は中止とした。また、「亀山市児童生徒芸術・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施し、小中学校の全児童生徒が参加した。	「亀山市小中学校音楽会」「亀山市児童生徒芸術・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施し、小中学校の全児童生徒が参加した。	今後も継続して「亀山市小中学校音楽会」「亀山市児童生徒芸術・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施し、小中学校の全児童生徒が参加した。	「亀山市小中学校音楽会」を実施するとともに、演奏家を招いて音楽を鑑賞する場を設定する。また、「亀山市児童生徒書写展」「亀山市児童生徒書写展」を実施し、小中学校の全児童生徒が参加した。
	学校と歴史博物館、図書館などとの連携による郷土学習の充実	担当G 教育支援G	歴史博物館	社会見学や総合的な学習の時間等に児童・生徒が歴史博物館を訪れた。また、各教科の授業等でも、歴史博物館の資料を活用し、子どもたちの学習意欲や理解度の向上を図る取組を行った。	社会見学や総合的な学習の時間等に児童・生徒が歴史博物館を訪れた。また、各教科の授業等でも、歴史博物館の資料を活用し、子どもたちの学習意欲や理解度の向上を図る取組を行った。	今後も歴史博物館との連携を進め、歴史博物館の持つ資源をより活かした学習を進めていく。また、歴史博物館の学芸員や指導員に本校に来てもらい、学習する機会をもつ必要がある。	社会に開かれた教育課程を推進しながら、歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源や地域学習支援事業を活用した学習を進める。
郷土学習の充実	郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ウェブサイトやチャーター学習プログラムなどの活用促進	担当G 教育支援G	社会教育G	総合的な学習 教科学習等で、地域の方々を招聘し、米や野菜作り、花の栽培、などの活動を行った。また、様々な職場で働く方々を招聘して仕事体験をしたり、様々な職業体験などを実施したりした。	総合的な学習 教科学習等で、地域の方々を招聘し、米や野菜作り、花の栽培、などの活動を行った。また、様々な職場で働く方々を招聘して仕事体験をしたり、様々な職業体験などを実施したりした。	学校行事や教科学習の目的に合ったゲストティーチャーやボランティアの方の確保と、内容の充実を図る必要がある。また、それぞれの活動のねらいを明らかにしていく必要がある。	総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。その際、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通理解を図りながら進める。
	展示やスクリーンミュージアムによる学校教育支援	担当G 教育支援G	社会教育G	地域のコミュニティセンターで、地域の方々の作品を児童が鑑賞することができた。	地域のコミュニティセンターで、地域の方々の作品を児童が鑑賞することができた。	今後も、可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できるようにしていく必要がある。	可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できるようにしていく必要がある。
郷土学習の充実	地域の伝統工芸品や特産物などに身近に触れ、実際に体験ができる機会の提供	担当G 教育支援G	社会教育G まちなかみ文化財G 農業G	社会見学で各種施設を訪問し、亀山市の歴史・文化を学ぶことができた。また、ゲストティーチャーを招き、専門的な立場からお話いただいたことにも、生き方や思いについて学ぶことができた。	社会見学で各種施設を訪問し、亀山市の歴史・文化を学ぶことができた。また、ゲストティーチャーを招き、専門的な立場からお話いただいたことにも、生き方や思いについて学ぶことができた。	年間計画に取組の目的を位置づけ、郷土の文化や産業に関する施設について、教員も学びを深め知識を得ていくことや、学習内容に合致するようゲストティーチャーや指導員を確保していく必要がある。	郷土の文化や産業に関する施設について、教員も興味を持つとともに、事前指導を行う。また、地域の方と連携を深め、学習内容に応じた様々な活動に協力できるような関係づくりに進める。
	家庭教育講座や広報活動などの充実	担当G 教育支援G	社会教育G 図書館	幼稚園・小学校で「ファミリー読書リレー」を取り組み、566家族が参加した。幼稚園、保育園、認定こども園、小学校において「読書チャレンジ」の取組を実施した。また、図書館より発行し、家庭への情報発信を行った。	幼稚園・小学校で「ファミリー読書リレー」を取り組み、566家族が参加した。幼稚園、保育園、認定こども園、小学校において「読書チャレンジ」の取組を実施した。また、図書館より発行し、家庭への情報発信を行った。	今後も「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を高める。また、「読書チャレンジ」の取組をすすめる。	幼稚園・小学校での「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を図る。また、「読書チャレンジ」の取組をすすめる。また、「読書チャレンジ」の取組をすすめる。また、「読書チャレンジ」の取組をすすめる。

<p>家庭教育に おける文化芸 術の振興</p>	<p>子どもの読書習慣の定着と親 子の触れ合いを深める活動の 推進</p>	<p>教育支援G 図書館</p>	<p>社会教育G 図書館</p>	<p>ファミリー読書リレーや読書チャレンジを継続し て実施する。子どもの読書習慣確立のために各校 の取組について情報共有を行ったり、システム利 用についての研修会を実施したりする。</p> <p>図書館ボランティア団体の協力を得ながら、本を 通して親子で触れ合えるイベントを継続して開催 する。</p>	<p>学校図書館支援事業において、ファミリー読書リ レーを実施した。また、各校において、朝の読書指 導に取り組んだ。図書館情報協議会や学校司書等 研修会において各校の取組の交流を行った。新シ ステムの利用についても研修を行った。</p> <p>イベントの参加人数を制限するなど新型コロナウイルス 感染症拡大防止対策を行いながら、図書館 ボランティア団体の協力を得て、親子で楽しめる イベントや図書館まつり月間を開催した。</p>	<p>図書館情報システムを使った効果的な読書指導の取 組を継続して行う必要がある。</p> <p>会場として使用できるスペースが限られており、 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いな がら、イベントを実施することが難しい。</p>	<p>ファミリー読書リレーや読書チャレンジを継続し て実施する。子どもの読書習慣確立のために各校 の取組について情報共有を行ったり、システム利 用についての研修会を実施したりする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いな がら、図書館ボランティア団体の協力を得て、本 を通して親子で触れ合えるイベントを継続して開 催する。</p>
----------------------------------	---	----------------------	----------------------	---	--	--	---



(7) 生活文化の充実

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・関連団体	令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)
暮らしに根づいた文化の推進	家族の時間づくりなどを活用し、親子の絆、地域の絆を深める機会の充実	文化共生G	商工業・地域交通G	ワークショップ・パランス週間に集中して、社会教育施設等の無料開放や講演会等を行い、市民や事業者へ啓蒙を行う。また、顕章な取り組みを行っている事業者等を広く紹介していく。	ワークショップ・パランス週間に集中して、社会教育施設等の無料開放や講演会等を行い、市民や事業者へ啓蒙を行う。また、顕章な取り組みを行っている事業者等を広く紹介していく。	ワークショップ・パランス週間に集中して、社会教育施設等の無料開放や講演会等を行い、市民や事業者へ啓蒙を行う。また、顕章な取り組みを行っている事業者等を広く紹介していく。	ワークショップ・パランス週間に集中して、社会教育施設等の無料開放や講演会等を行い、市民や事業者へ啓蒙を行う。また、顕章な取り組みを行っている事業者等を広く紹介していく。
	親子の絆、地域の絆を深める機会を充実	図書館	市民活動団体	図書館ボランティア団体の協力を得ながら、親子イベントの開催を継続して提供していく。	図書館ボランティア団体の協力を得て定期イベントのほか、特別イベントを開催した。また、リサイクル資料の公共施設等への提供を行った。	図書館ボランティア団体の協力を得て定期イベントのほか、特別イベントを開催した。また、リサイクル資料の公共施設等への提供を行った。	図書館ボランティア団体の協力を得ながら、親子イベントの開催を継続して提供していく。
	学校の総合的な学習の時間などを活用し、子どもたちが生活文化に触れ、親しめる機会の充実	教育支援G		生活科・総合的な学習の時間、社会科などでの学習時に、体験活動を重視し、生活文化に触れる機会を計画的に設定する。	生活科や総合的な学習の時間、社会科等の学習時に、家族や地域の方に聞き取りを行うことにより、生活文化に触れる機会を設定した。	生活科や総合的な学習の時間、社会科等の学習時に、家族や地域の方に聞き取りを行うことにより、生活文化に触れる機会を設定した。	生活科・総合的な学習の時間、社会科などでの学習時に、体験活動を重視し、生活文化に触れる機会を計画的に設定する。
	民話や言い伝え、わらべうた、方言などについて、冊子や音声などによる記録化の推進	まちなみ文化財G	歴史博物館	開催前の事前打ち合わせを行い、当日の補助分担を明確にする。	まちなみ文化財Gが主体となり歴史博物館協力の開催のため中止となった。	まちなみ文化財Gが主体となり歴史博物館協力の開催のため中止となった。	まちなみ文化財Gが主体となり歴史博物館協力の開催のため中止となった。
	生活の知恵や昔の遊び、まちの伝説や風習など暮らしの中で受け継がれてきた文化の紹介と支援	文化共生G		かめやま文化年2020の事業において、まちの伝説や風習など暮らしの中で受け継がれてきた地域文化を紹介する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった事業も多かったが、亀山歴史の道ウォーキングの開催や、亀山市の地場産品であるろうそくを使ったイベントを実施し、地域の文化を改めて感じてもらう機会を創出できた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった事業も多かったが、亀山歴史の道ウォーキングの開催や、亀山市の地場産品であるろうそくを使ったイベントを実施し、地域の文化を改めて感じてもらう機会を創出できた。	まちの伝説や風習など暮らしの中で受け継がれてきた地域文化の紹介と支援を必要とする。
	地元安心・安全な食材を「スローフード」運動の推進	健康づくりG	歴史博物館	5月15日に厚生小学校で開催を計画している	食生活改善推進協議会の協力のもと、健康づくりのための料理講習会(2回、28人)と地域での料理講習会(27回、231人)を開催した。健康づくりのための料理講習会では、市内で採れた食材をメニューに加え、安心・安全な食生活の推進につなげた。また、幼児健康診査時に食生活についてのリーフレットを配布(24回、838人)し、幼児期における食生活の重要性を周知した。	調理実習については感染拡大の観点から実施が難しいため、今後は、形を変えて食を通して健康づくりの推進のための活動ができるよう支援していく必要がある。また、幼児期からの食生活の重要性について、継続的に周知する必要がある。	市ホームページやCATV等を活用し、食生活改善推進協議会の活動について広く周知していく。
	郷土料理や行事食、食器等を食文化として伝達する取り組みの充実	健康づくりG	亀山市食生活改善推進協議会	市ホームページ等を活用し、食生活改善推進協議会の活動について広く周知していく。	食生活改善推進協議会の協力のもと、健康づくりのための料理講習会(2回、28人)と地域での料理講習会(27回、231人)を開催した。健康づくりのための料理講習会では、市内で採れた食材をメニューに加え、安心・安全な食生活の推進につなげた。	引き続き、地域での食を通して健康づくりの推進のための活動ができるよう支援していく。	市ホームページやCATV等を活用し、食生活改善推進協議会の活動について広く周知していく。
	食文化の継承、創造	社会教育G		産業振興課Gとの連携や生産者との協議を継続し、「かめやまっ子給食」の実施回数増加を検討する。また、「地物が一番みえの日」を年12回実施する。	自校方式及びセンター方式の給食において、市内産・県内産の食材を2回増やし、年22回実施した。また、テリハリー方式の給食においては、県内産の食材を使用した「地物が一番みえの日」を年10回実施した。	食材の生産に関わる方々の高齢化などにより、作付けを依頼できる食材の種類や量が増加しているが、確保が難しくなってきた。また、実施回数の増加が難しくなってきた。	今後も定期的に市内産・県内産食材を給食に取り入れることができよう。産業振興課農業Gと連携のもと、生産者や納入業者との調整や委託業者との協議を継続し、「かめやまっ子給食」の年22回の実施を継続するとともに、実施回数の増加について検討する。また、「地物が一番みえの日」を年12回実施する。
	保育所や学校において、旬の食材や行事食を取り入れた「かめやまっ子給食」の実施	施設・保健給食G	子ども総務G	旬の食材を用いた献立作成を心がけ、可能な限り地産地消や行事食の提供を推進する。また、地産地消の重要性や行事食についての内容を食育だよりに掲載し、情報提供を図る。	地産地消の重要性や行事食等の食文化について、家庭に情報提供するなど、継続的な意識啓蒙が必要である。	地産地消の重要性や行事食等の食文化について、家庭に情報提供するなど、継続的な意識啓蒙が必要である。	旬の食材を用いた献立作成を心がけ、可能な限り地産地消や行事食の提供を推進するとともに、地産地消の重要性や行事食等の情報を食育だよりに掲載し、情報提供を図る。
	食文化の伝承及び創造に関する市民の主体的な活動の支援	健康づくりG	地域まちづくりG	市ホームページ等を活用し、食生活改善推進協議会の活動について広く周知していく。	食生活改善推進協議会の協力のもと、健康づくりのための料理講習会(2回、28人)と地域での料理講習会(27回、231人)を開催した。健康づくりのための料理講習会では、市内で採れた食材をメニューに加え、安心・安全な食生活の推進につなげた。	引き続き、地域での食を通して健康づくりの推進のための活動ができるよう支援していく。	食文化の伝承及び創造に関する市民の主体的な活動である、自治会連合会が主催する「食の祭典・市民の集い」などを支援する。

健康文化の 推進	地区コミュニティなどの健康づくり活動の促進	高齢者支援 G	地区コミュニティ	市全域で実施できるような仕組みづくりを検討する。	健康づくり応援講座を修了した3地区へ継続して支援を行うことができ、今後の活動の継続に繋げることができた。また、地域の集まりで健康講座を開くことにより、参加者同士が交流することともに、運動等の大切さを認識することにつながることができた。	健康づくり応援講座を開催した地区において、継続した活動を行っていくためには引き続き支援が必要である。	新たな参加者や団体が増えるよう、地域まちづくり協議会へ更なる啓発が必要である。	市全域で実施できるような新たな支援メニューを整え、周知啓発に努める。住民主体の介護予防が推進してできるよう今後も支援していく。
	歴史探索などを取り入れたウォーキングの普及	まなみ文化財G	地区コミュニティ	住民が主体となった地域での健康づくり活動の輪が広がるよう、地域の状況を確認しながら、必要に応じて支援していく。	健康づくり応援講座を修了した地区において、継続した活動を行っていくためには引き続き支援が必要である。	健康づくり応援講座を開催した地区において、継続した活動を行っていくためには引き続き支援が必要である。	住民が主体となった地域での健康づくり活動の輪が広がるよう、地域の状況を確認しながら、必要に応じて支援していく。	
		健康づくり	亀山市観光協会 自治会 地区コミュニティ	ウォーキングの普及啓発について、運動教室等で周知を行っていく。	文化共生G主催の東海道ウォーキングに職員を講師(案内人)として派遣し、ウォーキングイベントの充実を図った。コロナ禍により、毎年2回開催されていた全王道ウォーキングが中止となったため、イベント開催の支援ができなかった。	歴史探索等のウォーキングイベントの開催を市内各地に広げる。	歴史探索等のウォーキングに職員を講師として派遣し、ウォーキングイベントの充実を図る。	
	健康増進や体力づくりのためのスポーツイベントや教室などの機会の充実	スポーツ推進G	健康づくり	市内の各種スポーツ団体や、運動施設指定管理者の取組みを支援し、誰もが気軽に取組めるスポーツや運動の機会の提供を継続して支援していく。	健康づくり応援講座を修了した地区において、継続した活動を行っていくためには引き続き支援が必要である。	健康づくり応援講座を開催した地区において、継続した活動を行っていくためには引き続き支援が必要である。	住民が主体となった地域での健康づくり活動の輪が広がるよう、地域の状況を確認しながら、必要に応じて支援していく。	引き続き、市内の各種スポーツ団体や、運動施設指定管理者の取組みを支援し、誰もが気軽に取組めるスポーツや運動の機会の提供を継続して支援していく。また、市民体力テストや壮年フットボール大会等の主催イベントを実施する。

( 8 ) データベース化と情報発信

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画 ( 具体的な取り組み内容 )	( 1 ) 令和2年度の実績	( 2 ) 今後の課題	( 3 ) 令和3年度の計画 ( 具体的な取り組み内容 )
情報通信ネットワークを利用した文化情報の発信	文化情報の発信に地域住民の意見が反映できる環境づくりの推進	情報統計G		ホームページ未開設の団体に対し、様々な支援の周知を行うなど、開設を促していく。	全ての地域まちづくり協議会でホームページが開かれ、各協議会のホームページを通じて、地域住民の意見を反映した情報発信が可能な環境が整った。	まちづくり協議会が、自身のホームページを通じて情報発信ができていく必要がある。	まちづくり協議会が、自身のホームページを通じて情報発信ができていく環境を維持していく。
	番組アナウンサーや市民活動団体の協力などにより、市民に親しまれる番組づくりを行う。市内外に対して訴求力のある動画を生HP等で情報発信する。市外への情報発信や新たな交流促進のため、伊賀市、甲賀市との番組交換を行う。	広報秘書G	文化共生G	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、夏休み小学生アナウンサー企画は中止したものの、広報サポーターや高校生アナウンサーなど可能な範囲で市民等の参加を得て、市民に親しまれる番組づくりを行った。日本書紀編さん1300年の節目に開催した歴史企画や国史館指定の答申を受けた鈴鹿園遊園地と地域資源を紹介する番組制作し、その動画を市HPに掲載することで市外へも情報発信を行った。いこか連携プロジェクトでは、コロナ禍の状況を見ながら、交流人口の増加を目的に、イベント開催告知番組を各市で交換して放送した。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、夏休み小学生アナウンサー企画は中止したものの、広報サポーターや高校生アナウンサーなど可能な範囲で市民等の参加を得て、市民に親しまれる番組づくりを行った。日本書紀編さん1300年の節目に開催した歴史企画や国史館指定の答申を受けた鈴鹿園遊園地と地域資源を紹介する番組制作し、その動画を市HPに掲載することで市外へも情報発信を行った。いこか連携プロジェクトでは、コロナ禍の状況を見ながら、交流人口の増加を目的に、イベント開催告知番組を各市で交換して放送した。	市民に親しまれる番組づくりを継続して行うとともに、本市の魅力を伝える動画をインターネットなどを活用して発信していく必要がある。また、交流人口の拡大を狙い、継続してイベント情報を市外へ発信していく必要がある。	番組アナウンサーや市民活動団体の協力などにより、市民に親しまれる番組づくりを行う。市内外に対して訴求力のある動画を生HP等で情報発信する。市外への情報発信や新たな交流促進のため、伊賀市、甲賀市との番組交換を行う。
	ホームページなどを通じた案内や利用案内などの情報発信の充実	広報秘書G	文化共生G	市ホームページなどを通じた案内や利用案内などの情報発信の充実	広報等で案内するイベントについて、市ホームページのイベントカレンダーに掲載して案内した。また、インターネット会議システムを活用し、具体的な事例を用いて情報発信に関する広報研修(動画掲載期間：3月～翌年度4月)を行った。	情報発信の充実に向け、その必要性や効果的な手法等を職員が認識を深める必要がある。	文化施設の所管部署における、積極的な情報発信を促す。また、引き続き研修を開催し、情報発信方法を具体的に学ぶ機会を設ける。
文化活動情報の共有体制の構築	高齢者、障がい者などに分かりやすい文化情報の提供	広報秘書G	文化共生G	高齢者、障がい者などに分かりやすい文化情報の提供	高齢者、障がい者などに分かりやすい文化情報の提供	高齢者、障がい者などに分かりやすい文化情報の提供	引き続き、アクセシビリティへの対応が不十分な箇所を確認され次第、修正を行うほか、研修を開催し、高齢者や障がい者などに分かりやすい情報の提供を促す。また、令和3年4月予定のホームページリニューアルに向け、より情報を採りやすいホームページづくりに取り組む。
	地域の文化遺産を電子データ化した先駆的なデジタル市の積極的な活用	歴史博物館		地域の文化遺産を電子データ化した先駆的なデジタル市の積極的な活用	地域の文化遺産を電子データ化した先駆的なデジタル市の積極的な活用	地域の文化遺産を電子データ化した先駆的なデジタル市の積極的な活用	引き続き、アクセシビリティへの対応が不十分な箇所を確認され次第、修正を行うほか、研修を開催し、高齢者や障がい者などに分かりやすい情報の提供を促す。また、令和3年4月予定のホームページリニューアルに向け、より情報を採りやすいホームページづくりに取り組む。
地域の文化遺産のデジタルデータベース化と活用	地域に伝わる文化財や伝統芸能などの情報のデジタルデータベース化による保存など電子データの推進	まちなみ文化財G		地域に伝わる文化財や伝統芸能などの情報のデジタルデータベース化による保存など電子データの推進	地域に伝わる文化財や伝統芸能などの情報のデジタルデータベース化による保存など電子データの推進	地域に伝わる文化財や伝統芸能などの情報のデジタルデータベース化による保存など電子データの推進	引き続き、アクセシビリティへの対応が不十分な箇所を確認され次第、修正を行うほか、研修を開催し、高齢者や障がい者などに分かりやすい情報の提供を促す。また、令和3年4月予定のホームページリニューアルに向け、より情報を採りやすいホームページづくりに取り組む。
	地域の文化活動の紹介や文化人、文化資源など、地域の身近な情報の活用促進	文化共生G		地域の文化活動の紹介や文化人、文化資源など、地域の身近な情報の活用促進	地域の文化活動の紹介や文化人、文化資源など、地域の身近な情報の活用促進	地域の文化活動の紹介や文化人、文化資源など、地域の身近な情報の活用促進	引き続き、アクセシビリティへの対応が不十分な箇所を確認され次第、修正を行うほか、研修を開催し、高齢者や障がい者などに分かりやすい情報の提供を促す。また、令和3年4月予定のホームページリニューアルに向け、より情報を採りやすいホームページづくりに取り組む。

(9) 文化と産業経済の融合

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画 (具体的な取り組み内容)	
文化関連産業の育成	「ろうそく」「亀山茶」などのブランドイメージ向上と情報発信の充実	商工業・地域交通G	亀山商工会議所 農業G	引き続き関係団体と連携を図り、さまざまな機会(出展等)を捉えて情報発信を図る。	「ろうそく」「亀山茶」など市の特産品の魅力を戦略的に発信するために、亀山ブランドを立ち上げた。それに伴い、地域ブランド推進協議会を設置し、認定基準の作成とともに、今後の戦略について検討を行った。	認定した特産品を様々な媒体を活用して、広く発信するとともに、販路開拓も積極的に取り組む必要がある。また、地域資源を活かした新たな特産品についてもブランド化していくため、発掘から販路拡大まで各段階に応じた支援が必要である。	国民体育大会を機に「亀山ブランド」を積極的に発信するとともに、アンテナショップや百貨店などでPR・販売できるように販路拡大を目指す。また、地域資源を活かした新たな特産品についてもブランド化していくため、発掘から販路拡大までの各段階に応じた支援制度を構築する。	
	「環境にやさしいものづくり」など、亀山に根付いた先端技術産業の育成	商工業・地域交通G	亀山商工会議所	各種イベントへの亀山茶カフェの開催を通じて、広く亀山茶の消費拡大に結び付くPRを継続する。	市内中小企業を対象とした専門家による経営支援事業や設備投資にかかわる資金繰り支援制度などにより、企業の事業活動を支援した。また、導入促進計画に基づき、中小企業が生産性向上を目的に策定した先端設備等導入計画の認定を行った。	コロナ禍においても亀山茶をPRできるようなイベント等への出展等だけでなく効果的なPR手法を検討する必要がある。	非接触で効果的に亀山茶をPR出来る手法を検討するとともに、イベント等での亀山茶カフェや学校等でのお茶の淹れ方教室を可能な限り実施する。	
	地域の特産をブランドにした産業の育成支援	商工業・地域交通G	亀山商工会議所 農業G	引き続き関係団体と連携を図り、取組みを支援する。	亀山の魅力ある特産品を戦略的に発信し、市のイメージ向上と地域経済の活性化を図るため、地域ブランド創出事業を創設し、その支援策の一つとして育成支援となるステップアップ支援を掲げた。	財政支援だけでなく、専門家派遣など人的支援も検討していく必要がある。	発掘から販路拡大までの各段階に応じた支援制度を地域ブランド創出事業の中で構築していく。	
	地域産材の利用や森林関係団体などの連携による「木造文化」の保存、普及	森林業G	住まい推進G	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進する。また、森林・木材関係団体と連携し、木の良さや木材利用を促進するため、市民に森林と木材と触れ合う機会を提供するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や広く市民に普及するよう新たな啓発活動もさらに検討する。鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の取り組みを通じて、より多くの市民・事業者への啓発活動を検討する。	市民に広く木の良さや木材利用を伝えるための取り組みを検討する必要がある。	市民に広く木の良さや木材利用を伝えるための取り組みを検討する必要がある。	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進する。また、森林・木材関係団体と連携し、木の良さや木材利用を促進するため、市民に森林と木材と触れ合う機会を提供するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や広く市民に普及するよう新たな啓発活動もさらに検討する。鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の取り組みを通じて、より多くの市民・事業者への啓発活動を検討する。	
	職人の技によって変えられてきた伝統工芸、食文化などの保存、育成	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化遺産研究会	NPO法人「亀山文化遺産研究会」主催の伝統的建造物群修理修景工事の現場公開等の活動を支援した。伝統的建造物群保存修景事業を推進して、建築士や技能者の養成を行った。	活動支援を継続的に行うとともに、活動の伝統的・伝統的建造物群保存修景事業等を継続的に実施していく必要がある。	民間の支援活動をどのように促進していくのが収集した情報を基に検討していく必要がある。	NPO法人「亀山文化遺産研究会」の活動を支援する。伝統的建造物群保存修景事業等を継続して実施する。	
	「企業メッセ」など民間の支援活動の促進	商工業・地域交通G	文化共生G	民間の支援活動を促進するために、引き続き研究を行う。	研究には至らなかったが、情報収集に努めた。	民間の支援活動をどのように促進していくのが収集した情報を基に検討していく必要がある。	民間の支援活動を促進するために、引き続き研究を行う。	
	空き店舗等を活用した展覧会などの開催支援	商工業・地域交通G	文化共生G	若者・女性の創業を積極的に支援するため、昨年度拡充した空き店舗等活用支援事業補助金制度により、空き店舗等を活用したまちづくりとにぎわいの創出を支援する。	東町商店街振興組合と連携し、コロナ禍において内容を縮小しながら、東海道のおひなさま、等による、空き店舗等を活用したまちづくりの取組を支援した。また、若者・女性の創業を積極的に支援するため、空き店舗等活用支援事業補助金制度により、1事業者に対し支援することができた。	関係団体と連携して連携し、空き店舗等を活用した事業に関する支援体制を確立し、創業にチャレンジできる環境を研究することにも、事業が継続できるように支援する必要がある。	空き店舗等活用支援事業補助金制度により、若者・女性の創業を積極的に支援するとともに、さらに創業しやすい環境づくりに向け、創業体験ができる取り組みも併せて検討する。	
		文化共生G	商工業・地域交通G	文化共生G	文化年2020において、空き店舗等を活用した取り組みを行っている亀山トリエンナーレ2020実行委員会を支援する。	文化年2020において、空き店舗等を活用した取り組みを行っている亀山トリエンナーレ2020実行委員会を支援する。	来年に延期となった亀山トリエンナーレの支援を今後も空き店舗等を活用した取り組みを行う催しを支援する必要がある。	今後とも空き店舗等を活用した取り組みを行う催しを支援する必要がある。





## 第2次スポーツ推進計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 生活文化部 文化スポーツ課 )

### 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度												
位置付け	本計画は、スポーツ基本法第10条による、地方の実情に則した、スポーツ推進に関する計画として位置付けるものである。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「スポーツの推進」と深く関わり、スポーツの振興の部分で補完するものである。												
目的・概要	計画の目的は、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、亀山市らしいスポーツ文化が地域や生活の中に根付き、健康で豊かな暮らしの実現にむけて取り組むための指針とし、もってスポーツの振興に資することである。												
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p style="text-align: center;"><b>目指す姿</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます</p> </div> </div> <div style="width: 20%;"> <p style="text-align: center;"><b>基本施策</b></p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f96;"> <p style="text-align: center;">スポーツ活動の充実</p> </div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #49a;"> <p style="text-align: center;">スポーツを支える力の促進</p> </div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #7c9a49;"> <p style="text-align: center;">スポーツ文化の浸透</p> </div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6499a;"> <p style="text-align: center;">スポーツの拠点整備</p> </div> </div> </div> <div style="width: 60%;"> <p style="text-align: center;"><b>施策の内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; background-color: #f96;"> <p style="text-align: center;">誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p> </td> <td style="background-color: #f96;"> <p>ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 障がい者のスポーツ参加の推進 女性のスポーツ参加の推進 総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f96;"> <p style="text-align: center;">子どもを取り巻くスポーツ環境の充実</p> </td> <td style="background-color: #f96;"> <p>学校体育活動の充実 身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #49a;"> <p style="text-align: center;">スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p> </td> <td style="background-color: #49a;"> <p>各種スポーツ団体の育成・支援 指導者の育成支援と登録・活用 スポーツ推進委員の活動の充実 競技スポーツレベルの向上 スポーツ医・科学の活用</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #7c9a49;"> <p style="text-align: center;">スポーツ情報提供の充実</p> </td> <td style="background-color: #7c9a49;"> <p>スポーツ情報内容の充実 各種情報媒体を活用した情報発信 大規模大会に向けた情報発信</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #7c9a49;"> <p style="text-align: center;">競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p> </td> <td style="background-color: #7c9a49;"> <p>市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 大規模大会開催に向けた組織体制 トップアスリートとの交流機会の創出</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6499a;"> <p style="text-align: center;">スポーツ施設の整備と利用促進</p> </td> <td style="background-color: #e6499a;"> <p>市民ニーズに応じた運動施設の充実 運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 学校運動施設や公園の有効活用</p> </td> </tr> </table> </div> </div>	<p style="text-align: center;">誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p>	<p>ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 障がい者のスポーツ参加の推進 女性のスポーツ参加の推進 総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p>	<p style="text-align: center;">子どもを取り巻くスポーツ環境の充実</p>	<p>学校体育活動の充実 身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり</p>	<p style="text-align: center;">スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p>	<p>各種スポーツ団体の育成・支援 指導者の育成支援と登録・活用 スポーツ推進委員の活動の充実 競技スポーツレベルの向上 スポーツ医・科学の活用</p>	<p style="text-align: center;">スポーツ情報提供の充実</p>	<p>スポーツ情報内容の充実 各種情報媒体を活用した情報発信 大規模大会に向けた情報発信</p>	<p style="text-align: center;">競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p>	<p>市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 大規模大会開催に向けた組織体制 トップアスリートとの交流機会の創出</p>	<p style="text-align: center;">スポーツ施設の整備と利用促進</p>	<p>市民ニーズに応じた運動施設の充実 運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 学校運動施設や公園の有効活用</p>
<p style="text-align: center;">誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p>	<p>ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 障がい者のスポーツ参加の推進 女性のスポーツ参加の推進 総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p>												
<p style="text-align: center;">子どもを取り巻くスポーツ環境の充実</p>	<p>学校体育活動の充実 身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり</p>												
<p style="text-align: center;">スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p>	<p>各種スポーツ団体の育成・支援 指導者の育成支援と登録・活用 スポーツ推進委員の活動の充実 競技スポーツレベルの向上 スポーツ医・科学の活用</p>												
<p style="text-align: center;">スポーツ情報提供の充実</p>	<p>スポーツ情報内容の充実 各種情報媒体を活用した情報発信 大規模大会に向けた情報発信</p>												
<p style="text-align: center;">競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p>	<p>市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 大規模大会開催に向けた組織体制 トップアスリートとの交流機会の創出</p>												
<p style="text-align: center;">スポーツ施設の整備と利用促進</p>	<p>市民ニーズに応じた運動施設の充実 運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 学校運動施設や公園の有効活用</p>												

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	42.4	-	50
2	スポーツ関連団体の構成者数	人	4,754	4,423	5,000
3	市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	人	19,900	11,930	21,000
4	市内の主な運動施設の利用率	%	72.0	70.3	78.0
5					

## 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍のため大人数が集まる各種スポーツ大会や教室が中止となる中、コロナ対策を講じた上で、総合型スポーツクラブや指定管理者等において市民ニーズに対応した教室等が開催された。</li> <li>・西野公園体育館外部階段改修工事、西野公園運動広場側溝取替修繕工事、西野公園体育館ウエイトリフティング練習場設置工事等を行い、施設の安全確保や利便性の向上に努めた。</li> <li>・高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を検討した。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍においても、スポーツ教室等が開催されたことで、誰でも参加できるスポーツ実施機会が提供された。</li> <li>・施設の改修工事等により、大規模な大会等の開催に適した施設環境が整備されたとともに、施設の安全性や利便性が高まった。</li> </ul>
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が誰でも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、幅広い参加機会を提供し、「スポーツ活動の推進」に寄与した。</li> <li>・大規模な大会等の開催に適した拠点づくりのため、施設環境の整備を進めたとともに、市民が快適にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズに応じた運動施設の利便性の向上を図り、「スポーツの拠点づくり」を推進した。</li> </ul>

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ関連団体の構成者数が、近年は増加傾向ではなく、運営に携わる関係者の高齢化が進み、継続的に活動を行うための担い手が不足している。</li> <li>・老朽化が進みつつある体育館等について、長寿命化を図るため計画的な整備が必要である。</li> </ul>
--------	--

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市スポーツ協会へ必要に応じて、助言や支援を行い、スポーツ関連団体の組織力の強化を図る。</li> <li>・施設の長寿命化に向けた検討を行うとともに、施設の安全性や利便性の向上を図る。</li> </ul>
--------	---



第2次亀山市スポーツ推進計画 令和3年度計画 調査シート

具体的方策	施策の内容	担当G	令和2年度実績	今後の課題	令和3年度計画
	健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施協議会の提供に努めます。	スポーツ推進G	誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動を行うため、総合型地域スポーツクラブの活動に広報協力等で支援を行った。	現在、総合型地域スポーツクラブが、誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動の場を創出する一翼を担っていることから、その活動を広く市民にPRする必要があります。	総合型地域スポーツクラブが行っている、誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動を行うことの出来る教室や、ホームページや広報を通じて、市民に広くPRする。
	誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、各種スポーツ団体やまちづくり協議会などと連携します。	スポーツ推進G	半年向けに壮年スポーツ大会、子ども向けにミニバスケットボール大会、女性向けにバレエボール大会、全年齢を対象にヘルスバレエ大会を開催し、各種スポーツ団体と連携した。(大会は中止)指定管理者において、市民ニーズに対応した教室が開催された。	各種大会等の参加者が増えるよう、大会情報の発信等に努める必要がある。	各種スポーツ関係団体などと連携し、市民ニーズに対応したスポーツイベント・大会やスポーツ教室などの開催に努める。また指定管理者と協力し、市民ニーズに対応した自主事業に取り組みよう要請していく。
ライフステータスに応じたスポーツ実施協議会の提供	高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。	高齢者支援G	介護予防教室を7事業所へ委託し実施した。(計47回、延べ590人) * 新型コロナウイルス感染症の影響により、年間通じてほとんどの教室が中止し、しやしきやき体操教室0日会へ支援を行った。(1地区、9人)	地域での介護予防の取り組みを継続して実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により活動目標を柔軟にされた高齢者の生活不活発によるフレイル対策が必要である。	免疫維持や高齢者の生活不活性によるフレイル対策として、行政情報番組やオンラインを活用した介護予防の取り組みを図るとともに、より身近で気軽に参加できる地域での活動の場を確保していく
障がい者のスポーツ参加の推進	生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根差したスポーツ活動を図ります	スポーツ推進G	誰もが気軽に楽しめる運動やスポーツ活動として、スポーツ推進委員が中心となってニュースポーツの普及推進に取組むため、ヘルスバレエ用具を購入した。地域に根差した新たなスポーツ推進委員活動として、「ご当地健康体操、事業への参画を委員会に依頼した。	参加者を増やすため、開催告知や教室の内容等を積極的にPRする必要があります。	引き続き、高齢者が無理なく安心して実施できる教室等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブや指定管理者に開催を要請していく。また、開催にあたっては、開催告知や教室内容のPRを重点的に行う。
(1) 誰もが参加できるスポーツ実施協議会の充実	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境整備に努め、参加を呼びかけます。	障がい者支援G	三重県障がい者スポーツ大会をはじめとした各種スポーツイベントに関する情報について、あいあい窓口にてポスター掲示による参加者の募集を行った。	窓での掲示のみになるため、あいあい利用者にかしこ告知が出来ていないため、広域にPRできる方法が必要。	各種スポーツイベントに関する情報に関して新たにHP等を活用する。
女性のスポーツ参加の推進	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを提供するなど、スポーツ環境の整備に努めます。	スポーツ推進G	パラリンピックの採火式が延期となったため、今後の動向について県からの情報収集にとどまらず、採火式の内容について計画の変更が必要かを検討した。	令和3年度の開催の可能性を踏まえ、再度計画の見直し、関係団体との調整が必要がある。	令和3年度のパラリンピック開催に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に留意し、亀山市採火式の開催方法を、再検討を行い実施する。
女性のスポーツ参加の推進	女性が、様々なスポーツ活動や各種委員・スポーツ団体の運営へ参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G	障がいのある人たちが施設を利用しやすくなるよう、閉B&G海洋センターの腰高水槽の段差解消に向けて、実施内容を検討した。	障がいのある人などのスポーツ活動支援のため、引き続き全国大会等へ出場された方へ激励金を支給し、支援を行う必要がある。	令和2年度はコロナ禍で参加できなかったが、スポーツ推進委員に「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」へ参加いただき、障がい者が参加出来るスポーツイベントについて検討する。閉B&G海洋センターの腰高水槽の段差解消を行う。
総合型地域スポーツクラブの育成・支援	クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。	スポーツ推進G	コロナ禍で、活動を自粛された団体へ活動助成金の情報提供を行った。	障がいのある人などのスポーツ活動支援のため、引き続き全国大会等へ出場された方へ激励金を支給し、支援を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを提供するなど、スポーツ環境の整備を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
総合型地域スポーツクラブの育成・支援	クラブの円滑な運営に必要な熱意と知識・技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。	スポーツ推進G	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行った。	国、県等から提供された研修会などの情報を随時収集し、クラブに最新の情報を提供する必要があります。	引き続き、クラブ会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言を行う。
総合型地域スポーツクラブの育成・支援	クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。	スポーツ推進G	クラブの認知度を向上させるため、クラブの活動内容をホームページに掲載するとともに、入会申込書をダウンロードできるようにするなど、情報発信に努めた。	クラブの認知度を向上させるため、クラブの活動内容をホームページに掲載するとともに、入会申込書をダウンロードできるようにするなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、高齢者や障がい者など、市民ニーズに対応した自主事業に取り組みよう要請していく。

第2次亀山市スポーツ推進計画 令和3年度計画 調査シート

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和2年度実績	今後の課題	令和3年度計画	
(2) 子どもを取り巻くスポーツの充実	学校体育活動の充実	子どもたちが、体育の授業等を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもたちの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫改善を進めま	教育支援 G	体力向上に係る外部講師を市内小学校・公立幼稚園・公立保育所、私立保育所に派遣し、子どもたちの体力向上と教師の指導力向上を図った。	今後とも体力向上に係る外部講師を派遣し、子どもたちの体力・運動能力に合った活動や指導方法を工夫し、さらなる子どもたちの体力向上とともに、教師の指導力向上を図る。	体力向上に係る外部講師派遣の継続と充実をはか。	
		子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くも	教育研究 G	「1学校(園)1運動プロジェクト」に取り組み、体力の向上を目指した。	「1学校(園)1運動プロジェクト」を継続的に取り組むとともに、遊びや行事を通して運動に親しめるようにする。	「1学校(園)1運動プロジェクト」を継続的に取り組む組、各学校(園)の子どもたちの能力や実態に応じた取組を決め、重点的に行っていく。	
		子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「せいかつちゃんじゅん」など、家庭と連携した生活習慣確立への取り組みを進めます。	教育支援 G	就学時以降で小学校入学のためのガイドブック「小学校へスィッチオン」を配布し、家庭での運動習慣向上の啓蒙を行った。	あり	ガイドブックを配布することによって、運動習慣の大切さを家庭に知らせ、保育園、幼稚園、認定こども園と連携して取組をすすめる。	
		子どもたちの健全育成のため、「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ少年団」、放課後子ども教室「放課後子ども教室」など、スポーツを通して多くの地域の人々と関わり合いを持てるよう参加促進を呼びかけます。	社会教育 G	放課後子ども教室では、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらサッカー、バレーボール、スポーツ吹奏などの種目を、地域の指導者の指導のもと実施することができた。	総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会などのイベント広報に協力し、参加促進に努めた。	スポーツを通して子どもが地域の方々と関わりながら楽しみ、関係性を育んでいくという視点を大切にしながら、継続的に展開する必要がある。	地域の事情を踏まえたと、運動を取り入れた教室を放課後子ども教室において継続して実施していく。
		幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ団体やまちづくり協議会と連携して、多様なスポーツの体験機会を確保します。	スポーツ推進 G	指定管理者の自主事業として、幼少期の子どもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。(年間 9種 227回開催)	指定管理者の自主事業として、幼少期の子どもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。(年間 9種 227回開催)	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、多様なスポーツの体験機会づくりや情報提供に努める必要がある。	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、多様なスポーツの体験機会づくりや情報提供に努める。
		子どもたちが安心して外遊びやスポーツ活動を実施できるよう公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。	管理 G	公園で「都市公園運動連帯」による公園安全見守り活動を引き続き実施した。また、1月22日、3月17日に都市公園運動協議会を開催し、施設修繕や管理に関する安全面について関係者と情報共有することも多く多くの意見をいただいた。	子どもたちが安心して利用できるよう「都市公園ネットワーク」の登録団体を増やし、安全見守り活動を強化する必要がある。	子どもたちが安心して利用できるよう「都市公園ネットワーク」の登録団体を増やし、安全見守り活動を強化する必要がある。	亀山市地域社会振興会を中心に、「都市公園ネットワーク」への参加を呼びかけける。
		各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な支援に取り組めます。	スポーツ推進 G	指定管理者が、定期的に運動部活動や安全確保に際しから公園内を見回り、治安維持、設備の安全確保に努めた。また、指定管理者が亀山警察署に協力し、施設入口にチラシを張り出して、地域防犯力の向上に努めた。	各種スポーツ団体が、自主的・自発的に組織を運営出来るよう支援を行う必要がある。	各種スポーツ団体が、自主的・自発的に組織を運営出来るよう支援を行う必要がある。	不審者等を見出した際、子どもたちに限らず、利用者や施設管理人等の安全確保のため、安全体制の強化を図る。
		各種スポーツ団体の連絡調整を図り、行政との協働を推進します。	スポーツ推進 G	コロナ禍での活動に対して、必要に応じて、情報提供を行った。	各種スポーツ団体へ、講習会や研修会などの情報提供を行った。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について支援する必要がある。	市スポーツ協会へ必要に応じて、助言や支援を行い、組織力の強化を図る。
		各種スポーツ団体の広報公開について、積極的に推進するよう働きかけ、必要に応じて助言を行います。	スポーツ推進 G	各種スポーツ団体の広報活動を支援するため、広報やホームページを活用して、支援を行った。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について支援する必要がある。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について支援する必要がある。	今後とも継続して周知し、当事業の良さをよりPRしていきたい。
		指導者の育成支援と登録・活用	教育研究 G	コロナ下の中、実技講習等の機会がなかったが、指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会を紹介等を行った。	指導者の育成に合わせた研修会の開催の紹介等を行った。	指導者の育成に合わせた研修会の開催の紹介等を行った。	三重県の「指導者講習会」の参加を促し、指導助言を各校への指導に生かす。亀山市教育推進協議会体育部会の方で指導実践の研修・交流をおこなう。
(3) スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	スポーツ推進委員の活動の充実	指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用を図られるよう、幅広い制度の周知を図ります。	スポーツ推進 G	令和2年度は、18のスポーツレクリエーション関係の団体・個人の登録があったが、利用はなかった。	人材バンクについては、HP上での掲載や各団体等への啓蒙を行っているが、時間や日程などの制約等があることなど、利用しやすい環境整備が必要である。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の取得のため、引き続き東海地域や県などのスポーツ推進委員連絡協議会が開催する研修会への参加を要請していく必要がある。	
		スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を推進します。	スポーツ推進 G	コロナ補で各種研修会が中止となったため、参加は出来なかった。	引き続きスポーツ推進委員が中心となり、地域におけるスポーツ推進委員を推進できる体制づくりに必要である。	引き続きスポーツ推進委員が中心となり、地域におけるスポーツ推進委員を推進できる体制づくりに努める。	
		各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。	スポーツ推進 G	運動施設指定管理者とスポーツ少年団とが連携し、元プロ野球選手の教室を開催した。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報、各種スポーツ団体に提供する必要がある。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報、各種スポーツ団体に提供する必要がある。	
全国大会等に出場する選手等に奨励金の支給を行うことで、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。	競技スポーツレベルの向上		奨励金支給要綱及び全国大会出場旅費補助金交付要項に基づき、対象者に奨励金の支給と出場旅費の補助を行った。(奨励金支給件数：26件)(旅費補助件数：13件)	引き続き、奨励金及び全国大会出場旅費の制度について、市民に周知を行う。また、制度が2つあり市民にとって手続きがわかりにくい側面があるため、統合することを視野に入れ、制度のあり方についても検討を行う。	引き続き、奨励金及び全国大会出場旅費の制度について、市民に周知を行う。また、制度が2つあり市民にとって手続きがわかりにくい側面があるため、統合することを視野に入れ、制度のあり方についても検討を行う。		

第2次亀山市スポーツ推進計画 令和3年度計画 調査シート

具体的方策	施策項目	実施の内容	担当G	令和2年度実績	今後の課題	令和3年度計画
	スポーツ医・科学の活用	各種スポーツ団体や指導者が、スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、スポーツ指導を行えるよう、積極的に習得する機会づくりを支援します。	担当G スポーツ推進G	各種スポーツ団体に対し、スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会や研習会を行った。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行う必要がある。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行い、各種スポーツ団体に対し情報提供を行う。

第2次亀山市スポーツ推進計画 令和3年度計画 調査シート

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和2年度実績	今後の課題	令和3年度計画
(4) スポーツ情報提供の充実	スポーツ情報内容の充実	市や、指定管理者、各種スポーツ団体が主催するスポーツイベントや各種教室・研修会などの情報を積極的に発信します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。また、指定管理者がFacebookを活用し、自主事業の開催案内や施設の紹介等を行った。	指定管理者と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	引き続き指定管理者と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		自宅で気軽にできるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。	健康づくりG	健康増進普及月間(9月)から運動教室を定期的に開催した。(運動教室14回 延248人)	より多くの人が体操や運動に取り組めるよう、引き続き運動教室を開催し周知を行う。	自宅で気軽にできるような運動教室を開催する。
		各種スポーツ団体などと連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体等と連携して、障がい者や女性が参加しやすいスポーツ教室のお知らせを、広報、ホームページなどを通じて情報提供に努めた。また、女性のスポーツ指導者の大人数養成について広報等を通じて情報発信し、女性スポーツ活動の活性化を図った。	各種スポーツ団体等と連携し、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報発信に努める必要がある。	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出について、広く周知を行う必要がある。東野公園体育館で保管しているニュースポーツ用具の老朽化が進んでいるので、用具の修繕・更新を行う必要がある。
		運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	引き続き指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		学校体育施設開放事業や奨励金支給制度などのスポーツ推進施策が活用されるよう制度の周知を図ります。	スポーツ推進G	広報、ホームページ等を通じて、奨励金支給制度及び全国大会出場奨励補助事業や学校開放事業など市のスポーツ推進施策についての情報提供を行った。	引き続き、市のスポーツ推進施策について周知を行う必要がある。	引き続き、市のスポーツ推進施策について市民に周知を行う。
		広報がめやホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、市民が分かりやすい情報の提供に努めます。	スポーツ推進G	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebook等を活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努めた。また、新たな情報媒体の活用を続ける必要がある。	引き続き、広報・ホームページ、ケーブルテレビ、Facebook等を活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努める必要がある。また、新たな情報媒体の活用を続ける必要がある。	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookなどを活用して、市民が分かりやすい情報提供を行う。新たな情報媒体を活用する。
		各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通じて、様々なスポーツ情報が提供されるよう働きかけます。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体が発行する会報やイベントポスター、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシなどを、スポーツ推進Gの窓口で設置し、市民にスポーツ情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。
		スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や、競技ルール等の幅広い情報を提供します。	スポーツ推進G	東京2020オリンピック聖火リレー開催時に安心して観覧出来るよう注視点やライブ配信URLなどを、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。
		主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、多くの人に関心を持ってもらえる情報の提供に努めます。	スポーツ推進G	全国大会等に出場する選手の市長表敬訪問の様子をフェイスブックに掲載したり、マスコミ関係者の問い合わせ等に積極的に協力した。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、団体活動や、トップアスリートに関する情報を発信していく必要がある。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、団体活動や、トップアスリートに関する情報の発信に努める。
		県や他市町と連携を図り、広域的な情報提供に努めます。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者等と連携し、県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。
(5) 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成	市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが出演する競技会等について積極的にPRし、スポーツの楽しさや応援する喜びを届けられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。	スポーツ推進G	コロナ補て多くが中止となったが、市内で開催されるスポーツ大会やイベントを、広報、ホームページ等で情報提供を行った。また、聖火リレーの実施を感染症対策の徹底とともにPRした。	関係団体等と連携し、大会やイベントの開催、地元アスリートが出演する競技会等の情報集約に努める必要がある。	引き続き、市内で開催されるスポーツ大会やイベントを、広報、ホームページ等で情報提供を行う。また、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、Facebookでの発信に努める。
		市内で継続して行われている江戸の道シテイマラソンや、亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行います。	スポーツ推進G	大会を開催出来るよう、関係団体には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行った。	大会がマンネリ化することなく、長く参加者に愛される大会とすすように、指導・助言を続けていく必要がある。	引き続き、市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行う。
		インターハイや、団体の開催に向けて、実行委員会及び準備委員会を設置することともに、大会開催後も継続できるような、様々な団体と連携した取り組み体制を構築します。	団体推進G	令和3年度の団体開催に向け、競技団体、関係機関と協議・調整を行うとともに、コロナ下における競技会運営方法について検討を進めた。	引き続き、競技団体や関係機関の協力・支援を得ながら準備業務を進める必要がある。	万全なコロナ対策を実施した上で、各種調整を進め、安全・安心で「する人」「観る人」「支える人」の記憶に残る団体の開催する。
		大会運営がスムーズに行われるよう、スポーツボランティア等の育成を図ります。	スポーツ推進G	大規模大会に向けて、団体推進Gと施設整備の打合せを行い、連携を深めた。	関係者と協議を進めながら、大会開催後も継続出来る取り組み体制を構築する必要がある。	引き続き連携を深めながら、大会開催後も継続できる取り組みを検討する。
トップアスリートとの交流機会の創出	全国規模の大会開催に向けた受け入れ体制の整備	大会運営がスムーズに行われるよう、スポーツボランティア等の育成を図ります。	スポーツ推進G	主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなど、関係団体との連携強化に努めた。	協力団体との連絡調整を進め、大会を円滑に運営できるように努める。	様々な競技でトップアスリートと交流出来るよう、指定管理者や関係団体に機会の場づくりを依頼する。
		子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートと交流できる機会や練習を見る機会、トップアスリートと交流できる機会づくりを努めます。	スポーツ推進G	市からの西野公園野球場売却記念イベントの依頼に応じた指定管理者が元プロ野球選手による野球教室を開催した。	有名スポーツ選手との交流の場を創出しているスポーツ団体等を支援し、子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育む必要がある。	

第2次亀山市スポーツ推進計画 令和3年度計画 調査シート

具体的方策	施策の内容	担当G	令和2年度実績	今後の課題	令和3年度計画
<p>市民ニーズに応じた運動施設の充実</p>	<p>市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>指定管理者と連携し、継続的な施設整備、修繕などに取り組み、施設の安全確保を図ります。(西野公園体育館外部階段タイル等改修工事、西野公園体育館フエイトリブディング練習場設置工事、西野公園運動広場刷新更新、関B&amp;G海洋センター玄關前土間全面塗替え修繕など)</p>	<p>既存施設の利用環境が維持できるよう指定管理者と連携し、継続的な施設修繕等を行い、施設の安全確保に努める必要がある。</p>	<p>指定管理者と連携し、必要な施設の修繕等を行い、施設環境の維持に努める。</p>
	<p>高齢者などが容易に集えるよう、運動施設へのアクセスの確保に努めます。</p>	<p>商工業・地域交通G</p>	<p>コミュニティ系バスの運行継続によりバス路線でのアクセスを維持するとともに、乗合タクシーの運行時間延長や当日予約など見直しを行い、運動施設への交通利便性の向上に努めた。</p>	<p>コミュニティ系バスの継続運行及び乗合タクシーの見直しなど、市内全域から運動施設へのアクセスの利便性向上を図る。</p>	<p>コミュニティ系バスの継続運行及び乗合タクシーの見直しなど、市内全域から運動施設へのアクセスの利便性向上を図る。</p>
	<p>高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進します。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進した。</p>	<p>高齢者や障がいのある者に配慮した施設の修繕等について検討を進める必要がある。</p>	<p>引き続き、高齢者や障がいのある者に配慮した施設のバリアフリー化や、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を進めます。</p>
<p>(6) スポーツ施設の整備と利用促進</p>	<p>公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう充実を図ります。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>公共施設予約システムを継続して活用することとした。</p>	<p>利用者からの要望等を随時指定管理者と情報共有し、よりよい運用方法について検討する必要がある。また、システムの内容についても検証が必要である。</p>	<p>引き続き、公共施設予約システムの内容について検討する。</p>
	<p>市民が運動施設を公平に、快適に活用できるよう、指定管理者制度による効果的な運営を図ります。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>指定管理者制度により市民が公平に快適に活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされている。</p>	<p>指定管理者による適正な管理運営に努め、利用者が快適にスポーツに取り組める必要がある。</p>	<p>指定管理者により、運動施設が適切に管理運営がなされるよう、モニタリング等を通して検証を行い、市民が公平に快適に活用できるように努める。</p>
	<p>県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。</p>	<p>指定管理者等と連携し、県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。</p>	<p>県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。</p>
<p>スポーツ大会会場に適した施設環境の整備</p>	<p>各種スポーツ大会に適した施設整備に努めます。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>西野公園運動広場の間接蓋を交換し、施設の安全性を高めた。</p>	<p>指定管理者や関係者等から聞き取りを行い、優先順位を考えながら長期計画的に施設整備を進める必要がある。</p>	<p>指定管理者や関係者と連携しながら、運動施設の整備を行う。</p>
	<p>今後本市において、大規模大会の開催が予定されていることから、円滑な大会運営ができていよう施設整備に努めます。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>国体の会場となる西野公園体育館の外部階段の改修を行い、階段手摺を設置したり来場者等が安心安全に施設を利用出来るように修繕を行った。</p>	<p>令和3年度開催の国民体育大会に向けて円滑な大会運営となるよう整備について、関係機関と臨時協議を行う必要がある。</p>	<p>関係機関等と連携しながら、西野公園体育館電気設備や西野公園野球場スコアボード等の改修整備事業を行う。</p>
	<p>地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。</p>	<p>教育総務G</p>	<p>亀山中学校体育館の床について、老朽化によってささくれやがひび割れが発生している箇所が多数みられるため、部分的に床材張替えの修繕を実施し、学校体育施設の安全な利用を促進した。</p>	<p>老朽化が進みつつある体育館等について、長寿命化を図るため計画的な整備が必要。</p>	<p>法令点検による指摘事項のあった箇所(亀山小学校、川崎小学校)の修繕及び亀山中学校体育館の床を部分的に改修する。</p>
<p>学校運動施設や公園の有効活用</p>	<p>指定管理者により4回7月、遊具等の日常点検を実施した。また、専門業者による春秋年2回の遊具定期点検を実施し不良箇所の把握に努め必要な修理を実施した。関係により帰属された公園のうち、西町第1公園(10日)と高塚町第1公園(11日)に関して、開設告示を行った。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>指定管理者による4回7月、遊具等の日常点検を実施した。また、専門業者による春秋年2回の遊具定期点検を実施し不良箇所の把握に努め必要な修理を実施した。関係により帰属された公園のうち、西町第1公園(10日)と高塚町第1公園(11日)に関して、開設告示を行った。</p>	<p>地域住民のスポーツなどの場となる学校体育施設について、適宜施設整備を行い、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進する必要がある。</p>	<p>学校開放施設を、地域の方が夜間や休日に利用できるよう、必要な修繕を行う。</p>
	<p>地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるように適切な維持管理に努めます。</p>	<p>管理G</p>	<p>指定管理者により4回7月、遊具等の日常点検を実施した。また、専門業者による春秋年2回の遊具定期点検を実施し不良箇所の把握に努め必要な修理を実施した。関係により帰属された公園のうち、西町第1公園(10日)と高塚町第1公園(11日)に関して、開設告示を行った。</p>	<p>日常点検や遊具の定期点検において、指摘された不良遊具については、初期対応における使用禁止措置やその巡視などの対応はできているが、遊具の機能回復など予算措置が必要な対応については、今後の修繕計画を含めて対処方法を検討する必要がある。</p>	<p>令和3年度の予算措置状況を踏まえつつ、緊急修繕を要する遊具、修繕優先順位の高い遊具を修繕する。安全な公園にむけて、修繕待ち遊具の洗い出し、優先順位を確認するとともに、財源確保に努める。</p>



# 亀山市学校教育ビジョンに関する実績等報告書(令和2年度)

( 教育委員会学校教育課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 3 年度																										
位置付け	「亀山市教育大綱」の理念のもと、「亀山市総合計画」「亀山市生涯学習計画」「亀山市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図り、学校教育の視点から施策の方針をまとめている。本ビジョンは教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけている。																										
目的・概要	本ビジョンでは、めざす子どもの姿「希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち」と、基本理念「『ふるさと亀山』を受け継ぎ 未来を拓く 教育の創造」を実現するため、3つの「子どもにつけたい力」を定め、5つの「基本目標」と19の「基本方針」を設定している。																										
計画の骨格	<p style="text-align: center;">&lt;体系&gt;</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <b>亀山市学校教育ビジョンの体系</b> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">めざす子どもの姿 基本理念</th> <th style="width: 15%;">つけたい力</th> <th style="width: 15%;">基本目標</th> <th style="width: 45%;">基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 5px;">                     希望に輝く心ゆたかな 亀山の子どもたち                 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 5px;">                     「ふるさと亀山」を受け継ぎ 未来を拓く教育の創造                 </div> </div> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     自然と歴史文化が息づくこの地域を愛し、人々とともに未来を拓く力                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     豊かな地域資源を活かした教育                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     1                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     (1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育 (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     豊かな学力、健やかな身体と心を基盤に、自らを高め、新しい時代を生き抜く力                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     2                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     (1) 特色と信頼のある学校づくり (2) 学校力・教師力の向上 (3) 家庭との連携・協働 (4) 地域との連携・協働 (5) 関係機関の連携ネットワーク                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     安全・安心な教育環境の下で、個性を伸ばし夢を実現させる力                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     確かな学力を基盤にした生きる力をはぐくむ教育                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     3                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     (1) 子どもの学ぶ力づくり (2) すべての子どもの可能性を広げる教育 (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     4                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     (1) 豊かな心をはぐくむ教育 (2) 体力・健康づくり (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育 (4) グローバルな視野を育てる教育 (5) 自立し、協働する力を高める教育 (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     すべての子どもの未来を拓く教育環境の整備                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     5                 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">                     (1) 学校における教育環境の整備 (2) 安全や安心を守る体制づくり (3) 子どもの学びと育ちを支える体制づくり                 </td> </tr> </tbody> </table>		めざす子どもの姿 基本理念	つけたい力	基本目標	基本方針	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 5px;">                     希望に輝く心ゆたかな 亀山の子どもたち                 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 5px;">                     「ふるさと亀山」を受け継ぎ 未来を拓く教育の創造                 </div> </div>	自然と歴史文化が息づくこの地域を愛し、人々とともに未来を拓く力	豊かな地域資源を活かした教育	1	(1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育 (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育	豊かな学力、健やかな身体と心を基盤に、自らを高め、新しい時代を生き抜く力	学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上	2	(1) 特色と信頼のある学校づくり (2) 学校力・教師力の向上 (3) 家庭との連携・協働 (4) 地域との連携・協働 (5) 関係機関の連携ネットワーク	安全・安心な教育環境の下で、個性を伸ばし夢を実現させる力	確かな学力を基盤にした生きる力をはぐくむ教育	3	(1) 子どもの学ぶ力づくり (2) すべての子どもの可能性を広げる教育 (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育		なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育	4	(1) 豊かな心をはぐくむ教育 (2) 体力・健康づくり (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育 (4) グローバルな視野を育てる教育 (5) 自立し、協働する力を高める教育 (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育		すべての子どもの未来を拓く教育環境の整備	5	(1) 学校における教育環境の整備 (2) 安全や安心を守る体制づくり (3) 子どもの学びと育ちを支える体制づくり
	めざす子どもの姿 基本理念	つけたい力	基本目標	基本方針																							
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 5px;">                     希望に輝く心ゆたかな 亀山の子どもたち                 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 5px;">                     「ふるさと亀山」を受け継ぎ 未来を拓く教育の創造                 </div> </div>	自然と歴史文化が息づくこの地域を愛し、人々とともに未来を拓く力	豊かな地域資源を活かした教育	1	(1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育 (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育																							
	豊かな学力、健やかな身体と心を基盤に、自らを高め、新しい時代を生き抜く力	学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上	2	(1) 特色と信頼のある学校づくり (2) 学校力・教師力の向上 (3) 家庭との連携・協働 (4) 地域との連携・協働 (5) 関係機関の連携ネットワーク																							
	安全・安心な教育環境の下で、個性を伸ばし夢を実現させる力	確かな学力を基盤にした生きる力をはぐくむ教育	3	(1) 子どもの学ぶ力づくり (2) すべての子どもの可能性を広げる教育 (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育																							
		なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育	4	(1) 豊かな心をはぐくむ教育 (2) 体力・健康づくり (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育 (4) グローバルな視野を育てる教育 (5) 自立し、協働する力を高める教育 (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育																							
		すべての子どもの未来を拓く教育環境の整備	5	(1) 学校における教育環境の整備 (2) 安全や安心を守る体制づくり (3) 子どもの学びと育ちを支える体制づくり																							

## 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1					
2					
3	別紙参照				
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍ではあったが、できる限りの見学や体験学習等、地域教材や地域資源を活用した学習に取り組んだ。また、オリジナル学習動画を作成した。</li> <li>・地域との連携では、12校がコミュニティスクールの認定校となり、地域とともにある学校づくりを目指して取組をすすめた。</li> <li>・亀山市学力向上推進計画【第3版】に基づき、「読む力、読み取る力」「書く力」の育成や「めあて」「ふり返し」の徹底を図った。</li> <li>・豊かな心と身体をはぐくむ教育では、地域で学んだり、人と出会ったりする体験を通して人権尊重の精神や自らの生き方について考える機会を持った。</li> <li>・「GIGAスクール構想」の実現に向けた1人1台端末及び校内ネットワーク通信環境を整備した。</li> <li>・「亀山市学校教育ビジョン」の令和4年3月改定に向けて、改定委員会の設置とアンケート調査の実施を行った。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習リーフレットの配付や各校の取組の交流等により、家庭で計画的に学習をしている子どもの割合が中学校で目標値を13ポイント超えた。</li> <li>・学校での授業をよく理解できているという子供の割合が、小中学生ともに昨年度の値を超えた。</li> <li>・自分にはよいところがあるという子どもの割合が、中学校において現状値に対し伸びが見られた。</li> <li>・教育環境整備においては、小中学校に整備された教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数が、小中学校ともに0.9台となり、目標を達成した。</li> </ul>
総合計画推進への寄与度	<p>コミュニティスクール認定校(目標値:8校)は、12校となった。令和3年度には、新たに2校(亀山東小学校、亀山中学校)が加わり、全ての小中学校が認定校となる見込である。また、全ての小中学校において、1人1台端末及び校内ネットワークが整備された。</p>

反省点・課題	<p>小中学生共に、平日の読書時間が目標値に達していない。また、将来の夢や目標を持っている子どもの割合が低い。小学生の自己肯定感が低い。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>亀山市学力向上推進計画【第3版】に基づき、全ての子どもが意欲的に学ぶことができる授業づくりを目指し、子どもたちの授業理解度を高める。また、社会に開かれた教育課程の実現に向けた子どもにつけたい力の学校・地域での共有と協働をすすめ、豊かな心をはぐくむ教育の推進を行う。</p>
--------	---



別紙  
成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合 *「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 69.5% 中学生: 64.9%	小学生: 59.4% 中学生: 52.9% (平成30年度)	小学生: 75% 中学生: 70%
	<令和元年度より質問項目変更> 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合 *「地域や社会をよくするために何をすることを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】<令和2年度調査なし>	%	小学生: 44.9% 中学生: 43.3% (令和元年度)	小学生: 44.9% 中学生: 43.3% (令和元年度)	小学生: 48.0% 中学生: 45.0%
2	学校における文化・芸術体験活動の実施状況 *児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞、体験する活動を、年間のべ2回以上実施した学校の割合 <令和2年度感染症拡大のため比較不可能>	%	小中学校 60%	小中学校 92.8% (令和元年度)	小中学校 75%
3	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の実施状況 *コミュニティ・スクール(学校運営協議会)指定校の数	校	3校	12校	8校
4	子どもの家庭学習の状況 *「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】 【三重県教育委員会「学習と生活に関するアンケート」】	%	小学生: 54.6% 中学生: 44.3%	小学生: 61.3% 中学生: 63.0%	小学生: 65% 中学生: 50%
5	子どものテレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等の使用状況 *1日当たりどれくらいの時間「テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか」「テレビゲームをしますか」「携帯電話やメール、インターネットをしますか」という質問に対して、2時間より少ないと回答した児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 66.7% 中学生: 58.4%	小学生: 78.2% 中学生: 57.7% (平成29年度)	小学生: 70% 中学生: 62%
	<平成30年度より質問項目変更> 子どものテレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等の使用状況*放課後に家でテレビやビデオ・DVDを見たりゲームをしたり、インターネットをしたりしていない児童生徒の割合(%)【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】 <令和元年度調査項目なし> <令和2年度調査なし>	%	小学生: 16.7% 中学生: 19.0% (平成30年度)	小学生: 16.7% 中学生: 19.0% (平成30年度)	小学生: 20% 中学生: 22%

6	地域の行事に参加している子どもの割合 *「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】 【三重県教育委員会「学習と生活に関するアンケート」】	%	小学生: 76.9% 中学生: 68.6%	小学生: 73.0% 中学生: 74.4%	小学生: 85% 中学生: 72%
7	学校での授業をよく理解している子どもの割合 *「学校の授業はよく理解できますか」等の質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【学校評価アンケート】	%	小学生: 88.0% 中学生: 83.0% (平成27年度)	小学生: 90.9% 中学生: 87.8%	小学生: 92% 中学生: 85%
8	子どもの学習意欲の状況 *「授業の中でわからないことがあったらどうしますか」という質問に対してそのままにしておかず、誰かに尋ねたり自分でしらべたりすると回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 93.9% 中学生: 89.3%	小学生: 91.5% 中学生: 89.2% (平成29年度)	小学校: 95% 中学校: 92%
	<平成30年度より質問項目変更> 子どもの学習意欲の状況 *児童・生徒は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む事が出来ていると回答をした学校の割合(%)【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】<令和2年度調査なし>		小学校: 81.8% 中学校: 100% (平成30年度)	小学校: 100% 中学校: 33.3% (令和元年度)	小学校: 90% 中学校: 100%
9	授業時間以外の子どもの読書状況 *「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか(教科書・参考書・漫画・雑誌を除く)との質問に、わずかな時間であっても読書すると回答した子どもの割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】【三重県教育委員会「学習と生活に関するアンケート」】	%	小学生: 68.6% 中学生: 54.0%	小学生: 74.8% 中学生: 52.5%	小学生: 80% 中学生: 65%
10	ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「コンピューター等の情報通信技術(パソコン(タブレット端末を含む)、電子黒板、実物投影機、プロジェクター、インターネットなどを指す)を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習(協働学習)や課題発見・解決型の学習指導を行いましたか」という質問に対して「よく行った」と回答している学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】	%	小学校: 36.4% 中学校: 66.7%	小学校: 81.8% 中学校: 100% (平成29年度)	小学校: 50% 中学校: 70%
	<平成30年度より下記の内容に質問項目変更> ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「児童生徒に対する指導において、前年度に、児童がコンピューター等のICTを活用する学習活動を1クラス当たりどの程度行いましたか」週1回以上と回答している学校の割合(%)【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】<令和2年度調査なし>		小学校: 63.7% 中学校: 100% (平成30年度)	小学校: 100% 中学校: 100%	小学校: 80% 中学校: 100%

11	<p>子どもの園・学校生活への満足度の状況 *「お子さんは園の生活や遊びを楽しんでいると言っていますか」「学校生活は楽しいですか」などの質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者や、児童生徒の割合(%) 【学校評価アンケート】</p>	%	<p>幼稚園: 小中学校: 91% (平成27年度)</p>	<p>幼稚園: 99.5% 小中学校: 91.8%</p>	<p>幼稚園: 95% 小中学校: 92%</p>
12	<p>自分には良いところがあると思う子どもの割合 *「自分には、よいところがある」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】【三重県教育委員会「学習と生活に関するアンケート」】</p>	%	<p>小学生: 74.9% 中学生: 61.5%</p>	<p>小学生: 72.9% 中学生: 77.1%</p>	<p>小学生: 80% 中学生: 72%</p>
13	<p>将来の夢や目標を持っている子どもの割合 *「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】【三重県教育委員会「学習と生活に関するアンケート」】</p>	%	<p>小学生: 81.9% 中学生: 66.4%</p>	<p>小学生: 76.0% 中学生: 69.4%</p>	<p>小学生: 85% 中学生: 70%</p>
14	<p>子どもたちの規範意識の状況 *「学校のきまり(規則)を守っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】【三重県教育委員会「学習と生活に関するアンケート」】</p>	%	<p>小学生: 91.6% 中学生: 94.8%</p>	<p>小学生: 90.5% 中学生: 97.0%</p>	<p>小学生: 93% 中学生: 96%</p>
15	<p>子どもの日常的な運動習慣を確立する取組の実施状況 *体育の授業以外で、児童生徒全員を対象にした運動習慣を確立する取組(学級遊び、なわとび、マラソンなど)を実施している幼稚園・小学校の割合(%)</p>	%	<p>幼稚園: 100% 小学校: 54.5%</p>	<p>幼稚園: 100% 小学校: 100%</p>	<p>幼稚園: 100% 小学校: 100%</p>
16	<p>小中学校におけるタブレット端末を含む教育用コンピュータの整備状況 *小中学校に整備された教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(人)</p>	%	<p>小学校: 6.5人 中学校: 8.4人</p>	<p>小学校: 0.9人に1台 中学校: 0.9人に1台</p>	<p>小学校: 2人 中学校: 3人</p>
17	<p>小中学校普通教室におけるエアコンの整備状況 *市内小中学校の普通教室の中で、空調機(エアコン)が整備されている教室数の割合(%)</p>	%	<p>小学校: 36.2% 中学校: 50.0%</p>	<p>小学校: 100% 中学校: 100%</p>	<p>小学校: 100% 中学校: 100%</p>

18	放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習サポートの実施状況 * 放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習を、年間20回以上実施した学校の割合(%) <令和2年度夏季休業日短縮のため実施せず>	%	小学校: % 中学校: %	小学校: 100% 中学校: 100% (令和元年度)	小学校: 100% 中学校: 100%
19	学校教育へのボランティア等の活用状況 * 「ボランティア等による授業サポート(補助)を行いましたか」という質問に対して肯定的な回答をした学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙調査】 <令和元年度質問紙項目なし> <令和2年度調査なし>	%	小学校: 54.6% 中学校: 33.3%	小学校: 82.8% 中学校: 66.7% (平成30年度)	小学校: 70% 中学校: 70%

# 亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 健康福祉部 子ども未来課 )

## 計画の基本情報

計画期間	R 2 ~ R 6 年度
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するもので、第2次亀山市総合計画を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく市町村子どもの貧困対策計画の内容を併せ持つものです。
目的・概要	子ども・子育て支援法は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すもので、本計画に基づき、具体的な推進を図ります。
計画の骨格	<p>【基本理念】</p> <p>「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」</p> <p>基本目標 1 . 幼児教育・保育環境が充たされるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 就学前教育・保育施設の再編と整備 就学前教育・保育施設の運営体制の強化</li> <li>( 2 ) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 質の高い教育・保育の提供 魅力ある教育・保育の充実 保育士・教職員への支援体制の強化</li> <li>( 3 ) 多様な保育サービスの提供 特別支援教育・障がい児保育体制の強化 きめ細やかな保育サービスの提供 多様な子育て援助機能の充実</li> </ul> <p>基本目標 2 . 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 配慮を要する子どもとその保護者への支援 障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援</li> <li>( 2 ) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり 子育て世帯の子育て力の強化支援 子育て世帯の交流促進 子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み</li> <li>( 3 ) 多様な主体が支える子育て支援の充実 子育て支援のすそ野の拡大 子どもの健全育成活動の充実</li> </ul> <p>基本目標 3 . 子どもを明るい未来へつなげるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実 児童虐待防止の取り組み 子どもの人権を守る意識の醸成 外国人家庭の子育て支援</li> <li>( 2 ) 自立に向けた支援体制の充実と確保 多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 就学・進学に関する相談体制の充実 家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり</li> <li>( 3 ) 自立した生活基盤づくりへの支援 生活支援の充実 就労に関する支援の充実 食から支える子ども食堂の充実 各種支援制度の周知強化と利用促進</li> </ul> <p>基本目標 4 . 子育ての希望がかなうまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実 安心して子育てのできる意識と環境づくり 出産の希望を支える支援</li> <li>( 2 ) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 親の就労を支える保育サービスの提供 放課後を豊かに過ごす居場所づくり ワーク・ライフ・バランスの推進</li> </ul>

## 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1					
2	別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況のとおり				
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>未就学児の保育の提供については、認定こども園整備事業が地域協議で出された課題の解消が難しく、十分な進捗を図れない中、既存の受け皿と待機児童館を活用し、保育の必要な児童への適切な保育の提供等に努めた。待機児童の解消に向けては、「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」を策定し、短期的な効果を期待できる事業として和田保育園保育室増設事業の事業化を行った。また、放課後児童クラブについては、既存の放課後児童クラブの運営支援等を行いつつ、ニーズ増の予想された井田川小学校区において民設の放課後児童クラブの新設への支援を行った。</p> <p>配慮を必要とする児童への支援の取組については、医療法人社団主体会小山田記念温泉病院との間で『子育て支援の連携・協力に関する協定(KAMEYAMA URGENT KIDS SUPPORT 略称クックス)』を締結し、未就学児の身体の成長や発達への支援の充実に向けた体制づくりを進めた。</p> <p>子どもの貧困について、経済的な困窮だけでなく、文化的な貧困にかかる課題を支援につなげる複合課題相談支援「つながるシート」を導入し、世帯全体をトータル的に支援する相談支援包括化推進会議を新たに設置した。</p>
成果	<p>待機児童の解消については、策定した方針に沿って短期的な効果を期待できる事業の事業化を行うことで、計画的な施設整備の具体的な着手につなげることができた。放課後児童クラブについては、令和3年度に向けて必要な支援単位の新設により、利用ニーズの増加へも対応することができた。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に関し、保育所や放課後児童クラブなどへの支援を行うことで、感染予防につなげることができた。</p> <p>子育て世帯における多様な福祉課題を福祉に集約する体制を整えたことにより、教育と福祉の連携強化を図った。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>仕事と子育ての両立に向けて、未就学児の保育の提供体制の確保、小学生の放課後児童クラブや長期休暇子どもの居場所事業により、保護者が安心して働ける、幼児教育、保育の環境整備を図ることができた。</p>

反省点・課題	<p>低年齢児の保育需要に対するスピード感のある施設再編への取組が必要となっているが、ニーズについても随時注視が必要である。</p> <p>終息の見えない新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底も引き続き重要である。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底を図りつつ、令和2年度に策定した方針を基本に今後の保育ニーズを精査しながら施設再編を積極的に進める。また、新たな支援体制の下、課題を抱える子育て世帯への支援の強化を図る。</p>
--------	--

別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況

項目	単位等	令和2年度実績	
教育保育事業	1号認定提供数(人)	432(市内) 35(広域)	
	2号認定提供数(人)	909(市内) 30(広域)	
	3号認定提供数(人)	436(市内) 20(広域)	
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数(箇所)	5	
	平均利用児童数(人/月)	1,966	
妊婦健康診査	延べ提供人数(人)	4,300	
産婦健康診査	延べ提供人数(人)	631	
乳児家庭全戸訪問事業	提供数(件)	330	
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	延べ提供数(件)	36	
子育て短期支援事業	委託施設数(箇所)	8	
	延べ利用児童数(人)	24	
子育て援助活動支援事業	延べ利用数(人)	1,372	
一時預かり事業	幼稚園型	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	16,096
	保育所等	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	1,413
延長保育事業	実施箇所数(箇所)	6	
	延べ利用児童数(人)	1,585	
病児・病後児保育事業	実施箇所数(箇所)	0	
	利用児童数(人)	0	
放課後児童健全育成事業	実施支援の単位数(箇所)	22	
	利用児童数(人)	684	

子育てのための施設等利用給付施設認定者も含む





# 第3次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 生活文化部 文化スポーツ課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度																											
位置付け	本計画は男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置付けている。第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は基本施策「共生社会の推進」と深く関わっている。																											
目的・概要	地域社会の様々な分野において、男女が共に助け合い認め合いながら、対等なパートナーとして自らの意思で活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会の実現が求められている。本計画は男女共同参画社会の実現に向け市と市民等が協働して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むものである。																											
計画の骨格	<div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">キャッチフレーズ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">共につくりよう 男女が生き生き輝くまち かめやま</div> </div>																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">基本目標</th> <th style="width: 40%;">基本施策</th> <th style="width: 45%;">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">社会の 男女共同 参画の実現</td> <td>1 男女の人権尊重</td> <td>(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実</td> </tr> <tr> <td>2 教育や啓発による意識改革、理解の促進</td> <td>(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進</td> </tr> <tr> <td>3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し</td> <td>(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">あらゆる 分野にお ける</td> <td>4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</td> <td>(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大</td> </tr> <tr> <td>5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</td> <td>(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み</td> </tr> <tr> <td>6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進</td> <td>(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備</td> </tr> <tr> <td>7 雇用等における男女共同参画の推進</td> <td>(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">安全・安 心な暮ら しの</td> <td>8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</td> <td>(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進</td> </tr> <tr> <td>9 生涯にわたる健康づくり支援</td> <td>(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画</td> </tr> <tr> <td>10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</td> <td>(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</td> </tr> <tr> <td>11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</td> <td>(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本施策	施策の方向性	社会の 男女共同 参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	あらゆる 分野にお ける	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備	安全・安 心な暮ら しの	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
基本目標	基本施策	施策の方向性																										
社会の 男女共同 参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実																										
	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進																										
	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備																										
あらゆる 分野にお ける	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大																										
	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み																										
	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備																										
	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備																										
安全・安 心な暮ら しの	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進																										
	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画																										
	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備																										
	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築																										

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>市民活動団体との連携により、男女共同参画情報誌を発行し、市内全域へ配布した。また、男女共同参画週間(6/23～6/30)をはじめ、男女共同参画啓発記事を市広報及び市ホームページへ掲載し、啓発を行った。期間中には、あいあいのロビーにて啓発パネル展示を行い、市役所本庁、関支所、加太出張所、あいあいへ啓発のぼり旗を設置するなどの啓発を行った。その他、日本女性会議に市民10人がリモートで参加した。</p> <p>「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間(11/7～11/23)」に市内の社会教育施設等の無料開放や初めての取組として、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞表彰式・講演会を行った。</p>
成果	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止により啓発の機会は限られたものの、市民活動団体との連携により発行した男女共同参画情報誌や市広報などでの啓発により男女共同参画意識の醸成を図ることができた。「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設け、働きやすい職場環境づくりに取り組む市内事業者6社を表彰し市広報等で広く周知することで、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を支援できた。また社会教育施設等の無料開放などを実施することで、働くすべての人が「仕事」と「仕事以外の生活」を充実できるように家庭や職場の現状を見つめ直す機会を提供できた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市民の人権尊重の意識を育むため、市民活動団体や地域、学校と連携し、イベント等あらゆる機会を通じて人権啓発に取り組んだ。</p> <p>男女共同参画の意識高揚を図るため、様々な啓発活動や情報提供などにより、すべての人が、それぞれの能力を発揮できる環境づくりの推進に努めた。働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を表彰し、広く周知することでワーク・ライフ・バランスを推進した。</p>
反省点・課題	<p>人権尊重の意識や男女共同参画意識の高揚を図るため、継続して、あらゆる機会を通じて啓発活動を図っていく必要がある。</p> <p>また、働き方に対する意識については、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、事業所の取組を支援する必要がある。</p>
今後の方向性	<p>人権尊重の意識醸成や性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、研修会や講座等あらゆる機会と広報等様々な手段を活用し啓発していく。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所の優良な取組を表彰し、市民や企業へ広く周知していく。</p>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (R2)
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	49.7	100	55.6
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	53.0	60	61.0
3	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	36.2	増加	39.6
4	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	36.1	40	32.0
5	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	26.9	35	33.9
6	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社		6	3
7	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:71.5 パタハラ: 23.9	マタハラ:80 パタハラ:30	マタハラ:67.8 パタハラ: 31.8
8	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	2.6	増加	5.3
9	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	11.1	増加	27.7
10	本市における女性管理職の割合 (うち一般行政職における女性管理職の割合)	%	23.2 (12.5)	増加	30.5 (16.9)
11	市男性職員の育児休業取得率	%	7.3(H22年 度からの6年 間)	20	11.1
12	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	8.6	10	12.8
13	放課後児童健全育成事業の設置施設数	箇所	16	18	18
14	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.5	増加	13.0
15	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	増加	1
16	DV防止法認知度	%	50.8	60	51.4
17	健康診断受診率	%	男性:85.9 女性:73.8	男性:86.5 女性:76.0	男性:76.5 女性:72.8
18	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:12.3 乳がん:21.8	増加	子宮がん:13.0 乳がん:21.3
19	運動習慣のある者の割合	%	男性:47.2 女性:39.2	増加	
20	子育て短期支援事業の設置個所数	箇所	未設置	1	市内受付 窓口設置
21	女性消防団員数	人	17	増加	18

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(1) 男女の人権尊重

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権啓発基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスティバル亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	文化共生G	関連部署・関連団体	引き続き「ヒューマンフェスティバル亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。令和2年度は川崎小学校体育館で開催予定。	コロナ禍により、規模の縮小・会場の分散・事前申し込みによる参加者の把握等の対応をし、オンラインも併用して開催した。坂垣淑子さんの講演会(テーマ:「生きつらさを抱える子どもたち」)と参加者交流会を実施した。	より多くの市民にイベント参加してもらい、人権に関心を持ってもらえよう。市民への周知方法やイベントの内容や開催場所など検討する必要がある。	引き続き「ヒューマンフェスティバル亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通して人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供、充実に努めます。	文化共生G			小・中学校の児童・生徒に人権意識を高めてもらうため、人権に関する絵画・ポスターに取り組んでもらった。	市民の人権尊重の意識を育むため、人権啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。
	市広報紙や市公式ホームページ、市公式ウェブサイト、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用して人権啓発に取り組めます。	広報秘書G	文化共生G		市広報では、人権に関するコラム(2回)、人権週間の記事掲載、コロナ禍での人権配慮に関する記事など、身近でタイムリーな情報発信を行っている。ホームページでは、既存ページの更新やコロナ禍での人権配慮に関するページの作成等を行った。行政情報番組では、人権週間の啓発、ヒューマンフェスティバルの開催告知と併せて、コロナ禍での人権配慮に関する番組制作・放送した。	日常的に、身近に人権について正しく理解してもらえよう。各種広報媒体を活用した情報発信が必要である。また、より多くの人に共感してもらう必要がある。	市広報、ホームページ、行政情報番組など、各種広報媒体を活用し、身近でタイムリーな話題に関連した情報発信を行う。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根拠に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	教育研究G	教育支援G		亀山市人権教育推進協議会を立ち上げるとともに、各中学校の人権ネットワークの活動を充実を図ることができた。	地域と学校が連携した人権教育の推進を継続する必要がある。	亀山市人権教育推進協議会、各中学校のネットワーク、亀山市人権教育担当者会を軸として地域と学校が連携した人権教育の推進を進める。
	家庭は、人に対する思いやりや心のこけを育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係七園関係		様々な機会を通して、かめやまお茶の間10選(実践)の啓発物品の配布を行った。また、強化週間を設け、市内の保護者に取り組みを促すとともに、効果測定としてアンケートを実施した。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、事業の推進を進める必要がある。	引き続き、お茶の間10選(実践)の周知及び強化週間を実施するとともに、第二次推進活動計画の策定に取り組み。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	商工業・地域交通G			コロナ禍でイベントの中止が相次いだため、イベントでの周知に代え、労働者団体等への各種案内送付にチラシを同封していき、文化共生Gと連携し、広く啓発を行った。	継続して各種団体と連携し、様々な機会を捉えて、啓発に取り組みしていく必要がある。	各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら、職場における人権教育が進むよう啓発を行う。
	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	文化共生G			市広報誌で常設・特設相談日程について市民に周知を図った。また、新たに人権擁護委員を選任し、相談体制を整えた。	人権尊重の視点に立った相談や支援を行うため、関係機関と連携を図っていく。	人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に關して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っている。	子ども支援G			市広報紙、市ホームページなどを活用して広く周知した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に關して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っている。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に關して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境整備を図ります。	文化共生G			市の人権啓発チラシ及び男女共同参画情報誌では、人権擁護委員の相談窓口をはじめ、子ども、外国人、女性などの相談窓口について周知した。また、市広報紙、市ホームページ、ZTVなど様々な媒体で広く周知した。	市民が相談内容に適した各種相談窓口を利用できるよう、広く周知していく必要がある。	様々な媒体を通して人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防犯総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していく。

<p>人権相談・支援体制の充実</p>	<p>相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>文化共生G</p>	<p>人権センターが開催するスキルアップ講座（無料）に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む。</p>	<p>三重県人権大学講座に市職員1名が参加した。担当グループの職員をはじめ市職員2名がスキルアップ講座に参加した。また17人権学習会1や、第35回人啓発研究会・部落解放研究会第26回三重県集会上、人権施策関係職員がオンラインで参加した。</p>	<p>市職員の研修の機会を確保していく必要がある。</p>	<p>三重県人権大学講座に市職員1名が参加した。担当グループの職員をはじめ市職員2名がスキルアップ講座に参加した。また17人権学習会1や、第35回人啓発研究会・部落解放研究会第26回三重県集会上、人権施策関係職員がオンラインで参加した。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>
<p>相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防犯総会事務所、人権擁護委員などの機関と各関係機関で連携を密にしながら連携して支援できるような体制の構築を図ります。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>文化共生G</p>	<p>民生委員・児童委員や保護司、また、地域で風守り活動を行っている団体等と連携し、悩み事や地域での人権問題を早期に発見し解決を図ります。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>	<p>各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるような体制を強化していく必要がある。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>
<p>民生委員・児童委員や保護司、また、地域で風守り活動を行っている団体等と連携し、悩み事や地域での人権問題を早期に発見し解決を図ります。</p>	<p>福祉総務G</p>	<p>民生委員 児童委員 協議会連 合会 保護司会</p>	<p>民生委員・児童委員などによる日頃の声かけや安否確認とともに、多様化・複合化した課題を捉えた世帯の支援に繋げるため、多機関・多職種の連携を取るための連絡票(つながるシート)を活用し、性別・世代に問わず支援できる体制を構築運用しました。</p>	<p>市内では、地域で孤立する人やひきこもりなどの課題を抱える人は一定数存在すると思われるが、その発見が難しい状況である。</p>	<p>民生委員・児童委員などによる日頃の声かけや安否確認とともに、多様化・複合化した課題を捉えた世帯の支援に繋げるため、多機関・多職種の連携を取るための連絡票(つながるシート)を活用し、性別・世代に問わず支援できる体制を構築運用しました。</p>	<p>市内では、地域で孤立する人やひきこもりなどの課題を抱える人は一定数存在すると思われるが、その発見が難しい状況である。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(2) 教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
男女共同参画の観点から、家庭内での役割分担を明確にするよう働きかけることにも、男女共同参画の観点から、保護者への意識啓発を図ります。	家庭における性別による役割分担を明確にするよう働きかけることにも、男女共同参画の観点から、保護者への意識啓発を図ります。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	様々な機会を通して、かめやまお茶の間10選(実践)の啓発品の配布を行った。また、強化週間を設け、市内の保護者に取り組みを促すことにも、効果測定としてアンケートを実施した。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、事業の推進を進める必要がある。	引き続き、お茶の間10選(実践)の周知及び強化週間を実施するとともに、第二次推進活動計画の策定に取り組む。
子どもが、将来にわたって個性や能力を十分に発揮できる人生を歩めるよう、保護者や兄弟姉妹、祖父母、近隣の子どもたちとの交流、進路・職業学習等に啓発します。	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分に発揮できる人生を歩めるよう、保護者や兄弟姉妹、祖父母、近隣の子どもたちとの交流、進路・職業学習等に啓発します。	社会教育G		様々な機会を通して、かめやまお茶の間10選(実践)の啓発品の配布を行った。また、強化週間を設け、市内の保護者に取り組みを促すことにも、効果測定としてアンケートを実施した。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、事業の推進を進める必要がある。	引き続き、お茶の間10選(実践)の周知及び強化週間を実施するとともに、第二次推進活動計画の策定に取り組む。
児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えることにも、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できないような教育や働きかけが、性別にかかわらず様々な教育や職業学習を身に付け、将来の就労につながるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えることにも、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できないような教育や働きかけが、性別にかかわらず様々な教育や職業学習を身に付け、将来の就労につながるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	教育研究G		道徳や人権学習において、これまでの「男性の職業」「女性の職業」といった固定観念にとらわれない考え方を身に身につける取組を行った。	子どもへの発達段階に応じた系統的な指導計画が必要である。	引き続き、総合的な学習の時間を活用した出会い学習や、道徳や人権学習においてもそれぞれ存在を尊重し、互いを認め合う意識を育成する。
次代のリーダーにもなる生徒等に対し、性別に関する正しい知識の普及啓発、学習機会を充実させます。	次代のリーダーにもなる生徒等に対し、性別に関する正しい知識の普及啓発、学習機会を充実させます。	教育研究G		保健体育科・社会科・総合的な学習の時間において、これまでに「男性の職業」「女性の職業」といった固定観念にとらわれない考え方を身に身につける取組を行った。	教科書での学習と併せて、出会いを通して学習の機会を設ける。	引き続き、総合的な学習の時間を通して学習の機会をつくる。
中学生や高校生と乳幼児とのふれあいや体験を通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。	中学生や高校生と乳幼児とのふれあいや体験を通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。	教育研究G		家庭科の学習や人権学習を通して、男女が協力しながらそれぞれの希望に沿った働き方や家庭生活が送られるよう、ワークライフバランスの学習を行った。	教科書での学習と併せて、出会いを通して学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・家庭教育・社会科・総合的な学習の時間を通して学習の機会をつくる。
社会問題化している長時間労働や過労、金銭払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちのを守る労働法や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	社会問題化している長時間労働や過労、金銭払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちのを守る労働法や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	教育研究G		小学校6年生の社会科および中学校3年生の公民的分野の学習の中で、働く意味や労働者を支える仕組み、現代の問題などについて考えることができた。	教科書での学習と併せて、出会いを通して学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・社会科・総合的な学習の時間を通して学習の機会をつくる。
三重県内男女共同参画推進映画祭の開催、男女共同参画推進映画祭の開催、市広報紙への掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	三重県内男女共同参画推進映画祭の開催、男女共同参画推進映画祭の開催、市広報紙への掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	文化共生G		コロナ禍により、三重県内男女共同参画推進映画祭は中止となったが、男女共同参画推進映画祭の開催、市広報紙への掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会を通して、男女共同参画の推進について啓発を行いました。	働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立など、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発を行うことで、仕事と生き方を旨とする生活の両方が充実した働き方や生き方を旨とする意識啓発につなげる。
「男は仕事、女は家庭」といった固定した性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	「男は仕事、女は家庭」といった固定した性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間に、市内企業6社に対してワーク・ライフ・バランス推進員表彰を行うとともに、高岡祥子さんに「すべての人が働きやすい職場づくりの未来について」をテーマに講演会を実施した。	働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立など、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発を行うことで、仕事と生き方を旨とする生活の両方が充実した働き方や生き方を旨とする意識啓発につなげる。
地域における男女共同参画の推進に関する啓発・学習の推進	地域における男女共同参画の推進に関する啓発・学習の推進	文化共生G		6月の男女共同参画週間を捉え、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行っています。	啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えて、集中的に啓発を行うべく必要がある。	引き続き、啓発パネルの展示のほり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行います。

<p>日本女性会議や各種の男女共同参画に開くする市民団体等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>人事給与G 教育研究G</p>	<p>令和2年度の日本女性会議、及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。</p>	<p>「日本女性会議2020あいち刈谷」に、市民団体9名と担当課職員でオンラインで参加した。</p>	<p>男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、人事給与Gとも連携を図っていく必要がある。</p>	<p>令和3年度の日本女性会議、及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。</p>
<p>男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。</p>	<p>文化共生G</p>		<p>引き続き、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行う。</p>	<p>市民団体と協働し、男女共同参画情報誌を発行するとともに、市広報等により市民啓発を行った。三重県内男女共同参画連携映画祭はコロナ禍により中止となった。</p>	<p>男女共同参画を推進する市民活動団体と連携し、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。</p>	<p>引き続き、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行う。</p>
<p>自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組めます。</p>	<p>文化共生G</p>		<p>地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。</p>	<p>コロナ禍により、地域のイベント等でのチラシの配布は行えなかったが、ヒューマンフェスタでの男女共同参画啓発グッズの配布や窓口への男女共同参画情報誌の設置等、男女共同参画推進のための啓発を行った。</p>	<p>生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して啓発に取り組んでいく。</p>	<p>地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。</p>







<p>地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大</p>	<p>企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発達、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。</p>	<p>商工業・地域交通G</p>	<p>継続して啓発活動を実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助金をHPなどで広く周知する。</p>	<p>関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口や情報発信に努めた。補助金については、交付対象者が女性の場合等の空き店舗活用支援補助制度の周知や、市内で創業を検討している方を対象に創業塾を開催した。</p>	<p>空き店舗等活用支援補助金の活用とともに、若者・女性が創業しやすくなる環境を整えるなど積極的に支援する。</p>	<p>継続して啓発活動を実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助金をHPなどで行う。また、創業にチャレンジできる環境整備に向けて調査・研究を行う。</p>
<p>経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体（文化財関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等）、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画促進の醸成のため、情報発信・啓発を行います。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。</p>	<p>亀山市商工会議所や雇用対策協議会と連携し、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進員の応募について周知を行うとともに、市広報等で市民の意識啓発を行った。</p>	<p>各種団体が連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組みしていく必要がある。</p>	<p>各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。</p>	
<p>農業等の分野の各種組合等において、女性の取組・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。</p>	<p>農業G 森林林業G</p>	<p>お茶まつりや特産品フェア等のイベントへの参加や協力を呼びかけ、各種イベントへの女性参加を指す。</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から各種イベントが行われなかった。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえつつ、イベントが開催される場合には、幅広いイベントへの参加・協力を呼びかけ、各種イベントへの女性参加拡大を目指す。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえつつ、お茶まつりや特産品フェア等のイベントへの参加や協力を呼びかけ、各種イベントへの女性参加拡大を目指す。</p>	

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の実績	(1) 令和2年度の課題	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
市民・企業等に対する啓発・取り組み	重点的に啓発等を行う期間として、「ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設定し、様々な関連事業を行います。	文化共生G	労働部	11月7日から23日までの17日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として位置づけ、働きやすい環境づくりに取り組む市内事業所6社の表彰及び講演会を開催し、重点的に啓発を行った。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の検証を行い、一人ひとりの意識啓発を進めることにも、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の検証を行い、一人ひとりの意識啓発を進めることにも、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	働き方改革やワークライフバランスの推進に対して意識的に取組めるよう、顕著な取組を実施している企業等への表彰を引き続き行う。商工会議所、雇用対策協議会等と連携した取組を検討する。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間のパネル展示、市広報のコラム等での発信など、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。	情報発信や啓発、市民に関心を持ってもらえるような機会の提供など、効果を上げるための方法を検討する必要があります。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設定し、重点的に啓発活動を行い、情報発信をしていく。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設定し、重点的に啓発活動を行い、情報発信をしていく。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	商工業・地域交通G		コロナ禍でイベントの中止が相次いだため、イベントでの周知に代え、労働者団体等への各種案内で付いたチラシを回封するなど、文化共生Gと連携し、広く啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進に注力していることについて、市内の企業や自営業者、個人等を顕彰します。	商工業・地域交通G		文化共生Gにおいて、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞としてすべての人ががとちも働きやすい職場環境づくりに取り組む市内企業等を表彰した。	文化共生Gと連携しながら、休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進に向けて取り組んでいく必要がある。	文化共生Gと連携しながら、休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進に向けて取り組んでいく必要がある。	文化共生Gと連携しながら、休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進に向けて取り組んでいく必要がある。
	本市が、特に市民のワーク・ライフ・バランスの推進に注力していることについて、亀山市の魅力を一つとして、市内外に情報発信します。	広報秘書G	文化共生G	市広報において、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞を受賞した市内事業所の取り組みを紹介した。ホームページにおいては、ワーク・ライフ・バランス推進週間及び関連イベントの案内を行った。行政情報番組において、11月10日開催の亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞の表彰式をニュース取材し、市内事業所の働き方改革の取り組みなどを紹介した。	本市のワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、より多くの人に知っていただくためのよう、各種広報媒体を活用して情報発信に努める必要がある。	本市のワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、より多くの人に知っていただくためのよう、各種広報媒体を活用して情報発信に努める必要がある。	各種広報媒体において、イベント案内に留まらない情報発信について、関連部署と検討する。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていく国民運動「ゆづ活(夏の生活スタイル変革)」の、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口等に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口等に配置するなど啓発を図る。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の導入等について、企業等へ働きかけを行います。	商工業・地域交通G		亀山市雇用対策協議会において、「アフターコロナ対策 - 雇用を維持するために」として三重県働き方改革推進支援センターの専門員による働き方改革やワークライフバランスの観点から講演、研修を行った。	多様な働き方によりワークライフバランスが推進できるような、企業向け研修会等を実施していき、必要がある。	多様な働き方によりワークライフバランスが推進できるような、企業向け研修会等を実施していき、必要がある。	働き方改革やワークライフバランスの推進に対して意識的に取組めるよう、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。
	公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する国や県等の制度について、普及啓発を図ります。	契約管財G		建設業におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する取り組みとして、月2回土日完全週休2日制工事を施行実施した。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス等を推進するための取組みの検討するとともに、普及啓発を行なう必要がある。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス等を推進するための取組みの検討するとともに、普及啓発を行なう必要がある。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス等を推進するための取組みの検討するとともに、普及啓発を行なう必要がある。
	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	健康づくりG		「パパ・ママ教室」を年3回実施し、のべ48名の参加があり、男女ともに子育てに参画する意識を高めることが出来た。	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、教室の開催が困難になることが予想されるが、そういった状況においてもモチベーションが上がるよう、来所相談を積極的に促すなど、同水準を確保しつつ取り組む。	引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、教室の開催が困難になることが予想されるが、そういった状況においてもモチベーションが上がるよう、来所相談を積極的に促すなど、同水準を確保しつつ取り組む。	引き続き、感染拡大防止対策に取り組みながら「パパ・ママ教室」を開催していく。新型コロナウイルスの感染状況を吟味しつつ、来所相談と教室を適宜実施する。

<p>仕事と家庭の両立のための環境整備</p>	<p>【婚活イベントの開催】 2回 結婚や出会いを求める单身男女の方へ出会いの機会を提供するイベントを実施。</p> <p>【婚活セミナーの開催】 2回 パートナーとの付き合い方や、結婚に向けた雰囲気づくりを知ってもらうための事前セミナーを実施。</p> <p>【フォローアップセミナーの開催】 2回 婚活イベントでカッパルになった方々に対して、良い付き合い方や結婚生活のことを知ってもらうためのフォローアップを実施。</p>	<p>政策調整G</p>	<p>未婚者の減少や晩婚化の解消のため、未婚者の男性等を対象にした家事・育児に関する講座の開催等、若者等の結婚支援に努めます。</p>	<p>子育て支援センター</p>	<p>若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。</p>	<p>子育て支援センター</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、従前の対面方式となる市主催の婚活イベント等が実施できない。また、ライブショーに関わることから、イベント参加者への追跡調査ができないため、出逢いサポーターセンターの追跡調査ができなくなった。また、結婚、定住に至ったのが、事業の効果を確かできない。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供を行う。</p>	<p>「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供を行う。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>
<p>市役所の取り組み</p>	<p>女性活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。</p>	<p>契約管財G</p>	<p>女性活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。</p>	<p>子育て支援センター</p>	<p>若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。</p>	<p>子育て支援センター</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供を行う。</p>	<p>「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供を行う。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>	<p>市主催のイベント等は実施できなかったものの、みえ出逢いサポーターセンターのホームページ上において本市の魅力のPRを行った。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍  
基本施策(6) 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 平成2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
意識醸成に向けた啓発	女性が活躍できる社会の実現を目指すこと、男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置し、情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口などに情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置し、情報発信に努める。
	長時間労働の削減や転勤のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努める。	関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口などに設置した。また、コロナ禍での周知に代え、労働者団体等への各種案内送付にチラシを同封するなど、情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口などに設置するなど情報発信に努める。
意識醸成に向けた啓発	出産・育児、介護等と両立するための転勤や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口を設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口などに情報発信に努めた。なお、働く環境づくり懇談会にて、ハラスメントを議題とする研修を計画したが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により中止した。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を保持してもらい、現場での見直しを行い現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口を設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。
	「女性活躍推進法」に基づき一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の取り組みが優良な企業を認定する「えさほし」認定等についても周知・啓発を図ります。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口などに情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置し、情報発信を行う。
意識醸成に向けた啓発	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協賛を行う有し、事業主団体や労働組合、その他の有識者等と組織する等(女性活躍推進法第23条)に基づく協議会の組織化について検討する。	商工業・地域交通G		引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口などに情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。コロナ禍で開催できなかったが、亀山市働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、積極的に組織を活用しながら、情報発信を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置し、情報発信を行う。
	「女性活躍推進法」に基づき事業主の「情報公表」や「行動計画の公表」の場となる「厚生労働省の「企業における女性の活躍状況に関する情報」を一元的に集約したホームページ」について、周知を図ることにより、女性の就職・活躍を支援するとともに、企業への情報提供に努めます。	商工業・地域交通G		継続して、パンフレットやチラシを窓口を設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口などに情報発信に努めた。また、亀山市雇用対策協議会等の会議にて啓発した。	継続した情報発信が必要である。	継続して、パンフレットやチラシを窓口を設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
意識醸成に向けた啓発	男女共に子育てしながら働き続けることのできるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図ることとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育を確保し、一時預かり事業などを利用できるよう体制を整備し、また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	子ども総務G		各種の保育サービスを提供できるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金を活用し、周知を行う。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。	保育所等の安定的な運営と必要な保育サービスの提供ができるよう、公立園においては必要となる人員の配置を行い、私立園においては施設利用料や各事業補助金を支出することで、事業実施に必要な一時保育等の提供を行うことができ	本市では、休日保育の利用が増加傾向にあり、ニーズへの対応を含めた拡大の検討が必要である。また、現在実施できていない産後病後保育事業の実施に向けた検討が必要である。	今後も、各種保育サービスの提供ができるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。
	各施設の状態を把握しながら、地域に応じた整備を進める。	子育てサポートG		各施設の状態を把握しながら、地域に応じた整備を進める。	放課後児童クラブについては、入所希望児童を把握し、長設により井田川小学校区放課後児童クラブを令和3年4月からこの場所に向けて整備した。また、長期休業期間中の子ども居場所づくり事業を引き続き実施した。	放課後児童クラブについては大規模小学校区に放れる入所希望児童の急激な増加や待機児童が見込まれる施設への対応が必要となる。	放課後児童クラブの利用についてアンケートなどにより把握するとともに、運営支援を行うことにより子どもが安心して生活できる居場所の充実を図る。

<p>女性の活躍推進に向けた環境整備</p>	<p>男女が共に子育てしながら働き続けること、放課後児童クラブ、放課後児童センター、放課後の子どもたちの居場所づくりを推進することともに、障がいのある子どもたちの放課後の居場所として、放課後子どもサービスが充実するよう関係機関と連携し、利用に関する支援・調整に努めます。</p>	<p>障がい者支援G</p>	<p>引き続き放課後等デイサービスの利用を希望される方に対して、支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書（案）などを確認し、適正な支給決定を図る。</p>	<p>放課後等デイサービスの利用を希望される方に支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書（案）などを確認し、105人に支給決定をした。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小・中・高等学校・特別支援学校の臨時休業に伴い、自宅で1人で過ごすことができない中で保護者が仕事を休めない状況もあることから、放課後等デイサービスのサービス提供時間の拡大を行う等、利用者支援を行った。</p>	<p>利用者の増加に伴い公費負担が年々増加する傾向にあることから、適正利用を促していく必要がある。</p>	<p>引き続き放課後等デイサービスの利用を希望される方に対して、支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書（案）などを確認し、適正な支給決定を図る。</p>
		<p>社会教育G</p>	<p>今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。</p>	<p>地域で子どもたちの体験学習や地域の大人との交流活動を通じて、地域の中で子どもが育まれる居場所をつくるため、「全小学校区で実施すること」と「持続的展開のための委託化」を進めた。</p>	<p>持続的な展開を進めるために、地域の方々の参画をより一層進めていくことが必要である。</p>	<p>今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。</p>
		<p>子育てサポートG</p>	<p>子育てを助けて欲しい人の要望に応じて、子育てのお手伝いができる援助員を紹介し、一時的にお手さんを預ける子育てサポートを実施する。</p>	<p>育児の援助を受けたため会員となった人に対して、援助を行いたいため会員となった人を紹介し、育児に関する相互援助を実施した。</p>	<p>ファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、事業の周知を行うことが必要である。</p>	<p>ファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、「かめやま子育てLINE」などを活用し、事業の周知を行う。</p>
		<p>子育てサポートG</p>	<p>新たに「かめやま子育てLINE」を取り入れて、子育てに関する情報発信を充実させていく。</p>	<p>市広報紙やホームページを活用して子育てに関する情報を発信するとともに、あひまいつこ・あすれっことたよりの発行や、かめやま子育てLINE」による発信で様々な子育てに関する情報を提供した。</p>	<p>引き続き様々な手法によりタイムリーに子育てに関する情報発信を行っていく。</p>	<p>様々な手法によりタイムリーに子育てに関する情報発信を行っていく。</p>
		<p>高齢者支援G</p>	<p>介護する側も介護される側も無理のないような環境が作れるように相談・支援に努める。</p>	<p>女性が介護によって働くことが困難に陥らないよう家族内で介護の役割分担を決めることを勧めたり、食費・排洩・入浴などの身体介護や掃除・調理といった生活援助など介護サービスの相談にのったりしながら、支援を行った。</p>	<p>コロナ禍で介護や働く環境が変化するなかで、男女が共に働き続けるよう支援を行う必要がある。</p>	<p>地域包括支援センターを2カ所増設し、きめ細かく介護者の相談・支援をおこない、介護をしながら働き続けられるよう努める。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍  
基本施策(7) 雇用等における男女共同参画の推進

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
就労環境の向上等に関する啓発・取組	企業に対し、育児や介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や有休復帰支援、育児取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関する情報提供並びにそれらの優良事例等の情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		令和2年度の計画(具体的な取り組み内容) 継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口やチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置し、情報発信に努める。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓蒙を図ります。	商工業・地域交通G		継続して、周知を行う。	コロナ禍でイベントの中止が相次いだため、イベントでの周知に代え、労働者団体等への各種案内送付にチャラシを同封するなど、文化共生Gと連携し、広く啓蒙を行った。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け及びパンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、雇用及びバリエーション、ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援することにも、これらの問題の解消のために広く啓蒙します。	商工業・地域交通G		事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行い現場の意見をとり入れてもらえるよう取組を行う必要がある。	関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。なお、働く環境づくり懇談会にて、ハラスメントを課題とする研修を計画したが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により中止した。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチャラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチャラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行い現場の意見をとり入れてもらえるよう取組を行う。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設、設備の整備(男女別更衣室やトイレの設置等)の重要性等について、特に女性の参加が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置し、情報発信に努める。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるような仕組みを構築するため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の経営者への参画等を促進します。	農業G		引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から農作業女性アドバイザーに係る会議等については例年通りの実施に至らなかった。一方、認定農業者における家族経営協定締結の支援については、随時相談対応を行った。	女性の積極的な農林業等の経営の参加を旨とし、認定農業者における家族経営協定の普及や、農村女性アドバイザーの増加を目指す。	引き続き、認定農業者における家族経営協定の締結の補助や農村女性アドバイザーへの支援等を行う。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。コロナ禍で開催できなかったが、亀山市働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、積極的に組織を活用しながら、情報発信を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置し、情報発信を行う。
	亀山市商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、企業における男女共同参画や女性の活躍推進の取り組みを支援します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。また、亀山市雇用対策協議会等の会議にて啓蒙した。	継続した情報発信が必要である。	継続して、パンフレットやチャラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチャラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
	男性の育児休業取得率を高められるよう、また男女ともに育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すなど、職場やマネジメントのあり方や優良事例等について、企業や市民に対し情報発信や啓蒙を行います。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチャラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。

<p>子育て支援等、周辺環境の整備</p>	<p>改正次世代育成支援対策推進法に基づく、「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等について、普及・啓発に努めます。改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般職業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度</p>	<p>子育てサポートG</p>		<p>市ホームページ等で子育てに関する普及・啓発の情報発信を行う。</p>	<p>子育てサポートに関する情報については、市広報紙や市ホームページを活用して情報発信した。</p>	<p>子育てサポート企業」等に関する国や県の制度を発信し、普及を図る必要がある。</p>	<p>「子育てサポート企業」等に関する国や県の制度を情報発信する。</p>
<p>親近者を介護するための職員の防止のため、介護休業制度や柔軟な働き方等の普及・啓発を図ります。</p>	<p>商工業・地域交通G</p>		<p>関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努める。</p>	<p>関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努めた。</p>	<p>継続して、周知を行う。</p>	<p>関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努める。</p>	



基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(8) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取組み内容)
女性等に対する暴力の問題は、人権意識の醸成(告知)から生じることから、これからの問題に対する市民の認識を深めるとともに、人権啓発・人権研修等を進めます。		子ども支援G		「かみやま出前トーク」や学校からの依頼に応じ、女性に対する暴力抑制などDV防止の周知活動を行う。	「かみやま出前トーク」のテーマの中に、女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を伝える「そす！」を掲載した。	女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を男性も理解する必要があること、若年層への啓発強化も重要なことなどから、啓発を行う対象のターゲットを広げる必要がある。	「かみやま出前トーク」や学校からの依頼に応じ、女性に対する暴力抑制などDV防止の周知活動を行う。
「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害者の権利保護、啓発等の周知を行います。		子ども支援G		11月1日号市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載した。市内ドラックストアにDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	11月1日号市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載した。市内ドラックストアにDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害者の権利保護の周知のため、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、市内ドラックストアにDV相談カードやチラシの設置依頼をする。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置依頼をする。
相談窓口に専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心のケアや継続した相談・支援、医療機関や行政手続等への支援を行います。		子ども支援G		専任の女性相談員が、被害者の保護や自立等のため、心のケアや継続した相談など被害者に寄り添った支援を行うとともに、行政手続等の同行支援も行った。	専任の女性相談員が、被害者の保護や自立等のため、心のケアや継続した相談など被害者に寄り添った支援を行うとともに、行政手続等の同行支援も行った。	被害者の保護や自立等のため、心のケアや継続した相談を行うとともに、被害者に寄り添った支援を行う必要がある。	相談窓口に専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心のケアや継続した相談・支援、医療機関や行政手続等への同行等の支援を行う。
各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者や被害者に対する支援の必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。		子ども支援G		DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を開いた。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を開いた。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。
被害者に子どもが同伴する場合には、子どもとの心のケアも必要となるため、女性相談員と家庭相談員等が連携して被害者を支援するほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、子どもの支援を行います。		子ども支援G		DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもとの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもとの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行った。	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもとの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもとの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。
被害者が早期に生活を再建できるよう、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。		子ども支援G		専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	被害者が早期に生活を再建できるよう、引き続く女性相談員と家庭相談員が連携するとともに、学校・園、警察や児童相談所など関係機関とも連携していくことが必要である。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。
亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、対応マニュアルの見直し及び障がい者の虐待に対する窓口機能の強化に向けた検討に努める。		高齢者支援G		高齢者や障がい者に対する暴力については、必要に応じて地域包括支援センター、障害者総合相談支援センター等の関係機関とのケース会議を開催し早期の対応を行った。亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議はコロナ禍で開催できなかったが、高齢者等の虐待に関する状況を把握し関係機関との情報共有を行った。	高齢者や障がい者に対する暴力については、必要に応じて地域包括支援センター、障害者総合相談支援センター等の関係機関とのケース会議を開催し早期の対応を行った。亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議はコロナ禍で開催できなかったが、高齢者等の虐待に関する状況を把握し関係機関との情報共有を行った。	地域包括支援センターを2カ所増設することにより、虐待に対する窓口機能を強化し、各関係部署、機関等との連携を図っていく。	亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、対応マニュアルの見直し及び障がい者の虐待に対する窓口機能の強化に向けた検討に努める。
外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。		障がい者支援G					

<p>男性に対する暴力等の相談窓口について も周知、啓発に努めます。</p> <p>女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態（代理受働）になったり、相談員がバーンアウト（燃え尽き）したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。</p> <p>DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基つて柔軟に対応します。</p>	<p>文化共生G</p> <p>子ども支援G</p> <p>住まい推進G</p> <p>子ども支援G</p> <p>教育研究G</p>	<p>三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。</p> <p>女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。</p> <p>DV被害者への対応は、関係部署と情報共有し、法令に基づき市営住宅の提供や空き住宅の確保に努める。</p> <p>女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内ドラックストアにDV相談カードやチラシの設置依頼をする。</p> <p>各校で実践されている特別の教科道徳や命の授業の学習内容を通して、それぞれが存在を尊重し、互いを認め合う精神を養う。</p>	<p>三重県男女共同参画センターと連携し、パンフレットを窓口に配置するなど、相談窓口の周知を行った。</p> <p>女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修に新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しながら積極的に参加を促した。</p> <p>令和2年4月より約1年間、国の通達に基づき、DV被害者保護の観点から、市営住宅1戸への優先入居を行った。</p> <p>11月1日号市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載した。 女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ市内ドラックストアにDV防止のチラシを設置した。市内ドラックストアにDV相談カードやチラシの設置依頼をした。</p> <p>子どもたちが道徳教育や人権学習を通して、あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係を構築する考え方を学ぶことができた。</p>	<p>男性のための相談窓口があることがあまり知られていない。</p> <p>相談員の資質と知識の向上を図るため、県外への研修の機会を設けていく必要がある。</p> <p>緊急時用の市営住宅を、常に確保していくことが課題である。</p> <p>女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。</p> <p>暴力を許さない姿勢や人間関係づくりを日常生活場面において実践できる児童生徒の育成が必要である。</p>	<p>三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。</p> <p>女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。</p> <p>DV被害者保護のため、関係部署と常に情報共有を図るとともに、緊急時には法令や国の通達に基づき市営住宅への緊急入居に努める。</p> <p>女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置依頼をする。</p> <p>各校で実践されている特別の教科道徳や命の授業の学習内容を通して、それぞれが存在を尊重し、互いを認め合う精神を養う。</p>
<p>セクシュアル・ハラスメント、は、女性の労働に不当に偏つて能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面で未然防止のための啓発に努めます。</p> <p>適正な性教育を実施することにより、生命を尊重するものと重なり、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。</p>					

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現  
基本施策(9)生涯にわたる健康づくり支援

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1)令和2年度の実績	(2)今後の課題	(3)令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に開くする普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信する。	健康づくりG		引き続き、女性の健康週間について周知を行う。	女性の健康週間(3月1日～8日)について広報、窓口、ケーブルテレビ文字情報等で周知を行った。また、2月17日に実施した運動教室でパンフレットを配布し、女性の健康週間、女性特有の症状、生活習慣病等についての周知を行った。	女性の健康週間の認知度を高める必要がある。	引き続き、女性の健康週間について周知を行う。
	男女とも健康診断の受診率の向上につながるため、健康診断の受診について啓発を行います。	健康づくりG		健康づくりのひきやケーブルテレビ以外に、教室等で検診について周知する。	広報5月11日号で健診特集を掲載した。広報、ケーブルテレビ文字情報、健康教室でも周知を行った。また「健康づくりのひき」を改善し、令和元年度と比較してより分かりやすい周知を行った。	初めて検診を受診する人が少ないため、受診歴のない人にも受診してもらえようように努める必要がある。	引き続き、教室、健康づくりのひき、広報、ケーブルテレビなどで周知を行う。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見・予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	健康づくりG		教室等の実施時の機会に、女性特有のがんを身近に感じてもらえよう周知する。	あいあい運動教室、市民伝達講習会、健康づくりに応援隊養成講座修了地区のブオロー教室等時に、女性特有のがん検診について周知を行った。	女性特有のがんとがん検診について、わかりやすい周知に努める。	教室等の実施時の機会に、がんについての正しい知識の普及を行い、女性特有のがんを身近に感じてもらえよう周知する。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊婦健康手帳を交付する。また、妊婦健康手帳を交付する際、妊婦健康手帳の活用方法や、妊娠中の疾病や異常の早期発見を目的とする妊婦健康診察を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	健康づくりG		引き続き、支援を継続していく。また、妊婦健康教室について、新たに「妊婦教室2」を開催する。	母子健康手帳は360件の交付、妊婦健康診察は4,300件の受診があった。また、妊婦健康教室は新たな教室を開始して33件、パパママ教室は24組の参加があり、妊娠・出産時の健康支援を行うことができた。	引き続き、母子健康手帳の交付、妊婦健康診察の実施、妊婦健康教室・パパママ教室の開催を行い、支援を継続していく。	引き続き、母子健康手帳の交付、妊婦健康診察の実施、妊婦健康教室・パパママ教室の開催を行い、支援を継続していく。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の負担軽減や個別相談、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	健康づくりG		引き続き、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児支援を行っていく。	新生児訪問、赤ちゃん訪問等の全戸訪問を330件行った。	引き続き、訪問を実施し、育児支援を行う必要がある。	引き続き、全戸訪問を実施し、育児支援を行っていく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療の一部を助成するほか、不妊・不育症治療の普及に対する正しい理解の普及啓発に努めます。	健康づくりG		引き続き、不妊・不育症治療の一部助成を実施し、正しい知識の普及のため、広報等に掲載していく。	不妊・不育症治療費の一部助成を、のべ60件実施した。また、広報に3回、不妊・不育症治療の内容を掲載し、助成制度や治療内容について正しい理解の普及に努めた。	国の助成制度が変更され、昨年度の途中から助成対象者が拡充されることとなり、市の助成制度も変更を行い、より多くの方が助成を受けられるよう、制度の拡充を行う。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成を実施するとともに、制度を改編し、より多くの方が安心して不妊・不育症治療を受けられるよう、努める。
	スポーツの楽しさ・素晴らしさを情報発信するなどとして、女性がより一層スポーツ活動に親しみよう呼びかけます。	スポーツ推進G		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるよう情報提供を検討する。	各種スポーツ団体と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を計画した(大会は中止)。	スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるよう情報提供の検討が必要である。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるよう情報提供を検討する。
	親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ活動の環境の整備に努めます。	スポーツ推進G		子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できよう、スポーツ実施機会、環境の整備を周知して検討を行う。施設の幼児室の存在を確認する。	大会やイベント開催に際して、託児サービスの設置等について検討を行った。また、親子で一緒に参加できよう、ニュースポーツ大会を計画した。(大会は中止)	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できよう、スポーツ実施機会の整備について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討する。
	女性がより一層スポーツ活動に親しみ、心豊かな生活を送るよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。	スポーツ推進G		女性がより一層スポーツ活動の機会があるよう、スポーツ実施機会、環境の整備を周知する。また、男女の役割意識解消を促進する。	運動施設指定管理者と連携して、スポーツ機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうこととして、ツツへの興味関心を深めるきっかけづくりとなるよう、文化教室を開催し、運動教室(ヨガなど)への参加を呼び掛けた。	家事や育児は、女性の役割として根強く認識されているため、社会全体の意識改善が必要である。また、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるよう情報提供や、役割意識解消を促進する。
	女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G		女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。	スポーツ推進G		女性のスポーツ活動に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現  
基本施策(10) 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和3年度の計画(具体的な取り組み内容)
ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当を支給することにも、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	子育てサポートG		継続した、ひとり親家庭の各種手当の支給を行い、自立支援を実施する。	ひとり親家庭を対象とした手当等を支給するとともに、各制度の周知を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等に対する支援を行った。	社会的に孤立しがちであるひとり親世帯等は必要情報を得ることが難しく、また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的に困窮するケースが多い。	ひとり親家庭を対象とした手当等を支給するとともに、ひとり親世帯等への様々な制度の情報提供を行う。また、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行う。
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるような環境を整備します。また、社会的養育施設(児童養育施設)の増やし保護者への要望に対応いたします。	子ども支援G		子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるような近隣施設と契約を締結し、5世帯(令和2年4月開設)への継続的な支援及び児童短期入所支援施設の受付相談窓口とした活用を行う。	子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるような近隣7施設と契約を締結し、5世帯、21人、のべ59日の利用があった。社会的養育施設として、里親制度の普及について県主催の里親説明会を開催した。市内地域小規模児童養育施設において、児童短期入所支援施設の受付相談窓口等の実施には至らなかった。	子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用時、希望が多く予約できないことがあるため保護者の希望の施設を利用できない事例があるため、契約施設を増やし保護者の要望に対応したい。	子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるような近隣施設と契約を締結すると共に、契約施設を増やし保護者への要望に対応できるように努める。
高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながらにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害(身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄、放り捨て)等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	高齢者支援G		虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかる啓発活動に努め、関係機関と連携し、虐待防止に努める。	窓口での相談等の機会を通じ、虐待について周知を行い男女を問わず誰もが加害者になりうることを周知し、考えももたえらえるよう努めた。	介護者に自らのことと認識して貰うことが難しい。特に社会とのつながりの少ない高齢者の個人宅内では起こることに、虐待等には気がつくことが難しい。	虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかる啓発活動に努め、関係機関と連携し、虐待防止に努める。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバタイズや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	障がい者支援G		該当者虐待にかからぬよう、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的支援を行う。	障がい者や子育て困難な家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当1級54人、2級78人、障害児福祉手当41人に手当を支給し、経済的な支援を行った。	手帳の新規取得時や等級変更時には該当者に窓口で周知を行うとともに、広報等で市民に周知をし制度の周知に努めているが、支給対象者であるが未申請者が見受けられるため引き続き制度の周知が必要である。また、障がいの特性により申請手続きが困難な該当者に対しては、支援・助言の方法の検討も必要である。	該当者に対し制度の紹介を行うつつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的支援を行う。
高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備		子ども支援G		令和2年度の実績として、子ども相談件数654件、個別療育相談事業17回、集団療育相談60回、保護者の集い1回を実施し、児童や保護者への支援を行った。	令和2年度の実績として、子ども相談件数654件、個別療育相談事業17回、集団療育相談60回、保護者の集い1回を実施し、児童や保護者への支援を行った。	子ども相談や療育相談事業等により、引き続き母親等の育児不安に対応する必要がある。	子ども相談や療育相談事業等により、引き続き母親等の育児不安に対応する必要がある。
		市民協働G		やさしい日本語版「かめやまニュース」を引き続き発行してやさしい日本語の普及を図り、多言語に対応した外国人相談窓口を活用し、外国人住民の支援に努める。	令和5年度に引き続き、やさしい日本語版「かめやまニュース」を毎月作成し、「新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ」を多言語で作成して「かめやまニュース」をも配布した。また、12言語に対応した外国人生活相談窓口で外国人の様々な生活課題に寄り添うことで、外国人住民の支援が出来る。	多言語への対応ややさしい日本語の普及が進み、多くの外国人に対して対応できる体制は整いつつあるが、それらをさらに活用していただくよう、在住外国人への周知・啓発が必要である。	やさしい日本語版「かめやまニュース」を引き続き発行してやさしい日本語の普及を図る。緊急時の高い情報等を市民活動団体等と協力し多くの外国人市民に提供するように努める。
		文化共生G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシの配布や、相談等を通して「性的マイノリティ」への理解に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発に努めた。	LGBTなどの「性的マイノリティ」への関心は高まりつつあるが、まだまだ理解は十分ではない状況である。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシの配布や、相談等を通して「性的マイノリティ」への理解に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(11) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 令和2年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和年度3の計画(具体的な取り組み内容)
	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	防災安全G		自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求め、修正案について検討を行う。	継続的に自主防災組織等対象とした出前講座にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性について説明を行った。	自主防災組織等の活動状況については地域により差があり、全域にて女性参画の理解を得るのに時間を要する。	自主防災組織等を対象とした出前講座及び地域防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求め、修正案について検討を行う。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性の参画の記述を基に、修正案について検討を行う。	避難所運営マニュアル(自治会・自主防災会)の修正時に、男女共同参画の視点を踏まえて検討を行った。	引き続き各種マニュアルの修正時には、男女共同参画の視点を踏まえて検討を行う必要がある。	各種マニュアルについて、男女共同参画の視点を踏まえて修正を行う。
災害に備えた体制の整備	防災知識の普及や啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。	防災安全G		総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。	新型コロナウイルス感染症の影響により、総合防災訓練が中止となった。	引き続き総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく必要がある。	総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもたえらるよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	総務・消防団G		継続した救急講習等への派遣、防災活動への指導・支援を行い、さらに、各種行事に女性の観点を取り入れ活かしていく。また、女性消防団員の確保についても継続して検討を行う。	コロナ禍であったため、中止となった行事が多く、普通救命講習の開催数も減少したが、市内中学校及び高校の普通救命講習は、例年通り開催したため、当該講習会に女性消防団員を派遣し、女性ならではの視点で指導・支援を実施した。	より多くの指導・支援を実施するために女性消防団員の確保が課題である。	継続した救急講習等への派遣、防災活動への指導・支援を行い、さらに、各種行事に女性の観点を取り入れ活かしていく。また、女性消防団員の確保についても継続して検討を行う。
	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点から検討し、避難所の運営体制を確立します。	防災安全G		総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	新型コロナウイルス感染症の影響により、総合防災訓練が中止となった。	引き続き総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
災害に備えた避難所運営体制の構築	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	防災安全G		総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	新型コロナウイルス感染症の影響により、総合防災訓練が中止となった。	引き続き総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	女性用の生理用品や乳児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄や配布体制の確保。また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	防災安全G		生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行う。また液体ミルクの導入に向けても計画を立て行っていき、市においても受援計画策定に向けて調整を図っていく。	液体ミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行った。	引き続き備蓄の定期的な入替による適正な管理を行うとともに、受援計画に基づく受援内容と調整を図りながら備蓄品目・数量について検討を行う必要がある。	備蓄の定期的な入替による適正な管理を行うとともに、受援計画に基づく受援内容と調整を図りながら備蓄品目・数量について検討を行う。



# 公共施設等総合管理計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 総合政策部 財務課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 58 年度
位置付け	本計画は、必要な公共施設等を適切に維持・管理するための基本方針を定めたもので、施設マネジメントの基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「(2)財産・情報の適正な管理・活用」と深く関わり、公有財産の効率的・効果的な活用の部分を補完するものである。
目的・概要	公共施設等については、施設の老朽化や更新、維持・管理への財政負担、施設利用需要の変化など、それらへの対策が課題である。本計画は、課題分析を的確に行い、将来費用を試算した上で、利便性や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立ち、更新や統廃合、長寿命化など総合的な管理を行うものである。
計画の骨格	<p>将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5ヵ年の平均である22億7千万円(将来費用の25%削減)に近づけることを目標に取り組む。</p> <p>この目標を達成するため、「維持管理経費の削減と長寿命化の推進」「将来費用の確保」「施設総量の削減」の3つの基本方針と7つの実施方針、17の施設類型ごとの基本方針を基に実行する。</p> <p style="text-align: center;">公共施設等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">施設・インフラの老朽化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">厳しい財政状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">人口減少 少子高齢化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;">                 将来費用 年間 30.4 億円 現在             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;">                 25% 削減 投資可能額 年間 22.7 億円 60 年後             </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 20%;">                 維持管理経費の削減 長寿命化                   施設総量の削減                  集約化 複合化(多機能集約) 転用 一部利用停止 廃止 民間施設の利用 民間活力の活用 広域化             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;">                 将来費用の確保             </div> </div>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	将来費用の削減(60年間で25%)	億円	1823.1	-	1362.0
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	令和元年度に策定した公共建築物個別施策計画に定める個別施設の方向性に基づき、中長期的な視点による就学前教育・保育施設の再編方針を策定した。また、一部の公共施設や道路照明のLED化について、コストや契約方法の研究を行った。
成果	再編方針の策定により、今後の就学前教育・保育のニーズに対応した効率的かつ効果的な施設再編を進めることができた。また、公共施設における照明のLED化については、維持管理経費の削減に向けた取組として、より具体的な検討を行うこととした。
総合計画推進への寄与度	本計画及び公共建築物個別施設計画の推進により、効率的・効果的な施設の維持・管理が可能となることから、持続可能な財政運営の確保と総合計画の推進が図られた。



反省点・課題	施設の活用や統合、複合化にあたっては、計画で定めた個別施設の方向性をベースとして、関係部局においてより具体的な検討を行う必要がある。
--------	--



今後の方向性	施設の再編等については、公共建築物個別施設計画の方針をベースとして、老朽化が進む教育施設や地区コミュニティセンターの整備をはじめ、新図書館の開館や新庁舎整備に伴う跡地利用等について、庁内横断的な調整を図りながらより具体的な検討を行う。
--------	---



# 亀山市ICT利活用計画に関する実績等報告書(令和2年度)

( 総合政策部 総務課 )

## 計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第11条に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、市域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施するための個別計画として位置づけており、市の総合計画及び関係する分野別計画との整合を図るものとしています。
目的・概要	これまでの計画の成果や課題を踏まえながら、「第2次亀山市総合計画」の実現をICTの面から下支えするとともに、急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対し、市のICT利活用に新たな視点で取り組むため、「亀山市ICT利活用計画」を策定し、市のICTの効果的かつ効率的な利活用を進めます。
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>基本理念</b></p> <p style="text-align: center;"><b>・ 新たな視点で“つなげる”ICTの利活用</b></p> <p>この基本理念は、ICTをまちづくりの有効な手段と認識し、これまでにない新たな視点で利活用することで、人と人、人と組織、組織と組織、人と組織と情報など、様々な資源のつながり(ネットワーク)を生み出し、連携・協働による「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるためのものです。</p> </div>
	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="background-color: #004a7c; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; width: 200px;"> <p><b>ビジョン</b> 誰もが実感できる行政サービスの実現</p> </div> <div style="flex-grow: 1; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供</li> <li>・子育てワンストップサービスの推進</li> <li>・多様な媒体を介した情報発信の充実</li> <li>・多様な公金収納環境の整備</li> <li>・地域医療連携システムの整備</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="background-color: #004a7c; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; width: 200px;"> <p><b>ビジョン</b> 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築</p> </div> <div style="flex-grow: 1; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報オープンデータ化の推進</li> <li>・市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築</li> <li>・シティブロモーション戦略の推進</li> <li>・総合的な防災情報伝達システムの構築</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="background-color: #004a7c; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; width: 200px;"> <p><b>ビジョン</b> スリムで持続可能な行政運営への変革</p> </div> <div style="flex-grow: 1; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報システムの安定稼働と業務改革</li> <li>・「行政情報システム最適化指針」の適用</li> <li>・学校教育におけるICT利活用の推進</li> <li>・庁内ペーパーレス化の推進</li> </ul> </div> </div> </div>

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>【令和2年度に実施した主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードを活用した一部手続のオンライン化</li> <li>・文字情報システム放送機器の更新</li> <li>・市ホームページのリニューアル(シティプロモーション専用サイトとの統合含む)</li> <li>・地域まちづくり協議会の全地区でのホームページ立ち上げ</li> <li>・地域まちづくり協議会の情報交流の仕組みの導入</li> <li>・都市計画区域外への準路線価評価の導入</li> <li>・RPA導入による業務工程の一部自動化</li> <li>・総合保健福祉システムの更新(クラウド化)</li> <li>・戸籍システムの更新</li> </ul>
成果	<p>児童手当の現況届において、マイナンバーカードを活用したオンライン手続が可能な環境を提供できた。</p> <p>また、市ホームページのリニューアルにより、今後も安定的かつタイムリーに情報発信できる環境を確保できた。</p> <p>さらに、全ての地域まちづくり協議会でホームページが開設されたとともに、相互に情報交流ができる仕組みを構築できた。</p> <p>加えて、RPAを導入したことにより、定型的作業の効率化を図ることができた。</p> <p>また、総合保健福祉システムをクラウド化したことにより、情報セキュリティの確保と業務継続が可能な仕組みが確保できた。</p> <p>さらに、戸籍システムを更新したことにより、サービスを安定的に提供することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>6.行政経営 (2)財産・情報の適正な管理・活用 行政情報の適切な管理</p> <p>マイナンバーカードを活用した一部手続のオンライン化により、市民の利便性の向上を図ることができた。</p> <p>また、総合保健福祉システムをクラウド化し、情報セキュリティの強化を図ったことで、行政情報の適正な管理に繋げることができた。</p>

反省点・課題	<p>令和2年度に導入・更新等を計画していた事業について、概ね計画どおりに実施できたが、今後、これらの事業の維持・継続に当たり、関連する制度の改正やデジタル技術の進展、「新しい日常」への対応など、ICTを取り巻く情勢の変化に柔軟に対応していく必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>ICTを取り巻く情勢の変化への対応として、本計画の庁内ペーパーレス化推進事業の中で、モバイル端末及び電子会議システムを導入し、更なる業務効率化を図ることとした。また、他の個別事業についても、今後の情勢の変化に柔軟に対応するため、適宜改善を図りながら計画的かつ円滑に実施していく。</p>
--------	--

# 亀山市ICT利活用計画取組実績一覧

## ① 誰もが実感できる行政サービスの実現

### スケジュール項目

- △：調査、検討
- ：一部実施、推進
- ◎：実施、完了
- ：継続

No.	実施の方向性	事業名	目的	概要	実施年度			令和2年度			担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課
① (1)-1	マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供	コンビニ交付事業	マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供をすることで、市民サービスの向上と事務の効率化を図る。	導入の可否及び手法等について検討	→	○	→	→	導入後のシステムの維持管理を行うとともに、コンビニ交付事業の広報やマイナンバーカードの普及促進を行った。	事業導入により、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で早朝から深夜までいつでも、どこでも、お得に証明書を取得できるサービスを市民に提供できた。サービスの利用拡大のためにマイナンバーカードの普及促進に努める必要がある。	生活文化部	市民課	戸籍住民G
① (2)-1	子育てワンストップサービスの推進	子育てワンストップサービスの推進事業	妊娠、出産、育児等に係る子育ての負担軽減を図るため、子育て関連手続きにおいて、マイナンバーカードを用いたオンラインで一括して手続きを行うことができるよう推進する。	検討 一部実施 (お知らせ機能)	→	→	◎	→	コンビニ交付の仕組みを活用して、マイナンバーカードを利用して子育てワンストップサービスを導入し、児童手当・保育・母子保健・ひとり親支援関係の電子申請やお知らせ等に段階的に提供する。	児童手当の現況届において、マイナンバーカードを活用したオンライン手続きが可能な環境を提供できた。今後は、子育てワンストップサービス(ひとり親サービス)で取り扱っていた、児童手当の現況届において、オンライン手続きの運用を開始した。	総合政策部	総務課	情報統計G
① (3)-1 [再掲済]	多様な媒体を介した情報発信の充実	行政情報提供事業	ケープルテレビという動画の特性を生かして、市の各種施策・制度やイベントなど、地域に密着した情報を提供する。また、本市の魅力を動画で市内外へ発信し、本市の知名度とまちのイメージ向上につなげる。	継続	△	△	◎	→	文字情報から放送機器の更新を計画しており、新型J27の影響で「J27対策の適用が困難な中、J27対策の新規事業や取組等を適時に番組で紹介した。」という課題のため可能な範囲で番組制作の協力を得て、年間52番組を放送した。	放送機器の更新を行い、定期及び緊急の文字情報を放送できる環境を確保した。J27関連の情報を臨機応変に番組の中に編成することで、市民が必要な情報を発信することができた。今後、コロナ禍において、市民が必要な情報を届けられるよう、適時的確な番組編成が必要である。	総合政策部	政策課	広報秘書G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						令和2年度		担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ
① (3)-2 [再掲有]	多様な媒体を介した情報発信の充実	ホームページ情報発信事業	市の施策や魅力をどこでも必要時に取得できるよう、CMSを活用したホームページにより、市内外に情報発信する。また、フェイスブックなどのツールを利用し、より身近で取得しやすい環境を整え、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実を図る。	ホームページによる情報発信をCMSを活用して行う。また、現行システムの買付契約満了に伴い、システムを更新する。	→	→	△	◎	→	システムの更新について、10月にマイページ専用サイトとの統合、サービスの強化、CMSのバージョンアップを、3月末に完了した。日々の運用について、年間2,058回、マイページの更新を行うほか、マイページの116件の記事を掲載し、適時、市政情報の発信を行った。	システム更新について、今後の運用について、件数やマイページの増加しており、多くの市民に情報を提供できる。一方、マイページの記事投稿数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年より減少した。催し以外の情報の発信を、より積極的に促す必要がある。	総合政策部	政策課	広報秘書G
① (3)-3 [再掲有]	多様な媒体を介した情報発信の充実	メール配信システム事業	安心して、安全なまちづくりに向け、防災、防犯、災害及び市民からのイベント開催等のお知らせをメール配信する。	あらかじめメールアドレスを登録した市民の方にメール配信する。また、非常時における職員の手配、小・中学校における登録者を限定したメール配信を行う。(安心メール、保・保・学校メール、職員参集メール)	→	→	→	→	→	緊急情報、防犯情報、イベント情報など124件のメール配信を行った。なお、令和2年度末の登録者は、4,699人である。また、市内の小・中学校、幼稚園、保育園等が活用している登録者等連絡メールの登録者数は8,246人であり、年間1,818件の連絡メールを配信した。	安心メールと学校等連絡メールの合計配信数は増加傾向であり、市や学校等からの情報発信ツールとして機能している。	総合政策部	総務課	情報統計G
① (3)-4	多様な媒体を介した情報発信の充実	公共施設予約システム運用管理事業	運動施設など市の公共施設の利用率を改善し、市民の利便性の向上と施設の利用促進を図るため、公共施設予約システム運用管理事業を行う。	予約システムを運用することで、保守メンテナンス時を除き、いつでもオンラインで予約をすることができるよう、各施設へ問い合わせるなど、空き状況を確保できると、利便性の向上を図る。	→	→	→	△	△	オンラインでの予約や空き状況の確認ができる公共施設予約システムの維持管理を行った。	オンラインで予約するものの本予約を行わない利用者もおり、施設の有効活用を阻害するケースがある。また、施設利用者のうち、オンライン予約は1割程度と低く推移しており、システム自体の活用方法について検討する必要がある。	生活文化部	文化スポーツ課	文化スポーツ推進G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課
① (3)-5 【再掲前】	多様な媒体を介した情報発信の充実	亀山市史(ウェブ版)の普及拡大事業	亀山市史のセキユリティの考え方やシステムが影響し、強いセキユリティを設定している外部機関では亀山市史を利用できない。考え方やシステムを原直し、同時に利用しやすいウェブページへと再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	令和3年に、亀山市史はウェブ配信されて10年になる。インターネット環境が進む中、内部では市内のパソコンで亀山市史が利用できず、外部でも、一般や、他自治体、教育委員会、大学、研究機関なども利用できないところがある。亀山市史編さん推進委員会で設定されたセキユリティの考え方やシステムそのものを原直し、現在レベルで利用できるようにする。	△	○	→	→	◎	館専門委員会において出した方向性に沿って史料画像がダウンロードもできるとのような変更が必要かを検討した。	生活文化部	文化スポーツ課	歴史博物館
① (3)-6 【再掲前】	多様な媒体を介した情報発信の充実	多言語情報メール配信事業	日本語での情報が伝達されない外国人に対し、生活の安全安心を確保するための基本である災害情報や緊急情報を提供す。	現在、英語及びポルトガル語、やさしい日本語で月に1度、外国語版広報を携帯電話へ情報発信している。このしくみを活用し、災害情報、防犯情報、イベント情報などを発信していく。	△	→	→	→	→	外国語版広報の情報が、メールで配信したが、情報収集の方法がSNS等に替わってきている現状から、特定の人のみへのメールによる情報発信の継続も踏まえ、検討が必要である。また、通訳(英語・ポルトガル語)は非常勤職員であるため、緊急時の災害情報や防犯情報をどこの部署が担当していくのかということも検討する必要がある。	生活文化部	まちづくり協働課	市民協働G
① (3)-7 【再掲前】	多様な媒体を介した情報発信の充実	ごみ分別ハンドブック公開事業	市民がごみの分別を迷わないよう集日の確認や出し忘れ防止ができること、ペーパーリサイクルが推進できることを目的に、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎	→	→	→	→	R2.10.1に雑がみ及びその他色びんの分別収集を試行的に開始した。これに伴う「ごみサク」の修正に加え、市民から問い合わせがあったものの未掲載だった品目を「ごみサク」に追加し更新を図った。	生活文化部	環境課	廃棄物対策G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ
① (3)-8 [再掲前]	多様な媒体を介した情報発信の充実	道路台帳整備事業	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	デジタル化された道路台帳について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供した。	情報の迅速な提供を行うことができ、市民の利便性の向上を図ることができた。	産業建設部	用地管理課	管理G
① (3)-9 [再掲前]	多様な媒体を介した情報発信の充実	都市計画関連情報整備事業	都市計画情報を市のホームページで提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	都市計画情報に変更等が生じた場合、随時、ホームページの更新を行い、情報提供を行った。	都市計画情報を迅速にホームページで更新することにより、市民の利便性の向上を図ることができた。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
① (3)-10 [再掲前]	多様な媒体を介した情報発信の充実	公開型GIS機能拡充事業	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供するにあたり必要な機能を拡充する。	◎	→	→	→	→	都市計画参考図の閲覧及び印刷が出来るよう、公開型GISにおいて最新の都市計画情報を公開した。公開情報を増加するため、新たなデータ作成を実施した。	公開型GISにおいて都市計画参考図の閲覧及び印刷が可能となったこととで、問い合わせ件数が減少した。今後は現在の公開型GISシステムの機能を有効活用し、公開情報の増加を図っていく。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
① (3)-11	多様な媒体を介した情報発信の充実	図書館情報システム更新事業	図書館が所蔵する図書のデータや利用者の個人情報等を図書館情報システム内に所蔵し、利用者に安定した図書館サービスを提供する。	住民サービスの観点から継続的に安定した図書館サービスを実施していくため、現行システムの更改を実施する。	△	△	◎	→	→	令和元年度に、新図書館での拡張利用可能な図書館情報システムへの更新を行い、令和2年度は継続して安定した運用を行った。	クラウド化による業務継続が可能な仕組みを確保した。新システムで利用できるようなったサービスについて、更なる周知を図る必要がある。	教育委員会 事務局	生涯学習課	図書館

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課
① (3)-12 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	議会映像等インターネット配信事業	市議会の本会議・常任委員会・議会の映像及び議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットにより配信すること、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報発信に努め、議会に対する関心を高めることを目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の議会映像をインターネットでライブ・録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットにより録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。	→	→	→	→	→	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の映像を、インターネットによりライブ配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応） また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」について、インターネットによる録画配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応） また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」について、インターネットによる録画配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応）	議会議務局 議事調査課 議事調査G	課	グループ
① (4)-1	多様な公金収納環境の整備	市税クレジット収納事業	納税環境の充実のため、これまでコンビニ納付に加え、外出しなくてもパソコン等を使って、24時間いつでも納付できる仕組みを構築する。	クレジットカード利用者が、インターネットにアクセスできるパソコンやスマートフォンから、24時間どこからでも市税を納付できるサービスを実施する。	◎	→	→	→	→	利用件数は少ないものの、新型コロナウイルス感染症対策として、外出せずに納付できる有効な仕組みとなった。 現在、収納代行業務を委託している㈱Yahooが令和3年度末で公金収納代行業務から撤退するため、それ以降の委託先を含め、事業を再検討した。	総合政策部 税務課 収納対策G	課	
① (4)-2	多様な公金収納環境の整備	地方税共通納税システム導入事業	地方税の納付について、納税者の納付負担の軽減を図る。また、納付情報をターフファイルで取り込み、事務の負担を軽減する。	地方税の納付について、全ての地方団体が電子的に納付できるシステムを導入することにより、納税者の利便性の向上と収納事務における負担の軽減を図る。総合住民情報システムとの連携が必要なため、システム改修を行う。	△	△	◎	→	→	対象が法人のみで、利用件数は少ないものの、新型コロナウイルス感染症対策として、外出せずに納付できる有効な仕組みとなった。	総合政策部 税務課 収納対策G	課	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課
① (4)-3	多様な公金収納環境の整備	水道料金クレジット収納導入事業	水道使用者が、外出せずにパソコン等を使用して、24時間いつでも水道料金の納付手続きができる仕組みを構築する。	指定代理納付者の公金収納サイトにおいて、水道使用者がクレジットカードを登録するクレジットカードを登録することにより、指定代理納付者が水道料金を立替払いする導入作業として、公金収納サイトの構築及び水道料金システムの改修を行う。また、その後の運用として、水道料金請求及び収納処理、公金収納サイト及び水道料金システムの保守を行う。	指定代理納付者と公金収納サイトの構築、水道料金システム改修	◎	→	→	→	→	継続	継続	上下水道部 上下水道課 水道課 水道管理G
① (5)-1	地域医療連携システムの整備	地域医療連携システム導入事業	医療及び介護情報を統合し、県内の複数の医療機関、介護施設と患者の情報を共有できる地域医療連携システムの導入を行い、地域医療提供体制の整備を図る。	患者の同意に基づいて公開した診療情報を病院やクリニック等に提供することにより、地域の方針である、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築やスムーズな転院、在宅医療の推進を図る。また、緊密な連携により、重複検査や処方削減により、患者の医療費及び精神的な負担軽減を図る。また、平成28年4月の診療報酬改定で新設された、検査・画像情報提供増加算を算定し、収益の向上を図る。	○	◎	→	→	→	→	継続	継続	地域医療部 地域医療課 地域医療G
① (5)-2	地域医療連携システムの整備	ICT技術導入検討事業	医療機関へ正確かつ迅速な情報提供を行い、医療機関間の所要時間を短縮するため、ICT技術の導入を検討する。	高齢化の進展等に伴い、年々増加する救急事案に的確に対応するための、救急隊と医療機関との確実な情報共有が必要である。現在は救急隊が医療機関へ電話連絡し、傷病者の状態を伝えていたり、タブレット端末等を活用し、映像で医療機関への情報提供を行っている。ICT技術の導入を検討し、早期搬送を目指す。	△	△	△	△	△	△	検討	検討	消防本部 消防総務課 消防救急G



## ② 安全で活気あられる地域を創る仕組みの構築

### スケジュール項目

- △：調査、検討
- ：一部実施、推進
- ◎：実施、完了
- ：継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ
② (1)-1	行政情報オープンデータの推進	行政情報オープンデータ推進事業	市民や地域、事業者が、新たな事業創造や課題解決ができれば、活用可能な行政情報オープンデータの活用を推進する。	本市が保有するデータを、市民や地域、事業者などが活用しやすいうように機械判読に適した形で二次利用可能なデータの公開を、インターネットで公開する。	△ 検討ワーキング（アイディアソン）の開催	○ 関係機関との調整一部試行運用	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	オープンデータの充実を図るため、新規に住居番号と土地の地番の対照表、人口、教育等にかかるとともに、従来から公開しているデータを最新のものに更新した。	各課から情報収集を行い、公開データの拡充及び更新を実施したことに伴い、カテゴリ別に66件のオープンデータを公開している。	総合政策部 総務課		情報統計G
② (1)-2	行政情報オープンデータの推進	ごみ分別ハンドブック公開事業【再掲】	市民がごみの分別を迷わないよう収集日の確認や出し忘れが防止できること、ペーパーレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎ システム導入	→ 公開	→ 公開	→ 公開	R2.10.1に雑誌及びその他色紙の分別収集を試行的に開始した。これに伴う「ごみサク」の修正に加え、市民から問い合わせがあったものの未掲載だった品目を「ごみサク」に追加し更新を図った。	「ごみサク」に掲載する品目を追加し、内容の充実を図った。作成するチラシやごみカレンダーに「ごみサク」の二次元コードを掲載し市民へ周知を図っているが、認知度は低い。	生活文化部 環境課		廃棄物対策G	
② (1)-3	行政情報オープンデータの推進	農地情報公開システム（フェーズ1） 農地ナビ（全国農地ナビ） フェーズ2システム	農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般に公開する。これにより、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、新規就農希望者、参入希望者などにとって必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図る。	全国各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開する。全国一元的なクラウドシステムとして、一般社団法人全国農業会議所が整備し、クラウドシステムに移行することで、利便性の向上、運用管理コストの低減、情報消失等への防災対策の確立を図る。インターネット公表部分【全国農地ナビ（農地情報公開システム・フェーズ1）】を先行開発し平成27年4月より農地情報（地図等）の公開を開始している。	◎ 実施	→ 継続	→ 継続	→ 継続	平成30年度に移行作業を実施したクラウドシステム（農地情報公開システム・フェーズ2）の維持管理を行った。）	システム維持管理を適切に行えた。	産業建設部 産業振興課		農業G	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ
② (1)-4	行政情報オープンデータ化の推進	道路台帳整備事業【再掲】	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	デジタル化された道路台帳について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供した。	情報の迅速な提供を行うことができ、市民の利便性の向上を図ることができた。	産業建設部	用地管理課	管理G
② (1)-5	行政情報オープンデータ化の推進	都市計画関連情報整備事業【再掲】	都市計画情報を市のホームページで提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	都市計画情報に変更等が生じた場合、随時、ホームページの更新を行い、情報提供を行った。	都市計画情報を迅速にホームページで更新することにより、市民の利便性の向上を図ることができた。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-6	行政情報オープンデータ化の推進	公開型GIS機能拡充事業【再掲】	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供するにあたり必要な機能を拡充する。	◎	→	→	→	→	都市計画参考図の閲覧および印刷が出来るよう、公開型GISにおいて最新の都市計画情報を公開した。また、公開情報を増加するため、新たなデータ作成を実施した。	公開型GISにおいて都市計画参考図の閲覧及び印刷が可能となったことにより、問い合わせ件数が減少した。今後は現在の公開型GISシステムの機能を有効活用し、公開情報の増加を図っていく。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-7	行政情報オープンデータ化の推進	議会映像等インターネット配信事業【再掲】	市議会の本会議・常任委員会・議会の映像及び議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットにより配信することにより、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開を高めることを目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の議会映像をインターネットでライブ・録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットで録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。	→	→	→	→	→	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応）また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」について、インターネットにより録画配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応）	議会中継や議会報告番組をインターネット配信することにより、映像をリアルタイムに、また、いつでもどこでも見ることで、市民の利便性向上と議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）21,931件 ・議員別配信（録画）54,798件 ・議会報告番組（録画）3,049件	議会事務局	議事調査課	議事調査G



No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ
② (3)-3	シティプロモーション戦略の推進	ホームページ情報発信事業【再掲】	市の施策や魅力をどこでも必要な時に取得できるよう、CMSを活用したホームページにより、市内外に情報発信する。また、フェイスブックなどのツールを利用し、より身近で取得しやすい環境を整えるとともに、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実を図る。	ホームページの更新が完了した。また、フェイスブックの更新も完了した。また、フェイスブックの更新も完了した。また、フェイスブックの更新も完了した。	△	◎	→	→	システム更新	運用	総合政策部	政策課	広報秘書G	
② (3)-4	シティプロモーション戦略の推進	亀山市史(ウェブ版)の普及拡大事業【再掲】	亀山市史のセキュリティの強化やシステムの刷新、強固なセキュリティの設定、外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの強化やシステムの刷新、強固なセキュリティの設定、外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの強化やシステムの刷新、強固なセキュリティの設定、外部機関では亀山市史を利用できない。	平成33年に、亀山市史はウェブ配信されて10年になる。インターネット環境が進む中、内部では市内のパソコンで亀山市史が利用できず、外部でも、一般や、他自治体、教育委員会、大学、研究機関などでも利用できないところがある。亀山市史編集さん推進委員会が設定されたセキュリティの考え方やシステムそのものの見直し、現在のシステムで利用できるようにする。	△	○	→	◎	個人所蔵者、執筆者への新しいキュリティに対する了承をとる	継続設計	業務委託によるページの再編集と配信	生活文化部	文化スポーツ課	歴史博物館
② (4)-1	総合的な防災情報伝達システムの構築	メール配信システム事業【再掲】	安心して、安全なまちづくりに向け、防災、防犯、災害及び市からのイベント開催等のお知らせをメール配信する。	あらかじめメールアドレスを登録した市民の方にメール配信する。また、非常時に必要な職員、小・中学校に於いて登録者を限定したメール配信を行う。(安心メール、小・保・保・学校メール、職員参集メール)	→	→	→	→	継続	継続	緊急情報、防犯情報、イベント情報など124件のメール配信を行った。なお、令和2年度末の登録者数は、市内の小・中学校、幼稚園、保育園等が活用している学校等連絡メールの登録者数は8,246人であり、年間1,818件の連絡メールを配信した。	総合政策部	総務課	情報統計G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ
② (4)-2	総合的な防災情報伝達システムの構築	防災情報伝達システム構築事業	南海トラフ地震や巨大地震、集中豪雨が懸念される中、行政として迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を行うことと、市民の安心・安全の基盤をつくり、災害に強いまちづくりを推進する。	迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、総合的な防災情報伝達システムを構築する。	△	△	○	○	◎	様々な情報伝達システムについて、検討、研究を行った。引き続き検討を行う。	検討、研究は行ったが、決定に至るまでの方向性も見出せなかった。		防災安全課	防災安全G
② (4)-3	総合的な防災情報伝達システムの構築	多言語情報メール配信事業【用掲】	日本語での情報が伝達されない外国人に対し、生活の安全安心を確保するための基本である災害情報や緊急情報を提供する。	現在、英語及びポルトガル語、やさしい日本語で月に1度、外国語版広報を携帯電話へ情報発信している。このしくみを活用し、災害情報、防犯情報、イベント情報などを発信していく。	△	◎	→	→	→	英語とポルトガル語の外国語版広報とやさしい日本語版の広報を、月に一度登録のメールアドレスに情報発信した。	外国語版広報の情報をメールで配信したが、情報収集の方法がSNS等に替わってきている現状から、特定の人のみへのメールによる情報発信の継続も踏まえ、情報発信の方法の検討が必要である。また、通訳(英語・ポルトガル語)は非常勤職員であるため、緊急時の災害情報や防犯情報をこの部署が担当していくのかということも検討する必要がある。	生活文化部	まちづくり協働課	市民協働G
② (4)-4	総合的な防災情報伝達システムの構築	土砂災害情報相互通報システム提供事業	行政として迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、総合的な情報伝達システムを構築する。	土砂災害に対する警戒・避難活動の支援のため、三重県の土砂災害関連情報提供センターからインターネット経由にて配信される雨量情報・警戒情報等のデータを受信し、広く市民へ情報提供を行う。	△	○	◎	→	→	三重県が整備する「三重県土砂災害情報提供システム」を、市のシステムとの代替として引き続き継続運用した。	既存のシステムとの代替となることに加え、雨量情報や土砂災害危険度情報など土砂災害に関する幅広い情報の提供が可能となった。当該システムのみでは市民に対するブックレット形式の情報提供はできない。		防災安全課	防災安全G

### ③ スリムで持続可能な行政運営への変革

#### スケジュール項目

- △ : 調査、検討
- : 一部実施、推進
- ◎ : 実施、完了
- : 継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	
③ (1)-1	行政情報システムの安定稼働と業務改革	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	法定地図やGISなど多様な業務で利用されている地図整備について、「整備費用の縮減」「市町と県との情報共有」「住民サービスの向上」「定期的な地図更新」等を推進する。	県内市町と県によるデジタル地図（共有デジタル地図）の共同整備、運用にかかると事業を実施するため、共同整備運用検討委員会へ参画する。	→	→	→	→	→	共有デジタル地図整備運営検討委員会及び技術部から、令和2年度中の事業の成果、今後の活動計画などの情報の提供を受けた。	共有デジタル地図整備事業の進捗を確認し、庁内での情報共有を図った。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-2	行政情報システムの安定稼働と業務改革	三重県電子自治体推進連絡協議会への参画	財政状況の厳しい中、住民サービスの向上や業務の効率化を進めたいため、県と県内各市町とで情報システム等の共同化に向けた取り組みを推進する。	ICTを活用し、自治体間で共通利用できる情報システムを開発・運用するため、推進連絡協議会へ参画する。	→	→	→	→	→	三重県電子自治体推進連絡協議会で提案された「スマート自治体推進検討会議」に参画し、その中で、本市が参加する事業が、「総務省自治体行政スマートプロジェクト」のモデル事業に採択された。	協議会への参加を契機として「総務省自治体行政スマートプロジェクト」において、固定資産税業務にRPAを導入した。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-3	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICTリーダーの設置	ICT利活用計画推進にあたり、各所属の技術的援助を行う。	各所属に一人、所属長から推薦を受けたCTリーダーを置き、所属のパソコンの管理・設定を行うとともに、所属職員に対する情報セキュリティの徹底を行う。	◎	→	→	→	→	令和2年度の人事異動に伴い、各グループにICTリーダーを設置した。	令和2年度の人事異動に伴う各所属のパソコン・プリンター等の設定を効率的かつ円滑に行うことができた。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-4	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICT利活用アドバイザリ委員会の設置	ICTの利活用により、市民、団体、地域、事業者などに関わる全ての主体とともに連携・協働によるまちづくりを進めるため、ICT利活用アドバイザリ委員会を設置する。	市のICT利活用施策等に対して、市民、企業及び有識者の視点から客観性をもちた助言を得る。	◎	→	◎	→	◎	次期ICT利活用計画の策定に向け、亀山市ICT利活用アドバイザリ委員会を要綱の改正を行うなど、委員委嘱の準備を行った。	次期ICT利活用計画策定に向け、アドバイザリ委員の組織構成の見直しを行ったことにより、より効果的な助言を得るための準備が整った。	総合政策部	総務課	情報統計G



No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課
③ (1)-9 (再掲)	行政情報システムの安定稼働と業務改革	行政情報システム事業(住民情報系)	住民情報システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合情報システムと福祉関係を取り扱う総合情報システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。	総合住民情報システム更新 総合住民情報システム更新	→	△	◎	→	→	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムの保守を適切に実施し、大きな不安稼働させないこと、総合保健福祉システムは、プロポーザル方式により最適なシステムを採用すること、クラウド化による運用を開始し、サーバー類を設置するデータセンターにおいて、24時間365日の有人監視を行うなど、適切にシステム保守を実施することができた。	総合保健福祉システムの利用を開始し、既にクラウド化している総合住民情報システムを、おいて、監視や保守に適切に実施したことにより、大きな不安稼働もなくなり、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	総合政策部 総務課	情報統計G
③ (1)-10	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地価調査・地番図整備事業	固定資産(土地)の現状及び資産価額の変動を的確に把握することにより、適正な土地の評価を行い、公平・公正な賦課に努める。	地価調査・地番図整備の成果をシステムに反映させること、適正な時価による公平・公正な賦課を行う。継続して実施する。	◎	→	◎	→	→	令和3年度評価替えに向け、都市計画区域外のその他地価評価法地区において、道路を単位として評価を行う地価評価法の導入に向けた地価評価の検証及び計画結果の入力を、同作業を完了した。	総合政策部 税務課	資産税G	
③ (1)-11	行政情報システムの安定稼働と業務改革	国民健康保険広域化事業	平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担う、広域化(都道府県化)に対応する。	県、国民健康保険団体連合会が運用する国保事業費納付金等算定標準システム及び国保情報集約システムと連携し、国保広域化に伴う制度改正に対応した資格管理、給付管理、賦課徴収等を適正に行うため、総合住民情報システムの改修を行う。	◎	→	→	→	→	個人番号カードによるオンライン資格確認に伴い、オンラインシステムから国保情報集約システムに連携している資格情報ファイルについて、外部システム改修を行うこととした。	生活文化部 市民課	国民健康保険G	
③ (1)-12	行政情報システムの安定稼働と業務改革	福祉医療費助成事業	事業を持続的に運営するため、福祉医療費助成制度の見直しを検討する。また、子育て支援の充実を図るため、未就学児を対象に福祉医療費助成の窓口無料化実施を検討する。	福祉医療費助成システムについて、制度の見直し、未就学児の窓口無料化に対応したシステムの改修を行う。	△	→	→	→	→	平成31年9月から未就学児を対象に県内医療機関において、窓口無料化を実施した。また、R3年から福祉医療費に関する情報連携を実施するために、独自利用申請を行い承認された。	生活文化部 市民課	医療年金G	



No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当			
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ	
③ (1)-13	行政情報システムの安定稼働と業務改革	住民基本台帳ネットワークシステム運用管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳ネットワークシステムを安定稼働させる。	国の機器更改指針に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの標準更改期間内に機器更新を実施し、機器責指及び機器・システムの保守委託を行う。	→	→	再リース	→	◎	→	→	→	生活文化部	市民課	戸籍住民G
③ (1)-14	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍システム管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、戸籍システムを安定稼働させる。	戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うため、戸籍システムの機器責指及び機器・システムの保守委託を行う。	→	→	継続	→	◎	→	→	→	生活文化部	市民課	戸籍住民G
③ (1)-15	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍副本データ管理事業	市の戸籍副本データを、法務省が管理する戸籍副本データ管理センターに日次送信し、災害時の戸籍消失を防止する。	戸籍副本データを送信するための副本データ管理システムの保守委託を行う。	→	→	契約更新	→	→	→	→	→	生活文化部	市民課	戸籍住民G
③ (1)-16	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地域包括支援センターシステム事業	相談情報、介護予防ケアプラン、給付管理票などの一元管理化及び事業報告事務の簡便化による業務の効率化を図る。	地域包括支援センターシステムにより、次の業務をシステム化する。 ①基本管理業務（個別台帳管理、個別台帳統合閲覧） ②総合相談業務 ③予防給付マネジメント業務 ④虐待ケース管理業務 ⑤介護予防事業業務 ⑥介護報酬請求事務業務	△	→	継続、次期システムの検討	→	-	→	→	→	健康福祉部	長寿健康課	高齢者支援G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						令和2年度		担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ
③ (1)-17	行政情報システムの安定稼働と業務改革	予防衛生事業（畜犬管理システム）	狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の実施管理の発生を予防し、これを撲滅することにより公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。また、迷子犬の早期発見に貢献する。	狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の実施管理をシステムで行うことで、注射の啓発や注射していない犬の把握、迷子犬の捜索に活用する。	△	◎	→	→	→	→	畜犬管理システム保守業務委託し、スムーズなシステム運用ができた。	生活文化部 環境課	環境創造G	
③ (1)-18	行政情報システムの安定稼働と業務改革	水道料金システム運用管理事業	水道料金の検針、請求、収納、督促などの業務をシステム化するにより、業務効率を改善する。	納入通知書等の作成、検針用携帯端末の保守、口座振替データの処理の業務を委託する。	◎	→	→	→	→	→	毎月の水道料金等納入通知書・督促状・催告状の作成、検針用携帯端末の保守、口座振替データの処理の業務を委託した。	上下水道部 上下水道課	上下水道管理G	
③ (1)-19	行政情報システムの安定稼働と業務改革	企業会計システム運用管理事業（上下水道）	平成29年度で保証期間満了となる企業会計システムを更新することにより、故障による業務停止を回避するとともに、パーソナルアップによる業務改善を行う。	ソフトウェア及びハードウェアとともに平成29年度中に更新し、平成30年度から令和4年度まで保守運用する。サーバー1台（公共下水道事業と共用）、クライアント1台。	○	◎	→	→	→	→	システムを運用し、予算・決算・収入・支出・固定資産・貯蔵品管理等の事務を行った。	上下水道部 上下水道課	上下水道管理G	
③ (1)-20	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地図情報システム搭載事業	統合型GISに、給水台帳、水道配管図を登録することにより、水圧計算・メーター検針・開閉検作業、漏水修繕等の業務効率を改善する。	工事等により変更される水道配管情報を毎年更新する。平成29年度は、紙ベースで管理している給水台帳をスキャンし、属性データを結合して、統合型GISの水道配管図に水道メーター位置を登録する。	◎	→	→	→	→	→	令和元年度施工した情報を登録し、統合型GISを活用することにより、窓対応等が効率的に進められるようになった。課題としては、一部データに不備な箇所があり、随時修正等を行っていく必要がある。	上下水道部 上下水道課	上下水道工務G	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						令和2年度		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ	
③ (1)-21	行政情報システムの安定稼働と業務改革	下水道台帳システム運用管理事業	公共下水道・農業集落排水施設の管理を適正に行う。	工事等により変更される下水道管情報をもとに年度更新する。	◎	→	→	→	→	→	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。また、次年度以降のシステムの保守、データ更新等の業務委託の方法検討を行った。	システムの利用により、窓口対応等がスムーズに進められるようになった。機器の更新時期を検討する必要がある。	上下水道部	下水道課	下水道工務G
					運用	継続	継続	継続	継続	継続					
③ (1)-22	行政情報システムの安定稼働と業務改革	企業会計システム運用管理事業（下水道）	平成26年度に導入した公営企業会計システムを引き続き適正かつ円滑に使用する。	ハードシステムの障害時に対応する保守を行う。また、会計システムの操作方法に付随する経理処理方法や実施内容について、公営企業会計士の経理に精通した公認会計士によるサポートを受ける。	→	→	○	◎	→	→	平成31年4月に更新を行った企業会計システムを活用し、適正かつ円滑に会計事務を行った。	更新したシステムは順調に稼働している。令和4年4月から農業集落排水事業が企業会計化する予定であるため、それに対応したシステム更新を行う必要がある。	上下水道部	下水道課	下水道管理G
					継続	継続	システム更新	運用	継続						
③ (1)-23	行政情報システムの安定稼働と業務改革	口座振替分割統合サービス	各金融機関との口座振替データの授受をより安全かつ効率的に行う。	口座振替データを各金融機関と個別に授受するのはなく、指定金融機関である百五銀行に一括してデータ伝送し、百五銀行が各収納代理金融機関とデータの授受を行う。振替結果についても百五銀行が各収納代理金融機関の口座振替データを集約し、口座振替結果データを会計課パソコンに一括送信する。	→	→	→	→	→	→	市県民税ほか13種目の口座振替について、10の金融機関に対してデータを1SDN回線にて伝送し、振替結果データについても集約を行う業務の委託を実施した。	安全かつ正確に口座振替データを授受できた。また、指定金融機関に委託することにより効率的に業務を遂行できた。なお、2024年1月をもってSDN回線のサポートが終了することから、その後の取扱いについての検討が必要である。		会計課	出納G
					継続	継続	継続	継続	継続						
③ (1)-24	行政情報システムの安定稼働と業務改革	通信指令施設・消防防災センター（活動波）保守点検委託料	平成9年度に導入、平成21年度と平成29年度に高機能化整備を行った消防緊急通信指令施設は、消防の指令業務（119番通報受信、出動各隊への指令など）に必要不可欠な施設であることから、設置業者による専門性の高い定期的な保守点検を行うことで、機能維持を図る。	保守点検では、消防緊急通信指令施設全体（専用回線を介して接続された本庁及び関係署、北東分署設置の機器を含む）のシステム及び各機器の機能維持、並びに障害時の機能回復と機器の修繕を実施する。	→	→	→	→	→	→	設置業者との保守契約を結び、機能維持が図られた。	設置業者による年1回の保守点検を実施することにより消防緊急通信指令施設の機能維持が迅速に図れることができた。保守点検結果に不備事項については、迅速な対応を図ることができ。	消防本部	情報指令課	情報指令第1・2G
					継続	継続	継続	継続	継続						

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課
③ (1)-25	行政情報システムの安定稼働と業務改革	高機能指令台更新計画事業	迅速な災害対応を行うために、指令台の機能充実に向け、新しい機能等を検討する。	指令台の全面改修の必要が見込まれる平成35年度を目途に、通信機器の廃番の頭状を鑑み、調査・検討を進める。	△	△	△	△	△	消防緊急通信指令施設の共同運用の実施に向け、津・鈴鹿・亀山消防連携・協力強化に参加し、継続的に調査、検討を行った。	消防本部	情報指令課	情報指令第1・2G
③ (1)-26	行政情報システムの安定稼働と業務改革	①救急統計システム(バス・バス用管理事業)②防火対象物・危険物施設管理システム(バス・バス用管理事業)	救急出動に関するデータ及び防火対象物・危険物施設のデータをデータベース化し、統計、検索及び各種様式作成等の作業を行うことで、導入すること、事務の効率化・迅速化を図る。	①平成23年度に導入した救急統計システムは、年間約2,200件ある救急出動の報告書及び救急救命処置録等の記録の作成、各種統計・調査、データの抽出等に活用する。 ②防火対象物・危険物施設管理システムは、市内に約3,000件の設置・点検状況、届出の提出状況等をデータベース化し、各種統計・調査を行うとともに、立入検査計画、違反是正等にも使用する。	○	◎	→	→	→	①救急統計システムを運用し、事務の効率化・迅速化を図った。 ②危険物施設管理システムはデータベースが完成し、各種統計・調査等に活用することで事務の時間短縮が図れた。防火対象物管理システムはデータベース化の作業を継続していく。	消防本部	①消防総務課 ②予防課	①消防救急G ②予防G
③ (1)-27	行政情報システムの安定稼働と業務改革	AI・RPAなどの導入検討事業	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、ますます行政サービスが多様化・複雑化が予想される中、的確にサービスを提供し続けなければならないため、ICT(情報通信技術)を活用し、業務の効率化を図る。	RPA(ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化)やAI(人口知能)などのICTの活用を検討し、導入効果の高い定型業務の一部自動化を図る。	△	△	△	○	◎	一部の課税業務(個人住民税関係の4業務と、固定資産税関係、軽自動車税関係の6業務)にAI・RPAの一部自動化を図った。また、本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税の登記簿通知書の入力にRPAを導入した。	総合政策部	総務課	情報統計G



No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						令和2年度			担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ	
③ (2)-3	「行政情報システム最適化指針」の適用	電子行政情報システム最適化指針の適用	市が保有する情報資産を積極的に活用しながら、その管理を徹底し、情報セキュリティの確保に最大限に取り組む。	情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応して情報セキュリティポリシーを見直し、継続的に改定を行うことで、情報セキュリティを確保する。	△	△	○	◎	→	継続	総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシー」に関するガイドライン」の理解に努め、見直しに向けて準備を行った。	セキュリティポリシーガイドラインが令和2年度12月に改定された(当初は令和2年夏を目途とされていた)。当該ガイドラインを踏まえた見直しを行う必要がある。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (2)-4	「行政情報システム最適化指針」の適用	自治体クラウドの検討	情報システムの導入や更改の際は、クラウドコンピューティングの適用を優先して検討し、初期費用の抑制と情報セキュリティの強化を図る。	情報システムの共同利用や統合・集約化を進める自治体クラウドの構築について検討する。	△	◎	→	→	→	継続	亀山市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と、「亀山市・朝日町自治体クラウド」の運用を継続し、協定の更新を行った。	自治体クラウドの運用を開始したことにより、サポート体制の強化やシステム運用コストを削減することができた。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (2)-5	「行政情報システム最適化指針」の適用	職員研修事業	職員のICTリテラシーの向上を図る。	情報システムの管理、運用に係る専門研修、アプリケーション研修及び情報セキュリティ研修を実施する。	→	→	→	→	→	継続	職員のICTリテラシーの向上を図るため、次の研修を行った。 ・新規採用職員情報セキュリティ研修 ・RPA研修 ・ICT利活用研修 ・e-ラーニング	情報システムの管理・運用に係る研修及びアプリケーションに係るヘルプデスクの実施により、職員のICTリテラシー能力の向上に努めた。また、職員に対しe-ラーニングによる情報セキュリティ研修等を実施した。	総合政策部	総務課	情報統計G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ
③ ③-1	学校教育におけるICT利活用の推進	情報教育推進事業（小学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することや学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実現したりすることにも、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	情報教育に関連するサーバー等、学校内ネットワークの保守整備を行うとともに、指導用及び児童用タブレット端末を計画的に導入し、教育の情報化に対応する環境を整備する。また、情報教育を行うとともに、情報インストラクターを派遣し、必要な支援を行う。	児童用タブレットPC及びヒカラープリンターの導入等 指導用タブレット型PCの導入等 パソコン至PCの更新等	→	→	→	継続	継続	教育委員会 事務局	学校教育課	教育研究G	
③ ③-2	学校教育におけるICT利活用の推進	情報教育推進事業（中学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することや学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実現したりすることにも、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	情報教育に関連するサーバー等、学校内ネットワークの保守整備を行うとともに、指導用及び生徒用タブレット端末を計画的に導入し、教育の情報化に対応する環境を整備する。また、情報教育を行うとともに、情報インストラクターを派遣し、必要な支援を行う。	生徒用タブレットPC及びヒカラープリンターの導入等 指導用タブレット型PCの導入等 パソコン至PCの更新等	→	→	→	継続	継続	教育委員会 事務局	学校教育課	教育研究G	
③ ③-3	学校教育におけるICT利活用の推進	亀山市中学校給食実施事業（テリバリ給食予約注文システム）	亀山市中学校、中部中学校で実施するテリバリ給食の注文について、システム化することにより、保護者の利便性と事務の効率化を図る。	亀山市中学校、中部中学校におけるテリバリ給食の注文を保護者がインターネットを介して申し込める。給食費は、前払いとして18食分（5,000円）と振込手数料（105円）をコンビニから振り込み、振り込んだ金額分について給食の予約ができる。なお、中学校給食の実施方式の変更があった場合は事業を見直す。	→	→	→	→	→	継続	継続	教育委員会 事務局	教育総務課	保健給食G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和2年度		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ
③ (4)-1	庁内ペーパーレス化の推進	庁内ペーパーレス化推進事業	ICTを利活用した、電子決裁や電子会議の仕組みを構築し、業務の効率化による人的・財政的な資源を創出する。	電子会議の仕組みを構築する。また、文書管理の一層の効率化・高度化を図るため、電子決裁の導入を検討する。	△	△	△	◎	○	令和元年度に整備した西庁舎3階の会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築と、モバイル端末及び電子会議システム導入の準備を行った。	電子会議を開催し易い環境を充実させたため、無線LAN会議室の拡充と、モバイル端末及び電子会議システム導入の準備が整った。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (4)-2	庁内ペーパーレス化の推進	ごみ分別ハンズブック公開事業【再掲】	市民がごみの分別を迷わないよう収集日の確認や出し忘れが防止できること、ペーパーレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なおみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なおみ分別ハンズブックを作成し公開する。	◎	→	→	→	→	R2.10.1に雑がみ及びその他色びんの分別収集を試行的に開始した。これに伴う「ごみサク」の修正に加え、市民から問い合わせがあったものの掲載できなかった品目を「ごみサク」に追加し更新を図った。	「ごみサク」に掲載する品目を追加し、内容の充実を図った。作成するチラシやごみカレンダーに「ごみサク」の二次元コードを掲載し市民へ周知を図っているが、認知度は低い。	生活文化部	環境課	廃棄物対策G
③ (4)-3	庁内ペーパーレス化の推進	タブレット端末の導入	市議会の本会議や委員会等の議会関連資料をデータ化し、議会運営の効率化とペーパーレス化に努めるとともに、それらの端末に通信機能を持たせ、情報収集や事務連絡用として使用するなど、タブレット端末の多角的な活用を図る。	タブレット端末を21台（議員18台、事務局3台）購入し、議会活動及び政務活動において使用している。（公開会議の資料閲覧、情報検索、通告書・視察報告書等の作成、各種資料作成、事務局からの連絡、スケジュール管理等） 当面、タブレットと紙資料との併用であるが、議会が出来ることからペーパーレス化に取り組んでいる。	→	→	→	→	→	本会議や各種委員会等、公開会議の会議資料は全てデータ化し、タブレット端末を活用することで、できることからペーパーレス化に取り組むこととなった。	タブレット端末の導入により、資料をデータ化する事で、議員への事前提供が可能になった他、タブレット端末の多角的な活用を図り、事務の効率化に努めた。また、各種資料等は現在、紙とタブレットの併用であるが、議会としてできることからペーパーレス化に取り組みることができた。	議会事務局	議事調査課	議事調査G



# 第3次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書(令和2年度)

( 総合政策部 財務課 )

## 計画の基本情報

計画期間	R 2 ~ R 7 年度																							
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画の「6.行政経営(3)持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第2次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。																							
目的・概要	『市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換』を図っていくことを目的として、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。																							
計画の骨格	<p>本大綱の体系は、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を図っていくことを目的として、4つの目標及び15の重点方針を設定し、前期実施計画：82の具体的取組を掲げています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">目 標</th> <th style="text-align: center;">重 点 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">I 行政システムの改革</td> <td>1. ICTを活用した市民サービスの提供</td> </tr> <tr> <td>2. 事務事業構築手法の確立</td> </tr> <tr> <td>3. 働き方改革の推進</td> </tr> <tr> <td>4. 人財育成システムの改革</td> </tr> <tr> <td>5. 新たな公文書管理の改革</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">II 財政運営の強化</td> <td>6. 歳入確保の推進</td> </tr> <tr> <td>7. 歳出の節減・重点化</td> </tr> <tr> <td>8. 特別会計・企業会計等の経営健全化</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">III 既成概念からの脱却</td> <td>9. 公有資産マネジメントの推進</td> </tr> <tr> <td>10. 事務事業のスクラップ&amp;ビルド</td> </tr> <tr> <td>11. PPP（官民連携）の導入促進</td> </tr> <tr> <td>12. 新たな自治体間連携の検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">IV 市民総活躍によるまちづくり</td> <td>13. 地域まちづくり協議会の運営支援</td> </tr> <tr> <td>14. 共助による支え合いの基盤の強化</td> </tr> <tr> <td>15. 協働事業の推進</td> </tr> </tbody> </table>	【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換		目 標	重 点 方 針	I 行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	2. 事務事業構築手法の確立	3. 働き方改革の推進	4. 人財育成システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	7. 歳出の節減・重点化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	III 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	11. PPP（官民連携）の導入促進	12. 新たな自治体間連携の検討	IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援	14. 共助による支え合いの基盤の強化	15. 協働事業の推進
【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換																								
目 標	重 点 方 針																							
I 行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供																							
	2. 事務事業構築手法の確立																							
	3. 働き方改革の推進																							
	4. 人財育成システムの改革																							
	5. 新たな公文書管理の改革																							
II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進																							
	7. 歳出の節減・重点化																							
	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化																							
III 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進																							
	10. 事務事業のスクラップ&ビルド																							
	11. PPP（官民連携）の導入促進																							
	12. 新たな自治体間連携の検討																							
IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援																							
	14. 共助による支え合いの基盤の強化																							
	15. 協働事業の推進																							

## 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

## 計画の実績等

取組実績	<p>令和2年度については、第3次亀山市行財政改革大綱(令和2年度～令和7年度)の初年度として、行財政改革大綱前期実施計画(令和2年度～令和4年度):82の具体的取組の着実な推進を図るため、上半期において課題・問題点等も含め、各取組状況を確認するなど進捗管理に努めた。</p> <p>また、学識経験者等で構成する行政改革推進委員会などの会議については、新型コロナウイルス感染拡大の状況下において開催することができなかったが、第2次行財政改革大綱後期実施計画(平成30年度～令和元年度)実績を书面報告することなどにより推進体制を確保した。</p>
成果	<p>行政システムの改革として、AI・RPA等の導入推進やマイナンバーカードの交付率の向上に努めるとともに、時間外勤務の上限を規定するなど、働き方改革による職場環境の改善を図った。</p> <p>財政運営の強化として、市税等のスマートフォンアプリ収納の開始による利便性の向上に加え、積極的な企業誘致活動により、亀山・関テクノヒルズへの新たな企業進出が決定した。また、特別会計・企業会計等の経営健全化を図るため、農業集落排水事業の公営企業化に向けた検討を進めた。</p> <p>既成概念からの脱却として、市営住宅の民間賃貸住宅の活用、消防指令業務の共同運用について、自治体間連携の協議等を行った。</p> <p>市民総活躍によるまちづくりとして、地域まちづくり協議会の継続的發展のために地域リーダーの発掘・育成等の運営支援や協働事業の推進を図った。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>行財政改革大綱取組の着実な実践により、財源確保と経費削減が図られたことから、総合計画推進に寄与することができた。</p> <p>【行財政改革による主な効果】</p> <p>AI・RPA等の導入、マイナンバーカード交付率の向上、時間外勤務総時間の削減、収納率の向上、企業進出の決定、民間賃貸住宅の活用</p>
反省点・課題	<p>コロナ禍において、各取組の進捗等に影響があることは否めないが、第3次行財政改革大綱に掲げる中間(R4末)目標値の達成に向け、前期実施計画に掲げる82の具体的取組を着実に進めていく必要がある。</p>
今後の方向性	<p>引き続き、改革の目的を念頭に置き、次代を見据えたスマート自治体への転換の実現に向け、市民サービスの向上、DXの推進やテレワークによる働き方改革などの行財政改革を推進する。</p>

## 成果指標一覧

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値 (R7)
1	AI・RPA等の導入件数	件	-	7	8
2	マイナンバーカードの交付率	%	9.8	27.9	90.0
3	時間外勤務総時間	時間	42,328	37,755	40,000以下
4	財政調整基金の残高	億円	29.7	23.8	20.0以上
5	経常収支比率(一般会計)	%	86.5	85.5	85.0以下
6	病院事業会計への繰出金(法定外)の額	千円	94,332	39,279	50,000以内
7	スクラップ&ビルドの件数	件	-	0	8
8	民間賃貸住宅を活用した戸数	戸	74	82	134
9	新たな自治体間連携の協議等を行った数	件	-	1	4
10	地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数	地区	-	4	22
11	かめやま人キャンパスを修了した人数	人	-	0	120
12	協働事業提案制度を実施した件数	件	25	29	35